

令和2年第1回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
3月10日（火）	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	7
○議事日程の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○町長の施政方針	10
○町政に対する一般質問	14
7番 関 口 雅 敬 君	14
4番 岩 田 務 君	24
5番 村 田 徹 也 君	29
3番 野 原 隆 男 君	42
9番 新 井 利 朗 君	44
1番 板 谷 定 美 君	47
8番 大 島 瑠美子 君	50
○町長提出議案の報告及び一括上程	56
○議案第1号の説明、質疑、討論、採決	56
・議案第1号 長瀬町学校のあり方検討委員会設置条例	
○議案第2号の説明、質疑、討論、採決	60
・議案第2号 長瀬町行政組織条例の一部を改正する条例	
○議案第3号の説明、質疑、討論、採決	62
・議案第3号 長瀬町印鑑条例の一部を改正する条例	
○議案第4号の説明、質疑、討論、採決	64
・議案第4号 長瀬町監査委員に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第5号の説明、質疑、討論、採決	66
・議案第5号 長瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	
○議案第6号の説明、質疑、討論、採決	67
・議案第6号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第7号の説明、質疑、討論、採決	68
・議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	

○議案第 8 号の説明、質疑、討論、採決	7 0
・議案第 8 号　ふるさと長瀬応援寄附金条例の一部を改正する条例	
○議案第 9 号の説明、質疑、討論、採決	7 1
・議案第 9 号　長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条 例の一部を改正する条例	
○議案第 1 0 号の説明、質疑、討論、採決	7 3
・議案第 1 0 号　長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例	
○議案第 1 1 号の説明、質疑、討論、採決	7 4
・議案第 1 1 号　令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第 8 号）	
○会議時間の延長	8 0
○延会について	8 2
○次会日程の報告	8 2
○延　　会	8 3



3月11日（水）

○開　　議	8 7
○議案等の説明のため出席した者の紹介	8 7
○議事日程の報告	8 7
○議案第 1 2 号の説明、質疑、討論、採決	8 8
・議案第 1 2 号　令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	
○議案第 1 3 号の説明、質疑、討論、採決	9 0
・議案第 1 3 号　令和元年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	
○議案第 1 4 号の説明、質疑、討論、採決	9 3
・議案第 1 4 号　令和元年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	
○議案第 1 5 号の説明、質疑、討論、採決	9 4
・議案第 1 5 号　令和 2 年度長瀬町一般会計予算	
○東日本大震災の犠牲者に対する黙祷	1 3 1
○会議時間の延長	1 5 0
○延会について	1 5 8
○次会日程の報告	1 5 9
○延　　会	1 5 9



3月12日（木）

○開　　議	1 6 3
-------------	-------

○議案等の説明のため出席した者の紹介	1 6 3
○議事日程の報告	1 6 3
○議案第 1 6 号の説明、質疑、討論、採決	1 6 4
・議案第 1 6 号 令和 2 年度長瀬町国民健康保険特別会計予算	
○議案第 1 7 号の説明、質疑、討論、採決	1 6 8
・議案第 1 7 号 令和 2 年度長瀬町介護保険特別会計予算	
○議案第 1 8 号の説明、質疑、討論、採決	1 7 0
・議案第 1 8 号 令和 2 年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
○議案第 1 9 号の説明、質疑、討論、採決	1 7 3
・議案第 1 9 号 長瀬町道路線の廃止及び変更について	
○議案第 2 0 号の説明、質疑、討論、採決	1 7 4
・議案第 2 0 号 長瀬町公平委員会委員の選任について	
○議案第 2 1 号の説明、質疑、討論、採決	1 7 5
・議案第 2 1 号 長瀬町固定資産評価審査委員会補欠委員の選任について	
○経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	1 7 6
○字句の整理	1 7 6
○閉会について	1 7 6
○町長挨拶	1 7 6
○閉 会	1 7 7

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第14号

令和2年第1回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年3月5日

長瀬町長 大 澤 タキ江

1 期 日 令和2年3月10日（火）

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１０名）

１番	板	谷	定	美	君	２番	井	上	悟	史	君
３番	野	原	隆	男	君	４番	岩	田		務	君
５番	村	田	徹	也	君	６番	野	口	健	二	君
７番	関	口	雅	敬	君	８番	大	島	瑠美子		君
９番	新	井	利	朗	君	１０番	染	野	光	谷	君

不応招議員（なし）

令和 2 年第 1 回長瀬町議会定例会 第 1 日

令和 2 年 3 月 1 0 日（火曜日）

議 事 日 程 （第 1 号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町長の施政方針

1、町政に対する一般質問

7 番 関 口 雅 敬 君

4 番 岩 田 務 君

5 番 村 田 徹 也 君

3 番 野 原 隆 男 君

9 番 新 井 利 朗 君

1 番 板 谷 定 美 君

8 番 大 島 瑠美子 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第 1 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 2 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 4 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 6 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 7 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 8 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 9 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 1 0 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 1 1 号の説明、質疑、討論、採決

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	板	谷	定	美	君	2番	井	上	悟	史	君
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田		務	君
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠美子	君	
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	大	澤	夕	キ	江	君	副 町 長	齊	藤	英	夫	君
教 育 長	野	口			清	君	会 計 主 事	村	田	武	彦	君
総務課長	福	島	賢	一	君		企 画 財 政 課 長	内	山	雅	人	君
税務課長	相	馬	孝	好	君		町 民 課 長	福	嶋	俊	晴	君
健康福祉課 長	中	畝	康	雄	君		産 業 観 光 課 長	玉	川		真	君
建設課長	若	林		智	君		教 育 次 長	内	田	千 栄	子	君

事務局職員出席者

事務局長	野	口		晃		書 記	石	川	正	木
------	---	---	--	---	--	-----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（野口健二君） 皆さん、おはようございます。

今日は、令和 2 年第 1 回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝で出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は、10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和 2 年第 1 回長瀬町議会定例会を開会いたします。

なお、本日の会議に一時欠席の届けが染野光谷君よりございましたので、ご報告いたします。

〔「何で」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 病院にちょっと行くので。

_____ ◇ _____

◎開議の宣告

○議長（野口健二君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

_____ ◇ _____

◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（野口健二君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。

_____ ◇ _____

◎諸般の報告

○議長（野口健二君） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、令和元年11月から1月に係る現金出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご了承願います。

12月18日に、役場の全員協議会室で、「第41回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席しました。

12月19日、当町の宝登山神社ほかで、「秩父町村議員クラブ研修会及び交流会」が開催され、板谷定美君、井上悟史君、野原隆男君、新井利朗君、染野光谷君、副議長岩田務君とともに出席しました。

12月23日、役場の全員協議会室で、「秩父地域議長会第3回定例会」が開催され、副議長岩田務君とともに出席しました。

1月7日、秩父消防本部で「消防出初式」が開催され、副議長岩田務君、秩父広域市町村圏組合議員染野光谷君、新井利朗君とともに出席しました。

1月9日、埼玉県知事公館で「埼玉県と埼玉県市議会議長会・埼玉県町村議会議長会との新年懇談会」が開催され、出席しました。

1月17日、秩父神社参集殿で「J Aちちぶ新年祝賀会」が開催され、出席しました。

1月20日に、三芳町役場ほかで「埼玉県町村議会議長会役員会・町村議会議長視察研修会」が開催され、出席しました。同日、秩父宮記念市民会館でちちぶまちづくり塾主催による「地域雇用創出にかかる講演会」が開催され、板谷定美君、井上悟史君、野原隆男君、村田徹也君、大島瑠美子君、新井利朗君が出席しました。

1月21日、春日部市及びさいたま市で秩父地域議長会主催による「正副議長及び事務局長合同研修会」が開催され、副議長岩田務君とともに出席しました。

1月29日、浦和ロイヤルパインズホテルで「市町村トップセミナー」が開催され、出席しました。

1月30日、町内の長生館で秩父地域議長会主催による「秩父郡市医師会と秩父市町議員の情報交換会」が開催され、板谷定美君、井上悟史君、野原隆男君、大島瑠美子君、新井利朗君、副議長岩田務君とともに出席しました。

2月3日、美里町役場ほかで「県北地域町村議会議長会視察研修及び懇親会」が開催され、出席しました。

2月4日、秩父市の農園ホテルで「秩父旅館業組合新春懇談会」が開催され、出席しました。

2月7日、埼玉県県民健康センターで「町村長・町村議会正副議長合同研修会」が開催され、出席しました。

2月18日、役場の全員協議会室で、「ちちぶ定住自立圏議員説明会」が開催され、板谷定美君、井上悟史君、野原隆男君、村田徹也君、関口雅敬君、大島瑠美子君、新井利朗君、副議長岩田務君が出席しました。

2月21日、埼玉県県民健康センターで「埼玉県町村議会議長会令和元年度定期総会」が開催され、出席しました。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員から組合会議の報告をお願いいたします。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） おはようございます。秩父広域市町村圏組合議会関係のご報告を申し上げます。

昨年1月に水道料金体系の統一に関する事で諮問してあったことが、令和元年12月20日に答申されました。内容につきましては、料金改定率は17.91%の引上げが望ましいということと、料金改定期間は令和3年4月1日という主な内容でございます。それに伴いまして、全員協議会が今年1月17日に開催され、議会議員に報告がありました。

続きまして、2月12日に同じく全員協議会が開催され、次のことが報告されました。令和2年第1回定例会管理者提出議案についての概要でございます。

2番目として、一般廃棄物最終処分場の埋立期間延長についてということが報告されました。これは、県に報告して埋立地をそれぞれ更新しているのですけれども、第2期としてこの3月31日が第2期目の終了であります。その第3期の始まりとして、令和2年度から令和16年度までの15年間で認められたという報告がありました。

それから、消防救急デジタル無線整備事業の入札談合に伴う損害賠償請求についてということで、これは時効の中断を兼ねることで、そういうふうな報告があり、また請求を行うというところでございます。

令和元年、あと消火、消防、救急、救助の統計についての報告がありました。その他、災害復旧の査定についての報告があったのが2月12日でございます。

続きまして、2月19日に定例会の前に全員協議会が開催されました。水道料金の統一に係る組合事務の理事会の協議の結果についての報告でございます。

続きまして、2月19日、9時58分から会議が始まりまして、提出された議案第1号から第8号までの議案審議が行われました。

第1号議案というのは、市町村圏組合事務設置条例の一部を改正する条例で、総員起立でございます。賛成でございます。

それから、議案第2号として、一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が提案され、総員起立で賛成でございます。

それから、第3号議案として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う条例整備の条例が提案され、これも総員起立で原案可決いたしました。

それから、議案第4号として、秩父広域市町村圏組合の任用職員の報酬に関する条例が提案され、これも総員起立で原案可決でございます。

それから、第5号として、令和元年度の一般会計補正予算（第2回）が提案され、総員起立で原案可決いたしました。

第6号として、令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計の補正予算（第4回）が提案され、総員起立で賛成でございます。

続きまして、第7号は一般会計予算、これは令和2年度の一般会計予算で、慎重な審議の結果、総員起立で原案可決でございます。

それから、第8号議案として、令和2年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計の予算が提案され、起立多数で原案が可決されました。

水道料金統一に向けた方針が決定されたことで町民の間でも非常に関心高いところでございますが、参考として、今まだ議会の正式決定を経ておりませんので、これからのことでありますけれども、一応令和3年4月から水道料金を改定し、今の秩父市の料金に統一していくというふうなところでございます。ちなみに、長瀨町、皆野町の水道料金は基本的に月20立米、いわゆる2か月で40立米で大体520円程度下がるというふうな見込みの試算がされております。これはまだ議会を、承認しておりませんので、正式ではありませんけれども、一応そういうふうな状態であります。これに関しまして、今年の4月、5月にパブリックコメントを実施するというふうなこと、また6月、7月頃に住民説明会を実施するというところでございます。

以上、広域市町村圏組合議会からの報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口健二君） 以上で、諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（野口健二君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。3月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

す。

本日ここに令和２年第１回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中をご出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、３月に入り、本来であれば待ちに待った春を迎える時期でございますが、中国湖北省などで発生しております新型コロナウイルス感染症がアジアを中心に世界各国に広がっている状況にあり、例年とは異なり、うららかな気分で春を迎えることができないことが誠に残念であり、一刻も早い事態の終息を願ってやみません。世界での感染者は10万人を超え、死者も約3,800人となっており、世界経済への影響も大いに懸念されるところでございます。日本国内においては、１月15日に初めて感染者が確認されてから現在の国内での感染者はクルーズ船の感染者を含め1,200人を超え、複数の方がお亡くなりになっております。国は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、２月25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を発表し、27日には全国の小中学校等の臨時休校の要請を行いました。当町でも新型コロナウイルス対策会議を開催し、役場及び各出先機関等に消毒液を設置するとともに、区長回覧を通じて手洗い、うがい、せきエチケットなどの予防対策の注意喚起を行っております。また、町主催の事業やイベントも中止、延期するなど、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組み、一日も早く町民の皆さんが平穏な日常に戻れるよう対策を講じているところでございますので、議員の皆様におかれましてもご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ここで、12月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、総務課関係について申し上げます。

２月４日にちちぶ定住自立圏と埼玉県行政書士会との間で、災害時における被災者支援に関する協定書の締結式が行われました。この協定は、ちちぶ定住自立圏内に大規模災害が発生した場合において、被災者支援のための業務相談を実施していただく内容となっております。町では、引き続き分野の協力体制の整備を積極的に進め、防災対策に万全を期してまいります。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

１月10日、特別養護老人ホームながとろ苑で福祉避難所開設訓練をながとろ苑、埼玉県、長瀬町社会福祉協議会と合同で実施いたしました。避難所開設から避難者受入れまでの流れを確認することができ、日頃からの準備、訓練の重要性を改めて認識いたしました。訓練実施に当たり、ご協力いただきました多くの関係者の皆様に御礼を申し上げます。

次に、産業観光課関係について申し上げます。

１月25日から２月24日までの土日、祝日に新たな試みとして、長瀬宝登山ロウバイライトアップが実施されました。また、３月１日には秩父路に春を告げるお祭りとして恒例になりました長瀬火祭りが宝登山山麓で開催されました。残念ながら、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、行事内容の大幅な縮小を行っての開催となりました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

１月12日に成人式典が有隣倶楽部で開催され、新成人60名が出席いたしました。議員の皆様には来賓としてご出席いただき、共に新成人の門出を祝っていただき、ありがとうございました。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、３月７日に予定しておりましたスポーツ表彰授与式、８日に予定しておりました公民館・ホームまつりにつきましては、残念ながら中止といたしました。また、国や県の方針を踏まえ、子供たちの健康、安全を第一に考え、３月２日から春休み前までの間、小中学校を臨時休業と

いたしました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、新規条例案や予算案などの合わせて21議案でございます。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただきたいと存じます。

いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、十分にご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

本日はよろしくお願いいたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（野口健二君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、お手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（野口健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

4番 岩 田 務 君

5番 村 田 徹 也 君

7番 関 口 雅 敬 君

以上の3名を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（野口健二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12日までの3日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12日までの3日間に決定しました。

◎町長の施政方針

○議長（野口健二君） 日程第3、町長の施政方針。町長、施政方針をお願いいたします。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 令和2年第1回長瀬町議会定例会の開会に当たり、令和2年度の施政方針を述べさせていただきます。

政府が公表する月例経済報告によりますと、我が国の経済は、「景気は輸出が弱含む中で、緩やかに回復している」と報告され、先行きについては「雇用・所得環境の改善続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるが、通商問題を巡る動向等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」と指摘されております。

当町に目を向けますと、平成30年度決算では、将来負担比率はやや改善されたものの、経常収支比率や実質公債費比率等は悪化し、今後も厳しい財政状況が予想されます。

また、自主財源の柱である町税の令和元年度最終予算額は、平成30年度決算額を上回る見込みとなったものの、新型コロナウイルス感染症が国内外の経済に与える影響や東京2020オリンピック・パラリンピック終了後の国内経済等を考慮すると、決して楽観視することはできない状況にあります。

歳出については、老朽化した施設の維持管理経費や社会保障制度に要する費用などの義務的経費が増加しているほか、消防施設等の整備や水道及びし尿処理の広域化等に伴う費用負担の増加も想定されます。その一方で、少子化対策、定住対策、災害への備えや生活基盤の整備、観光振興、教育の充実など、取り組むべき課題は山積しております。

厳しい財政状況の中、こうした施策に取り組んでいくことは極めて困難であることから、引き続き限られた財源を効果的に活用するため、事務事業の見直しを徹底的に進めるとともに、町税収納率の向上などさらなる財源確保を進める必要があります。

このような状況において、令和2年度当初予算は、「はつらつ長瀬プラン・第5次長瀬町総合振興計画」基本構想に掲げられた3つのまちづくりの基本理念及び「長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた4つの基本方針に基づき、「はつらつ長瀬」の実現を目指し、重要度の高い事業に効率的かつ重点的に財源を集中させ、編成を行いました。

それでは、令和2年度予算案についてご説明をいたします。

ここ数年、重点施策として、「結婚・妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援」と「移住・定住の促進」を掲げ、各種施策を実施してまいりました。これらの施策は、今、当町が取り組まなければならない課題であることに変わりはありません。しかしながら、昨年10月に当町を襲った台風19号の被害を受け、安心・安全なまちをつくることが町民の皆様への最高の福祉であるとともに、ひいては移住・定住の促進につながることにまなると考え、令和2年度においては安心・安全なまちづくりを主眼として予算を編成いたしました。

初めに、インフラの整備としまして、台風19号による豪雨の際にも雨水が滞留する等の被害が見られた本中117号線の側溝整備に着手することとし、令和2年度は側溝整備に向けた測量設計を実施いたします。そのほか、災害や火災の発生時に消防車や救急車などの緊急車両が進入できるよう、狭隘道路である岩田6号線及び長瀬23号線外2路線の改良を行うとともに、幹線1号線の歩道整備工事も併せて実施いたします。

河川につきましても、水害などを未然に防止するため、銅の入沢の護岸整備工事及び岩田字樋ノ口水路の整備工事を実施いたします。

また、全国的に社会資本の老朽化対策が求められていることから、平成30年3月に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁1橋の長寿命化工事を行うとともに、町が管理する橋梁105橋のうち、その36%に当たる38橋の点検を実施いたします。

さらに、行政区からの要望に応じて実施してきた町道維持に係る原材料の支給に加え、以前から皆様の要望を頂いておりました道路の簡易舗装工事につきましても対応することといたしました。これにより、これまでの原材料支給では舗装工事を実施することが困難であった行政区においても、簡易舗装工事による未舗装町道の凸凹解消等が可能になり、各地区の住民の利便性や町道の維持管理の向上を図ることができると考えております。また、地震発生時等のブロック塀の倒壊による被害を未然に防ぐため、令和4年度までの間、危険なブロック塀の撤去に係る費用の一部を助成することといたしました。

続いて、ソフト事業として、平成27年度に作成・配布しましたハザードマップを更新いたします。現在のハザードマップを作成・配布した後に追加された土砂災害警戒区域や指定避難所のほか、令和2年度中に公表される浸水想定区域等を反映したハザードマップを作成し、町民の皆様に配布することで、自然災害への対応力を高め、被害の軽減を図ってまいりたいと考えております。

また、11月に全町民を対象とした防災訓練を計画しており、各地区集会所や防災行政無線による通信訓練のほか、大字長瀬地区の町民の皆様を中心に、昨年度整備した長瀬地区公園に参集いただき、炊き出し訓練、消火器の使用体験、防災用品の展示等を実施する予定でございます。

これまで重点施策として取り組んできた「結婚・妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援」と「移住・定住の促進」につきましても、当町が抱える大きな課題である人口減少への対策として、引き続き手を緩めることなく取り組んでまいります。

具体的には、これまで実施してきた結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援に加え、新たに「新生児聴覚検査」に係る費用の一部を助成するほか、入室希望者が多い第一小学校放課後児童クラブ室の受入人数を増加させるため、拡張工事を行います。また、令和元年度に始まった子どものための教育・保育無償化に引き続き対応しつつ、ゼロ歳児から2歳児までの保育園や認定こども園の保護者負担金を国が定める基準額より低く設定し、その差額を町が負担することにより、保育料等の引下げを図ってまいります。

「移住・定住の促進」については、平成30年に施行した「長瀬町企業誘致条例」に基づいた企業誘致奨励金の交付を開始するほか、令和元年度から長瀬町においても特別交付税措置の対象となった地域おこし協力隊員を1人から4人に拡充する予定です。地域おこし協力隊員には、地域に溶け込んだ活動を行っていただくとともに、その活動を通じて感じた町の魅力を積極的に配信していただき、移住・定住者の増加につなげていただきたいと存じます。なお、移住・定住ツアーについては、これまでの実施方法を見直し、業者委託による集団ツアーではなく、町のことを熟知した職員が移住・定住希望者一人一人の要望や状況に応じて町内を案内する個別ツアーにより実施することといたします。これにより、これまでではできなかった参加者の細かいニーズに対応した「かゆいところに手が届く」ツアーを行うことが可能になり、移住・定住者の増加に資するのではと考えております。

ただいまご説明いたしました事業以外の主要な事業につきましては、町総合振興計画の基本構想に掲げられた施策の大綱の項目に沿って概要を説明いたします。

初めに、「誰もがいつまでも暮らし続けられるまち」について、高齢者福祉については、住み慣れた地

域で安心してくらせるよう医療と介護の連携を強化するとともに、住民の支え合いによるまちづくりを推進する仕組みや体制づくりを行う生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託するなどし、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。また、令和元年度に試験的に開始した独り暮らしの高齢者などに対する配食サービスを本格的に導入してまいります。

障害者福祉については、障害者自立支援給付事業をはじめ、障害者支援サービスの充実に努めるほか、高齢者障がい者いきいきセンターの円滑な運営を行ってまいります。また、高齢者福祉や障害者福祉の施策を進める上で不可欠な「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の3計画を策定いたします。

社会保障については、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険制度の運営を適切に行い、安心して医療や介護が受けられるよう、安定した財政運営を行う基盤づくりに努めてまいります。また、独り親家庭等医療、重度心身障害者医療及び子ども医療の医療扶助についても引き続き実施してまいります。

健康づくりの推進については、「コバトン健康マイレージ事業」に引き続き参加することにより健康増進につなげるほか、各種検診の実施や国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者に対する人間ドック費用を助成することにより、病気の早期発見、早期治療の機会の提供や、各種予防接種の実施により、疾病の発症及び流行の予防を図ってまいります。また、新たに後期高齢者広域連合からの受託により、フレイル予防を取り入れた「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」を実施し、健康寿命の延伸や生きがいづくりにつなげてまいります。

地域医療については、ちちぶ医療協議会により、救急医療や予防医療等の地域医療の維持、向上を図ってまいります。

次に、「活力を生み出すまち」について、観光業の振興については、現在策定している「観光振興計画」に基づき、多様化する観光客のニーズに対応するため、観光案内をはじめとした効果的なプロモーションを行い、観光地としてさらなる魅力の向上及び交流人口の増加を図ってまいります。また、花を生かした美しい観光地づくりを推進するため、町とNPO法人が連携して公益財団法人河川財団の助成事業を活用し、蓬莱島公園へのツツジの植栽を計画しております。この植栽により、台風19号により被災した蓬莱島公園が再び町民や観光客の皆様が憩える場所となるよう期待しているところでございます。

農林業の振興につきましては、農産物生産者団体への補助金交付や農作物を守るために有害鳥獣被害対策などに取り組むほか、林道の維持管理や円滑な森林管理を実施してまいります。また、緑の村にある流水プール等の野外運動施設につきましては、新たな利活用を検討してまいりましたが、現状のまま利活用することは困難であるとの結論に至り、除却に向けて着手することといたしました。令和2年度は除却に係る設計を行い、令和3年度に除却工事を実施する予定です。

商工業については、中小企業者が資金を借り入れた際の利子補給、住宅リフォーム等資金の助成や商工業活動の拠点である商工会への補助を引き続き行ってまいります。また、商工会とも連携し、新たに町内で事業を起こす「起業」や「創業」の支援に取り組んでまいります。

次に、「安心して快適に生活できるまち」について、消防・防災体制については、迅速かつ効率的に災害に対応していくため、消防団組織の円滑な運営を図るほか、消防施設や防災行政無線の維持管理など、災害に備えた事業をこれまでと同様に取り組み、地域防災力の向上に努めます。また、令和3年5月に使用できなくなる移動系防災行政無線に代わる通信機器として、デジタル簡易無線機を消防団に配備いたします。

防犯・交通安全については、約900基ある防犯灯の付け替えに着手し、計画的に維持管理をしていくとともに、交通安全啓発活動などの実施により意識の高揚を図るほか、道路の危険箇所へのガードレールやカーブミラーの設置、道路照明灯のLED化などを行ってまいります。

上下水道の整備については、秩父広域市町村圏組合に対して上水道事業の経費を皆野・長瀬下水道組合に対して下水道事業、し尿処理事業、市町村整備型浄化槽事業の経費を負担してまいります。なお、水道料金につきましては、令和元年12月20日に水道事業経営審議会から管理者に対し、令和3年度4月1日を期日として平均17.91%の引上げを実施すべきとの答申がなされました。しかしながら、答申どおりの料金改定を実施いたしますと、大幅な水道料金の引上げとなる地域があり、住民生活や企業活動に及ぼす影響が大きいことから、理事会において令和3年4月1日から秩父市の料金体系に統一するとの方針を決定したところでございます。今後水道料金について町民の皆様の理解を得るため、水道料金の仕組み、水道事業の財政状況や事業計画等の広報を実施し、十分に説明責任を果たすよう、秩父広域市町村圏組合に求めてまいります。また、し尿処理事業につきましては、秩父圏域における統合・広域化に向けて、4月1日から準備室が設置されることとなりましたので、遺漏のないよう事務を進めてまいります。

次に、「一人ひとりが生きがいを持って活躍できるまち」について、教育環境については、児童生徒向けの1人1台の学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する、いわゆる「GIGAスクール構想」を実現させるため、関連予算を令和元年度3月補正予算に計上した上で令和2年度に繰り越し、小中学校の校内通信ネットワークを整備いたします。また、児童生徒の減少に伴い、当町の望ましい学校教育の実現に資するため、今後の学校の在り方を検討する委員会を立ち上げ、もろもろの検討を進めてまいります。そのほか、外国人講師による語学指導、中学校配置相談員や特別支援教育学校支援員の配置、放課後子供教室事業や中学生学力アップ事業の実施、学校施設・設備の維持管理など、小中学校の教育環境の充実を図るほか、矢那瀬地区から第二小学校へ通う児童の送迎を引き続き実施いたします。また、給食センターにつきましては、計画的な維持保全を行うため、建物の専門的かつ詳細な調査を行い、施設等の老朽化や劣化度等を診断いたします。

生涯学習の推進とスポーツの振興については、中央公民館、総合グラウンド及び塚越グラウンドなど、生涯を通じて意欲的に学習やスポーツに親しめる施設の維持管理及び各種団体への支援を引き続き行なってまいります。また、今年はオリンピックイヤーとなっており、7月24日に東京2020オリンピックが開幕いたします。当町におきましては、オリンピックに先立って実施される聖火リレーが7月8日に通過することとなっており、聖火ランナーが長瀬の象徴である岩畳を見ながら和船で下るという特殊なルートとなっております。町を挙げて聖火リレーを成功させ、国内外に風光明媚な長瀬町をPRするとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック成功の機運を醸成してまいります。

人権意識の向上については、人権教育講演会などを開催し、地域や学校、職場など身近な生活環境から人権問題に対する理解と認識を深めてまいります。

最後に「町民と行政との協働によってつくるまち」について、広報・公聴活動の推進については、広報なごろ、町ホームページ、町公式フェイスブック等を通じて、分かりやすくかつ新鮮な情報の提供に努めるほか、町公式インスタグラムを活用し、町内外に町の魅力を発信してまいります。また、町公式のマスコットキャラクターにつきましては、昨年の9月議会に作成を再度検討する必要があるのではとのご質問を頂いたとともに、町職員で構成する「みらい創りプロジェクト」においても、その必要性及び具体的な作成手順等の提案がなされました。これらを受け、クラウドファンディングなどによる寄附金を財源とし

て、町公式のマスコットキャラクターを作成する予算を計上させていただきました。町民の皆様からも愛されるマスコットキャラクターを作成し、各種キャンペーンやパンフレット等で活用してまいりたいと考えております。

行政運営の強化については、税務課と出納室を統合する組織改正を行うとともに、職員の適正な定員管理と配置に取り組み、町民の皆様の実便性を確保しつつ、より効率的な組織づくりを行ってまいります。また、町だけでは解決することが難しい秩父圏域の広域的な行政課題を解決するため、ちちぶ定住自立圏構想に基づいた各種事業を進めるほか、町民の行政参画をさらに進めるため、町への提案制度やパブリックコメント、ワークショップ、アンケート調査などを引き続き実施してまいります。

地域活動の推進については、地域の生活を支える基盤である行政区を中心とした地域活動を引き続き進めるとともに、コミュニティ組織の育成及び支援に取り組んでまいります。

財政基盤の強化については、長期的な視点に立ち、健全な財政運営ができるよう、町税の適正な賦課徴収及び財源の適正配分に努めます。また、返礼品による地域産業の活性化及び寄附金の確保を図るため、ふるさと納税事業を引き続き進めてまいります。

以上のような事業を盛り込み、令和2年度の予算編成を行ったところ、その規模は一般会計31億5,716万円、対前年度比1.7%の増、国民健康保険特別会計7億6,477万円、対前年度比9.4%の減、介護保険特別会計7億1,787万8,000円、対前年度比0.4%の減、後期高齢者医療特別会計1億1,042万6,000円、対前年度比3.2%の増となり、一般会計と特別会計を合わせ、47億5,023万4,000円、対前年度比0.6%の減となりました。

一般会計につきましては、前年度と比較し、約5,200万円の増額となりましたが、これは冒頭に申し上げました安心・安全なまちづくりのための各種工事や庁舎空調設備の更新工事の増などにより普通建設事業費が増加したことによるものです。

普通建設事業費は増額となっておりますが、新規の町債発行額は公債費の元金償還額を下回らせ、一定の財政規律を確保いたしました。事業の実施に当たりましては、さらに精査・検討を重ね、適正かつ効果的な予算執行に努め、住民福祉の向上を図ってまいります。

以上、令和2年度の予算案と主要な事業の概要につきまして説明を申し上げます。

町民の皆様並びに議員各位におかれましては、なお一層のご理解、ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます、令和2年度の施政方針とさせていただきます。



◎町政に対する一般質問

○議長（野口健二君） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

お手元に配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可します。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭に発言いただきますようご協力をお願いします。特にお願い申し上げます。

それでは最初に、7番、関口雅敬君の質問を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、通告に沿って質問をしたいと思います。

初めに、厳しい財政状況の再確認について町長に伺います。

このところ町長は町民に対して「町の財政が厳しい」と発言されているようですが、その厳しさは私をはじめ、議員に伝わっていないように感じます。町の財政状況がどのような状態であるのか伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

町の財政状況が厳しいということにつきましては、町長就任当初から都度都度町民の皆様にお伝えをしてきたところでございます。議会におきましても、開かれるたびに財政状況が厳しいというお話はさせていただいておりますし、予算や決算認定を審議いただく際には、基金の状況や財政指数をお示ししながらお伝えしているところです。

改めて平成30年度の主な財政指標をお示しますと、経常収支比率は91.9％で、県内63団体中31位、財政力指数は0.412でワースト3位、実質公債費比率は12.6でワースト1位、将来負担比率は99.2でワースト3位となっております。このように、4つの指標のうち3つが県内ワースト3位に入る非常に厳しい状況でございます。また、将来的にも老朽化した施設の維持管理費用、社会保障制度に要する費用、秩父広域市町村圏組合等、一部事務組合への費用の増加も想定され、このような財政需要にどのような対応をしていくかも考慮し、数年先を見据えた財政運営をしていかなければなりません。このため、最小の経費で最大の効果を上げられるよう事務事業の見直しを徹底的に進めるとともに、町税収入率の向上など、さらなる財源確保を進めてまいります。

以上です。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今、町長の答弁を聞いて安心をしました。私が言っていることが町長に理解できて、分かっていると解釈をしました。

そこで再質問。町長がいわゆる民間の会社という社長の立場であり、ここにいる議員は会社でいえば取締役と同じだと私は解釈をしております。そんな組織の一員として私も責任を強く感じるのですが、その今町長がおっしゃった財政が厳しいという発言をすると、私も取締役の一員として非常に責任を強く感じています。この発言は、町長は町民の前でも「本当に財政が厳しい」、口癖のように発言する状況をつくったのは、この取締役会も含めて、町長一人の責任でなく、責任があるのだと思うのです。

そこで、町長は予算を組んでから7年、財政が厳しいをつくった、私たちも責任があるというのは今言ったように、これをどうやって改善していったらいいのか。本当にこの全員で真剣に、物事を先送りするのでなく、もう本当に目の前のことから改善をしていかなければならないと私は考えています。人口減も税収減も過去の実績から予測可能なことにもかかわらず、現在の状態になっています。災害に関しても以前より私は指摘し、そのリスクマネジメントからいえば、予算措置も想定外とは言えない状況でありました。町民からは、「町長、現在の社長と今の取締役では、この財政状況を改善するのは無理なのではないか」、私ピラ配りを各戸を訪問して、インターホンを押して話をするとこういうことを強く言われる。私も謝ってきています。私の責任もあるということはお話をしています。こういった話が指摘されることがあるということを町長も本当に理解をさせていただいて、真摯に受け止め、我々にできることを本当に早くやっていかななくてはならないということで、私はこの議会で質疑、答弁という形で答えを出すことが住民に対して我々の使命だと考えるので、町長、明快な答弁をお願いいたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

厳しい財政状況につきましては施政方針でも申し上げましたけれども、その原因となっておりますのが老朽化した施設の維持管理に係るお金や、今後最悪の場合にはこれを建て替えていかなければならないという状況に備えての公共施設整備基金、これを28年度に創設したわけですが、やはり建物というのは建てた時点からいずれは老朽化するというのも勘案して基金を積み立てておれば、突然のそういった事態にはならないわけですが、その中で、気がついたのがちょっと遅かったかなという思いもいたしております。就任当初からこのような基金を創設して積み立ててくれば、もう少し財政が豊かになったかなという思いがいたしておりますけれども、これからそういったものをしっかりと積み立てていかなければならないという状況にあるということ、それからまた社会保障に要する費用や水道等広域への持ち出しですとか、一部事務組合で行っております下水道に係る費用、これからまたし尿処理につきましても令和2年度から広域に向けて準備を進めておりますので、こちらに持ち出す費用等もこれから増加してくるわけですが、そういうこれからの事業に関してもこれから手当てをしていかなければならないというような状況になっているということが一番の私の思いの中での財政が厳しいという言葉述べさせているということでございます。

また、現時点でございますけれども、いつ終息するか見当がつかないコロナウイルス、これの影響、これがまた来年度はどうなっていくのかという不安材料ともなっておりますし、またオリンピック・パラリンピック開催終了後、これからの日本の財政がどうなっていくのかなという、そうした懸念材料も想定されるわけですが、それをどう乗り越えていくかということは、やはり先ほども申し上げました事務事業の見直しですとか、限られた財源を効果的に活用していくということに尽きるのではないかなと思っております。ただいま関口議員から町長は会社でいきますと社長という立場、そして皆様方が取締役という立場であるというお話を頂きました。取締役と社長、しっかりと一丸して、この長瀬町を守っていくために頑張っていけたらなと思っておりますので、ぜひ今後ともご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長は、本当によく今の答弁、私に今までの質問と違って答えが随分理解を示して、分かっているのだなと、そういう思いをしました。言葉だけではなくて、町長、やらなかったら駄目ですよ。私も取締役会の中でいろんな提案、町長にしてきました。今言う下水が厳しいなどというのはもう想定内のうちなのです。下水をやったのは、私たちは下水はもうできたときから議員になった。だから、町村合併のときから私は、この議会に入らせていただいた、前の町長とも議論を一生懸命やりました。前の町長は、引き金引くぞ、引き金引くぞということで、これもやる、あれもやるというところまで来けれども、最終的には引き金は引かなかった。今の町長になってから引き金をどっかんすかん、どっかんすかん打っているのです。だから、財政が厳しくなるのは当たり前なのです。この議会で、町長今一緒になってやりましょうって言われましたけれども、この議会の中で本当に一緒になって理解をして、町長が提案してきたことをしっかりと、止めるべきところは止める、押すべきところは押す、これが理想なのだと思う。ですから、いろんな事業を今までやった中でも過剰投資があるのではないかな。我々民間会社でいえば、町長、うちも本当に今、民間の会社といっても本当に零細企業でやっているのです、もう経費はなるべく少なく、新しいものはどんどん取り入れない、国土交通省からこの設備をしなかったら青ナンバー取り消しますよと言われても全部うのみでやるなと。首を絞めてくる。国は、そんなことは分かっていないのだから。

だから、町長、同じ井戸で青ナンバーのバス会社の会社が去年の12月31日をもって全部片づけたのをご存じですよ。あの会社がやめた理由はそういうことなのです。国から言われることを全部やらなかったら会社ができないから、もうここで見切りをつけると言ってやめていっているのです。だから、会社でいう町長が社長であれば、我々取締役で本当にこれが必要かどうかというものを議論を重ねて、過剰投資ではないか、これは予算が要るのではないかということをやらなかったらいけないのです。だから、町長が言う下水がどうのこうのなんていうのは、もう想定内のうちです。私も町村合併のときに皆野の町長に呼び出されて、皆野の町長室でこの下水の話も勉強させてもらいました。たしか今後は長瀬が大変になってくるというのは理解しています。でも、造ってやってきた皆さんだから、政治には結果責任がついてきますよということを私はいろんな私の支持者から指導され、本当に言ったことは責任取らなくてはいけないのだぞということで勉強させてもらいました。だから、町村合併も私が自分で言ったとおりに進んできている。

そうということで、町長、最後に、いろんなこの議会で私も反対ばかりしている、反対ばかりしているとよく言われるのだけれども、そんな反対ばかりするのではなくて、町長にここは過剰投資だから、これはこうだ、ああだということ言っているの、本当にこの議員全員に町長のその危機感が伝わっていればこういう状況にはなっていないと思うのだ。だから、私が聞いているところで町長は財政が厳しいと言え、本当に責任、私も強く感じている一員として、今後一生懸命取り組みましょう、町長。さっき町長、一生懸命両輪でやるような話したのだから、しっかりやる。先ほど町長の施政方針の中でも出てきたけれども、私が感じていることは、ええ、これ今やるべきではないよねって心で思っていることがあるから、次の議題が上がったときに私やりますけれども、町長は今言ったことで審議を真剣にやってください。後々、後になって気づいたのではもう遅いだから。やる前に気づいてやらなくてはなので、本当に財政を立て直すために町民の人に何が必要か、必要でないか。しっかりやりましょう、町長。

最後に、私は1つだけ町長に聞きたいと思うのです。7年間、町長は予算を組み立ててきている中で、財政の重点政策、7年間で財政を何とか立て直さなくてはいけないという本当に重要な政策、何だったのでしょうか、聞かせてください。お願いします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ただいま関口議員のご自分に大変自信のあるというお話を頂きまして、ああ、見習わなくてはなと思ったところでございます。すばらしいですね。ご自分に自信が持てるということは本当すばらしいことだなと思いますけれども、その中で財政の重点施策、7年間のお話を伺いました。これは、当然いかにして町民が安心、安全で長瀬町で暮らせるかという、これが一番の私の重点施策として毎年行ってきた予算編成でございます。その中で、やはり子供さんたちが、関口議員がよくおっしゃる夢、希望の持てる町でなくてはならないという、これを私も実践をしてきたつもりでございます。そのための公園であり、ふれ愛ベースであると私は確信を持ってそうしたお話をさせていただけると思っております。

その中で、努力をしていないというようなお話でございますけれども、これから予算編成につきましての皆様方のご議論を頂くわけでございますけれども、見ていただきますと昨年よりもたしか基金は2,000万円増えていると思います。毎年幾らかでも基金を積み立てていきたいという、厳しい中でもそうした努力をさせていただいたわけでございます。毎年本当に義務的、必要なものだけに絞って予算編成をしていれば、これは大変楽と申しますか、私たちも頭を使う必要もないわけでございますけれども、先ほども申し

上げましたとおり、それではやはり町が衰退してしまうという一番の材料になるわけでございまして、その厳しい中でも何とか町民が長瀬町に住んでよかった、暮らしてよかったという、そうしたまちづくりをしたいという中で、私たちは知恵を絞り、頭を働かせ、予算編成をしておるわけでございます。当然これは皆様考え方一人一人違いますので、皆さん一致してというわけにはいかないと思いますけれども、少なくとも私たち執行部はそうした中でしっかりとした議論をしつつ、予算編成もさせていただいておるということを申し上げさせていただきます。

以上です。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、規則にのっとりまして、3回過ぎましたので、次に進みます。

小学校の統合について町長に伺います。

町長は、今まで「自分の在任期間のうちは小学校の統合はしない」と発言されていましたが、昨年の6月議会での一般質問の回答によると、「小学校等の統合について検討する時期が来ている」と発言され、状況に変化があったように感じられますが、小学校の統合について町長の考えを伺います。

また、私個人も統合を望んでいるわけではありませんが、児童の減少により、統合することは仕方のないことであると思っています。そこで、統合を検討する場合に、住民の意見を取り入れ、住民と寄り添いながら進める考えがあるのか伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

長瀬町の今後の学校の在り方につきましては、6月議会定例会において2人の議員から質問があり、答弁もさせていただいておりますとおり、児童生徒数は年々減少傾向にあり、今後も大幅な増加を見込むことが難しいことなどから、町で取り組む大きな課題の一つであると認識をしております。町長1期目には、公約として小学校の統合はしないとしておりました。これは、議員もご承知のとおり、私が就任いたしました当時は第二小学校も100名以上おりました、これほど減少するという、私も見方が甘かったかなと思いますけれども、状況だったわけでございまして、その中で今現在の状況を踏まえ、2期目に際しましては第二小学校の統合をしないという公約は入れませんでした。今後は、現状を踏まえ、来年度には小中学校の将来を展望した学校の在り方について幅広い見地から検討するため、長瀬町学校のあり方検討委員会を設置したいと考えております。本議会で検討委員会設置条例について提案をさせていただいておりますので、議員もご承知だと思いますけれども、そのような状況の中で関口議員から統合を検討する場合に住民の意見も取り入れ、住民と寄り添いながら進めていく考えがあるのかというご質問でございしますが、検討していく中での重要事項であると考えております。この検討委員会では、まず現状と課題を認識し、長瀬町の子供たちにとって望ましい学校の規模や配置など、また意見の集約方法などにつきましても委員会の中で検討していく予定でございます。特に子供を学校に通わせている保護者、そして地域住民の方のご意見は重要であると考えておりますので、丁寧に意見を集約してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の答弁で、では再質問をしたいと思います。

町長は、私の以前の質問に「任期中は合併はさせない。考えさせない」という話があり、前ですよ、前教育長と私は場外でこの議論をしたことを今、頭の中に入っている議論を本当に参考にしながらこの勉強

を進めております。そこで、少子化が加速し、地域や集落を構成する人員が少なくなっている。町でも少子化に歯止めがかからず、実態を確認する目安として、今後6年間の小学校入学予定者数の公表、その対策が急務であるなど、具体的な対策について町民の皆さんに広く意見を聞きながら、町民にいろんな周知徹底をしていき、意見を聞く必要があると、私は本当に思っています。

そこで、審議会をこれから多分立ち上げるのだと思うのです。次の、後から議案で出てくる学校云々で、それが多分そういう話になってくるのだと思うのだけれども、この話をするともた、かなり前の議会で私は前町長のときから言っているのは、この町の悪いところは、審議会を立ち上げるのはいいですよ、いつでも同じメンバーで、いろんな、区長会の代表、誰々のどこの代表、そういう人で審議会を進めるけれども、この学校統合問題については第二小学校区域だけで考えるのではなく、広く長瀬町全体で考えて、今後の子供たちがどういったら一番いいのかを審議してもらって審議会にしてもらいたいの、私は言うのですけれども、そういった今まで決められた団体の長を呼んで話をするのではなく、以前私が言っていた百人委員会をスタートをさせる。この町の人って大体決まったことで、皆さんにお伺い立てるのでも、決まった話だから、もう私たちが言っても駄目だよという人が多いのです。だから、そうではなく、以前に言った百人委員会を早く、100人だったって100人全部ではないですよ。いいですよ、何人でも。なるべく多く、いろんな人からいろんな意見を早く聞いて、子供たちのために何が一番いいのかを審議する審議会をつくってもらいたいということで、町長、この会を定めるに当たり、任命者は町長ですよ。そういうときに、今言う百人委員会ではないけれども、広く、例えばもういつも意見聞いている長はもういいから、その団体の中から選んでもらって、いろんな話を、意見を聞く方法、いかがでしょうか。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

この後、長瀬町学校のあり方検討委員会設置条例を議案に提出しておるわけでございますけれども、お認めいただきましたならば前に進めさせていただくわけでございますけれども、その中で、先ほども申し上げましたけれども、やはり保護者ですとか地域の住民の皆様方にご意見を聞くというのが、これが一番の前提かなと思っております。そして、当然町全体の皆様の意見を聞くということも、これは当然のことだと思っております。その中で、関口議員がよく百人委員会というお話を頂きます。100人ではなくても、大勢集まりますとどうしても声の大きい人の意見が優先されてしまうというような状況の中で、それぞれお集まりいただきました皆さんがご意見を言っていいただければいいのですが、そのような状況になりかねないということもあるわけでございます。そういうことを最初から懸念するというのはおかしい話かもしれませんが、そのような中でこれから構成する皆様方につきましては、まだこれからご相談をさせていただき段階でございますけれども、議員がおっしゃいましたとおり、町全体から、そして地域の方たち、そうしたことを優先的に考えて構成はさせていただくつもりでおります。

以上です。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、審議会のメンバー、審議会と同じでしょうけれども、そういうメンバーを選ぶときに広く、いつも同じ団体、以前も何番議員ですか、5番議員もそういう民意の聞き入れ方はどういうふうにするのだというのを再三町長に質問しているようですけれども、私が危惧するのはもういつも同じメンバーで構成する、これは本当に避けていただいて、私も先ほどから言うようにピラ配りをしながら話をさせてもらう中で、この学校の統合というものはもう各人が本当に早くしなくては子供がかわいそう

だということで、私もここに資料を取り寄せて、最終的に昨日はっきりした人数が出してもらったのは、議会に一番近い日がいかなと思って取り寄せた中で、町長、今年の4月に入学する子供から、4年間はまだ40人まで達しているけれども、5年後になったらもう極端に少なくなってしまうから、審議会だって早い話だって言いながら長くやったのではとても追いつかないですよ。もう5年後にはこんな人数になってしまうのだから。だから、審議会も本当に真剣に子供たちのことを考えられるような審議会をしっかりとつくっていただきたいということをお願いして、私はこの人数をまた私の後援会報でも発表をしたいと思いますので、では町長、最後にもう一度、いい審議会のメンバーをつくっていただくように決意をお願いしたいと思います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

令和6年から議員おっしゃるとおり、大変人数が減少してくるわけでございます。毎年実は出生は本当に少ないわけでございまして、その中で入学時になりますとご実家に戻られるとか、よそから入っていただくとかということで、長瀬町はおかげさまで毎年減ることはなくて、増えております。令和2年、今年度も当時の出生と比べまして11人ぐらい増えていますが、また令和3年度につきましても8名今のところ増えておりますし、4年も7人というような状況で、入学時になりますと移住、定住もやっておりますし、そうした中で増えてきておるということでございます。その中で、しかしながら6年からは極端に減ってしまいますので、何とかこれまでは考えていかなければならないなという思いがしておりますけれども、早急というお話でございますが、何しろこれは町にとりましては大変重要な案件でございますので、早急というわけにはいかないかなと思っております。しっかりと議論をしていただき、なるだけ早くというような形になるかなと思っておりますけれども、その中でいろいろ皆さんのご意見をお聞きする手だてとして、よくアンケート調査というとアンケートはというようなお話頂きますけれども、このようなこともやはりやりながら、特に長瀬町は今提案制度、これは非常に多うございます。よく皆さんがいろいろなご意見を提案制度で出していただいております。こうしたことも活用しながら、委員会を設置いたしましたときにはそうしたことも勘案してしっかりとした議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○7番（関口雅敬君） では、規則どおり次に進みたいと思います。

○議長（野口健二君） ちょっと待ってください。もう3回になりました。

○7番（関口雅敬君） だから、次に進むのですよ。

○議長（野口健二君） 次に。分かった。

○7番（関口雅敬君） はい。私は、規則どおりやらさせていただきます。

では、3番目の質問に入ります。観光振興計画の活用について町長に伺います。

現在策定中の観光振興計画は、観光全般についての理念や方向性を定める重要な計画と考えられます。しかし、内容を確認しますと、基となるデータは国及び県からの流用が大半で、それに基づき目標指標の設定が行われているように感じられ、当町の実態が把握できていないように思われます。

そこで、この計画で町の観光振興にどのように活用をしていくのか伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の観光振興計画の活用についてのご質問にお答えをいたします。

議員もご承知のとおり、現在策定中の観光振興計画は、当町の観光全般についての理念や方向性を定める重要な計画として、町の最上位計画である第5次長瀬町総合振興計画の観光関連分野における個別計画と位置づけ、長瀬町の観光振興全般についての理念や方向性を定めるとともに、町民、観光関連団体及び行政などが協働して観光振興施策を推進するための指針となるものでございます。ご質問の当町の実態の把握についてでございますが、本計画の策定に当たっては国、県の動向を踏まえた上で、学校法人ものつくり大学との連携による訪日外国人旅行客受入態勢の形成に向けた町民意識調査や、平成27年に実施した長瀬町GAP調査、長瀬町観光動態調査などの観光動向調査資料の利用や関係団体へのヒアリング調査を実施し、町の観光に関する状況を洗い出すとともに、計画案の審議、検討に当たっては長瀬町観光振興計画策定委員会での検討やパブリックコメントの実施により、広くご意見を頂きながら策定しているところでございますので、町の実態を把握した上での計画策定を行っておるものでございます。今まで策定委員会は4回行われており、頂いた貴重なご意見を基に最終的な調整作業を行っている途中で、3月中の完成を目指しているところでございます。

次に、この計画で町の観光振興にどのように活用していくのかについてですが、令和2年度に地域おこし協力隊員を募集することや、計画に記載された事業について国の補助事業を活用しながら、さらなる観光振興につなげていけるようにしたいと考えておるところでございます。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、再質問を行います。

町長に再質問でございます。

私も観光振興計画素案を読んでくれと、インターネットで発信しているから読んでくれと言って、これをうちのプリンターにプリントするように命令したら、3ページ印刷して止まるのです。何か計画が出ているのかなと思ったら、うちのパソコンのプリンターがこんなばかげたプリントはできません、ガチャで切れてしまうのです、本当に。本当ですよ、町長。これ読んでください、ばかげだから。

町長に質問。以前に600万円をかけて観光に使うためにビッグデータを取り上げたと。その関連をしながら、この観光振興計画にこれはつながっているのかどうか。また、観光業者の意見は聞いているのでしょうか。さっき言ったこのプリンターがおかしいよという話が何かといたら、町長、ここに何々を、何かお土産ではなくて商売で出す品物がこういうのがいいって書いてある。そういうのって、この観光振興計画にそういうのを載つけたって、業者がやっぱり利益を考えて、これはこうだ、うちのカラーがこうだから、例えばそばに何かを入れるとか、これで考えてもらって商売に入ってやったのでは誰もやりませんよ。やっぱり商売なのだから、利益が上がってこなかったらやらないのだから。この計画書を作るに当たり、私が思ったのは、この振興計画を立てましたということで、これを国に出して、国に何か補助金を頂くための第一歩と違うのかということを知りたいのです。これをつくるために幾らお金をかけたのか、町長の口から言ってください。さっきも財政が厳しい話でした中で、これをつくるに当たり、幾らかけてこれをつくったのかということで。

町長も私とこの議員席でいるときに、私が上野村に観光常任委員会をご案内をしました。上野村は、みそ工場、菓子工場、農協がジュースだとか、森林組合が木工製品の卸をしてくれる。しかも、長瀬から議員さんがみんな来てくれたのだったら、上野村は発売元長瀬ということで、「包装紙まで長瀬用のやつを作りますよ」と上野村の村長が言ったのを町長、覚えていますよね。長生館に展示をして、どこの店で誰が仕入れてくれるといたら、やっぱり売れるものをみんな仕入れるのです。同じものをみんなが仕入れ

る。いまだ続いているのが1軒。長瀬でも繁盛をしている、名前は出せませんが、あの秩父でも豆ができるけれども、そういうのを仕入れてくれている人がずっと上野村とやり取りをしています。そのほか、焼き餅がいいといえば焼き餅、ではうちも、うちも、うちも。ああ、こんなにみんな仕入れてくれて、本気なのだとということで私も胸をなでおろして、案内してよかったなと思ったら、最後に、売れたのは引き受けるけれども、売れ残ったのはみんな返すで、これが実態なのです。だから、これをつくるのに当たり、観光業者が本気でやることをこういう計画書に盛り込まなかったら、この計画書をだから私は何のために作るのだろうかということを思って聞いているのです。町長、これは補助金をもらうためにつくったので間違いないですよ。私が思うにはそうなのだけれども。では、再質問お答えください。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

上野村は、関口議員の奥さんのご実家のあるところ……

○7番（関口雅敬君） そんな関係ないよ。

○町長（大澤タキ江君） というのを今改めて思い起こしたところでございます。

○7番（関口雅敬君） 関係ないだろう、そんなこと。

○町長（大澤タキ江君） その中で、議員が初めて当選されたときに、ご一緒に上野村に、私もあのとき初めて上野村って行きましたけれども、本当に清流のきれいなところでしたよね。鍾乳洞もありましたし、すばらしい橋もあったなと今思い出したところでございます。その中で、その後何件か木工品ですとか、みそですとか、焼き餅ですとか、そういうのを引き受けて、ではやりましょうという話でしたけれども、いつの間にか確かに1軒私もお邪魔しても、ああ、今もやっているのだなというお店が1軒ございます。なかなかつなげるといのは難しいなという思いがいたしたところでございます。

その中で、何件かご質問がございました。ビッグデータの話が一番最初にございましたので、これにつきまして答弁をさせていただきます。この計画につきましては、国、県の動向を踏まえるという必要があるために、国、県の旅行消費額等のデータを掲載しております。経済効果の算出方法というのは複雑でございまして、同じ時代でも波及効果をどこまで考慮するかによって試算結果は変わってまいりますし、観光入り込み客数に町内での消費額を計算することによってある程度の経済効果は出せると思われますが、絶対的な数値ではないため、数値だけが独り歩きされても困りますので、町単独ではこれは試算はしておりません。今回の観光振興計画の目標指標を定めるために策定委員会へ参加していただいた秩父おもてなし観光公社にて、平成28年度に長瀬駅前にて調査をしたデータの提供を受けましたので、目標値へはその値を活用して掲載する予定で進めております。今後学校法人ものつくり大学をはじめとした関係機関の協力の下、データの集積を図る予定でおります。

また、今までの観光動態調査、動向調査の利用は、計画策定委員会において内容等を踏まえた上でのご意見を頂いており、計画に活用しておるところでございます。この委員会でございますけれども、観光に関連した皆様方にお集まりいただいたの委員会でございますので、観光業者さん全ての皆様のご意見を吸い上げてのご意見をお話ししていただいているものと私は思っておりますので、長瀬町の観光に関して皆さんから様々なご意見が出ておるのではないかなと思っておるところでございます。

また、これは補助金をもらうためのものかというお話でございますけれども、そうではございません。長瀬町の観光にとって、観光に資するということを一番の観点に踏まえましてやっておるわけでございます。

それから、幾らかけているのだというお話でございますけれども、これにつきましては302万5,000円でございます。

素案を読んでいただいたようでございますけれども、多分関口議員が開けていただいたその素案は本当に最初のものだと思います。その後何度か会議を重ねる中で、中身も多分だんだん、だんだんと濃いものになっていっているのではないかと考えております。いずれにいたしましても、今月末までに策定ができるわけでございますので、出来上がるまだ段階でございますので、今後にご期待していただければいいかなと考えております。委員の皆様方も一生懸命取り組んでおるところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 最後になるから、ちょっと優しくやらないとあれなので。町長、今言ったように、でも観光振興計画は、これは私がもらったのは最初のだって町長言っているけれども、私が持っているのを町長知っているのですか、これ。見ていないでしょう。

○町長（大澤タキ江君） いいえ、見ています。私も見ています。

○7番（関口雅敬君） 同じものなのですか。

○町長（大澤タキ江君） と思います。

○7番（関口雅敬君） 俺が持っているのを見たの。見ていないでしょう。

〔「俺が持っているのは見ないかも」と言う人あり〕

○7番（関口雅敬君） では、分からないではないの。改善されているって言うけれども、改善されているかどうか、見ていないのだから、分からないのだから。

では、先に行きます。町長、これやるのに観光業者の人にも私聞きました。どうなのって。そうしたら、「こんなばかげたもの要らねえわ、俺なんか」って言っている。

○町長（大澤タキ江君） それは。

○7番（関口雅敬君） 言っているのだから、実際に。本当に。だから、私が幾ら町に議員として何とか観光振興計画でいい町ができるようにと思って真剣に勉強させてもらおうと思ったら、「こんなの要らねえ」って言うんだから。だから、町長、ものづくり大学だとか、そんな話ではなくって、もっと地元の業者と真剣に取り組んだほうがいいですよ、この町は。入り込み客数が三百何万人も来ているなんて。実際混んでいますよ、ふだん見てもね。本当にあれで300万来ているのかな。さっき町長が言うように、国で出すのと、いろんなデータがやってそういう指数になってくるのだという。だんだん膨れ上がって数値が出てくるのだから。そういうのはいいとしても、せつかく300万ですよ、300万つくって、これ真剣にやって、では土俵の上へこれから上がる観光業者がこんなの要らないって。これ不誠実ですよ。だから、私その人に文句言いました。我々はもっと生活に、いろいろあそこも直してもらいたい、ここも直してもらいたいのを我慢して、みんなの観光にお金が行っているのだから、ちょっと真剣にやれよと言いました。言っておきましたよ、町長の代わりに。しっかりやれって。だから、町長、こういうのをつくるのだったら、もっと本当に身近でやりましょうよ。ものづくり大学がどうのこうのといって、あの公共交通だってそうだけれども、衣料品屋がある、なし知らないで計画を立てているのだから。そういうことで、300万かけるのであれば、ビッグデータで600万、これを関連して、いい方向に長瀬町が行くのであれば、私は賛成もします。国からお金が来るのだから。そういったよくなるように町長やりましょうよ。絵に描いた餅は

いいですよ、食えないのだから。食べられるようなものをぜひ町長お願いします。最後に決意を述べてください。観光業者に一喝を入れてください。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

何かお気遣いを頂きましたそうで、ありがとうございます。

○7番（関口雅敬君） いいえ、どういたしまして。

○町長（大澤タキ江君） これが出来上がりましたときには、観光業者にもよくご理解を頂いて、長瀬町の観光により寄与できますように、観光振興に寄与していただけますようにしっかりとお願いをしてみたいと思っております。観光協会長以下、商工会長も入っておりますので、皆様方にしっかりとそうしたご意見があったということも併せてお話をさせていただきたいと思います。

○議長（野口健二君） 暫時休憩いたします。11時までです。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（野口健二君） 次に、4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

公共交通の実証実験結果について企画財政課長に伺います。

当町では、公共交通の整備、導入を検討するために、前日までに電話予約をし、目的地まで運行するデマンド乗り合いタクシーを令和元年10月21日から11月13日の期間で運行しました。その後に決められたルートを巡回する路線バスの運行を11月25日から12月16日の期間で実証実験を行いました。デマンド乗り合いタクシーと路線バスにかかった費用の総額と利用者数、運賃収入がどの程度であったか、また実証実験を行い検証した結果と今後の方向性についての見解を伺います。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 岩田議員のご質問にお答えをいたします。

議員のご質問にもございましたとおり、10月21日から11月13日までの間にデマンド乗り合いタクシーの、11月25日から12月16日までの間に路線バスの実証実験を実施いたしました。費用の総額につきましては、デマンド乗り合いタクシーが72万3,393円、路線バスが471万7,820円、利用者数につきましてはデマンド乗り合いタクシーが延べ73人、路線バスが延べ283人、運賃収入につきましてはデマンド乗り合いタクシーが1万8,900円、路線バスが2万4,500円で行いました。

検証結果につきましては、デマンド乗り合いタクシー及び路線バスの利用状況、乗車された方へのアンケート調査及び町民の皆様への全戸配布アンケート調査等を現在公共交通網形成計画事業の支援を委託してございますものつくり大学において取りまとめをしているところでございます。分析、検証結果につき

ましては、5月頃までに開催予定の報告会で町民の皆様にお知らせをいたします。

また、今後の方向性につきましては、実証実験の分析、検証結果を踏まえ、地域公共交通会議の意見を頂戴しながら、公共交通の導入の可否、あるいは導入する場合にどのような形態で導入するのかなどを令和2年度に検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 取りまとめや分析の結果等については今後ということでございますので、分かる範囲でお答えいただければと思いますけれども、私はコミュニティバス等、公共交通の整備を推進してきた一人として、実証実験の結果と方向性についてしっかりとただしていきたいと思います。

まず、利用者数とは利用回数でもあり、同じ方が何度も利用している可能性もあることを前提として話します。1つ目の路線バスでは、答弁にあった利用者数と運賃収入から計算しますと、利用者数281人に100円を掛けて、運賃収入は2万4,500円を引いた残りの3,600円、つまり36人分、12.8%が障害者手帳を持っている方、または小学生未満の方となります。そして、利用者総数281回を検証日数の22日間で割ると、1日当たりが12.8人。約13回の乗車があったことになります。単純に北側ルート36乗降所を1日10便、南側ルート24乗降所を1日12便、合わせて1日648か所中13人が利用したわけですので、2%、約50か所に1人の利用者がいたということになります。

次に、デマンド乗り合いタクシーですが、利用者数73回に300円を掛けると2万1,900円、そこから運賃収入の1万8,900円を引いた3,000円、10回分、約13.7%が障害者手帳を持っている方か小学生未満の利用となります。単純に利用者数73回を実験日数24日で割ると、1日に3人が利用したことになります。先ほどの答弁から、今回の実験段階での費用総額は、路線バスが約471万、デマンド乗り合いタクシーが約72万円だったということですが、再質問になりますが、路線バスは1日の走行距離が固定でありますので、こちらは試算できていると思いますが、1か月の経費の内訳、詳細はどのようになり、例えば1年間運行した場合にはガソリン代、人件費等でどのぐらいかかると見込んだのでしょうか。

次に、デマンド乗り合いタクシーですが、長瀬町のホームページ上の説明では、自宅などの希望場所から指定された停留所まで運行しますとありましたが、この決められた停留所で実験を行った結果、どこの停留所で降車する方が多かったのでしょうか。というのも、デマンド型交通には路線固定型、迂回型、起終点固定デマンド型、完全デマンド型という形態があるようで、完全デマンド型であれば路線、経路なども固定されておらず、交通手段に不便をしている方が自宅から直接目的地まで行けますので、もっと活用される方が多かった可能性が高いと思われます。

2点目の再質問について、降車する方はどこの停留所が多かったのかと、なぜ停留所を決まった場所にしてしまったのかについて伺います。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 岩田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、路線バスについてでございます。こちらの1か月、今回の実証実験でかかった経費の内訳をお答えを差し上げますと、その詳細を申し上げますと、運行時間につきましては北ルートと南ルートに、2つのルートに分けて実証実験を実施させていただきましたが、北が7.5時間と南は8時間、それを計22日でございます。運行時間といたしましては、341時間という時間になってございます。1時間当たりの運行費の単価につきましては、6,080円という単価を設定させていただいてございまして、先ほど申し上げた

運行時間341時間を掛けますと、207万3,280円。これは、時間帯によって大きい車両と小さい車両で分けてみました。その小さい車両のほうのお答えが今申し上げたとおりでございます。では、大きい車両のほうを申し上げますと、こちらは運行時間9時間で計22日、そして北と南、同じ時間、今申し上げた9時間をやりましたので、計396時間の運行時間がございました。運行費につきましては、こちらは6,740円ということで、396時間を掛けますと266万9,040円ということで、先ほどお答えを差し上げました運賃収入の2万4,500円を引きますと、総額で471万7,820円。これが路線バス、1か月今回やった場合の詳細な経費とかかった経費でございます。単純にこの実証実験のとおりに本格稼働をすると、22日なので、綿密には1か月でございませぬけれども、単純に掛ける12をいたしますと約5,000万以上のお金がかかってくるというのが簡単な試算になるわけでございます。非常に高額なお金が路線バスをやる場合には、年間で、このとおりのスタイルでやりますとかかかってくるというのがお分かりいただけるかなというふうに思います。

デマンドバスにつきましては、ご自宅から乗られる方が非常に多かった。そこがメリットでございますので、多かったということ。では、行き先はどこが多かったかというご質問に対しましては、長瀬駅に行かれる方が多かったと今認識をしてございます。長瀬駅に行かれる方が多かったということです。

また、決まった場所での乗り降りをしていただいていた理由ですけれども、デマンドの場合ですと、考え方というのとタクシーということもあり、タクシーはご自分の行きたいところへ直接行けるわけでございますが、今回はあくまで公共交通の導入を考えているという段階でございまして、そこまでの利便性を高めずに、ある程度その不便さといいますか、そこら辺のことを公共交通の導入に向けた実証実験ということも踏まえまして、停留所をあえて路線バスと混乱をしないように一緒にさせていただいて、設けさせて実証実験をやらせていただいたというところでございます。ですので、実証実験といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、乗られた方にもアンケート調査を取らせていただいております。その中で、このような停留所の設置が望ましかったかというご質問もさせていただいて、ご回答を頂いているところでもございますし、また別途乗られなかった方に対しても町民の皆様にもアンケート調査のご協力を頂いて、ご回答を頂いている方に対してもそのようなご質問を設けさせていただいているところです。ですので、まずデマンド乗り合いタクシーにつきましては、このような乗降場所を設置するパターンがいいのか、それともパターンであってもどういったところに設置するのが望ましいのかということは、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、来年度になってその点も十二分に導入する際には検討をしてまいらないといけないなということでございます。

あわせて、路線バスにつきましては、先ほどのとおり非常に大きいお金がかかってまいりますので、こちらも今のままというのはなかなか今回の実証実験のような形では難しいというのが率直に考えているところでございますので、そういった経費の部分につきましても併せて検討をさせていただいて、どのような形でやる場合は導入すべきかということを町としては考えてまいりたいというふうに現在考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 自治体が行う路線バスは、コミュニティバスなどとして、交通空白地帯の解消や高齢者、障害者、学生、児童などの交通弱者の交通手段のために運行しているものであります。平成27年10月に会派で視察に行った、当時先進地であった鳩山町では、鳩山公共交通として現在でもデマンドタクシーや町内循環バス、路線バスが運行しており、平成28年には鳩山町地域公共交通網形成計画を策定し、この

中では実態調査や分析がなされ、計画と目標が明確に設定されております。ただ、長瀬町と異なる点は、鳩山町内には鉄道の駅が一つもなく、町内と鉄道駅をつなぐ公共交通として、また施設等へ通じる路線として利活用されているようです。長瀬町でも、今までも障害のある方など交通弱者がいらっしゃる中で、なぜ最近になってコミュニティバスのような交通手段が必要ではないかという話が出てきているのかというのは、やはり今後高齢者人口が増えることで、免許を返納した後などに遠くまで移動するのが困難になってしまうことなどに対しての交通手段を考えていかなければならない時代になったということだと思います。しかしながら、現在運行している当町より人口の多い自治体でも、乗り手が増えずに費用ばかりかかってしまってやめたいなどといった話も耳にしますので、よく検討しなければ同じような結果になる可能性が高いと考えます。

先ほど路線バスの経費の詳細な説明がありました。平成29年の全国ハイヤー・タクシー連合会の統計調査では、タクシーの運転手の月の平均勤務時間は189時間、年収は約333万円でした。月給にすると約27万8,000円で、189時間で割ると時給は約1,471円です。先ほどの答弁では、1時間の単価が6,080円と6,740円でしたが、分かりやすく単価を6,000円だとしても10時間走らせれば6万円になり、1日1台につき運転手さんの日給分を引いても4万5,290円以上の経費がかかっていることになります。私も自動車業に携わっておりましたので、ある程度の試算ができますが、何にこんなに費用がかかるのか理解できません。今さらの話にはなりますが、幾ら人件費、保険料、車両維持管理費等が含まれているとしても、1時間当たりの単価が高過ぎではないでしょうか。

1点目の再質問になりますが、例えばハイエースをトヨタレンタカーで1か月借りても30万円、10人乗りのキャラバンであれば16万円程度も借りることができますので、保険を入れて高く見積もっても1日当たり6,000円から1万2,000円程度で借りることができます。先ほどの人件費を引いた約4万5,000円から車両代、高いほうで1万2,000円とガソリン代で1日400キロ程度走行して5,000円引いたとしても、残りの2万8,000円程度が1台につき毎日何かしらの経費となっておりますが、再度詳細をご説明をお願いいたします。

次に、単純に路線バス費用総額471万円を22日で割ると、1日に約21万4,000円となります。この21万4,000円を1日の平均乗車数13人で割ると、1名の送迎に1万6,000円以上がかかっていることになります。この金額であれば、路線バスではなく、町内や近隣までなどに限定してタクシー代を補助したほうがかなり予算の抑制ができると思います。

2点目の再質問になりますが、やるかやらないかを判断するためにもここが重要な部分だと考えますが、今回路線バスに乗った方はどのような目的の方が多く、目的地さっき長瀬駅とありましたので、これは省きますが、どういう目的の方が多かったのか検証できているのでしょうか。この方々の利用目的によっては、路線バスではない方法も検討できると思いますので、こちらについて伺います。

次に、デマンド乗り合いタクシーについてですが、そもそもデマンド交通はタクシーのように利用者の要求に応じ、指定の場所から目的地への移動を路線バス並みの低料金で提供するサービスであります。もちろんどこまでもオーケーということではありませんが、本当に必要としている方はどんな場面で利用したいかを調べるためにも、今回の実験段階では特に縛りを緩くしたほうがよかったのではないかなと考えます。公共交通を導入した様々な団体の調査結果としては、デマンド交通は導入しても大半が廃止されているようです。今回の実験では1日平均3回の利用だったわけですが、この利用者数であれば通常のタクシーを頼んで現在の福祉タクシー利用助成金の額を増やすこと、また免許を返納された高齢者や移動が困

難と認めた方など対象者の枠を広げること、さらにはシルバー人材の福祉有償運送事業や長瀬町地域支え合い事業の元気と安心お助け隊の商工会への予算を増やすことでも対応できるのではないのでしょうか。

3点目になりますが、今回の路線バスとデマンド交通の実証実験を行っている期間の福祉タクシー補助金、シルバーの福祉タクシー、商工会のお助け隊などの利用状況に変化はあったのでしょうか。その結果によっては、試しに乗ってみた、使いやすいから乗ってみたなど、新しい方が利用しているのか、それとも今までのサービスを利用していた方が乗っていたのかなどが分かると思います。

また、利用した方に感想やアンケート、乗降場所のチェック等をしていると思いますが、それらの結果から利用者の年齢層や利用目的などは分かったのでしょうか。既存のサービスの利用状況の変化と併せて伺います。

何はともあれ、今回の実証実験は何のために、どんな方の利用を考えて行ったというのが重要だと考えます。私が今回の結果を見る限りでは、多額の経費がかかる割には利用者も少ないので、本当に必要としている方のご意見や感想をよく伺って、ほかの方法を考えていくことがよいのではないかと思います。今回の結果で、公共交通は行わないということではなく、今後長瀬町の高齢者の状況の変化などをよく検討することも必要ですし、以前にも提案しましたが、今後は電気自動車で自動運転ができるようになる方向で進んでおり、燃料費や人件費は抑えることができるようになります。また、長瀬町で最先端の自動運転バスを走らせることで、観光客の輸送にも使える路線バスであれば、それなりの運賃収入にもつながっていくと考えます。ぜひとも今回の結果で棚上げすることなく、よく分析してよい方向に進めていただきたいと思います。最後に先ほどの3点について答弁を伺って質問を閉じたいと思います。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 岩田議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、1点目でございますけれども、路線バスにつきまして1時間当たりの単価が高いのではないかとこのご質問で間違いないかと思いますけれども、こちらにつきましては、まず単価なのですけれども、こちらは他の自治体でこのようなデマンドバス、デマンド乗り合いタクシーをやっている実績のある企業さんに今回は委託をして実施をさせていただいてございます。そちらの業者さんは秩父市内にある業者さんでございまして、そちらの単価につきましては、その業者さんが通常タクシーの運転手さんの運賃、時間制の運賃を適用している基準がございまして、今回埼玉県B地区の時間制の運賃を適用するというので、30分までに先ほど申し上げた金額、掛け1、あれば1時間単位になりますけれども、30分ごとに3,370円、あるところは3,040円、その単価を適用させていただいてございます。業者さんから頂いた基準ののった単価を用いて委託料の算出をさせていただいてございます。

また、路線バスにつきまして、何の目的で乗られている方が多かったかというご質問も頂いたかと思いますが、路線バスにつきましては、今もちろん詳細なデータを集計していますが、現時点で申し上げますと、買い物に行かれる方がアンケートの中では多かった状況でございます。あとは、その他ということで、これはちょっとどのような形で利用されたかがつかみ切れませんが、一番多かったのは買い物へ行かれる方が目的として使われた方が多かったということが今ございます。

それと、デマンド乗り合いタクシーにつきましても同様なご質問だったかと思いますが、目的ということでございますけれども、こちらは観光ということで、観光で利用目的として使われた方が一番多かったというのが今私のほうに資料としてございます。

実際に両方とも乗られているご年齢は60代以上の方がほぼ大半ということでございまして、公共交通と

というのは、今回は、最後にもありましたけれども、高齢者の方にターゲットを絞ってやったというわけではなくて、あくまで公共交通ですから、若い方、もちろん小学生から中学生も含めてですけれども、そのような方も対象として実証実験をやらせていただいているという前提がございます。ですので、おっしゃられますとおり、今のこの結果が出まして、結局乗られた方はご高齢の方が、60代以上の方が多かったということになれば、これに対応するサービスを提供するという方法を考えていくというのが現実的かなという思いもしております。ただ、ここでそのような形でやりますということは申し上げません。というのは、岩田議員もおっしゃられましたとおり、いろんな状況を考え、検討して、より詳細に分析をさせていただいた上でどのような形が望ましいかということ判断させていただく必要があるだろうと思っています。それは、先ほどもありましたとおり、他のサービスを手厚くするのかということで、公共交通というものを導入しなくても町民の方に対してはサービスが向上するということであれば、そのような手法も考えられると思います。そういったことも踏まえながら、この事業だけで考えるのではなく、既存のサービスの状況も考えながら、来年度この公共交通をどうしていくかということは考えてまいりたいと、そのような上で検討してまいりたいと考えてございます。

なお、この実証実験期間中の既存のサービスの利用の状況につきましては、今ちょっとそこまでございませんので、ではその部分につきましてはサービスを所管しています健康福祉課長のほうからお答え申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、健康福祉課で所管しております福祉タクシーの助成でございますが、こちらについては初乗り相当740円の補助する事業でございますが、タクシー券を利用された場合のタクシー会社のほうから請求が来るのですが、それは特に変化がありません。

それから、シルバー人材センターで行っております福祉有償運送の関係でございますが、これにつきましては介護認定だとか障害の方ということで対象者が限定されるわけでございますが、福祉有償運送についてはドア・ツー・ドアという形で、デマンドタクシーやバスよりも利便性が高いというのですか、歩かなくても済むというような形で、こちらについても対象者が限定されますので、こちらの方がバスに行ったとか、デマンドに行ったとかというような話はあまり聞いていないところでございます。

あと、元気と安心お助け隊の状況については、3月の末にまた会議が商工会等とありますので、今の時点では正確な数字を把握しておりません。

以上です。

○議長（野口健二君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。将来を見据えた行政執行について町長にお伺いします。

現在町では少子高齢化が進み、税収減が見込まれる中、社会保障費の増加、公共施設の老朽化対策等の支出増という課題に直面していると思います。特に高齢者対策では、サロンの立ち上げ等で地域力を向上させることが重要と言われています。将来を見据えたまちづくりには、住民を巻き込んだ施策の展開が必

要不可欠と考えられるため、次の点についてお伺いします。

1 番、町が主導性を発揮し、継続的に高齢者支援を実施することについて。

2 丁目、高齢者本人や高齢者世帯が地域から孤立するなどの実態の把握と地域住民との意識共有について。

3 丁目、住民の思いやニーズをくみ上げ、まちづくりに生かすかについて答弁のほうをお願いします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、町が主導性を発揮し、継続的に高齢者支援を実施することについてでございますが、町では高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、住民の支え合いによるまちづくりを進めるとともに、高齢者一人一人が自ら生き生きと活動し、健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるまちづくりを進めているところでございます。高齢者を支援する支え合い活動や高齢者のニーズを把握、担い手養成については、生活支援体制整備事業を地域福祉活動を推進する社会福祉協議会に平成29年度から委託し、取り組んでおります。地域での取組は、まず地域がそれを必要と感じ、取り組む意識がなければ新しい活動は始まりません。支え合いや助け合い活動は、これをやってくださいとって生まれるものではないところがとても難しいところですが、協議体の活動を通して助け合いや支え合いの取組が必要であると感じていただけるよう、事業委託先の社会福祉協議会とともに引き続き進めてまいります。また、来年度はフレイルなど、心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行ってまいります。

次に、高齢者本人や高齢者世帯が地域から孤立するなどの実態の把握や地域住民との意識共有についてでございますが、介護保険サービスなどを利用している方については把握可能でございますが、それ以外の方についてはご本人や家族からの発信、または地域の方や民生委員さんからの情報、地域ごとの話合いなどの情報により把握しているところでございます。町では、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように介護、福祉、健康、医療など、様々な面から支援を行う地域包括支援センターを平成18年1月から設置しており、高齢者やその家族の皆さんが抱える悩み、心配事などが何でも相談いただけます。また、近隣の皆さんや民生委員さんなどから相談を受けた場合についても、個々のケースに対応した支援につなげております。困り事や地域でできる取組など、地域ごとの話合いの機会を持つことにより、課題を共有し、助け合いの輪を拡げていくことで、支援や介護が必要になっても地域から切り離されないような取組につながっていくと考えております。

次に、住民の思いやニーズをくみ上げ、まちづくりに生かすかについてでございますが、今年度は高齢者福祉計画・介護保険事業計画に伴うアンケート調査を実施いたしました。この調査結果などから、現状やニーズ等の把握、分析、施策の検討などを行い、パブリックコメントによる意見募集や健康福祉推進委員会での協議を経て計画を策定し、施策を推進してまいります。

○議長（野口健二君） 5 番、村田徹也君。

○5 番（村田徹也君） 何度か同じような質問をしてまいりましたけれども、ほぼ同じような答弁かなというふうな気がします。高齢者支援ということについて、支え合いや見守りというふうなことについて特に、今の答弁も同じようだと思うのですが、民生委員さんや地域力を高める、また生活支援体制整備協議体等というふうな答弁であったのですが、多分長瀬町でも地域格差はあると思います。しかし、行政がしっかり手を差し伸べ、地域の活動、誰が中心になるか、リーダーシップは誰が取るのかというふうなことが分

からない限り、サロン等の立ち上げをしたとしても継続性が難しいと思われます。社協に委託し、生活支援コーディネーターを中核としてと言われていますが、町として、では地域包括支援センターがどう関わっていくのかというのが見えてきません。その点について、特に今後立ち上げたサロン等を継続するためには、若い世代を巻き込むことやアクティブシニアの活用、安否確認の方法等、これ町としてどう関わっていくのか。先ほどの地域包括支援センターでは相談に乗っていますとかいうのがありますが、そのところをもう少し町の支援というのはしっかりしないと、社協にある意味丸投げと、地域力を生かしたりということがなっているような気がしますので、その点について伺います。

特に、以前も述べたことがあります。私の住んでいるところでは、実態として55軒、私の居住区域には人口があります。そして、高齢化率といいますが、高齢者数が18世帯かな、あと独居世帯というのが10世帯かな、そのくらいあります。そして、今現在もう空き家であるところがあるのが既に3軒あります。これが20年たったときに、ではどうなるのだろうと。高齢者だけの世帯というのは、10年、20年たったらどうなってしまうのだろうと。先ほどの支え合いということについても、若い人を巻き込まなければ継続はできないと思うのです。特にうちの地区だけではなくて、行政区の3地区でサロンを立ち上げようというふうな機運がありまして、1月に会議を持ちました。民生委員さん等が中心になって、生活支援コーディネーターの方もいらっしゃいました。2月にまた会議を行って、3月にもう一度具体的にそれを進めていくのだというふうなことだったのですが、私も声をかけられてそこに参加しましたが、その後全然音沙汰がなくなっているという状況です。今そういう状況なのです。4月からサロンをとということなのですが、これ開始できるのかなと非常に心配しています。もっとそういう点について町でも関わりを持つということが必要ではないかと。その点について。

あと、住民の意思をどのようにくみ上げるかというふうなことについてなのですが、これも何回か質問してまいりましたが、アンケート調査を行っているとか、町長は個人的といいますが、立場上いろんな機会に住民の意見を聞いているというふうなお話もあったわけなのですが、特に高齢者支援等については行政がリードしてワークショップを開くとか、高齢者に集まっていただいて話を聞くとか、特に、先ほどの議員からも百人委員会というお話がありましたけれども、そういう場合には声の大きい人の意見が通ってしまうとかいうふうなことはあろうと思いますが、実態を把握するというのはやはり生の声というのが必要なのではないかなということで、例えば全部集まっていたかなくても町の職員さん、地域包括でも結構です。地域に出向いてお話を聞くと、そういうふうな機会を設けるということが必要なのではないかなと、そういうふうに思いますので、その点について伺います。

なお、フレイル予防等については、来年度以降健康福祉課を中心としてやっていかれるというふうなことなのですが、これは一歩進んだと受け止めますが、実際問題として参加をする人と参加をしない人、それは女性が多いと、男性の参加が非常に少ないということはもう歴然としているわけですね。それに対する対策等はお持ちなのかどうか、その点について伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。ちょっと順不同になるかと思いますが、よろしくお願いします。

町で人材育成支援しない限り、サロン等の運営は難しいのではないかとのお話を頂きました。これにつきまして、人材育成やサロン立ち上げの支援につきましては、これまでも実施をしております。複数のサロンが立ち上がっております。また、現在も立ち上げようと動いている方々もおります。これが多分

村田議員おっしゃる地域だと思いますけれども、今そのような動きがあった場合につきまして、ぜひ議員にもご理解とご協力をお願いできればと思っております。

また、サロン等の継続的な運営支援につきましては、これから検討する必要があると考えておりますけれども、これにつきましてはまた最後にご回答を差し上げたいと思っております。

続きまして、町がサロンの立ち上げに関われば地域の実情も知ることができるしというお話でございますけれども、現状をお知らせして、それぞれの地域で話し合い、助け合い、活動や居場所が必要と生じたときには、町としては生活支援コーディネーターや協議体で支援をしてみたいと思います。助け合いがそこで生活している住民の方のつながりの中で生まれてくると考えておりますので、これらの活動によって支え合いの地域づくりが行われるのではないかと考えておるところでございます。

また、町が主導してやるべきではないかというお話でございますけれども、これまでも地域での話し合いの場を設けて、わいわい、がやがやお話をするということで高齢者の意見を出しやすくなり、困り事はないだろうかとか、高齢者を支える地域資源は何だろうかとか、地域で取り組んでできる活動は何だろうか等等と話し合うことができている、その後の地域でのサロン活動につながっているものと思っております。

また、ワークショップのお話も出てまいりました。困り事や地域でできる取組は何かなど、地域での話し合いの中から意識の共有が図られると考えております。現状をお知らせし、地域で助け合いの場を持つ働きかけをしたり、それぞれの地域で助け合い活動や居場所が必要と感じたときには、生活支援コーディネーターや、先ほども申し上げましたけれども、協議体等で支援をしてみたいと思いますので、ぜひそうしたお話が出てまいりましたときにはご協力をしていただければありがたいなと思っております。

また、最後になりますけれども、若い人を巻き込むべきというお話でございます。これが一番の重要な課題かなと思っておりますけれども、現在町では若手職員を中心に平成30年から長瀬町未来づくりプロジェクトチームというのを結成していただいております。その中で、今後の町の未来についていろいろ年に数回会議を持ちまして議論をしていただいておりますけれども、それをまとめて発表する機会を持っていただいております、私たちもそれにつきまして町でできることに関しては一緒にやっていこうということとで現在も行っておりますけれども、ちなみに観光協力金ですとか、ゆるキャラについてもこうした町の未来づくりプロジェクトチームの中から出てまいったご意見でございます。その中で、ぜひこの活動を町職員と町民が心を一つにしてやっていけないかという思いがいたしまして、昨年8月、広報に長瀬町若者プロジェクトメンバー募集として掲載させていただきましたけれども、残念ながら一人の応募もございませんでした。これ非常に残念だなと思ったのですが、何が悪かったのかなと反省をいたしました中で、対象年齢が18歳から35歳となっておりますのが、これが一番まずかったのではないかなと今現在反省しておるところでございます。これからは年齢幅をもっと広げて、再度募集をかけてみたいなと思っておるところでございます。これから長瀬町を担う若い人たちに町について関心を持っていただくということが、これが村田議員もおっしゃるとおり、まちづくりについての一番重要な課題だと考えております。特に高齢者施策につきましては、これから先支えていただく側にある若い人たちでございますので、ぜひこういった方たちが職員と一緒にいろいろなご意見を出していただき、これからの長瀬の未来づくりにつなげていただければありがたいなと思っておるところでございます、今後また再度募集をかけてみたいなと今思っておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君）　ちょっと答弁で抜けたところがありますので。こういうフレイル予防であるとか、サロンであるとかいうものに関して男性の参加が少ないというのは、もうデータの的に明らかですね。では、それをどういうふうにしていくのだろうという具体的なものはまだ出ていないと思うのです。だから、そこが特に高齢者施策については着眼点ではないかなと思います。私も当然高齢者で、余命がどのぐらいか分からないというふうな年齢層です。当然、こんなことを言っては失礼ですが、町長もそういう年代に差ししかかっておられると。自分が住んでいるところを考えてみて、どうするのだろう、これから免許を返納したら、先ほどの公共交通の問題もありますし、買い物はどうするのだろう、運転できなくなったら、またその生活自体を同居する若者がいない場合にどうするのだと、また自分が住めなくなったらこの家はするのだろうとか、いろいろそういうものがあります。だから、若い人を巻き込むという、サロン等では特に、60代になったかならないかぐらいとか、そういう人たちをどんどん巻き込んでいかなければ継続性は難しいのだと。今中心になっている方々は、やはりもう70代を過ぎた方とか、そういうような状況ですね。それを受け継ぐというその機能をつくっておかなければ、継続性はないのではないかと。そのためにも、やはり生活支援コーディネーターさんだけでは無理ではないかと。町のほうでと。特に町の若い職員さんというお話が出ましたけれども、私今ちょっとこういうのを持っているのです。これは、個人の方が幾人かで考えた、これ非常に若い方です。長瀬町元気プロジェクトというふうなことを考えられたということで、何点かいろんなことについて書いてあるわけなのです、高齢化とか少子化とか。これは町に提案してみたらどうですかというふうなお話ししたのですが、これ実施不可能とか、いろいろそういうところありますが、こういうことについて考えている人もいます。これがただ町に届いていないと。あと、同じように我々高齢者の思いも届いていない。なぜか。なぜでしょう。そこを克服するのが町の仕事ではないのかなと思うのです。町がそこにどう関わるかと。特に町の若い職員さんが、ちょっと名称は忘れましたけれども、だったら町の行政説明会とかはやらないのだと、やはりそんなふうなお話だったですよ、強い声がどうのとか。地域を職員さんが回って町の現状等についてお話をすると、あとどのような町民の、住民の方が意見を持っているのかと、そういうニーズのくみ取りというのですか、やはりアンケートも必要でしょう。アンケートでも結構でしょうけれども、なかなか書くというのは面倒くさいやというふうなこともありますので、地域に出向いて、対面して生の声を聞くという方法が一番現実的な声が聞けるのではないかと。そういう努力はぜひ必要なのではないのかと。

あと1点。高齢者施策に限らず、長瀬町の将来的な人口が減っていくとか、そういうふうなことも見据えられているわけですね。20年、30年たったら、30年後には4,000人を切ると、三千九百幾人ぐらいになるだろうとか、高齢化率は50%になるだろうとか、そういうことに関して今のままのこういう予算ではいけなくなるだろうというふうなことについて町として具体的にシミュレーション、シミュレートしていかなければならないだろうと。予算規模はこのくらいではないかというふうなこと等についても考えているのかどうかというふうなこと。あとは、最後に政府のほうで言います行政執行とか、または計画について企業的手法を取り入れなければならないと。いわゆる企業は倒産するというふうなことだと思います、利益が上がらなければ。しかし、役場は倒産はしないであろうけれども、企業的手法を取り入れるというふうなことで、関連から今私が質問したようなことについてどう考え、取り入れていく方向性は期待できるのかということについて伺います。

○議長（野口健二君）　町長。

○町長（大澤タキ江君）　村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

その前に、先ほどフレイル予防についてを落としてしまいました。申し訳ございません。どんな事業もそうなのですから、なかなか男性が出てきてくれない事業が多いわけでごさいます、その中でこれから始まりますフレイル予防につきましても何とか男性に出てきていただきたいなという思いでごさいます。その中で、町でやっております事業で、男性が結構出てきていただいているというのはマージャン教室、これは意外と出てきているのです。それからまた、町のグラウンドゴルフ大会に行ってみますと、これも半分ぐらいは、男性のほうが多いのかな、結構男性が出てきていただいています。そうした中で、こうした現在取り組んでおります事業の、その都度その都度出向いて行って、こういうのをやっていますよというような宣伝をしていくのも一つの案かなとは思っておりますし、またこれから健康福祉のほうでもどういうふうにしたらば男性に出てきてもらえるかということこれから課題として考えていただいておりますので、何とか男性に出ていただく方法をこれからも考えていきたいと思っております。

それから、再々質問でございます、ただいま大変若い方が非常にご提案を村田議員のところにお持ちになったというお話でございますけれども、ぜひ提案制度にでも出していただいたり、町のほうに直接でもいいですからお持ちいただいて、そうしたものが参考にさせていただけるとありがたいなと思っておりますので、ぜひご本人にもその旨お伝えいただけたらありがたいなと思っております。

それから、若い職員が外に出て行って生の声を聞く必要もあるのではないかとお話で、これは確かによいご提案だと思います。これから若手職員たちともそのようなお話をさせていただいて、これが可能であればぜひこんなこともやっていければいいかなと思っております。これから町を担っていただくのは若い方たちでございますので、若い方たちのご意見をしっかりと取り入れてこれからの町政運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、シミュレーションはできているのかというお話でございますけれども、これは施政方針でも申し上げましたけれども、「はつらつ長瀬プラン・第5次長瀬町総合振興計画」の中で人口減少ですとか、子供が減りますとか、そうしたことににつきまして、そういうものを全て勘案した中で今後のまちづくりに対しての計画を立てておるわけでごさいます、これを基にしっかりと毎年毎年予算も組まさせていただきますおるわけでごさいます。当然30年後には人口が半分になりますよとか、そういうこともしっかりとシミュレーションで出ておりますので、それに向けてはつらつ長瀬の実現を今後も目指していきたいと思っております。

また、企業的な手腕でというお話がございました。これは、どこのまちでもそうしたお話を聞きしますけれども、やはり公務員というのはどっぷりその中につかっけてしまいますとその企業的な手法というのがどこかで抜けてしまうのですけれども、これにつきましても長瀬町におきましてはとにかく切れるものは切るとか、そうした厳しいことは職員には常々話をさせていただいております。今回も令和2年度の職員は令和元年から比べまして4人減となります。これからご提案させていただきますけれども、その中で課を1つ減らせていただくという形を取らせていただくわけでごさいます。少しずつではございますけれども、そうした厳しい少子高齢化の中ですます、これは長瀬町だけのことではないと思っておりますけれども、国全体がそうした厳しい状況にある中でしっかりと取り組ませていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） では、村田徹也君にお聞きします。

2番、3番は午後にお願いしたいと思います。

○5番（村田徹也君） はい。

○議長（野口健二君） では、暫時休憩いたします。1時からお願いします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

では、午前中の残りと言ってはおかしいけれども、2番、3番を村田徹也君、お願いします。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、観光振興について町長にお伺いします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略で、観光産業を軸としたまちづくりを掲げ、4年が経過しています。現在はまだ計画期間中ですが、観光振興についてどのような結果が出ているのか、次の点について伺います。

1点目、観光振興による雇用の創出と経済効果について。

2点目、新たな観光資源の開発と町が全町を挙げて観光振興に取り組む観光立町の進捗状況について。

3点目、花、樹木の新たな名所の開発と花の町としての検証結果と観光に寄与する農業振興等による長瀬ブランドの創出について。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

1つ目のご質問の観光振興による雇用の創出と経済効果についてにつきましては、雇用の創出につきましては酒蔵や花湯別邸が新規に開業できましたことと、商工会の観光部の会員数が増えていることなどから、一定の雇用が生まれたと考えております。

経済効果につきましては、経済効果の算出方法は複雑で、同じ事例でも波及効果をどこまで考慮するかによって試算結果は変わりますので、観光入り込み客数に町内での消費額を計算することによってある程度の経済効果は出せると思われませんが、絶対的な数値ではないために数値だけが独り歩きされても困りますので、町単独での試算はしておりません。しかしながら、観光業に近い分類として、宿泊業、飲食サービス業の集計が平成28年経済センサス活動調査の公表データでは14億700万円となっており、この数字が実態に近い売上金額になろうかと思えます。この数字は、あくまでもお土産などの製造や原材料の生産代が含まれておりませんので、そういったものを加えたものが実際の経済波及効果になると考えられますので、観光入り込み客数が増加し、少しでも長く滞在していただければ経済効果も増加いたしますので、観光入り込み客数を増やし、また滞在時間の延長を図れるような観光政策を推進してまいりたいと考えております。

2つ目のご質問の新たな観光資源の開発と町が全町を挙げて観光振興に取り組む観光立町の進捗状況についてにつきましては、エリア別、資源別による観光もあると考えております。町内各所にある句碑、石碑について作者、対象者の生い立ちや句碑作成時の状況、活動内容などを紹介する看板の設置等を行うなど、そこに立っているものの物語の位置づけをしっかりと行った上でないと、ただつくればいいものではなく、歴史や伝統文化に根差したり、地域住民にとって愛着のあるものもしくは観光客にとって魅力的なものでなくては成り立ちません。また、遊休農地を活用した体験観光農業など、検討してまいります。いず

れにいたしましても、時間はかかると思いますが、長瀬地域以外でも観光できるようなまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

3つ目のご質問の花、樹木の新たな名所の開発と花の町としての検証結果と観光に寄与する農業振興等による長瀬ブランド、いわゆる特産品でございますが、そちらの創出につきましては、花、樹木の新たな名所といたしましては、平成28年度に開設した蓬莱島公園と月の石もみじ公園となります。花の町の検証結果につきましては、平成2年に日本の桜の名所100選に選出いただいておりますが、近年の南北の桜通り並木につきましては、老朽化した樹木やさきの大雪にて枝枯れしているものが多くなっております。そのため、令和3年度より河川財団の事業を活用した桜再生事業を計画しているところでございます。

また、花の里のハナビシソウ園につきましては、テレビ取材や新聞、雑誌掲載が最近多くなってきておるところでございます。そして、宝登山山頂のロウバイ園につきましては、今年よりライトアップが行われるなど、今まで以上に花を活用した観光振興を図っているところでございます。

長瀬ブランド特産品の創出につきましては、平成25年度に長瀬町地域特産品開発事業補助金交付要綱を制定し、現在までに3件の補助金を交付をしております。一番直近には、平成28年度に開発された紅茶がございます。開発された特産品を長瀬ブランドとして世間に広く認知されるよう、ふるさと納税の返礼品等にするなどのPR活動を行っており、徐々にではありますが、販路拡大等につながっております。現在は商品数の拡充等を目標としております。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、これから質問する内容については、もしかしたら担当課長に答えていただかなければというふうなこともあろうかと思いますが、まず総合戦略で観光立町を掲げたというふうなところで、この中でKPI指標を基にしてという数値が確かに出ていました。この中で、観光入り込み客数を231万人から250万人でというふうなことがまず数字的にはあったと。それから、観光業による町内就業者数、これは観光だけではありませんが、これが42.8%を45%にするという指標が出ております。あと、宝と宝を結ぶ新たな観光ルート、ゼロを3にと。宝にちなんだコンテンツ開発が5と。それから、新規就業者数がゼロを3と。長瀬ブランド商品開発がゼロを1と。そんなふうなことが指標として出されていたのですが、これは全て事業が終わったわけではないのですが、今私が申し上げたようなところ、特に入り込み観光客数については、昨年度ですか、311万人というふうなことが言われているのですが、今私が読み上げた中で、もう今年度最後の年と思いますが、どの程度これが近づいているのか、資料があったら答えていただきたいと思います。

また、今、全町観光化については以前も何回か質問しましたが、周遊ルートと、それから今町長が言われたような句碑とか文化財とかがあるではないかというふうなお話頂いたのですが、これも観光客への周知、これも以前言いましたけれども、例えば長生館のところですか、若山牧水の碑があるとか、野上駅にも「たうきびの穂よ」とか何か宮沢賢治の、ありますよね。それから、養浩亭のところですか、やはり宮沢賢治の句碑等がありますよね。これも以前言ったと思いますが、土屋文明さんなんかも長瀬に来て句を詠んだりしていると。こんなふうなのについては、そういう文学的なものに対しての、例えば樋口の青色石塔婆があるよと。これは、文学的と言っていいかどうか分からないのですが、そんなふうな周遊ルートというのを観光客に周知しなければなかなか分からないのではないかなと。特に長瀬町民であっても、えっ、そんな句があるのというふうなこと。えっ、宮沢賢治が、多分小学生は勉強しているのですかね、そんなふうな、ああ、そうなのかと、どんな句を詠んだのかと。そうすると、これ例えば寄居町の玉淀にも

宮沢賢治の同じ句が、河原に同じ句を詠んだのがあるのです。だから、そんなふうなものも、おお、なるほどな、あの宮沢賢治は長瀬へ来て、小鹿野へ泊まってというふうなことを周知するような方法でないと、これやっぱり観光客がそれに飛びついてこないのではないのかなと思いますので、そのことについて伺いしたいと思います。

あと、花の町事業なのですけれども、以前マリーゴールドを配布しましたけれども、なかなかこれも私から見ると頓挫状態ではないのかなというふうな気がします。全区に以前のようにはやっていないと思うのですが、やはりこれ誠に申し訳ないのですけれども、役場前の花壇にしてもこれどういう形で町の職員の方々があの花壇を手入れして、町でもこれをやっているのだというようなことであれば、これ町民も、うん、やろうというふうな気になると思うのですが、ちょっとそのところはもう少し町としての取組があってもいいのではないのかなと。

ハナビシソウ園についてなのですけれども、これもメディアで放送したりとかありますが、年によってうまく咲かなかったりとか、そんなふうなこともあります。長瀬町は秩父音頭でも「花の長瀬あの岩畳」と歌われているのですが、やはり花の町というのは桜というのがメインになるのではないのかなと思いますので、特に今町長も言われましたが、北桜通り、南桜通り、あの桜の木は多分ソメイヨシノだと思うのですが、ソメイヨシノは当然横に根を張るということで、歩道を持ち上げてしまうと。かなり老木化しています。多分北桜通りは昭和天皇が行幸されたときに植えた桜だと思うのです。多分私中学校のときだったかなと思います。日の丸を持ってお迎えしたのです、ずっと学校の前に並んで。そのときに、あの道を整備して桜の苗木を植えたのです。ですから、もう五十数年たったかなと思います。このハナビシソウ園、費用対効果等を考えると、やはり紅葉を植えるとか、さもなければあそこに桜を植えてとか、さもなければ今の、令和3年度に桜再生計画を立ててというお話ですが、これどういうふうな計画か分からないのですが、今の南、北桜通りを、あの木を切って、あの木を掘ってそこに植えると莫大な資金がかかりますよね。とても無理だと思うのです。もしあの北と南の桜通りを再生ということであれば、民地をお借りして、空いているあの歩道の横にでも桜を植えるような計画でないとこれ無理ではないのかなと。それが無理のなら、やはり新たなところに桜をとというのが賢明ではないのかなと私は思いますので、以上の点についてご回答をお願いします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

KPI指標につきましては、こちらは課長をお願いをしたいと思います。

全町観光化、観光地化というのですか、観光をメインにということで行っているわけですが、議員おっしゃるとおり、文学碑につきましても、先ほども私の回答で申し上げましたけれども、やはりただここにそうした碑があるよと言うだけではお客さんはついてこないと思っています。やはり物語をつくるというようなこともこれから必要になってくると思っていますので、そのような形の観光碑を世に売り出す手だてを考えていけたらなと思っておるところでございまして、早速取組をさせていただきたいなと思っておるところでございまして。

また、花につきましていろいろお話を賜りましたけれども、五、六十年たっているのでしょうかね、もう大分老木になってまいりまして、議員も見ていただいておりますとおり、南桜通りにつきましては道路の整備をする中で植え替えをしているわけですが、今回も予算をお認めいただければ何本かまたそうしたことはできるかなという思いがしておりますけれども、今現在植えておりますのはジンダイア

ケボノという種類でございまして、根を張るのではなくて上に伸びるという桜でございまして、今までのような形にはならないのではないかなと思っているところでございます。

また、ハナビシソウにつきましては、これ実行委員会方式でやっておりますので、実行委員の皆様方が今現在大変頑張ってくださいしております。その中で、町といたしましては、やはり今おっしゃるとおり、紅葉にすると桜にってしまったほうが一番たやすいなという思いはしておりますけれども、今現在実行委員さんが頑張ってくださいしている中では、やはりそのまま当面はハナビシソウでやっていくのがよろしいのではないかなと思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、観光にとりまして花というのは大変貴重な資源でございます。その中で、いろいろと模索しながら、花の長瀬、長瀬町という、その名に恥じないような町をつくっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

まず、KPI指標なのですけれども、手元にちょっと資料がないので、調べて後でご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

それから、南桜通りの植え替えの事業、再生の事業なのですけれども、一応河川財団のほうで出る予算で今植わっているものを植え替えを実は考えてございます。なものですから、お金がかかるのも十分承知しておりまして、うまくいけば年間400万ぐらいの事業の中で順繰りにやっていければというふうに現在では考えているところでございます。

それから、先ほどハナビシソウについては町長のほうからお話があったとおり、実行委員会のほうで頑張っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、マリーゴールドの関係なのですけれども、以前は各行政区のほうに配布等をさせていただいてお願いしてまいったのですけれども、行政区によりましては植える場所がないですとか、手間がかかるといったお声がありまして、平成30年度からそういった配布事業を見直しをさせていただいておりまして、地元のほうで植えたいというふうな団体の方等の申請に基づいて交付をさせていただいて、植えていただいているというような状況でございます。

それからあと、新しい場所に桜を植えたらどうかというようなお話があったかと思うのですけれども、こちらにつきましてもおいおい植え替え事業等の部分のところでのどのぐらいのものができるかというのをちょっと見ながら考えていければというふうに現在は考えているところでございます。

以上で大丈夫ですかね。よろしくお願いします。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

町役場前の花壇の手入れについて、庁舎管理者である企画財政課でございますので、お答えを申し上げますけれども、町役場前の花壇につきましては企画財政課の職員のほうで花の植栽といいますか、花を植えたりですとか、管理のほうをさせていただいてございます。また、庁舎の清掃業務を社会福祉法人さんをお願いしていますが、その法人さんのほうに雑草を抜いていただいたりとか、そういったところでご協力を頂いて、管理をさせていただいてございます。なかなか町民の皆様はその管理が見えてこないということであれば、ちょっとそのような管理を、ちゃんと管理させていただいていますよというような形を何かしら、見えるような形ではないですけれども、そういったことを情報として発信していくようにさせて

いただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、花の町についてというふうなことでは、特に桜の再生というふうなことで、私はやはり花の町は桜ではないのかというふうなことでもう一度再々質問しますけれども、北桜通りについては一部細い桜が植えてあるところもあるのです。だけれども、あれでは再生にならないと。はっきり言って、本当に飛び飛びに幾つか植えてあるところもあるし、これ何なのだろうというのが私の感想です。どういうふうなことで再生していくのだろうと。あそこ、先ほども言いましたけれども、北桜通りを桜の並木として再生するのであれば、もう少し計画的にやらなければできないだろうと。それには、やはり先ほど言いましたように、今の桜、植え替えはもうあそこは無理だろうと、老木だし。切って、あれを伐採して、今度は掘り上げてということで莫大なお金がかかってしまうと。ですから、さっきも言いましたように、民地をお借りできるのかどうかとか、さもないとそれが不可能なのであれば、やはり何年か計画でもいいから、もうハナビシソウも費用対効果が非常に少ないと。特にあそこについて草むしりをやられている方とか、その苦勞とかはよく分かります。だけれども、全体的な町の予算の軽減をというふうなことで考えれば、もう決断する時期ではないのかなと思うのです。桜を新たな場所にとというのが町の課題ではないかと思いますので、その計画をもう少ししっかりやっていただきたいというふうなことを思います。飛び飛びに植えてあるのだ、あれが果たして大きくなるのだろうかと。さもないと、反対側は全然植えていないというふうなところもあるし、旧ビューテラスのほうとか、あそこまでは全然来ないしというふうなことで、あれははっきり言って意味が分からない、再生のために植えたのかどうか。それは、文句を言っているというよりも、もう少し計画的に桜についてはやったほうがいいのではないのかと思います。

あと、周遊ルートということなのですが、なかなか以前遊歩道なんかを出していただいたのですが、このところ随分長瀬アルプスは歩く方はいるのだけれども、ほかについてはなかなかというのがありますので、もう少し再検討をしたらいいかなと。特に今日言いたいのは、上長瀬から長瀬までの散策路、台風で随分荒れましたけれども、あそこは自然公園法でなかなか手がつけられないというふうなことはあるかと思いますが、実際問題として親鼻橋の下の船着き場、あそこに土を持ってきて随分盛ったのです。あれ本来やってはいけないのですよね。もう例えば今まで占有権ですか、ライン下りのためにというのでも、ある土砂というのですか、砂利を動かすのはいいよと、よそから土を入れてはいけませんよというふうなことだったのですが、あれがまかり通っているのですよね。だから、通っていないではなくて、実際やっているわけですよね。えっ、それで草はむしれないと。自然公園法を私抜粋してきたのです。そうしたら、自然災害のとき、それを復旧する等についてはその限りではないよというふうなことをちゃんと自然公園法の中でうたっているわけです。ですから、メインの歩く道といたら、今のところ蓬莱島も道がないので、あの草一本抜けないということはあるかと思うのですが、手をつけることもあの工事がやってあるのなら可能だと。特に、町長はご存じないと思いますが、金石の渡しがありましたよね。そういう環境が今できています。金石の渡しのときに、井戸の子供たちが通学路として金石を渡ったならば、上流に向かってコンクリートで道ができています、上まで登れる。あれは河川敷だと思うのですよね。あそこも木を伐採して、随分歩きよくなって助かっているのです。私も散歩をするのに通るのですけれども、だけれども、あれは町が関与したのかな、どうかちょっと分からないのですけれども、あそ

こも随分刈り払いがしてあります。木も切ってあります。だから、そういうことが実際通ってやられているのですよね。それだったら、上長瀬から長瀬のあそこを、一番歩くのにいいところなのだから、申請の仕方によってはできるのではないかなと。実際問題として、いや、今までできない、できないというお言葉を頂いていたのですが、竹も切って非常に見晴らしがよくなったと。あれは有害鳥獣の駆除ということとでやられたというお話は聞いていますが、何とかもう少し来た観光客に、ああ、自然がすばらしいなという気持ちになっていただくような、自然公園法をどうにかならないかという努力をどうされているかということをお伺いしたいと思います。

また、今特産品ということで地域おこし協力隊の方が1名来ていらっしゃるけれども、これが4名になるという先ほどの答弁だったのですけれども、何か予算を見るとちょっと私5名かなと思ったのですが、十分そんなふうなものも活用して、今まで特産品補助金を実際問題として特産品になったかということを見ると、今度こそ期待しているわけなのですが、その見通しについてお伺いします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問に対してお答えさせていただきます。

議員もご承知のとおり、自然公園法、長瀬町は大変規制の厳しいところである、そしてまたその中でも親鼻橋から高砂橋までが非常に規制が厳しいという状況の中で、長瀬町の場合には常に何か事を起こすときには県ですとか国と相談をさせていただき、できる、できないの判断をさせていただいておるところでございまして、今回の台風19号の災害に関しましてはなかなかその復旧が進まないというのはそこに問題があるわけでございます。そのような中で、皆野町が親鼻橋の下に土砂を盛ったという。皆野町も今までそういった経験がなかったものですから、簡単に考えて入れてしまったようでございます。まだあれは完成ではなくて途中だそうでございますけれども、途中でどなたかが文化庁のほうにお話をされたようで、今ストップがかかってしまっている状況で、あのままあるわけでございます。何か町長のお話ですと、あれを元に戻せって言われたときには困るというようなお話でございますけれども、大水でも来れば流れてしまいますので、また元に戻すということもないかもしれませんけれども、もしかしたら最悪の場合にはあの土砂をまたどこかに搬出しなければならないというような状況になるやもしれないというようなお話も伺っているところでございます。その中で、長瀬町も岩畳に関しましては大変厳しい状況の中で、町といたしましては観光協会とも相談いたしまして、なるべく早く整備を進めたいのですが、まだまだそういう状況にならないということで、大変厳しい状況にあるわけでございます。蓬莱島に関しましては、これから財産処分の手続が済み次第、蓬莱島につきましてはできるということになっておりますけれども、まだ県のほうと協議しておりますが、あそこは岩畳よりも規制が緩いところというのですか、岩畳周辺が一番ともかく厳しいところでございます。今議員がおっしゃる上長瀬から岩畳のほうまで歩道という、あそこが一番厳しいところでございます。蓬莱島に関してはそういうことで、県との協議が済み次第、可能になることにはなっております。実は金石の渡し、私も嫁に来て6年ぐらいたってからあの橋ができましたので、あそこの当番もやらさせていただいた経験がございますけれども、確かに今議員おっしゃっており、あそこはいじってはいけないところなわけですが、やはり子供さんの安全ということで許可になったのでしょうかね、よく分かりませんが、確かにあそこのところは車が軽ですと降りられる状況ですからね。

○5番（村田徹也君） いいですよ、では。それは。

○町長（大澤タキ江君） ちょっとそのところは、申し訳ありません。私もそのところは承知しており

ませんので、申し訳ありません。いずれにいたしましても、親鼻橋の下はそういったことで、許可云々ではなくてやってしまったという話を伺ってしまして、これからどういうことになるか、ちょっとよその町のことで分かりますけれども、そういう状況だそうでございます。そんなところですかね。

いずれにいたしましても、本当に長瀬町につきましては大変縛りが強いものですから、これが何としても町の観光の振興にもネックになっております。その中で、私も機会あるたびごとにそうした関係者にはもうともかくそれが縛りになって長瀬町は復旧ができないのだという話はさせていただいております。今年になりまして、副知事にもその話はしましたし、それからあれは文化庁と非常に、文化庁の審議委員さんですかね、国のほうの審議委員やっぺいらっしゃるのですが、高橋組の会長さんにも実はもう長瀬町の今の現状をそれこそお訴えしたのですが、そういたしましたらば文化庁のほうにもお話をさせていただいたということで報告は上がっているのですが、何とか町のやりやすいような形にしてほしいということで常に申し上げておるところでございますので、これから令和2年度の予算の中でそちらのほうの復旧も徐々にさせていただけるような形が取れるのではないかなと思っておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 町長、これ。桜と……

○町長（大澤タキ江君） 失礼いたしました。桜の新たな場所につきましては、こちらは先ほど課長のほうから……民地をお借りしてというお話でしたか。

〔「はい」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 失礼いたしました。民地をお借りしてというのは、まだ町として、桜も畑等に植えてしまいますと非常に作物にも影響いたしますので、貸していただけるようなところがあればいいのですが、これからまた議員さんのほうからそうしたお話がございましたので、そのような場所があるようでしたらばまた進めていければと思っております。

それから、特産品の見直しにいたしましては、地域おこし協力隊員、昨年11月から活動を開始させていただいておりますけれども、彼女が今いろいろと町内にある地域資源等を集めている状況でございまして、その中でいろいろとところに彼女も出向いて、長瀬町にとって何が一番特産品として合うかということで聞いて歩いて情報収集をしているというようなお話をいろいろな県の出先機関ですとか、そういうところで伺っておりますので、おいおいそのような情報、活動を進めていく中で考えていただけるのではないかなと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 1点だけ、すみません。自然公園法の中でこういう文言があるのです。「非常災害のために必要な応急措置として行う行為はこの限りではない」というようなことで、今町長も言われましたが、審議会の意見を聞いて、最終的に環境大臣まで行くというふうな文言があるので、台風の復旧とかいうふうなことで十分これに当たると思うので、ぜひ町として真剣に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 実は秩父の環境管理事務所は、その文言に対しまして大変寛大な措置をさせていただいております。環境管理事務所ではいいですよということで、先ほど頂きました遊歩道ですか、そちらに対しまして秩父環境管理事務所はやりましょうということでお話を頂いたのですが、最終的にはなかな

か文化庁のほうが厳しいということで、まだ手がつけられない状況でございます。当然秩父環境管理事務所は一緒にやりましょうということで、大変好意的に長瀬町に関しましてお力を入れていただいております。もう少ししっかり頑張って、何とか文化庁のほうで許可を頂けるようなことをやっていきたいと思っております。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君、時間が来ましたので、これでひとつ終わります。

○議長（野口健二君） 次、3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 質問します。

長瀬駅前のモニュメントについて、産業観光課長さんにお伺いいたします。

壊れたまま放置されている長瀬駅前のモニュメントについては、これまでも議会で議論されているようですが、回答が曖昧であり、今後に活用するのか、処分するのか、はっきりしていない状態です。壊れたまま放置しておく、観光客の目に止まり、イメージダウンにもつながりかねません。今後の対応についてどうされるのかお伺いいたします。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 野原議員のご質問にお答えいたします。

長瀬駅前モニュメントにつきましては、平成14年度に宝くじ協会の普及宣伝事業で助成を頂き、建設したものでございます。現在はモニターが故障中のため映像が映らない状況となっており、修繕に要する経費につきましては、モニュメントを作成した業者に問合せをしたところ、2,750万円以上はかかるというお話がありました。今後の活用につきましては、改修するにも多額の経費を要することから、このモニュメントを今後どのようにしたら一番いいのか、関係者等多くの方からのご意見を頂き、慎重に検討して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） それでは、質問させていただきます。

ただいまの玉川産業観光課長さんの答弁に対しまして、確認も含め再質問させていただきます。

現代は車社会ですが、長瀬駅前には長瀬の顔とも言える場所であると思っております。壊れたものがいつまでも長瀬駅前に設置してあってよいものなのでしょうか。先ほどの質問のように、長瀬駅前には平成14年3月頃、宝くじ普及宣伝事業を活用したモニュメントが設置されていますが、長瀬駅前のモニュメントは数年前から稼働しない状況です。長瀬駅前モニュメントは、設置後約14年以上経過しています。長期間壊れたまま、長瀬駅前モニュメントに対策を講じて、「天下の勝地長瀬」のイメージアップの足がかりを含め、長瀬町への観光、来客アップにつながる対策や方策が必要と考えます。私も議会会議録を再確認しました。平成30年第1回定例会で、平成30年度一般会計予算に対して関口議員から質問が行われています。また、平成30年第2回定例会では、村田議員から一般質問で長瀬駅前モニュメントについて質問されています。議会会議録から当時の産業観光課長さんの答弁の概要をまとめますと、私の確認では、「県を窓口として情報を収集している」、「よりよい方向性を検討している」、「もう少し時間が欲しい」との内容となっています。極論からすれば、先送りの回答と感じたのは私だけではないと思います。先ほどの答弁と

重複していませんが、大事なことですので、再確認を含めた質問をいたします。

1つ目ですが、長瀬駅前モニュメントを修理する場合の概算費用の見積もりはさっき言われたようですが、長瀬駅前モニュメントの撤去する場合の概算費用の見積もりが分かりましたら、主な撤去内容についても伺いたします。不可能と思いますが、どうかあえて伺いたします。

2つ目の質問です。私の感覚では、長瀬駅前のモニュメントの修理や撤去も非常に高額となると思っています。そこで、長瀬駅前モニュメントの外観はそのまま、別のPR媒体として活用することが可能なのか、また活用方策を検討されてきたのか伺います。行政としての専門的なアイデアを期待しています。

3つ目の質問です。先ほど長瀬駅前のモニュメントに対する産業観光課長さんの答弁は、具体的なロードマップが私にはよく可視化できません。そこで、より具体的なロードマップ内容についても伺います。誰がいつ何をするのか、具体的な工程もお伺いたします。長瀬町のイメージアップ、観光客アップを目指した、行政としたリーダーシップ力のある前向きで次元の高い答弁を期待しています。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 野原議員の再質問にお答えいたします。

撤去費用についての積算はできているかというご質問だったかと思いますが、撤去の関係につきましては、この造りました業者のほうに問合せをしたところ、なかなかちょっとすぐには計算できないというふうなご回答を頂いておりまして、明確な金額はまだちょっと把握できておりません。ただ、引き継いだ内容等によりますと、約2,000万円ぐらいというふうなことは聞いてございます。

あと、再活用につきましては、先ほどお話ししたとおり、今後関係者等の多くの方からご意見を頂いて、慎重に検討して進めてまいりたいと考えておりますので、ご了承いただければと思います。

今後の予定につきましては、先ほどと同じようになりますが、今後の関係者からのご意見等を受けて、慎重に検討したものに基づいて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） では、再々質問させていただきます。

長瀬駅前モニュメントに関する基本的な質問をいたします。

長瀬前にモニュメントは、宝くじ普及宣伝事業を活用して設置したものです。設置のための総額金額も分かりました。助成金とか内訳について伺いたします。つまりイニシャルコストと合わせて、ランニングコストについても伺いたします。設置後の稼働から平成30年までの年度末ランニングコスト、同年度までの合計ランニングコスト、また平成30年度の費用項目別内容と金額についても伺いたします。主立ったことの金額について伺いたします。

2つ目の質問です。長瀬駅前のモニュメントの故障原因は何だったのでしょうか。また、何年前から故障したままとなっていたのか、併せて修理状況や修理等を実施したのか伺いたします。また、修理をしたのであれば、いつ頃どこをどのように修理したのか伺いたします。

3つ目の質問です。長瀬駅前モニュメントの設置している場所の所有者はどこだったのでしょうか。町道でない場合は借地費用など発生しておりますか。また、借地等であれば、契約内容も教えてもらいたいと思います。

以上、長瀬駅前のモニュメントの基本的な3つの質問をいたしました。長瀬駅前モニュメントの撤去を

含めた大切な町税の有効活用に期待して、質問を終わります。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 野原議員の再々質問にお答えいたします。

設置のための全体の金額と助成金額の内訳についてということでご質問だったかと思います。宝くじの普及宣伝事業につきましては、全体金額では1億500万円でございます。その他の主立った経費というふうなことでご質問だったかと思うのですが、事務事業委託料としまして、平成14年から30年までの合計の金額になりますが、約670万円弱になります。それから、電気料につきましては、約24万円ちょっとです。そういったことで、何だかんだのいろんなものを足していくと、1億2,075万円相当というふうなことが出てございます。

それから、もう一つ、長瀬駅前モニュメントの故障原因は何だったのかということでございますが、当時の担当のほうに確認しましたところ、平成16年に落雷での故障、また平成25年から液晶の劣化などが進んで映らなくなったようでございます。平成21年度には補修工事、パナソニックのほうで行ってございますが、その当時のモニュメントの製作時の県の担当者に話を伺いましたが、改修費用の補助をもらうことは難しいということで、なかなかその後の修理ができていないということでございます。

それから、もう一つ、長瀬駅前モニュメントの設置している場所の所有者は誰なのかということであったと思います。長瀬駅前ということでございまして、所有者は秩父鉄道でございまして。無償賃貸契約をさせていただいてございまして、費用はかかってございません。よろしくお願いいたします。

以上になります。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 野原議員の観光モニュメントにつきまして、私のほうからも一言回答を申し上げさせていただきたいと思います。

私も実は駅前モニュメントにつきましては大変気になっておるところでございまして。議員さん、何名もの方からもご指摘を頂いておるわけでございますけれども、観光協会と時々雑談的に話が出てきまして、ああしたほうがよいとか、こうしたほうがよいとかという話は出るのですが、それが具体的にしっかりしたものが出てきていないというのが実情でございまして。今回また野原議員からもそうしたご指摘を頂きましたので、これからは観光協会としっかりとした議論の場を持ちまして、今後どうしていくか、その方針を決めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、あのまま放置しておくというのは町の観光にとりましても決してよろしくはないと思っておりますので、そのような対応をこれから取らせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） では次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 増水時の注意喚起と貯水調整の依頼について町長にお伺いいたします。

昨年10月の台風19号の襲来により、秩父地域にある二瀬ダムのほか3ダムでも貯水を放流したことも要因となり、当町においても一部床下浸水等の被害が発生したことはご存じのことと思います。ダムの貯水

を放流する際に放流警報が鳴らされましたが、町からの情報提供はなく、分かりづらかったように思います。放流警報は町の事務ではないことは承知していますが、事前に情報収集し、危険回避のために防災無線等で放送することができないか伺います。

また、二瀬ダムのほか3ダムで貯水の総合調整を行っていると思われますが、台風による水害を極力減らすために、情報の共有と連携を深め、ダムの貯水を事前に放流するなど、貯水と放流の総合調整を実施していただくよう相談することができないか、町長にお伺いいたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員の増水時の注意喚起と貯水調整の依頼についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ダムに関する質問事項ですので、国土交通省関東地方整備局二瀬ダム管理事務所及び独立行政法人水資源機構荒川ダム総合管理所に確認をいたしましたところ、まず二瀬ダムのほか3ダムでも貯水を放流したことも要因となり、当町においても一部床下浸水等の被害が発生いたしました。浦山ダムで総雨量704ミリと開設2番目の記録で、滝沢ダムにおいては総雨量507ミリと開設以来1番の記録という雨量自体が非常に多かったということが一番の要因でございます。ダムの操作管理は、ダムごとに定められた操作規則等に従って操作を行うこととされておりまして、台風19号の際は荒川上流全てのダムにおいて規則等に基づきダムへの流入量に対して少ない量を放流する洪水調整を行ったと伺っており、この操作によりダムの下流では推定2.5メートルから0.9メートル河川の水位を低下させたものと思われます。

次に、放流警報を防災無線等で放送することについては、平成30年西日本豪雨を踏まえて、国土交通本省で開催された異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会の提言への対応として、ダムの防災操作時の情報提供の充実に関する検討が進められていると伺っております。その一環で、荒川上流ダムの管理者側から長瀬町の防災無線との連携について提案がなされており、現在実現に向けた調整を進めているところでございます。

次に、ダムの貯水を事前に放流することについては、台風19号の際は操作規則等に基づき、二瀬ダム及び滝沢ダムでは予備放流によって貯水位を低下させ、さらに浦山ダムにおいては国土交通省関東地方整備局長の指示により、貯水位を低下させて台風に対応していると伺っております。

最後に、貯水の総合調整については、国土交通省及び水資源機構が管理するダムでは総合管理に関する協定書を締結しており、洪水調整容量を有効かつ合理的に利用して各地の洪水を効果的に調節するものと伺っております。また、洪水調節の機能強化のため、荒川水位において既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた協議の場を1月27日に開催し、統合管理を強化していくと国土交通省からお聞きしています。

なお、ダム管理者及び河川管理者との情報共有の場として減災対策協議会等がございますが、これに加え、異常洪水時においてダム管理所長から私のところへ直接情報を伝えるホットラインが構築されております。長瀬町といたしましては、これらの情報共有の場を活用し、水害リスク軽減のための要請を行ってまいります。

○議長（野口健二君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 長瀬町に荒川の水が到達するのは、実際のところダムの影響が非常に大きいのですが、そのほかに横瀬町から流れてくる横瀬川、これは武甲山から横瀬川、あとは両神方面から来る赤平川ですか、そのほか三沢のほうの三沢川、それから日野沢とか、大きな河川でもそういうふうなものがいっぱいあります。それから、長瀬町内でも大小といいますか、中小河川が10本、沢が10本以上ありま

す。それらが集結しますと、1ダム以上の水、1ダムないし2ダムに近いほどの水が合わさるのではないかと。ですから、長瀬というのは非常に水がそこに、秩父地域に降った水が一遍に集まるところであります。そういうふうなところから、ダムの総合調整というのは非常に早め早めにしていただきたいのは必定なわけです。今年の場合にといいますか、今回の台風19号の場合に、サイレンが3時と21時かな、鳴ったのです。その2回。放流されただけで、まだその放流が続いているのかなというのと同時に、また続けて鳴ったときには、あれ、またさらに加算されるのだろうかという状況であったわけです。いつもこの放流というのは終わったときにといいますか、放流を縮小しますとかやめますとかというのは合図がたしかないと思うのですけれども、そういうふうな面で合図についてもいろいろと知らせてほしい。

それと、川付近でたまに、幾つかしかないので、あのサイレンが。長瀬町内を見ても。それで、あとそれを補充する意味で長瀬の防災無線を使って、水が出ますということと同時に、あとこの雨の模様、それから結局それぞれのうちで、今回も非常に大勢の方が避難、全町避難というふうな命令の下に避難いたしましたけれども、そうでなくて、うちのほうがよっぽど安全だという人もいっぱいいるわけです。そういうふうな面も含めて、危険なところ、そうでないところ、そういうふうなことをそれぞれのうちが点検できるような、またそういうふうな呼びかけに応じて、大切なもの、大事なものは2階にとか、結局しまっておくとか、いろんな面で準備を呼びかけられると、ああ、しなくてはというものでありますけれども、なかなか個人で住まいしている者にとっては、まして高齢者等は、自分で何となしにふだんのテレビや何かを見ているだけで終わって、あと放送なんかで慌てて逃げ出したりしますと非常に大事なものを置いていってしまった、忘れてしまった、場合によっては流されてしまったというようなことにもなりかねないわけです。そういうふうなことも含めて、いろいろと身の回りのものをきちんとするとか、持って出る、また避難所に行くときには最低限自分で何か持っていくものと呼びかけてくれるとかいうふうな面で、災害時等には、この放水調整も非常に大事なのですけれども、小まめな呼びかけがいいと思うのです。雨が強くなってくると非常に聞こえにくいのです。ですから、そういうのをいつもピンポンパンを入れておくのではなくて、結局その臨時によってしっかりと流せるような臨時体制もしてもらいたいと思います。1回あした町議会がありますというようなことを間違えて放送されたことがありましたけれども、それを訂正するのに1時間以上かかって放送されたことがありました。そういうふうなことでなくて、非常時には結局すぐに臨時放送ができるというような職員体制であったり、ものも必要だと思うのです。ですから、そういう面で注意喚起も必要である。

とにかく長瀬には1つのダム以上の水が集中してくると。私もこれ考えてみて、上の4ダムだけではないかと。すぐそれ以上の水が長瀬へ流れ込んできているということを認識した上で、そしてまた秩父谷に降った水が全部来るといことも踏まえて、長瀬は総合的にしっかりと上流部とも相談しながら、やっぱり対策を考えていかなければいけないということをあえて言わせていただく。そういう意味で、総合調整をこれから強化していくというふうな話でありますけれども、よくよく申し上げて、早め早めに放水しておいていただければ、結局1メートル、2メートルも下がるわけです。さっきも言われましたように、2メートル50ぐらい下がるというふうな話でありました。実際のところ、だけれども長瀬町は親鼻橋のところで11メートルぐらいのところまで来ました。だから、紅簾片岩がとてもきれいに現れたという状況になっているのですけれども、長瀬町では下流のほう、いわゆる樋口、白鳥橋からさらに下流のほうでは非常に水につかったうちが多かったというふうなことになるわけであります。

そういうことも含めて、上のほうでは、荒川全体の上流部の水をしっかりと管理しているのだというこ

とを踏まえて話し合いをして進めていただきたいというのと同時に、防災無線を十分に活用して、町民の損害、被害が少しでも少なくなるように活用していただきたいということを申し上げたいところなのです。そういうことで今回質問し、提案させていただいたところです。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員のご指摘に対しまして、私のほうから何点かご回答を差し上げたいと思います。

ダムของ放流警報というのは、川の中に入っている人に対して避難を促すため、川の内側に向けて周知できるようにサイレンとスピーカーを設置しておるのが実情でございますけれども、現在これに加えて民家等の浸水が想定されるような異常洪水時において川の外側に向けても周知できるようにするためのサイレンとスピーカーの増設工事を進めており、工事完了次第試験放送を行う予定と伺っておりますので、試験放送においても聞こえない場合は改めてご相談いただければと思っております。

また、防災無線でございますけれども、平成30年の西日本豪雨を踏まえまして、国土交通本省で開催されました異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会の提言への対応といたしまして、ダムの防災操作時の情報提供の充実に関する検討を進めております。その一環として、昨年春にダム管理者側から長瀬町に防災無線との連携についての提案を頂いたところでございます。今後実現に向けた調整を進めさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 暫時休憩といたします。2時15分だそうです。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（野口健二君） 1番、板谷定美君の質問を許します。

○1番（板谷定美君） 1番、板谷です。まず、ハザードマップに関する調査について総務課長にお伺いしたいと思います。

町から住民に配布されているハザードマップには、町内33か所の避難所、避難場所が掲載されております。12月議会でも避難所、避難場所の安全性に関する質問を行いました。その後ハザードマップに関する調査をどのように進めているのか、総務課長お願いいたします。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 板谷議員の避難所、ハザードマップに関する調査についてご質問にお答えさせていただきます。

ハザードマップにつきましては、12月議会でお答えさせていただきました。また、町長が施政方針で述

べましたが、令和2年度更新予定で、今議会に提出しました当初予算に計上させていただきました。調査準備としましては、避難所、避難場所は立地条件などによって台風、大雨、地震など、対応できる災害の種類が異なりますので、避難所、避難場所ごとに対応可能な災害の指定を検討しています。また、他市町村のハザードマップを参考に、掲載されている内容、表示の仕方など、町民の皆様がいかに分かりやすく提供し、活用していただけるかの検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 1番、板谷定美君。

○1番（板谷定美君） 今の答弁に対して質問いたします。

災害警戒区域内にある避難所、避難場所が何か所かあるように見受けられます。今回のハザードマップにそういうようなものも反映されるのか、ひとつお伺いしたいと思います。

それと、大人数を収容する小中学校の体育館、これは今空調設備が完備されていないと思いますけれども、その辺あたりの空調設備の設置の見直し等について、これからそういう設置をするのかどうか、見直しをお伺いしたいと思います。

2点お願いします。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、板谷議員の再質問にお答えいたします。

土砂災害区域ですとか、そういうところに関しましては避難所がかかっている場所もあります。そういった、先ほども言いましたけれども、災害によって避難所を指定することを考えております。

続きまして、体育館等の空調の見直しにつきましては、小中学校体育館になりますと規模が大きいものですから、条件というのですか、19号の後のやっぱり検証でも出まして、そういった場合は学校の教室が空調が、エアコンを設置しておりますので、場合によってはそちらのほうに避難していただくということを考えております。ですので、体育館については、空調等の設置は考えておりません。

以上です。

○議長（野口健二君） 1番、板谷定美君。

○1番（板谷定美君） ちまたでは、今いろいろ市町村で体育館に対する空調設備の問題をあちこちで取り上げられております。この前の一番苦になったことということに対しても、やっぱり避難所の空調設備、そういうものが挙げられております。今学校の教室と言われましたけれども、やっぱり体育館という1つの中に大人数が、800人からの人数が恐らくトータルで入っていると思います。それで、それを教室の中に入っていることは恐らく不可能だと思いますので、やっぱりその辺りは体育館の中に空調設備を設けるというような考え方も必要かなというふうに思っておりますので、ちょっと善処していただきたいなと、そう思っております。

以上です。善処できますか。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 先ほど言いましたように、どうしても体育館ですと空調厳しいものですから、設置のほうは考えていません。ただ、今回の19号の台風で、町長のほうも言っていましたけれども、やっぱり体育館というのは避難所としてふさわしくないというか、雨が降って、屋根に雨音がすごくしますし、休む場所が床ですので休めないということもありますし、やっぱり地元の集会所、畳のあるところに避難ということもしてもらおうというようなことを考えております。

それと、ハザードマップを作るときに、浸水想定区域が公表されましたらということで今進めているわけなのですが、町といたしましては国と県で作成した浸水想定区域が公表されましたら、まず議員さんのほうに説明をして、それからハザードマップのほうに反映したいというふうに考えておりますので、そういったときにはまた議員さんのほうにご案内差し上げますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） 1 番、板谷定美君。

○1 番（板谷定美君） では、次に行きます。

福祉避難所について健康福祉課長にお尋ねいたします。

12月議会において、福祉避難所に指定されている介護老人保健施設縄文の里に9名の方が避難された話を伺った後に、特別養護老人ホームながとろ苑での福祉避難所開設訓練に参加しました。訓練により分かったことは、福祉避難所が誰でも受入れ可能な避難所ではないということです。避難対象者は、高齢者や障害のある方、乳幼児、妊産婦等の要配慮者で、避難所において支援が必要な方を受け入れる避難所であることが理解できました。福祉避難所がその役割や体制を維持するためには、災害が発生する前に町と福祉避難所を運営する事務所とで災害時における対応を検討し、連携を密にしておくことが重要であると感じましたが、福祉施設とどの程度話し合いが進められているのか伺います。

また、福祉避難所の対象者数と対象者に避難場所をどのように周知するのかお伺いいたします。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、板谷議員のご質問にお答えいたします。

福祉避難所についてでございますが、現在町では縄文の里及びながとろ苑の2か所を指定しております。福祉避難所は、災害時において一般の方と避難生活を続けることが困難で、高齢者や障害者、その他特別な配慮を必要とする要配慮者を対象とする避難所で、避難者を滞在させるための居室、相談、助言を受けることができる体制が整備されたものでございます。福祉避難所に指定しています2施設とは、話し合いを指定時に実施して以降これまで行ったことはありませんでしたが、昨年の台風災害の状況を考慮し、1月10日にながとろ苑で福祉避難所開設訓練をながとろ苑、埼玉県、町社会福祉協議会と合同で実施いたしました。また、同じく福祉避難所である縄文の里からも訓練の様子を見に来ていただきました。避難所開設から避難者受入れまでの流れを確認することができ、訓練終了後には意見交換を実施し、日頃からの準備、訓練の重要性を改めて認識いたしました。開設、運営に当たっては、支援に必要な物資、人材の確保、移送手段の確保などが課題であり、災害時において速やかに開設し、要配慮者を保護できるよう平時からの情報交換や事前協議の取組なくして災害時に対応することが難しいことを認識いたしましたので、今後は定期的に話し合いを実施できるよう検討してまいります。

次に、避難場所の周知については、ハザードマップへの記載や町のホームページ等、様々な媒体を使って行っていきます。また、要配慮者及びそのご家族及び民生委員活動などを通じて周知を行ってまいります。

次に、災害発生時における周知については、災害の規模や施設の被災状況を踏まえ、受入態勢が整った施設から開設することになるため、防災行政無線、ちちぶ安心・安全メールや町のホームページ等により行うほか、援護の必要性の高い方には直接連絡を行ってまいります。また、福祉避難所の対象者数については、緊急災害時の高齢者等の要支援者名簿のうち、援護の必要性が高い方と認識しておりますが、福祉避難所がより専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保するものであり、一般の避難所で生

活可能な方が利用することはできないことについても併せて周知し、真に必要な方が利用できるよう取り組みでまいります。

以上です。

○議長（野口健二君） 1 番、板谷定美君。

○1 番（板谷定美君） ありがとうございます。そういう取組をぜひよろしくお願いしたいと思います。

平時の取組がなくしては災害時の緊急対応を行うことは不可能だと思いますので、今現在あたりから、もう何もないときからよろしくお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口健二君） 次に、8 番、大島瑠美子君の質問を許します。

○8 番（大島瑠美子君） 質問します。

公共交通の実証実験について企画財政課長をお願いします。

公共交通の実証実験が今年の12月16日で終了しました。乗車している人は少なかったように感じましたが、デマンド乗り合いタクシーの利用者は1日平均何人で、路線バスは1運行当たり何%の乗車率だったのか、また今後の方針について伺います。岩田議員が聞きましたので、その後のことを聞きたいと思います。そのとおりお願いします。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 大島議員のご質問にお答えをいたします。

議員のご質問にもございましたとおり、10月21日から11月13日までの間にデマンド乗り合いタクシーの、11月25日から12月16日までの間に路線バスの実証実験を実施いたしました。デマンド乗り合いタクシーの利用者につきましては、24日間で延べ73人の方に利用いただき、1日平均3.04人の利用でございました。路線バスにつきましては、北側巡回ルートが1日に10便、南側巡回ルートが1日に12便運行し、22日間で延べ283人の方に利用いただき、1運行当たり平均0.58人の利用でございました。

今後の方向性につきましては、実証実験の分析、検証結果を踏まえ、地域公共交通会議の意見を頂戴しながら、公共交通の導入の可否、あるいは導入する場合にはどのような形、どのような形態で導入するのかなどを令和2年度以降に検討をしてまいります。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 8 番、大島瑠美子君。

○8 番（大島瑠美子君） 0.58人、やっぱり空気を運んでいるって言われても仕方ないなと思います。今度新年度のほうで支援事業、業務委託料165万円というのが取ってあるのですけれども、これを頼んで、それが4月ですので、8月、その辺あたりに報告がありましたら、またその後期の分につきましては、またそれを実験実験、実証ではなくてそれを協議してというのは早急にやればできますので、後半にはまたデマンドと乗り合い、路線バスをやる計画が令和2年度にあるかないか、それを聞きたいと思います。

それから、この予算書のほうに福祉タクシー利用助成金が16万円、すごく少なくなっているのですけれども、こっちは増やして、金額を上げるとか何とかというのは考えているのでしょうか。もう一度聞きますので、それをお願いいたします。いいです、それで。それだけ。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 大島議員の再質問にお答えをいたします。

令和2年度当初予算で計上してございます165万円の委託料につきましてですが、それに関連して令和2年度の下半期に実証実験と申しますか、公共交通をやるかどうかというご質問だったと思いますが、現在ではそのお金の中で今年度のような実証実験のようなものを計画はしてございません。あくまで今年度の実証実験の結果を踏まえ、その内容を検討させていただき、公共交通網の形成計画を策定させていただきたいと考えています。その策定計画をサポートしていただくために委託料のほうを計上してございますので、ご質問に対してはそのような実験を来年度実施するご予定は今のところ立ててございません。

また、これに関連してだと思えますけれども、公共交通に伴って福祉タクシーの利用券の予算を上げる、予算を増やすかどうかでございますが、そちらにつきましても、先ほど岩田議員のご答弁で申し上げましたが、既存のサービスの充実が望ましいのではないかなということになれば、なればですが、そのような予算を増額するというのも考え得ると思えます。そのような点も踏まえながら、来年度この公共交通の在り方を検討していきたいというのが今の考えでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 他町村で聞くのですけれども、これを始めるとやめられないのだよなということ聞いています。他町村では、今の横瀬でどうか何かやっていますけれども、これは補助金か何かでやめられないということはないのでしょうか。やめても大丈夫なののでしょうか。そこを聞きたいと思えます。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 大島議員の再々質問にお答えいたします。

補助金の兼ね合いでこの事業をやめることができないということはございません。あくまでその各自治体がこの事業を実施するか否かというご判断に基づいてやっているということでございます。ですので、長瀬町で導入を仮にした場合に、その後補助金の関係でやめられないかと言われれば、そういうことではないということです。費用対効果などを踏まえまして、なかなか運営するのは難しいというご判断になる、そういうことになればやめる、やめないというお話は出てくるということでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） では、その結果を見て、適正な判断でよろしく願いいたします。

次に、2に行きます。聖火リレーに関わるイベントの検討について企画財政課長に頼みます。

7月24日からいよいよ東京オリンピックが開幕しますが、オリンピックに向けて聖火ランナーが当町を走ります。当町では聖火が舟下りをするイベントもあり、町民も聖火リレーを行うので、長瀬町を世界的にPRするせっかくの機会だと思われれます。そこで、この機運を盛り上げるイベントを検討する考えがあるか伺います。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 大島議員のご質問にお答えをいたします。

議員のご質問にもございましたとおり、7月24日に開幕する東京2020オリンピックに先立ちまして実施される聖火リレーが7月8日に当町を通過することとなっており、聖火ランナーが長瀬の象徴である岩畳を見ながら和船で下るという特殊なルート設定となっております。町を挙げて聖火リレーを成功させ、

国内外に風光明媚な長瀬町をPRするとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック成功の機運を高めてまいりたいと考えてございます。

なお、5月17日の日曜日に中央公民館で開催される予定の社会福祉大会、社会福祉バザーの際に、大会スポンサーとも協力し、機運醸成のためのコーナーを設ける予定でございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） この聖火リレーに係る予算というのは、179万円というのが取っております。これを、だから舟下りをするというほうに使ったり、あとは違う全部の、5月17日の福祉協議会だとか何かというときにいろいろオリンピックの品物というのも提供する、皆さんに配るとかというのはこの金額の中に含まれているのでしょうか。それを聞きたいと思います。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 大島議員の再質問にお答えをいたします。

当初予算で計上させていただいております予算の中には、今回この聖火リレーを実施するに当たっての警備に係る費用ですとか、資器材ですとか、あと聖火リレーのスタッフには町職員も入っておりますので、警備スタッフのユニフォームですとか、そういった経費をまろもろと計上させていただいております。

なお、先ほど私が答弁で申し上げましたブースを設ける予定というところのお金につきましては、今のところお金をかけずに、大会スポンサーのご協力を得ながら、そういった機運醸成のコーナーを町民の皆様提供したいということで考えてございますので、その予算の中にそこに係る経費については計上してございません。

以上です。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 聖火リレーに係るということで、東京オリンピックとか何かということで、小中学校の生徒を巻き込んでということで、多分忘れなければやったのだよな、通ったのだよなというのが分かると思うのですが、これは小中学校のほうにも冊子や何かして、ああ、このときそうだったのだよねって、過去形ですけども、そうなったときの思い出として残るような冊子なりなんなりを作っていたらありがたいなと思います。

次に、ハナビシソウについてお願いします。産業観光課長、ここ2年続いてハナビシソウはきれいに咲いたとは言えない状況にあったと思います。天候の不順や連作により、土壌が痩せてしまっていることも影響していることを要因に挙げているようですが、今年もハナビシソウ園を開園する予定なのですか。また、開園する場合に、ハナビシソウをきれいに咲かせる手だてについて伺います。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

ハナビシソウがきれいに咲いていないということでございますが、長瀬町花の里づくり実行委員会の皆さんにより、適切な施肥管理を行い、ハナビシソウの株は大きく成長してございました。年により育成状態に差が出てしまう原因につきましては、播種時期ではなく、播種後の気象条件によっても左右されると思われます。今年度は、悪天候により種まきが遅れたことにより、開花時期、開園も昨年度より遅れてしまいましたが、昨年の約500人増の約5,500名の方のご来場を頂いております。これは、近年テレビや新聞、

雑誌などでも紹介されるようになり、ハナビシソウ園の認知度が向上したことが要因と思われます。今年もハナビシソウ園の開園に向け、長瀬町花の里づくり実行委員会の会員により、今月初旬に播種を実施いたしました。今後は適切な施肥管理等を実施し、来場者の方に喜んでいただけるような花づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） このハナビシソウについては、随分と何回も何回も質問をしております。それで、ここ2年間についてはあまりいい花ではなかった、黄色い、オレンジ色の原色の花だらけがうんと目立ったということなのですけども、今年はハナビシソウ園の種については大体何十万円ぐらい買ってまいたのでしょうか。

それからあと、土壌を少し取り替えるということもこの前のときには言われたのですけども、それをやったのでしょうか。それを聞きたいと思います。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

種はどのぐらいかということと土壌交換をしたかということでございますが、手持ちの資料にございませんので、調べまして後でお答えさせていただきます。よろしくお願いいたします。失礼します。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） では、分からないというから、後でいいです。すみません。

では、4の新型コロナウイルスの対応について町長に伺います。

中国の武漢で発生した新型コロナウイルスは、日ごとに勢いを増しており、いつ終息するのか分からない状況です。新型コロナウイルスに関する情報は、テレビでも頻繁に報道されていますし、その対応は県で実施しているようです。それでも町内で新型コロナウイルスに感染した人が発生したと仮定し、その人が新型コロナウイルス対応を知らないで人と接触したり、町内の医療機関に受診してしまうと、感染が広がってしまうおそれがあります。このようなケースが発生する前に、その予防の方法や感染したおそれがある人の対処の方法を積極的に周知したほうがよいのではないかと思います。その考えはあるか伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスへの対応についてでございますが、予防の方法や感染したおそれがある場合の対処方法など、町民の皆さんへの周知につきましては、町ホームページへの掲載やちちぶ安心・安全メールでの配信、区長回覧など、様々な媒体を活用してお知らせしたほか、役場等の町施設への掲示を行っております。また、高齢者、障害者や児童福祉施設へは、国や県からの情報があつた場合随時連絡し、その周知に努めているところでございます。

次に、感染予防、感染拡大防止対策としては、役場庁舎入り口、各課窓口などにアルコール消毒液を設置したほか、参加者の健康被害を考慮し、高齢者等を対象とした事業をはじめ、町主催事業の一部をやむを得ず当面の間中止としたほか、中央公民館など、施設の臨時休館を行っております。また、国、県からの要請を踏まえて、3月2日からは小中学校を臨時休業としたところでございます。町民の皆さんには、引き続きホームページをはじめ、広報、区長回覧等により情報を提供してまいりたいと存じますが、感染

拡大により国や県の対応も日々変わっておりますので、新聞やテレビなどで最新の情報を確認するとともに、小まめな手洗いや消毒、せきエチケットなど、ご自身で身近にできる感染予防対策をお願いしておりますところでございます。

実は、昨夜も秩父市役所において1市4町、首長と課長を集めての緊急なコロナウイルスに関する会議がございました。情報の共有を図るということで、緊急に集まって会議をしたところでございますけれども、これからも日々変わってまいります情報に関しまして、1市4町でしっかりと情報の共有をしていこうということでございます。引き続き、その動向については注視をしてまいりたいと思っております。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 町長が言われるように日々変わってきておりますので、テレビなりなんなり、報道関係をよく見て、個人個人対応するしか方法がないと思っております。

ここに書いてありませんけれども、ちょっとお聞きしたいことがあります。教育長さん、学校開放ということは考えていませんね。

それから、健康福祉課長、ここにいっぱい健康関連事業とか福祉関連事業、いろいろあるのですがけれども、赤ちゃんや何かはいいのですが、足腰らくらく教室とか、老人さんのことについて、1か月も2か月もやらないと足が少し動く、あそこに行って、教室に行って少し動くようになったのだけれども、駄目になってしまったから、また元のように戻ってしまったのよなんていうことがあるので、これはどういう、これで一斉に全部ということで、この中で一番私思うのは、足腰らくらく教室あたりは少しでもやっていただいたらすごく老人が、そうでないと足が動かなくなってしまう、手が動かなくなってしまうということもあるので、そこをちょっと考えてほしいなと思います。

それから、教育長さん、うちの中へ閉じ込めておけばいい、閉じ込めておけばいいというのですがけれども、あの学校の廊下あたりを開放して、それでその辺あたりでということをしていただいたらなおのこといいのかなとも思うのです。そのことについて考えているか、考えていないかでいいですから、ちょっと答弁お願いいたします。

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 大島議員の質問にお答え申し上げます。

今のところ、学校開放については考えておりません。この後、あと1週間とか2週間たってどういうふうな様子になるかわかりませんので、その辺も考慮しながら注視していきたいと思っております。ご指導をよろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

介護予防事業等につきましては、今回の感染、重症化する可能性の高い方が高齢者ということでございましたので、高齢者に関する事業につきましては一番初めに中止という形を取らせていただきました。その後、子育て支援事業等につきましても改正を検討していたところですが、今般の他市町の状況を鑑みますと今回は中止したほうがいいたろうということで、子育て支援事業等も中止したところでございます。

なお、各地区で行われています元気モリモリ体操、あれにつきましては保健師等がこちらから行くということで、主催については各地区のクラブ化されていますが、そこになっているので、開催について投げかけました。どうしましょうかということでお話ししたところ、やはりあれだけテレビで、脅されているというのではないですが、報道していますと外に出る、それから人と近い距離になるというのは怖

いということもありまして、全てのサークルが今休止をしているところでございます。大島議員おっしゃったとおり、せっかく外に出て運動をしたりとか、それからサロンもそうですけれども、人とお話をするというので、来年度やろうと思っていますフレイルとかという対策になる事業なので、ここで一月中止にするというのは非常に、その後どうやって動くかということで今後検討していかなくتهはいけないなということで保健師等と話をしているところでございますので、今後いつまでこれが続くか分かりませんので、その後の対策につきましても健康づくり、それから介護予防等の事業でフォローしていくように考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） また教育長さんに、ここにすごく、朝日新聞の3月の火曜日の、今日のあるのですけれども、この「ののちゃん」の、いしいひさいちさんの漫画、大好きなのです。それで、これ見ましたら、先生、教科書が、ええ、今日は自習ですって、今はそうですよね。今日は学校で自習してくださいって先生方が言っているわけですよ。そうしますと、先生、教科書がまだ残っていますって言ったら、少し残すのがマナーですって。よく学校の、3学期までが学習指導要領でやっても出来上がらないと、これは春休みにやってくれいなというのが私がちっちゃいときに、学校のときにも、ここからここまではやり切れなかったから、うちへ持って行ってやってくれいなという話でということもあったのですよね。だから、ここに少し残すのがマナーですってここに書いてあって、ああ、これはいいなと思って、それではいけないのかなと思ひまして、それからこの先生が、では少し残すのがマナーですって言ったら、ここに、はい、では、分かりました、教科書出してって、後ろからやってみますなんていうぐらいの。夏休みのドリルではあるまいし。嫌になったら、子供ではあるまいしということを書いてあるのですけれども、これからずっと3月まで、今まで2月から、まだ教科書が残っているわけです。そのことについては、学校の先生方はどういうお考えなのか、後で聞いておいて教えてください。

○議長（野口健二君） 後でいいと。

○8番（大島瑠美子君） うん。今、だってすぐ答えられないでしょう、やっていないのだから。だから、校長会議でもやっていただいて、それで、その分の、子供がかわいそうだから、教科書。残っている教科書。だって、子供というのは学校の先生に言われなければ勉強なんかする人なんかいないのだから。勉強嫌いなものだから、みんな。誰だって。そうなので、それが分からなくてずっと過ぎてしまっているけれども、この分だと3月、国のほうの方針でやっているのだから、全部が知らないのだから、それは知らないのでもいいというけれども、そうでもないことだと思うので、学校の先生方がドリル、回答書、要するに、先生方の教本がありますよね。回答、これがこうでこうでこうなったというのがあると思うのです。私もそういうのを買ったことがありますので、学校の先生方のようなのを。そういうのを書いて、教えて配ってやったらいかなものかって。利口な人はそれを見て、ああ、そうだなと思うし、ばかな子はそれを見なくて、それでいい、ばかって言うてはいけないのだ。頭の少し弱い子はそれを見なくてということなので、そういうふうに指導するべきだと私は考えていますので、ひとつ学校の校長先生あたりに話をしてみたらいかなものかと思ひます。別に返答はいいです。

では、終わります。

○議長（野口健二君） 以上で、通告のあった一般質問は全部終了しました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（野口健二君） 日程第5、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第1号から議案第21号までの21件でございます。

議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。個々の提案内容の報告は省略させていただきます。各議案に対する提案理由、そのほか内容の説明等は、個々の議案が供された際に求めることにいたしますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第6、議案第1号 長瀬町学校のあり方検討委員会設置条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第1号 長瀬町学校のあり方検討委員会設置条例の提案理由を申し上げます。

長瀬町の今後の学校の望ましい在り方について、委員会を設置し、検討をしていただくため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 議案第1号 長瀬町学校のあり方検討委員会設置条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、長瀬町の今後の学校の望ましい在り方について委員会を設置し、検討していくため、この案を提出するものでございます。

内容でございますが、第1条の設置でございますが、町における児童生徒数の推移を踏まえ、長瀬町立小学校及び中学校の将来を展望した学校の在り方について幅広い見地から検討するため、当委員会を設置するということを定めるものでございます。

次に、第2条の所掌事務でございますが、検討委員会は教育委員会の諮問に応じ、学校の適正規模、適正配置等について協議し、答申をするものとするものでございます。

次に、第3条の組織でございますが、委員16人以内をもって組織することとし、委員は第2項に掲げる学識経験のある者、行政区を代表する者、保護者を代表する者、学校の長、その他教育委員会が必要と認める者の中から教育委員会が委嘱するものと規定するものでございます。

次に、第4条の任期でございますが、委員の任期は委嘱の日から第2条の規定による答申を終えるまでの期間とするものでございます。

第2項では、委員が欠けた場合は補欠の委員を置くことができるとするものでございます。

次に、第5条の委員長及び副委員長でございますが、検討委員会には委員長及び副委員長を置くものとし、第2項には互選により委員長、副委員長を定める規定とし、第3項では委員長が委員会を代表し、会議を主催するというものでございます。

第4項では、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理するというものでございます。

次に、第6条の会議でございますが、会議は委員長が招集し、委員長が議長となると規定するものでございます。

第2項につきましては、委員の過半数が出席しなければ開くことができない、また第3項につきましては、議事は出席した委員の過半数で決すること、可否同数のときは議長の決するところによるものと規定するものでございます。

第4項につきましては、会議は公開とし、必要に応じ、会議の決定により非公開とすることができるものとするものでございます。

次に、第7条の部会でございますが、委員会は必要があるときは部会を置くことができる規定としておりまして、部会に属する委員は委員長が指名するものとし、部会には部会長を置き、委員の互選で定めることとするものでございます。また、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理することと規定するものでございます。

次に、第8条の関係者の出席等でございますが、委員会は必要があると認めるときは関係者に対し、会議に出席を求めて意見や説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができるものとするものでございます。

次に、第9条の報酬でございますが、委員への報酬は特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例に基づく支給とするものでございます。

次に、第10条の庶務でございますが、委員会の庶務は教育委員会教育総務担当において処理することとするものでございます。

次に、第11条のその他でございますが、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は教育委員会が定めることとするものでございます。

最後に、附則の第1項におきましては、令和2年4月1日から施行し、第2項につきましては最初に行われる会議につきましては、第6条第1項の規定にかかわらず教育委員会が行うものとするものでございます。

以上で議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、質問させてもらいますが、まずこの文面でなのですけども、これ検討委員会条例ですね。ということなのですが、第2条を見てみると「検討委員会は」云々、「の諮問に応じ、学校の適正規模、適正配置等について協議し、答申するものとする」という言葉が載っているのですが、まず検討ということはどういうことかということ、何かについてよく調べたり、いいか悪いかをよく考えるということがこの検討という意味だと。討議というのは、問題点や解決方法などについて意見を出し合い、協議の議案として適しているか話し合うと。協議というのは、もう少し重くなるわけですね。討

議でなされた議論を踏まえて話し合い、最終的に多数決などで結論を出すということになっているので、これ検討委員会というのも諮問委員会というふうな内容ではないのかなと思う。検討ということは、あくまでも、この検討という言葉は何かについてよく調べたり、いいか悪いかを考えてみるというのが検討なのです。検討委員会なのだけれども、討議し、答申するという、もっと重く受け止める内容ではないのかなと。これ内容的に。だから、これ検討委員会という名称でいいのかな。そうでないと、これは検討したならば、その検討した結果が多数決等で決定されるというような意味合いを持っているわけですね。この2条の討議し、答申ということまで含めていくと。そうすると、いろんな内容があると思うのですけれども、この委員さんというのですか、16名と、この選ばれる委員さん、どういう人を選ぶかというのは、ここに書いてあると思うのですが、非常に重い内容になってくるということなので、まずこの4月1日に、これが今日通ったならば、その誰が委員になったかということ、これ会議は公開するのだからいいと思いますけれども、非常に重い。だから、学校の存続をどうのとかいうふうな意味合いも含めてくるので、これで決定してしまうというよりも、もう少し第二小学校地域の人たちに聞くとか、第一小学校の地域の人に聞くとか、こう投げかけたりとか、そういう意見を聞く前にここで協議、答申されてしまうという内容についてこれでいいのかな、どうかなということをまず質問したいと思います。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 村田議員の質問にお答えいたします。

所掌事務のところにありますこの協議、答申するという言葉なのですけれども、こちらはこの設置条例をつくっていく中で、在り方について検討していくというような形でこの部分を入れていたのですが、ある程度具体的に何かを投げかけて、それにこの委員会で話し合ったものを出していただくという形を取ったほうがいいのではないかとということで、こういう言葉を入れました。ただ、あくまでもまだ始まったばかりですので、この学校の在り方についていろんな面から検討していくという委員会ということは、間違いなくそのようにやっていきたいと思っております。

また、検討委員会のメンバーなのですけれども、こちらもしましたら学校の在り方について検討していくということになりますので、広報などで周知を図っていききたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、これはあくまでも検討委員会というふうなことです。検討委員会ですよ。協議しということになると、先ほども言いましたが、協議という言葉の意味合いは先ほど言ったような言葉になるわけです。そこのところは、ちょっとこのままの文面だと、協議し、答申された場合、だから協議ということは、先ほども読みましたけれども、最終的に多数決などで結論を出すことというのが協議なのです。だから、その言葉をここに、言葉尻を取っているのではないのだけれども、これで決定してしまうということにちょっと私は思えてしょうがないのです。だから、そこのところをもう一度、その検討委員会なのかなのかどうかについてお願いします。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 先ほども申し上げましたとおり、こちらについては検討していくということで検討委員会をつくりました。ただ、この条例をつくっていく中で、いろんな担当に見てもらう中で協議という言葉が出てきたわけなのですけれども、これから地区の方ですとかPTAの保護者の方などの意見

を聞きながら、それを踏まえて検討していく会議と考えておりますので、ここで何かを決定してしまう委員会ではないということで考えております。町長も言っておりますとおり、地域の方の話を丁寧に聞きながらやっていきたいということで教育委員会としても考えております。

以上です。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） すみません。しつこいようなのだけれども、あくまでも検討と。だから、この言葉が検討という文言でもいいのではないのかなと思うのですが、協議という言葉の重さから見るとちょっと危惧されるので。検討でいいのですね。もう一回。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 先ほどからも答弁しておりますとおり、検討していくものということで、そういう協議という言葉の重みというものをこちらとしてはそこまで考えないでつくってしまったのかもしれませんが、あくまで検討していく委員会ということでやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 分かりましたか。

ほかに質疑ありますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の確認になるのですけれども、ここで16名の委員で組織をして検討をすると。私も一般質問で今朝ほど町長に質問をしたときに、住民の意見を取り入れ、住民と寄り添いながら考えを進めていくという答弁を頂いておりますので、今次長がおっしゃったとおり、ここで検討をして、しっかりと住民の人の意見を聞くということはもう間違いありません。それを確認したいと思います。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 関口議員の質問にお答えいたします。

委員会でその辺もこれから検討していきますので、はっきりこうしますということは今この場では言えませんが、意見の出しやすいような雰囲気の中で発言できるような、そういった場所を設けていければ理想だと考えております。ですので、なるべく丁寧にその辺は住民の方ですとか保護者の意見を聞いていきたいという考えでおります。

以上です。

○7番（関口雅敬君） では、お願いします。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号 長瀬町学校のあり方検討委員会設置条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第7、議案第2号 長瀬町行政組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第2号 長瀬町行政組織条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

複雑多様化する行政事務に、より一層迅速かつ的確に対応できる効率的な組織とするため、課の再編を行いたいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第2号 長瀬町行政組織条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございまして、複雑多様化する行政事務に、より一層迅速かつ的確に対応できる効率的な組織とするため、課の再編を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料の議案第2号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。

第1条第3号及び第2条第3号中、「税務課」を「税務会計課」に改め、現在の税務課と出納室を統合するものでございます。

なお、本条例案には直接関連はございませんが、現在会計管理者の補助組織として設けてあります出納室の機能は、税務会計課に新たに設ける会計担当が補助組織として機能することとなり、本条例案の議決後に関連する規則を一部改正する予定でございます。

議案に戻っていただき、附則でございますが、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第2号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について質疑はありますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、今総務課長の説明がありましたが、私がここに籍を置いてから今の体制で来ているわけです。そこで、事務が敏速にどうのこうのという提案理由がありましたけれども、メリット、デメリット、どういふことがあるのでしょうかと今までずっとやってきて何か不都合はあったのか、ちょっとお聞きをします。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、関口議員の質問にお答えします。

まず、メリット、デメリットでございますが、現在出納室は3名体制でやっておりまして、出張、研修、休暇などがございますと、小さな組織ですと職員が勤務時間のやりくりをしている状態です。職員を一定数張り付けられればいいのですけれども、小規模の自治体においては特にそうなのですけれども、限られた役場の職員の中で職員を配置するものですから、3名ですとそういった勤務時間がちょっと、休みを取りづらかったりということがありまして、今度税務課と一緒になりますとまた職員が増えますので、税務課の担当のほうの職員が会計のほうに収納事務等で応援に行けるというのがメリットです。それと、もう一つメリットは、管理職が1名減りますので、その辺で金額面からいってもメリットがあるのかなと思っています。

デメリットについては、ないと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） ちょっと今の説明で、3名体制でずっと、大体3名で来ているのだと思うのです。今までずっとできていたものが何か出張に行くと2人になるから大変だとかって、今までもそれをやってきたのだから、やらせても大丈夫なのではないの。

それと、管理職が今度1人減るからメリットだとおっしゃるけれども、ここに課を統合するといろんなものがまた、判こがどうかこうとか、そっちだってそういう変更が大変になってくるわけではないですか。だから、私はこんな無理に課の統廃合をやる必要ないように感じるのだけれども、いま一度総務課長お願いいたします。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 3名と言いましたのは、令和元年度、今年度3名で、今までは4名でございました。今年度1年間3名で回してみても、さっき言ったような不都合が生じました。それと、一番の要因は、今年度82名の職員がいます。勤奨等、この令和2年度には新規採用職員を含めまして78名と4名減となることから、現行の組織体制の見直しが必要となり、各所属長より組織、執行体制について令和2年度以降の重要施策、主要事業や現行の執行体制に係る課題、要望等についてもヒアリングを行った結果、効率的な人員配置となるよう現体制の定数の見直しを行うこととなりまして、その中で先ほど言いました職員の減員と並行しまして見直しを行ったわけでございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） ちょっとお聞きするのですけれども、これでいきますと出納室がなくなって、それでそこにいる会計管理者がなくなって、そしてそこに合算すると税務会計課長が1人でそちらの出納室のそれも、それから税務の会計もということで、管理者っていえばいい、課長職の人が1名減ですということになるわけですか。そのところ。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、大島議員の質問にお答えします。

会計管理者は、自治法の中で1人置くということが決められております。ですので、税務会計課長が会計管理者を兼務することになります。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

7 番、関口雅敬君。

○7 番（関口雅敬君） 説明を聞いても納得が私はこれいかないのですよね。提案理由にあるような話でいくのかと思うとそうではなく、管理者は1名置かなくてはとか、いろんなそういう話が出てくるので、私は余計職員に負担がかかるのではないかなということを危惧するので、納得がいきません。

○議長（野口健二君） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号 長瀬町行政組織条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を願います。賛成起立していただきたいのですけれども。賛成の起立。

〔起立多数〕

○議長（野口健二君） 起立多数。

よって、議案第2号は賛成多数ですので、議案第2号は原案どおり可決されました。



◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第8、議案第3号 長瀬町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第3号 長瀬町印鑑条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴う印鑑登録証明事務処理要領の一部改正を踏まえ、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 議案第3号 長瀬町印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

一部改正の概要でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正と同様に、印鑑の登録

を受けることができないものについて、成年被後見人を能力を有しない者に改めるとともに、性に対する考え方の多様化に配慮し、印鑑登録原票の登録事項から男女の別を削除するものでございます。

内容につきましては、参考資料、議案第3号新旧対照表によりご説明申し上げます。

左側が現行、右側が今回の改正案となり、下線の部分が改正箇所でございます。

初めに、第2条第2項「成年被後見人」から「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改めるものでございます。

次に、第5条第2項第5号の「男女の別」を削除し、以下「第6号」と「第7号」をそれぞれ「第5号」、「第6号」に改めるものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第3号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 提案理由にあります、関係法律の整備にというふうなことで、これ随分きつい言葉、成年被後見人という言葉が意思能力を有しない者というふうな文言になっているわけなのですが、この法律でこういうふうな意思能力を有しないという、こういう言葉になっているのかどうか、もう少しほかの言葉はなかったのかなと思うのですけれども、そここのところをお願いします。

○議長（野口健二君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

こちらの今回の一部改正の文言でございますが、これは国の法律の改正に伴いまして、同じ文言を使いまして改正のほうを行わせていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） この成年被後見人、意思能力を有しない者というのがありますよね。この意思能力を有しない者というのは、今よく言われているように痴呆とか何かというの、それも意思能力のない者とみなすのでしょうか。よく銀行に貯金をおろしに行くと、本人が書けないのでは駄目だよとか、そういうことを言われることがあるので、そここのところでは被後見人になっていないのだけれどもということで、実際に一番困るのはお金をおろしに行ったときに、おじいさんとかおばあさんが、うん、ああというようなのでも連れていかなくてはということもあるので、そここのところ、意思能力を有しない者というのは、この被後見人になったということで誰と誰、よくそここのところということで、意思能力を有しない者というのを細かく教えてほしいと思います。

○議長（野口健二君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

意思能力を有しない者についてでございますが、私のほうもちょっと検索したところ、意思能力といいますのは行為の結果を判断するに足りるだけの精神能力ということでございます。意思能力を有しない者が行った法律行為は無効になるということでございますので、意思能力を有しない者ということは自らの意思の意味を理解する能力が備わっていないということに、ちょっと難しいのですが、そういうことでご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

7 番、関口雅敬君。

○7 番（関口雅敬君） では、今隣の方が聞いてくれなかったので聞くのだけれども、意思能力はない方という判断は窓口に行きどうやって見分けるのですか。

〔「印鑑登録ということは財産があれだから。財産が動くんだから。意思能力あるかどうか」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 町民課長……

○7 番（関口雅敬君） 議長、もし分からなかったらいいです。私、自分で確認しようと思ったので。進めてください。

○議長（野口健二君） では、いいそうです。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 3 号 長瀬町印鑑条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は原案どおり可決されました。



◎議案第 4 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第 9、議案第 4 号 長瀬町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第 4 号 長瀬町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第 4 号 長瀬町監査委員に関する条例の一部を改正する条例に

ついてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第4号の新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。

初めに、第3条でございますが、見出しを、「定例監査」を「定期監査」に改め、同条第1項中、「毎年10月」を「監査委員が定める期日」に改めるものでございます。

次に、第4条でございますが、地方自治法の引用であることを明確にするため、「第235条の2第2項」を「法第235条の2第2項」に改めるものでございます。

次に、第5条第1項でございますが、第4条と同様に地方自治法の引用であることを明確にするため、「第98条第2項」を「法第98条第2項」に、「第199条第6項」を「法第199条第6項」に、「第235条の2第2項」を「法第235条の2第2項」に改め、地方自治法の一部改正による条項ずれにより「第243条の2第3項」を「法第243条の2第3項」に改め、同じく地方公営企業法の引用であることを明確にするため、「同法第27条の2第1項」を「地方公営企業法第27条の2第1項」に改めるものでございます。また、同条第2項につきましても、第1項と同様に引用例文について改正を行うものでございます。

議案に戻っていただき、附則でございますが、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号 長瀬町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。3時50分まで休憩します。

休憩 午後3時34分

再開 午後3時50分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第10、議案第5号 長瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第5号 長瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） それでは、議案第5号 長瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げましたとおりでございます。

今回の改正の概要でございますが、条文中に引用する法律の題名改称及び条ずれに伴う改正、また省略規定に基づき他の法律での規定ぶりに合わせて改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表の1ページを御覧ください。下線部が改正箇所でございます。上段の第6条第2項中の「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改めるものでございます。

次に、中段の第10条第1項第2号中の「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術活用法第7条第1項」に改めるものでございます。

次に、裏面の2ページを御覧ください。上段の第10条第2項第3号中の「情報通信技術利用法第3条第1項」を「情報通信技術活用法第6条第1項」に改めるものでございます。

次に、中段の附則第2項中の「昭和25年法律第226号。」を削るものでございます。この改正は、条文内において法令名を2回目以降に引用するときは公布年や番号を再度付す必要がないことから、削除するものでございます。

最後に、議案にお戻りいただきまして、中段の附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第5号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号 長瀬町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。



◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第11、議案第6号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第6号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する必要な事項を定めるため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第6号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料の議案第6号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。

第2条に新たに第2項を加え、本来新たに職員となった場合は町長の面前でサービスの宣誓をしなければならないが、会計年度任用職員の場合は任用形態や任用手続に応じて、常勤職員とは異なる方法でサービスの宣誓が行うことができるようにするものでございます。

議案に戻っていただき、附則でございますが、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、すみません、本年度までは宣誓式というのを会計年度任用職員について

もやっていたのかなと想定しますが、そうでよかったのか、それともそうでなく、あとこの条例ができて、中途採用とか中途会計年度任用とかありますよね。その場合等についても、これ文書というのですか、書面でとかいうふうなことができるようにということ、あとはもし今まではそうでなくて、やはりそれについても長の面前でやっていたのかどうか、それだけお答えをお願いします。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の制度につきましては、令和2年4月1日から施行になりますので、今回、今までは臨時職員とかと言っていた方ですので、宣誓式はやっていませんでした。今まではやっていなかったです。途中で採用になった場合も、会計年度任用職員の場合は書面だけで、町長の面前でやらなくてもいいというようなものでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに本案に対する質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

よって、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第12、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国家公務員及び他団体の職員との給与の均衡を図るため、給料月額の見直し、勤勉手当の引上げ等を実施したいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。国家公務員及び他団体の職員との給与の均衡を図るため、人事院勧告に基づく一般職員の給料月額の見直し、勤勉手当の支給割合の引上げ、住居手当の上限額の引上げの改正を実施したいため、この案を提出するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料の議案第7号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。

初めに、改正条例の第1条でございます。第14条の7は、勤勉手当に関する規定でございます。第2項第1号中、「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の92.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の97.5」を加えるものでございます。

同項第2号は、「当該再任用職員の」を「当該職員の勤勉手当基礎額に」に改めるものでございます。

議案書に戻りまして、議案書の別表第1につきましては、人事院勧告に基づく改正後の給料表でございます。

次に、もう一度新旧対照表に戻っていただき、2ページを御覧ください。改正条例の第2条関係でございます。

第8条の3は、住居手当に関する規定でございます。手当の上限額を1,000円引き上げることに関連する規定を改正するものでございます。まず、同条第1項第1号及び第2号中、「1万2,000円」を「16,000円」に、併せて漢数字からアラビア数字に改めるものでございます。

次に、同条第2項中、「各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額」を、国の法令の書きぶりに合わせて「各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額」に改めるものでございます。

同じく同項第1号中、「掲げる額」を「定める額」に、「2万3,000円」を「27,000円」に、「1万2,000円」を「16,000円」に、「1万6,000円」を「17,000円」に改め、金額は変わりませんが、他の金額の数字と合わせて「1万1,000円」を漢数字からアラビア数字に改めるものでございます。

次に、第14条の7でございます。3ページを御覧ください。同条第2項中、第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、議案書に戻っていただき、最後のページの5ページの上段を御覧ください。附則の第1条は、条例の施行期日を定めたものでございまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

第2項については、第1条の規定による改正後の職員の給与条例は、平成31年4月1日から遡及適用するものでございます。

第2条については、改正後の条例を適用する場合には、改正前の職員の給与条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与の内払とみなすものでございます。

第3条については、住居手当に関する経過措置を定めたものでございます。改正後の職員の給与条例によって住居手当が支給対象外になるものや、2,000円を超える減額となるものに1年間所要の経過措置を行うものでございます。

第4条については、この条例の施行に関し必要な事項を規則で定める規定でございます。

以上で、議案第7号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。



◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第13、議案第8号 ふるさと長瀬応援寄附金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第8号 ふるさと長瀬応援寄附金条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

ふるさと長瀬応援寄附金の目的及び使途を明確にするため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 議案第8号 ふるさと長瀬応援寄附金条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

ただいま提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

こちらの説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第8号の新旧対照表を御覧いただければと思います。

新旧対照表の1ページを御覧ください。第1条は本条例の目的を規定してございますが、ふるさと長瀬応援寄附金の目的を明確にするため、「この条例は、長瀬を愛する人々や長瀬に愛着を持つ人々等から寄附金を募り、その寄附金を寄附者の意向に沿って活用することにより、天下の勝地である長瀬の豊かな自然環境や風光明媚な景観を守りつつ、町の発展及び活性化等を図ることを目的とする。」に改めるもので

ございます。

第2条の事業の区分につきましても、第1条と同様に、ふるさと長瀬応援寄附金の使途を明確にするため、「前条に規定する目的を達成するための事業は、次の各号に掲げる事業とする。」に改めるものとし、第1号を「町民の健康増進及び福祉の向上に資する事業」に、第2号を、「産業振興及び観光地づくりに資する事業」に、第3号を、「生活環境の整備及び防災体制の充実に資する事業」に、第4号を「教育、文化並びにスポーツ活動の充実及び男女共同参画の推進に資する事業」に、第5号を「町民と行政の協働によるまちづくりに資する事業」に改め、第6号に「その他町長が必要と認める事業」を加えるものでございます。

次に、第3条中の「前条に規定する事業に充てるため」を、第4条の見出し、寄附金の指定等の「等」及び同条第2項を削るものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則でございますけれども、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第8号 ふるさと長瀬応援寄附金条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号 ふるさと長瀬応援寄附金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。



◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第14、議案第9号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第9号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 議案第9号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正内容は、児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより行うものでございます。

内容といたしましては、条例附則第2項で規定している放課後児童支援員の資格基準の経過措置期間について5年間の延長を行うものでございます。放課後児童支援員は、知事等の行う研修を修了した者とされておりますが、現行では平成32年、令和2年3月31日までに研修を修了することを予定している者は、研修を修了していない者であっても放課後児童支援員とみなすことが可能となっております。このままでは、令和2年4月1日以降、研修を修了していない者は放課後児童支援員とみなすことができなくなりますが、放課後児童支援員研修を受講できていない者、またこれから放課後児童支援員を希望する者の研修受講が進んでいないことから、放課後児童支援員をより多く確保し、事業の安定した運営を図るため、みなし支援員に係る経過措置期間を令和7年3月31日まで延長する改正を行うものでございます。

なお、国の基準が従うべき基準から参酌すべき基準に改められ、町の判断で期間延長が可能となったことから、改正するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

附則第2項中、「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」とするものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第9号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。



◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第15、議案第10号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第10号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、建設課長の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（若林 智君） 議案第10号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例のご説明をいたします。

提案理由につきましては、町長が申し上げましたとおりでございます。

概要でございますが、明治29年の民法公布以降、債権関係については約120年間大きな改正が行われておりませんでした。これにより、平成29年6月に民法の一部を改正する法律が制定され、債権関係の規定の見直しが行われ、令和2年4月1日より施行されることに伴い、長瀬町営住宅条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料、議案第10号新旧対照表によりご説明させていただきますので、1ページを御覧いただきたいと存じます。

左側が現行、右側が今回の改正案となり、下線部分が改正箇所でございます。まず、敷金の取扱いについての改正でございます。第20条第3項を同条第4項とし、同条第2項中、「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書き中、「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に第2項として「入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、町は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、町に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の弁済に充てることを請求することができない。」を加えるものでございます。

次に、第22条第1項中、「次条第4号に掲げる費用」を「町長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるもの」に改めるものでございます。

次に、第23条第4号を、「前条第1項において町が負担することとされているもの以外の町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用」に改めるものでございます。

次に、2ページを御覧ください。第43条第3項中、「年5分の割合」を「法定利率」に改めるものでございます。

次に、第50条第2項中「第20条第2項及び第3項」を「第20条第2項から第4項まで」に、「同条第2項」を「同条第3項」に、「前項」を「第1項」に、「同条第3項」を「同条第4項」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、議案書にお戻りいただき、附則でございますが、第1項の施行期日でございますが、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

第2項は経過措置を定めたもので、改正条例の規定についてはこの条例の施行期日以後に入居の承認を受ける者または入居権利者の地位の承継の承認を受ける者について適用し、施行期日以前に入居の承認を受けた者または入居権利者の地位の承継の承認を受けた者につきましては、なお従前の例によるものでございます。

第3項は、第2項の規定により、施行期日以後に入居者が長瀬町営住宅条例第12条第1項の規定により連帯保証人の連署した請書を提出し、承認を受けた場合もしくは同条例第13条第1項の規定により連帯保証人の変更の承認を受けた場合または同条例第15条第1項の規定により入居権利者の地位の承継の承認を受けた場合は、これらの連帯保証人は承認を受けた日の属する月の近傍同種家賃の6月分または50万円のいずれか低い金額を限度として、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行する責務を負うものとするものでございます。

以上で、議案第10号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。



◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第16、議案第11号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第8号）を議題いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第11号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第8号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,493万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を32億9,777万2,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 議案第11号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明をいたします。

まず、令和元年度長瀬町一般会計補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算でございますけれども、歳入歳出それぞれ2,493万9,000円を減額し、総額32億9,777万2,000円にするものでございます。

第2条、繰越明許費、第3条、地方債補正につきましては、6ページ、7ページを御覧ください。まず、第2表、繰越明許費でございますが、令和元年度中に完了できない事業につきまして、令和2年度に繰越しをさせていただくものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、多機能型福祉施設整備事業の203万5,000円は、令和元年度6月補正予算におきまして、秩父市社会福祉事業団が新たに建設する多機能型福祉施設の施設整備費に対する補助金を予算計上いたしましたが、当該施設が年度内に完成しない見込みとなったため、繰越しをさせていただくものでございます。

第10款教育費、第1項教育総務費、学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の3,390万3,000円は、国の令和元年度補正予算におきまして示されたGIGAスクール構想の実現に伴い、小中学校において校内通信ネットワーク整備を行うための経費でございますが、年度内に事業を完了することができないため、繰越しをさせていただくものでございます。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、林業用施設災害復旧事業の810万円は、令和元年10月12日に関東地方を通過しました台風19号により被災した林道葉原線、榎峠線、谷津線の災害復旧工事を行うための経費でございますが、年度内に事業を完了することができないため、繰越しをさせていただくものでございます。

第3表、地方債補正でございますが、橋梁長寿命化事業債、道路新設改良事業債、河川改良事業債、公営住宅長寿命化事業債及び学校給食センター配送車整備事業債は、各事業において事業費が減額したことによる減額となっております。

庁舎施設整備事業債は、補正予算で地方債を充当していなかった事業に地方債を充当するため増額をするものでございます。

また、GIGAスクール構想の実現に向けて小中学校の校内通信ネットワーク整備を行うことから、学校情報通信ネットワーク環境整備事業債を1,680万円増額、令和元年10月に関東地方を通過しました台風19号により被災した林道葉原線、榎峠線、谷津線の災害復旧工事を行うことから、農林水産施設災害復旧事業債420万円増額し、公共土木施設災害復旧事業債は補正予算で計上いたしました事業が災害復旧事業に該当することになったため、単独災害復旧事業債を充当できることになったことから、1,190万円増額をするものでございます。その結果、限度額を2億2,757万2,000円にしようとするものでございます。

12、13ページを御覧ください。まず、歳入の補正の主なものにつきましてご説明をいたします。第1款町税、第1項町民税、第1目個人、補正額1,242万9,000円の増額及び第2目法人、補正額600万円の増額は、それぞれ現年課税分が当初見込額を上回ったことによるものでございます。

第2項固定資産税、第1目固定資産税、補正額300万円の減額及び第4項たばこ税、第1目たばこ税、補正額300万円の減額は、それぞれ現年課税分が当初見込額を下回ったことによるものでございます。

第6款地方消費税交付金、第1項地方消費税交付金、第1目地方消費税交付金、補正額382万9,000円は、

埼玉県が算定しました当初見込額を下回ったことにより減額をするものでございます。

第7款ゴルフ場利用税交付金、第1項ゴルフ場利用税交付金、第1目ゴルフ場利用税交付金、補正額283万8,000円は、令和元年5月に町内の1つのゴルフ場が閉鎖したことにより減額をするものでございます。

第13款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目民生費負担金、補正額9万8,000円でございますが、町が老人福祉施設へ保護措置をしていた入所者が年度途中で退所したことにより減額をするものでございます。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、補正額401万1,000円の減額でございますが、第1節社会福祉費国庫負担金149万円は、障害児入所給付等の事業執行見込額が予算額を上回ったことにより143万3,000円増額、未熟児医療費等の事業執行見込額が予算額を上回ったことにより5万7,000円増額をするものでございます。

第2節国民健康保険保険基盤安定国庫負担金31万6,000円の減額、14ページ、15ページに移りまして第4節児童手当国庫負担金518万5,000円の減額は、国からの交付決定により交付額が確定したことによるものや事業執行見込額が予算額を下回ることによるものでございます。

第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金、補正額228万4,000円の減額は、事業執行見込額が予算額を下回ることによるものでございます。

第2目民生費国庫補助金、補正額9万6,000円の増額は、事業執行見込額が予算額を上回ることによるものでございます。

第3目衛生費国庫補助金、補正額68万5,000円の減額でございますが、第1節環境衛生費国庫補助金19万2,000円、こちらは令和元年10月に関東地方を通過いたしました台風19号の被災により発生をした災害ごみの撤去及び収集運搬業務を実施いたしました。当該業務が災害廃棄物処理事業に該当し、国庫補助事業になったことから増額、第2節公衆衛生費国庫補助金87万7,000円は、事業執行見込額が予算額を下回ることにより減額をするものでございます。

第4目土木費国庫補助金、補正額6万8,000円の増額は、国からの交付決定により交付額が確定したことによるものでございます。

第5目教育費国庫補助金、補正額1,689万7,000円の増額でございますが、第1節学校費国庫補助金1,695万1,000円は、GIGAスクール構想の実現に向けて小中学校の校内通信ネットワーク整備を行うことにより増額、第2節幼稚園費国庫補助金5万4,000円は、令和元年10月から幼児教育、保育無償化が開始したことにより減額をするものでございます。

第6目商工費国庫補助金、補正額1,020万6,000円の減額は、事業執行見込額が予算額を下回ることによるものでございます。

第16款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金、補正額238万1,000円の減額でございますが、事業執行見込額が予算額を上回るものについては増額し、事業執行見込額が予算額を下回るもの及び県からの交付決定により交付額が確定したことによるものは減額をするものでございます。

第2項県補助金、第1目民生費県補助金、補正額110万4,000円の減額でございますが、こちらも事業執行見込額が予算を上回るものについては増額、事業執行見込額が予算額を下回るものについては減額するものでございます。

16ページ、17ページを御覧ください。第2目衛生費県補助金、補正額2,000円は事業執行見込額が予算額を上回ることにより増額をするものでございます。

第3目農林水産業費県補助金、補正額223万8,000円の増額でございますが、第1節農業委員会費県補助金215万2,000円は、県からの交付決定により交付額が確定したことにより増額、第2節農業振興費県補助金8万6,000円は、農地の集積、集約化を促進するため増額をするものでございます。

第5目災害復旧費県補助金、補正額324万円は、令和元年10月に関東地方を通過いたしました台風19号により被災した林道葉原線、榎峠線、谷津線の災害復旧工事を行うため増額をするものでございます。

第3項県委託金、第1目総務費県委託金、補正額474万2,000円は、令和元年度に執行しました各選挙において事業執行額が確定したことにより減額するものでございます。

第17款財産収入、第1項財産運用収入、第2目基金利子、補正額4万8,000円の増額は、各基金の運用益でございます。

第18款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金、補正額200万円の増額は、令和元年4月と令和2年1月に2名の方から各100万円の寄附を頂いたことによるものでございます。

第3目民生費寄附金、補正額30万円の増額は、令和2年1月に1名の方から町のボランティア活動の推進のために寄附を頂いたことによるものでございます。

第20款諸収入、第5項雑入、第2目雑入、補正額110万1,000円の増額は、事業執行見込額が予算額を下回るものについては減額し、交付決定により交付額が確定したことにより、予算額を上回るものについて増額をするものでございます。

18ページ、19ページを御覧ください。第21款町債、第1項町債、第1目総務債、補正額170万円でございますが、庁舎昇降機改修工事の事業費の減額がございましたが、補正予算で計上いたしました庁舎空調設備更新工事設計業務委託に地方債を充当するため増額をするものでございます。

第3目土木債、補正額3,060万円は、各事業において事業費が減額したことにより減額をさせていただくものでございます。

第4目教育債ですが、こちらは第1節学校給食センター配送車整備事業債は、事業費が減額したことにより190万円の減額をいたしますが、GIGAスクール構想の実現に向けて小中学校の校内通信ネットワーク整備を行うため、第2節学校情報通信ネットワーク環境整備事業債を1,680万円増額するため、こちら1,490万円の増額をするものとなっております。

第7目災害復旧事業債、補正額1,610万円の増額につきましては、第1節農林水産施設災害復旧事業債は、先ほど申し上げております令和元年10月に関東地方を通過いたしました台風19号により被災した林道葉原線、榎峠線、谷津線の災害復旧工事を行うことから420万円増額し、第2節公共土木施設災害復旧事業債は、補正予算で計上いたしました事業が災害復旧事業に該当することになったため、単独災害復旧事業債を充当できることになったことから、1,190万円増額をするものでございます。

第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額3,322万6,000円の減額は、歳出の減額が歳入の減額を上回ったため、財政調整基金に繰り戻すものでございます。

第3目教育振興基金繰入金、補正額5万4,000円は、基金を充当しておりました中学校体育館ステージ幕改修工事の事業費が減額したことにより、教育振興基金に繰り戻すものでございます。

続きまして、歳出の補正の主なものにつきましてのご説明をいたします。20ページ、21ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、補正額5万5,000円の減額でございますが、第14節使用料及び賃借料36万4,000円は、印刷及びコピー枚数が増加したことにより、事業執行見込額が予算額を上回るため増額し、第15節工事請負費につきましては、令和2年4月1日からの組織改正に

に伴い、庁舎1階フロアレイアウト改修工事を行うため48万1,000円を増額いたしますが、庁舎昇降機改修工事の事業費が減少したことにより79万4,000円の減額、庁舎排煙窓修繕工事の事業費が減額したことにより10万6,000円の減額があることから、こちらで41万9,000円減額をするものでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費、補正額520万2,000円の減額のうち、第13節委託料455万8,000円でございますが、令和元年10月から12月にコミュニティバスの実証実験を実施し、事業費が確定したことから減額をさせていただくものでございます。

第5項選挙費、第2目参議院議員選挙費、補正額170万3,000円の減額、22ページ、23ページに移りまして第3目県知事選挙費、補正額159万4,000円の減額、第5目町議会議員選挙費、補正額82万2,000円の減額、第6目参議院議員補欠選挙費、補正額140万5,000円の減額は、いずれも事業執行額が確定したことにより減額をするものでございます。

24ページ、25ページを御覧ください。続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額281万4,000円の増額につきましてですが、第11節需用費1万3,000円及び第12節役務費3,000円は、埼玉県教育委員会から新型コロナウイルス感染症拡大防止のための公立小中学校の臨時休業の要請を受けまして、長瀨町の小中学校も3月2日から臨時休業とし、臨時休業中は放課後児童クラブを1日開所することといたしました。そのため、第二小学校放課後児童クラブの光熱水費及び通信運搬費の事業執行見込額が予算額を上回ることにより、増額をするものでございます。

第19節負担金補助及び交付金につきましては、民生児童委員活動費補助金の事業執行見込額が予算額を下回ることにより18万円の減額をいたしますが、障害児入所給付等の事業執行見込額が予算額を上回ることにより297万8,000円を増額し、全体で279万8,000円を増額をするものでございます。

第2目老人福祉費、補正額173万円は、老人福祉施設で保護措置をしていた入所の方が年度途中で退所したことにより減額をするものでございます。

第3目社会保険費、補正額344万4,000円の減額、第4目老人保健費、補正額294万7,000円の減額及び第5目介護保険費、補正額44万8,000円の減額は、主に各特別会計への繰出金の確定に伴うものでございます。

第6目地域福祉基金費、補正額30万円は、町のボランティア活動の推進のために頂きました寄附金を地域福祉基金に積み立てることから、増額をするものでございます。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉費、補正額956万5,000円の減額は、各事業におきまして事業執行見込額が予算額を上回ったものは増額をいたしますが、事業執行見込額が予算額を下回ったものは減額をすることによるものでございます。

26ページ、27ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目環境衛生費、補正額89万6,000円でございますが、令和元年10月に関東地方を通過いたしました台風19号により床上、床下浸水の被害が発生した一般住宅の消毒を実施いたしましたが、事業執行額が確定したことにより減額をするものでございます。

第4項公衆衛生費、第1目予防費、補正額460万9,000円の減額は、主に予防接種委託料などの事業執行見込額が予算額を下回ったことによるものとなっております。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費、補正額209万4,000円は、県からの交付決定により交付額が確定したことにより、農業委員報酬を増額するものでございます。

第3目農業振興費、補正額8万6,000円を増額は、農地の集積、集約化を促進するため増額をするもの

でございます。

第2項林業費、第1目林業総務費、補正額64万8,000円は、事業実施を見送ったことにより減額をするものでございます。

28ページ、29ページを御覧ください。第4目森林環境整備基金費、補正額14万8,000円は、埼玉県緑化推進委員会、家庭募金緑化事業交付金を原資として実施する事業を見送り、森林環境整備基金に積み立てることとしたため増額をするものでございます。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費、補正額1,000万6,000円は、プレミアム付商品券事業の事業執行見込額が予算額を下回ったことにより減額するものでございます。

第8款土木費、第1項道路橋梁費、第3目道路新設改良費、補正額2,010万円の減額は、道路新設改良工事の事業執行見込額が予算額を下回ったことによるものでございます。

第2項河川費、第1目河川総務費、補正額422万4,000円は、銅の入沢護岸整備工事の事業執行見込額が予算額を下回ったことにより減額するものでございます。

第3項住宅費、第1目住宅管理費、補正額351万1,000円でございますが、第12節役務費213万5,000円、こちらは令和元年10月に関東地方を通過しました台風19号により故障しました塚越団地浄化槽の設備工事期間中に実施いたしました汚泥くみ取り費用が確定したことにより減額、第12節工事請負費137万6,000円は袋団地外壁等改修工事の事業執行見込額が予算額を下回ることから減額をするものでございます。

30ページ、31ページを御覧ください。第9款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費、補正額138万8,000円は、消防団員の報酬及び退職報償金が確定したことにより減額するものでございます。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費についてでございますが、まず第1節給料904万円は、人事異動等により執行見込額が予算額を下回ることから減額をいたしますが、第13節委託料247万5,000円及び第15節工事請負費3,142万8,000円、こちらは小中学校の校内通信ネットワーク整備を行うため増額し、第20節扶助費32万6,000円は、要保護・準要保護児童生徒就学援助費の補助単価の増額改定や申請数が見込みを上回ったことにより増額をするため、こちらで2,518万9,000円の増額をするものでございます。

第2項第一小学校費、第2目教育振興費、補正額16万3,000円は、令和2年度からの教室の配置替えに伴い、必要となる備品を整備するため増額をするものでございます。

第5項幼稚園費、第1目幼稚園費、補正額27万8,000円は、令和元年10月から幼児教育、保育無償化が開始したことにより減額をするものでございます。

第7項保健体育費、第3目学校教育費、補正額238万1,000円の減額でございますが、主なものはこちらの第18節備品購入費168万1,000円の減額でございまして、内容は学校給食センター配送車購入事業の事業費が確定したことによるものでございます。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、第2目林業用施設災害復旧費、補正額973万2,000円の増額でございますが、第13節委託料60万円、第15節工事請負費750万円は、令和元年10月に関東地方を通過しました台風19号により被災した林道葉原線、榎峠線、谷津線の災害復旧工事を行うため増額するものでございます。

また、第12節役務費163万2,000円の増額及び32ページ、33ページに移りまして第2目公共土木施設災害復旧費1,210万4,000円の増額につきましては、こちらも台風19号の被災による災害復旧に係る費用につきましては、補正予算成立後、災害復旧事業に該当することとなりましたため、改めて災害復旧費に計上し

直すとともに、財源といたしまして単独災害復旧事業債を充当させていただくものでございます。

以上で、議案第11号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第8号）のご説明とさせていただきます。



◎会議時間の延長

○議長（野口健二君） ここで、会議時間を延長いたします。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、本当に幾つかなのですけども、まず29ページのプレミアム付商品券の事業補助金というのが933万1,000円減額ということですよ。これは大分減額になっているのですが、見込額と相当違ったのかということ。

あと1点。見ていたのですけれども、よく分からなくて。幼保無償化がありますよね。それにかかった金額というのがちょっと分からないのですけれども、あと幼保無償化については多分、あれは10月からでしたっけ。無償化は、国が全部出したのではないですよ。国庫補助金ではないと思うのだけれども、どれだけ町で出しているのかというのがこの中で読み取れなかったのも、もし分かったらそこをお願いします。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

予算書の29ページ、プレミアム付商品券事業補助金の減額につきましては、当初2,000人を見込んでおりまして、この方が全員来るとするとマックス2,000人だということで、マックスで取らせていただきました。減額につきましては、現況に伴います交付決定額に合わせまして、申請人数が429名ということになってございますので、その関連で減額させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

幼児教育・保育の無償化は10月から開始という形ですが、今回の補正には幼児教育、保育無償化の関係でそういう経費は出ておりません。本年度につきましては、本来町が負担すべき金額については国が持つという形となっております。来年度からは、通常の国が半分、残りを県と町で半分ずつという形に戻るということで当初のほうには計上してございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、今の幼保無償化の件については、歳入のほうにも入っていないくて、歳出のほうにも入っていないということで、国が直接支払いとか、そんなふうに行っているということで、これに載っていないということですね。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 歳入見込んでいます、最初から。予算。

○5番（村田徹也君） 見込んでいるんですね。

○健康福祉課長（中畝康雄君） はい。

○5番（村田徹也君） 分かりました。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） すみません、1点だけ。

27ページのにも関連するのか、児童手当のところなのですが、648万円というのはこれ試算をどういうふうにされるとこれだけ余るのかなと思ひまして、大体小中学校生とかの人数というのは分かっていると思いますので、どういう試算の方法をしているのかお聞きします。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

児童手当につきましては、ご承知かと思いますが、対象年齢によりまして支給額が異なります。例えばゼロから3歳未満の方では月額1万5,000円、それと3歳から就学前までは1万円、ただし第3子以降については1万5,000円です。それと、中学生については1万円ということでございます。1万5,000円の方が12か月、それだけでもかなりの人数がありますので、今回出生が非常に少なかったということで、当初出生25名程度を見込んでいるという予算計上しておったのですが、実際は今年度は13人ぐらいですから、3歳のところの1万5,000円掛ける12掛ける12というところの率になります。そのほかにも出生数とかありまして、最終的には、最初多めに当然見込んで、足りなくなると困りますので、多めに見込んでいるところがございますが、10人減っても結構な金額、140万円ぐらいの差額にはなってくると思いますので、そういう形で見込んでいたのが減ったという形で、今回補正減とさせていただきます。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 28、29ページの土木費のことですが、工事請負費のところで見込みを下回ったということで1,430万円の減額になっていきますけれども、これは大変大きな金額で、工事をしなかったのか、それとも全くの見込み違いなのか。もっとほかに道路としては町道の改良はいっぱいあちこちに出ているわけなのですから、そういうように振り替えてでも項目の中でできるのではないかと思います。とにかく1,430万円の金額の残額は大き過ぎますね。お願いします。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

工事請負費の1,430万円の減額ということなのですが、当初幹線27号線、本野上の齊藤石粉さんのところから入っていく道の工事を予定しておりましたが、ちょっと地権者さんのほうとの折衝がうまくいかなかったということで、1,200万円を減額させていただいております。

そのほかにつきましては、入札差金による岩戸6号線の改良工事、それと幹線23号線の側溝整備工事の入札差金によるものでございまして、ちょっと幹線27号線のほうの道路改良ができなかったということで減額をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 9 番、新井利朗君。

○9 番（新井利朗君） 幹線27号線の、できなかったということですが、これが分かったのはいつなのですか。結局早くに分かれば見込み的に予算が計上されたということもあるかと思うのですけれども、また結局できないということがはっきりしたということで、予算がこれだけ、1,200万円ですか、この工事に充てていたらしいのですけれども、それがはっきりしたとか、また見込み的なあくまでも予算であったのかということで、非常に予算を窮屈にした金額だと思うのですよね、ほかの予算を。そういうことから聞きたいと思います。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

こちらのほうにつきましては、7月頃に地権者さんのほうにお伺いをいたしまして、何とか事業のほう、道路改良工事を実施させていただくようにこちらのほうも折衝させていただいたのですけれども、その後何回かお邪魔をいたしまして折衝をさせていただきましたが、ちょっと理解が得られなかったということで今回減額をさせていただいておるのですけれども、当初は7月頃に一度お伺いしております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号 令和元年度長瀬町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案どおり可決されました。



◎延会について

○議長（野口健二君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに可決されました。



◎次会日程の報告

○議長（野口健二君） 次会の日程をご報告いたします。

あす11日は、午前9時から本会議を開きますので、定刻までに議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

また、議事日程は開議時刻までに印刷して配付しますので、ご了承願います。



◎延会の宣告

○議長（野口健二君） 以上をもちまして本日の会議は終了いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

大変ご苦労さまでした。

延会 午後5時03分

令和２年第１回長瀬町議会定例会 第２日

令和２年３月１１日（水曜日）

議 事 日 程 （第２号）

１、開 議

１、議案等の説明のため出席した者の紹介

１、議事日程の報告

１、議案第１２号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第１３号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第１４号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第１５号の説明、質疑、討論、採決

１、延会について

１、次会日程の報告

１、延 会

午前9時開議

出席議員（10名）

1番	板	谷	定	美	君	2番	井	上	悟	史	君
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田		務	君
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠美子	君	
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	齊	藤	英	夫	君
教育長	野	口			清	君	会計 管理 者	村	田	武	彦	君
総務課長	福	島	賢	一	君		企画財政 課長	内	山	雅	人	君
税務課長	相	馬	孝	好	君		町民課長	福	嶋	俊	晴	君
健康福祉 課長	中	畝	康	雄	君		産業観光 課長	玉	川		真	君
建設課長	若	林		智	君		教育次長	内	田	千栄子	君	

事務局職員出席者

事務局長	野	口		晃		書記	石	川	正	木
------	---	---	--	---	--	----	---	---	---	---

◎開議の宣告

(午前 9 時)

○議長（野口健二君） 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きご出席いただき、まことにありがとうございます。

本日は、東日本大震災の発生から 9 年になります。本議会におきましても、犠牲になられた多くの方々に改めて哀悼の意を表するとともに、被災地の早期発展、復興を祈り、災害の発生の頃に 1 分間の黙祷をささげたいと思いますので、皆さんの協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は 10 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（野口健二君） 本日の会議に地方自治法第 121 条の規定により提出議案の説明のため出席を求め、出席された関係者は参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長（野口健二君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、お手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

それでは、日程に従って議事に入ります。

産業観光課長から、質疑に対する答弁の要求がございましたので、許可いたします。

産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 昨日の一般質問でご回答ができなかった部分につきまして、ご回答させていただきたいと思います。

まず初めに、村田議員からのご質問の中の長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載されている観光 K P I の目標値への進捗状況はどうかというご質問に対してのご回答になります。まず、観光入り込み客数につきましては、目標数 250 万人に対しまして、平成 30 年度の実績としまして 298 万人のご来場を頂いてございます。また、長瀬ブランドの開発商品につきましては 1 件、紅茶を認定してございますが、残りの 3 つの新たに開発した観光ルート数、それから宝にちなんだコンテンツ開発数、マーケティングに基づいた着地型の旅行商品の開発につきましては、まだ実績が上げられていない状況となっております。

また、一般質問の中で河川財団の補助対象の事業の部分で、南桜通りで実施するというふうなことでご発言させてもらったかと思うのですが、こちらは北桜通りということで訂正させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、大島議員からのご質問でございましたハナビシソウ園の種代は幾らかということと土壌入れ替えは行っているかにつきましてですが、令和元年度の種代につきましてはカスミソウの種を含めまし

て33万7,000円ほどの支出をしてございます。また、土壌入れ替えにつきましては現在には行っていないということになります。平成27年度に秩父高原牧場の堆肥を入れて、土壌改良を行ったということでございます。

以上でございます。



◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） では、日程第1、議案第12号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第12号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,932万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を8億4,244万円にしたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、議案第12号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

初めに、補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,932万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,244万円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。補正予算説明書の6ページ、7ページを御覧ください。

初めに、歳入でございますが、第1款第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税の補正額は250万円を減額し、補正後の額を1億2,870万8,000円とするもので、この時期になり収入見込額が固まったことにより、それぞれの節において減額をするものでございます。

次に、第6款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金の補正額は2,300万円を減額し、補正後の額を6億2,954万4,000円とするもので、県からの普通交付金の見込みが固まったことに伴い減額するものでございます。

次の第2目健康マイレージ事業県補助金は、健康マイレージ事業費の確定見込みに伴い8万4,000円を減額するものでございます。

次に、第8款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金の補正額は344万4,000円の減額で、補正後の額を5,823万4,000円とするもので、繰入額の決定に伴い、それぞれの節において減額をするものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。8ページ、9ページを御覧ください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費の補正額2,300万円の減額でございますが、第1目一般被保険者療

養給付費、第2目退職被保険者等療養給付費ですが、被保険者の疾病、負傷に伴う医療費の保険者の負担で、医療機関に支払う費用となっており、それぞれの項目において減額を行うものでございます。

次に、第2項高額療養費、第2目退職被保険者等高額療養費の補正額30万円の減額でございますが、加入者数の減により支給額の減少が見込まれるため減額をするものでございます。

次に、第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金の補正額252万円の減額でございますが、当初見込んでいた件数を下回るため減額をするものでございます。

次に、第3款国民健康保険事業納付金、第1項医療給付費分、第1目一般被保険者医療給付費分でございますが、補正後の額は変わりませんが、国、県からの負担金が減額になり、繰入金が増加されたことにより、財源内訳のとおり財源の組み替えを行うものでございます。

第5款第1項保健事業費、第2目健康マイレージ事業費の補正額は11万円の減額でございますが、健康マイレージ事業費の確定見込みに伴い減額をするものでございます。

次に、第6款第1項基金積立金、第1目国民健康保険財政調整基金積立金の補正額342万円の減額でございますが、基金積立額の確定に伴い減額をするものでございます。

次に、第8款諸支出金、第1項償還金及び還付金は2万2,000円の増額でございますが、過年度分の所得更正等に伴い、償還金に不足が生じるため増額をするものでございます。

以上で、議案第12号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありますか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、質問します。

歳出の9ページ、保健事業費の19の負担金、補助及び交付金、健康マイレージ事業負担金は時計ですね。時計っていうの。歩数計。それで、これは1個幾らなのでしょうか。それで、今年は何人に与えたのか。それから、現在まで貸与している人はトータルで何人が教えてほしいと思います。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、大島議員のご質問にお答えします。

国民健康保険特別会計ですが、健康マイレージ事業は健康福祉課でやっておりますので、私のほうで回答させていただきます。健康マイレージ事業は、歩数計100、当初、一般会計と、それから国保特会合わせて100個を配布いたしました。9月に補正をいたしまして、一般、それと国保合わせて50個を追加いたしましたして現在150。そのほかに、アプリをやっている方が10名ぐらい、ちょっと今、細かい資料を持ってこなかったのですが、やっております。

このたび、当初、一般会計、いわゆる一般会計は後期高齢者分と、それからそれ以外の保険の方と国保分、その数字が確定いたしましたので、昨日の一般会計の補正予算のほうにもありましたが、一般会計分を増やし、国保特会分は減らすという操作をやらせていただいたところでございます。

すみません。内訳でございますが、先ほどスマホは2月末現在で16名でございます。国保に歩数計を貸与している方が76名、それから後期と社会福祉保険を合わせて74名という形で歩数計のほうは貸与しております。タブレットリーダーのほうも徐々に設置場所を増やして、貸与しているところでございます。

以上です。

〔「単価」と言う人あり〕

○健康福祉課長（中畝康雄君） 今年度は2,462円です。

○8番（大島瑠美子君） 1個がね。

○健康福祉課長（中畝康雄君） はい。それを町で負担しています。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それで、欲しいという希望者分には、全部行き届いているのでしょうか。それだけお聞きしたいと思います。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

最初100個募集しましたところ、早々にはけてしまいまして、欲しいという方がたくさんいらっしゃいました。そのことに鑑みまして、9月補正で50個追加いたしまして、その後は数量限定でということで募集しましたので、その後は特に欲しいという方はいらっしゃらないのですが、ただ周りの先行して実施しているところを見ますと、次から次へとやはりやりたいということが出てくるということで、今年度も当初予算、後ほど審議していただきますが、そちらのほうも数字のほうは入れさせていただいております。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案どおり可決されました。



◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第2、議案第13号 令和元年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第13号 令和元年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ173万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出

の総額を7億6,134万7,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第13号 令和元年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算の1ページを御覧ください。町長提案理由のとおり、第1条にありますように、歳入歳出総額から歳入歳出それぞれ173万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,134万7,000円とするものでございます。

次に、2ページ、3ページを御覧ください。款項別の補正額については、御覧のとおりとするものでございます。

内容につきまして、予算説明書によりご説明いたします。歳入につきましては、6、7ページを御覧ください。

第1款保険料、第1項介護保険料297万円の増額で、第1号被保険者の現年賦課分が予算額と比較し多くなる見込みとなったため増額するものでございまして、補正後の額を1億6,310万4,000円とするものでございます。

次に、第2款国庫支出金11万7,000円の減額で、補正後の額を1億6,156万2,000円に、次に第3款支払基金交付金617万6,000円の減額で、補正後の額を1億8,016万2,000円に、次に第4款県支出金203万5,000円の増額で、補正後の額を1億776万8,000円にするもので、それぞれ国、社会保険診療報酬支払基金、県からの負担金交付金の交付決定に伴い、それぞれ増額、減額するものでございます。

次に、8ページ、9ページにまたがっております第6款繰入金44万8,000円の減額で、補正後の額を9,811万2,000円にするもので、介護給付費等に係る一般会計繰入金を減額するものでございます。

次に、歳出につきましては10ページ、11ページを御覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費56万1,000円の増額でございしますが、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修業務委託料でございします。

次に、第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費231万円の減額、第2項介護予防サービス等諸費70万円の増額、第3項その他諸費1万円の増額、次に12、13ページを御覧ください。第4項高額介護サービス等費30万円の増額、第5項高額医療合算介護サービス等費50万円の減額、第6項特定入所者介護サービス等費20万円の減額でございしますが、各目の費用実績見込みに合わせまして増額、減額をするものでございます。

次に、第4款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費15万円の増額、第2項一般介護予防事業費15万円の減額、第3項包括的支援任意事業費48万円の減額でございしますが、各目の費用実績見込みに合わせて増額、減額するものでございます。

次に、14、15ページを御覧ください。第4項その他諸費でございしますが、財源内訳の組み替えを行うため、補正額はゼロとなっております。

次に、第5款基金積立金、第1項基金積立金18万4,000円の増額でございしますが、介護保険事業に要する費用の不足額に充てるため、介護保険給付費支払基金の積み立てを増額するものでございます。

以上で、令和元年度介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありますか。

8 番、大島瑠美子君。

○8 番（大島瑠美子君） 15ページの任意事業費、紙おむつ支給事業委託料で、これは在宅の人に渡している紙おむつですよ。それで、この紙おむつ事業なのですけども、在宅の人が何人で、それから在宅の紙の枚数が1か月幾らとかというので決まっているのでしょうか。それとも、そうではなくて申し込めばどんどん持ってきてくれるシステムになっているのですか。

それから、要するに紙おむつの量がうんとあれば、おじいさんとかそういう方に取り替えてやる回数が多いので。枚数を少なくもらってしまうと、これだから朝取り替えて、お昼に取り替えて、あと寝る前に取り替えるという、いつでもおむつをお尻に、おしっこなんかをためていなくてはならないので、そうするとかぶれとか何かも発症することが多いので、なるべく私の希望としては紙おむつは欲しいという枚数だけはばんばんくれてやって、それで在宅医療が今すごく、国や県でもそちらのほう回ってきておりますので、紙おむつの支給につきましては各家庭で希望者が希望する枚数、欲しいというのにはできるだけ枚数をばんばんくれてやって、そして介護されている人に不愉快な気持ちをさせないようにしてほしいと思いますので、この分の117万3,000円を書いてありますけれども、在宅何人に支給しているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、大島議員のご質問にお答えします。

紙おむつ支給事業につきましては、10月から対象者を世帯非課税という形に、本人非課税から世帯非課税の方という型に変えさせていただいております。対象者が減少しています。また、在宅で要介護度の高い方というのがなかなか今なくなったということもありまして、対象者が減したということで、今回減額補正をさせていただいているわけでございます。金額につきましては、一月3,000円に消費税を加えたものが上限で、それを超える分につきましてはご自身が負担していただくという形になっております。紙おむつを業者に委託しまして、その方に希望する紙おむつを届けていただくという形のシステムで対応させていただいております。詳細な人数については、ちょっと手持ちがございませんので、また後で答えさせていただくということでよろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号 令和元年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案どおり可決されました。



◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第3、議案第14号 令和元年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第14号 令和元年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ210万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を1億632万8,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、議案第14号 令和元年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございしますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ210万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億632万8,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、補正予算説明書によりご説明いたします。6ページ、7ページを御覧ください。

歳入でございしますが、第3款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金は保険基盤安定繰入金の交付額が確定したことにより210万9,000円を減額し、補正後の額を2,194万4,000円とするものでございます。

次に、歳出でございしますが、第2款第1項第1目後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は210万9,000円の減額で、埼玉県後期高齢者医療広域連合への納付金見込額が固まりましたので、減額を行うものでございます。

以上で、議案第14号 令和元年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号 令和元年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。
本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。



◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第4、議案第15号 令和2年度長瀬町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第15号 令和2年度長瀬町一般会計予算「歳入歳出予算」「債務負担行為」「地方債」「一時借入金」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものでございます。

総額は歳入歳出予算それぞれ31億5,716万円となり、前年度予算と比較し5,255万3,000円、1.7%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、各課長、教育次長の説明を求めます。

初めに、企画財政課長をお願いいたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 議案第15号 令和2年度長瀬町一般会計予算につきましてご説明をいたします。

まず、令和2年度長瀬町一般会計、特別会計予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算でございますが、歳入歳出それぞれ31億5,716万円とするものでございます。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債のご説明の前に、第4条の一時借入金でございますけれども、借入金の最高限度額を定めるもので1億5,000万円とさせていただくものでございます。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては6ページ、7ページを御覧ください。

6ページの第2表、債務負担行為でございますが、農業近代化資金利子補助につきましては令和2年度融資分を令和3年度以降借り入れた資金の1%以内、また中小企業経営対策資金利子補助は令和元年度融資分を令和3年度から令和11年度まで限度額136万円を設定するものでございます。

7ページの第3表、地方債でございますが、起債の目的ごとにそれぞれ限度額の欄の金額を借り入れるものでございまして、上から庁舎施設整備事業債7,550万円、上水道生活基盤施設耐震化出資債5,330万円、橋梁長寿命化事業債620万円、道路新設改良事業債5,130万円、河川改良事業債1,570万円、防災対策事業債600万円、それと実質的な地方交付税の代替財源でございます臨時財政対策債8,400万円、以上によりまして合計限度額を2億9,200万円とさせていただくものでございます。

次に、125ページを御覧ください。地方債に関する調書でございますが、こちらの表の一番下の合計欄を御覧ください。左から平成30年度末現在高でございまして、30億1,575万4,000円で、令和元年度末現在高見込額が29億2,800万4,000円となり、この見込みですと8,775万円の減となる見込みとなつてご

ございます。令和２年度中の起債見込額が２億９,２００万円、元金償還見込額が３億６８８万３,０００円でございますので、その結果、令和２年度末現在高見込額は２９億１,３１２万１,０００円となり、令和元年度末の現在高見込額と比べまして１,４８８万３,０００円の減となる見込みでございます。こちらの３、減税補填債、４、臨時財政対策債につきましては、普通交付税の基準財政需要額にその元利償還金が全額算入される地方債となっております。

続きまして、お手元にお配りしてございます資料、令和２年度当初予算の概要、こちらの１ページをお開きください。

１の予算規模でございますが、一般会計は３１億５,７１６万円で、前年度比５,２５５万３,０００円の増額、１.７％の増となっております。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計を合わせました４会計の合計は４７億５,０２３万４,０００円で、前年度比２,６５６万２,０００円の減額、０.６％の減でございます。

次に、２ページを御覧ください。一般会計の歳入につきましてご説明を申し上げます。

まず、１、町税、予算額８億１,９４０万７,０００円は、町民税や軽自動車税の増額はあるものの、固定資産税の減額により、前年度比７２１万５,０００円の減額、０.９％の減となっております。

２、地方譲与税から１２の交通安全対策特別交付金は、主に令和元年度までの決算見込額、令和２年度の地方財政計画などから推計し、予算額を計上しているものでございます。そのうち、６、法人事業税交付金、予算額２５０万円は皆増となっております。こちらは地方法人特別税、譲与税制度の廃止に伴い、法人町民税法人税割の減収分の補填措置として都道府県から市町村への新たな交付金として創設されたもので、埼玉県が平成２８年度から３０年度の３か年分の法人税割額の決算額を基に推計した金額を予算計上してございます。

次に、８、ゴルフ場利用税交付金、予算額４００万円は、令和元年５月に町内のゴルフ場が１か所閉鎖したことから、前年度比６００万円の減額、６０.０％の減となっております。

１０、地方特例交付金、予算額２５０万円は、令和元年度に限り国が令和元年１０月から開始されました幼児教育、保育無償化に係る経費を全額負担することになっておりましたが、令和２年度につきましてはその分が皆減となることから、前年度比５０７万９,０００円の減額、６７.０％の減となっております。

１３、分担金及び負担金、予算額２,７７７万円は、保育園保護者負担金や学校給食費などを計上してございますが、令和元年１０月から開始されました幼児教育、保育無償化により、３から５歳児の保育園保護者負担金が無料になることなどから、前年度比１,８２０万４,０００円の減額、３９.６％の減となっております。

１４、使用料及び手数料、予算額２,４５４万１,０００円は、町営住宅使用料や各グラウンドの使用料、戸籍住民基本台帳発行手数料などを計上してございますが、前年度比８７万２,０００円の減額、３.４％の減となっております。

１５、国庫支出金、予算額２億６,６２９万８,０００円は、令和元年１０月から開始されました幼児教育、保育無償化により、子供のための教育・保育給付費国庫負担金が増額となることなどから、前年度比３８４万円の増額、１.５％の増となっております。

１６、県支出金、予算額１億８,５３８万７,０００円は、統一地方選挙、参議院議員通常選挙、県知事選挙の選挙費県委託金が皆減することなどから、前年度比６５３万２,０００円の減額、３.４％の減となっております。

１８、寄附金、予算額１,３１２万１,０００円は、町公式のマスコットキャラクターの作成に当たり、ガバメントクラウドファンディングで寄附金を募集することなどから、前年度比１７４万８,０００円の増額、１５.４％の増となっております。

21、町債、予算額 2 億9,200万円は、庁舎施設整備事業、道路新設改良事業などに充てる起債と実質的な地方交付税の代替財源であります臨時財政対策債の起債を行うものであり、対前年度比6,280万円の増額、27.4%の増となっております。

22、繰入金、予算額 2 億407万5,000円は、歳入と歳出の不足額に充てるため財政調整基金、減債基金を、庁舎空調設備更新工事に充当するため公共施設整備基金などを繰り入れるなどし、前年度比2,184万7,000円の増額、12.0%の増となっております。

以上が歳入の概要でございます。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。4 ページを御覧ください。

まず、目的別の歳出でございますが、1、議会費、予算額4,192万8,000円は、前年度比48万3,000円の減額、1.1%の減となっております。

2、総務費、予算額 7 億8,994万3,000円は、一般職給料、一般職退職手当負担金の減、庁舎昇降機改修工事、統一地方選挙をはじめとする計 4 回の選挙事業などの皆減がありましたが、庁舎空調設備更新工事などの増により、前年度比567万9,000円の増額、0.7%の増となっております。

3、民生費、予算額 8 億6,759万6,000円は、福祉関係計画策定事業の増などがございましたが、保育所施設型給付費及び認定こども園施設給付費の減などにより、前年度比375万5,000円の減額、0.4%の減となっております。

4、衛生費、予算額 4 億9,492万4,000円は、秩父広域市町村圏組合上水道事業への生活基盤施設耐震化出資金の増などにより、前年度比3,344万8,000円の増額、7.2%の増となっております。

6、農林水産業費、予算額2,423万7,000円は、みどりの村野外運動施設等除却工事設計業務委託料の皆増などにより、前年度比718万1,000円の増額、42.1%の増となっております。

7、商工費、予算額3,759万1,000円は、観光振興計画策定業務委託料の皆減などがありますが、企業誘致奨励金、地域おこし協力隊員委託料及び岩畳観光階段補修工事の皆増などにより、前年度比488万6,000円の増額、14.9%の増となっております。

8、土木費、予算額 1 億3,898万7,000円は、袋団地外壁等改修工事終了による皆減がありますが、道路新設改良事業の増、橋梁定期点検業務委託料及び道路施設長寿命化計画を策定するために必要な路面性状調査業務委託料の皆増などにより、前年度比821万6,000円の増額、6.3%の増となっております。

9、消防費、予算額 1 億7,514万2,000円は、常備消防事業負担金の増、埼玉県地上系防災行政無線施設再整備事業負担金及びデジタル簡易無線設備整備事業の皆増などにより、前年度比1,140万3,000円の増額、7.0%の増となっております。

10、教育費、予算額 2 億6,004万8,000円は、学習指導要領改訂に伴う各小学校の教師用指導書等の購入及び学校給食センター建物詳細調査業務委託料の皆増などがございますが、一般職給料の減及び学校給食センター配送車購入費の皆減などにより、前年度比312万円の減額、1.2%の減となっております。

12、公債費、予算額 3 億2,159万5,000円は、前年度比1,085万6,000円の減額、3.3%の減となっております。

次に、5 ページを御覧ください。性質別の歳出の主なものにつきましてご説明をいたします。

1、人権費、予算額 6 億5,948万4,000円は、一般職給料及び一般職退職手当負担金の減などにより、前年度比1,934万8,000円の減額、2.9%の減となっております。

2、物件費、予算額 4 億365万2,000円は、公共施設個別施設計画策定業務委託料、コミュニティバス実

証実験委託料の皆減などによりまして、前年度比1,518万7,000円の減額、3.6%の減となっております。

3、維持補修費、予算額2,479万1,000円は、屋外拡声子局障害対応修繕工事、中央公民館ステージ幕交換工事の皆減などにより、前年度比123万円の減額、4.7%の減となっております。

4、扶助費、予算額4億7,885万3,000円は、保育所施設型給付費、認定こども園施設型給付費及び児童手当事業の減額などにより、前年度比2,472万7,000円の減額、4.9%の減となっております。

5、補助費等、予算額7億5,513万円は、皆野・長瀬下水道組合や秩父広域市町村圏組合への各種負担金などの増額がありますが、皆野・長瀬下水道組合への一部の負担金を出資金に見直したことによる減額などにより、前年度比1,354万7,000円の減額、1.8%の減となっております。

6、普通建設事業費、予算額1億9,553万5,000円は、袋団地外壁改修工事及び学校給食センター配送車購入事業の皆減がありますが、庁舎空調設備更新工事の皆増や道路新設改良事業の増により、前年度比7,354万8,000円の増額、60.3%の増となっております。

8、公債費、予算額3億2,159万5,000円は、借入金の元金利子の償還で、前年度比1,085万6,000円の減額、3.3%の減となっております。

9、積立金、予算額1,928万4,000円は、公共施設整備基金、ふるさと長瀬応援基金、森林環境整備基金などへの積立金で、前年度比245万4,000円の増額、14.6%の増となっております。

10、投資及び出資金、予算額9,828万2,000円は、秩父広域市町村圏組合上水道事業への出資金の増や、皆野・長瀬下水道組合への一部の負担金を出資金に見直したことにより、前年度比5,844万5,000円の増額、前年度比146.7%の増となっております。

11、貸付金、予算額224万円は、入学準備金及び育英奨学金の貸付金で、前年度と同額でございます。

12、繰出金、予算額1億9,331万円は、国民健康保険特別会計への繰出金の減がありますが、介護保険特別会計への繰出金が増することにより、前年度比300万1,000円の増額、1.6%の増となっております。

以上が、令和2年度の一般会計予算の内容でございます。

次に、各担当課の主な事業につきまして、令和2年度長瀬町一般会計、特別会計予算書によりご説明をいたします。

予算書の38ページ、39ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第2目広報広聴費、予算額701万3,000円で、前年度比394万7,000円の増額となっております。まず、第12節委託料の広報紙発行事務委託料283万3,000円は、「広報ながとろ」の発行に係る費用でございます。

次に、新規予算といたしまして町公式のマスコットキャラクターを作成させていただき経費を計上させていただいてございます。こちらの第7節報償費10万円、第8節旅費10万円、第10節需用費2,000円は、マスコットキャラクターの考案者への謝金、費用弁償、消耗品費を、第11節役務費30万円は、ガバメントクラウドファンディング実施に係る手数料を計上してございます。

40ページ、41ページを御覧ください。一番上段の第12節委託料でございますが、マスコットキャラクターの商標調査委託料として77万円、マスコットキャラクターの商標出願登録委託料として15万8,000円、マスコットキャラクターのデザイン業務と委託料として55万円、そしてマスコットキャラクター着ぐるみ作成業務委託料として220万円を計上してございます。このマスコットキャラクター作成に係る財源でございますけれども、ガバメントクラウドファンディングを活用し、寄附金を募集するとともに、これまでふるさと納税でいただきました寄附金を積み立てておりますふるさと長瀬応援基金を充当させていただき

ます。したがって、町の一般財源を活用せずに町公式マスコットキャラクターをさせていただくものとなってございます。

続きまして、第3目財政管理費、予算額117万9,000円は、前年度比5,000円の増額となっております。こちらは、予算書の印刷代や統一的な基準による財務書類等を作成するために必要となる連結財務書類作成システム利用料、町が所有する全ての財産を管理する固定資産管理システム利用料を計上してございます。

第6目財産管理費、予算額1億2,689万5,000円、前年度比6,767万3,000円の増額となっております。当該目で計上してございます予算は、庁舎の光熱水費や保守点検などの維持管理、公有財産及び物品管理などでございます。こちらのうち第12節委託料1,130万8,000円でございますけれども、42ページ、43ページに移りまして、こちらの庁舎空調設備更新工事管理業務委託料として178万6,000円を計上し、第14節工事請負費に庁舎空調設備更新工事として9,889万円を計上してございます。今申し上げたこの庁舎空調設備更新工事でございますけれども、現在の空調設備につきましては深夜電力を使用し、氷タンクに蓄熱を行う氷蓄熱方式となっております。氷蓄熱ユニットシステム2基を設置し、町役場庁舎が竣工しました平成8年12月から24年稼働してまいりましたが、今年度になり1基が壊れてしまったことから非蓄熱システム方式への空調設備更新工事を実施させていただくものでございます。また、申し上げましたとおり稼働後24年経過をしていることから、設備機器の耐用年数も過ぎており、いつ壊れてもおかしくなく、現在稼働しております1基が壊れてから空調設備更新工事に着手をいたしますと、約1年間は庁舎の空調機器が使用できなくなることから、来年度空調設備更新工事を実施させていただくものでございます。なお、空調設備更新工事の財源についてでございますけれども、町債を7,550万円発行いたしまして、残額の2,517万6,000円は老朽化している公共施設の維持管理等に必要なとなってくる資金を計画的に積み立ててございます公共施設整備基金を充当させていただくものでございます。

44ページ、45ページを御覧ください。こちらの第12目ふるさと長瀬応援基金費、予算額635万6,000円は、前年度比3万6,000円の増額でございますが、ふるさと長瀬応援寄附金額から返礼品等の経費を引いた金額を基金に積み立てるものでございます。寄附金額を1,062万円で見込み、そのうち返礼品等の経費を426万7,000円で見込んだことから、基金利子と合わせまして基金積立額を635万6,000円とさせていただくものでございます。

第13目公共施設整備基金費、予算額1,000万円は基金への積み立てでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費、予算額8,145万1,000円は、前年度比302万6,000円の減額となっております。当該目で計上している予算は、住民、税務、財務の基幹系システムや総合行政ネットワークなどの内部情報系のシステムの管理費用のほか、定住促進事業住宅取得奨励補助金、秩父定住自立圏の負担金をはじめとした各種負担金などでございます。

こちらの第10節需用費304万6,000円の消耗品費のうち294万5,000円は、ふるさと納税返礼品代などでございます。

第11節役務費425万2,000円の手数料188万6,000円のうち126万円は、ふるさと納税システムの利用手数料などでございます。

46ページ、47ページを御覧ください。第12節委託料1,852万8,000円のうち公共交通網形成計画事業支援業務委託料は、令和元年10月から12月に実施いたしましたコミュニティバスの実証実験を踏まえ、長瀬町の公共交通の在り方を検討させていただいた上で、令和2年度末に公共交通網形成計画を策定するため、

引き続きものつくり大学に委託をするものでございます。

次に、地域おこし協力隊ホームページ作成業務委託料26万円及び地域おこし協力隊員委託料880万円は、これまで秩父郡内で唯一活用できなかった地域おこし協力隊の地域要件が令和元年度から緩和されたことにより、特別交付税措置を受けられることとなりました。令和元年11月から1名の地域おこし協力隊員に活動を頂いておりますが、その方に加えまして、新たに町の企画力、情報発信力を高めていただく町プロモーターとして1名、業務内容を特定せずに優秀な地域おこし協力隊員に来ていただくため自由提案枠として1名、こちらでは合計2名の地域おこし協力隊員を新たに募集することとさせていただいてございます。また、その募集に際しましてホームページを作成するためのものとなってございます。

次に、セキュリティークラウドSSL復号化業務委託料13万円は、現在埼玉県におきましてインターネット回線の接続を一元的に管理してございますが、令和元年におきましてインターネット回線のセキュリティ対策を強化したため、その運用に係る委託料を計上してございます。

次に、中間サーバー次期システム移行準備業務委託料132万円は、現在地方公共団体システム機構がマイナンバー制度に係るネットワークを構築し、中間サーバーの運用管理を行ってございますが、今後のマイナンバー制度の改正や利用増加の対応に備えるために次期システムに移行することを予定しており、その移行準備に係る委託料を計上してございます。

第13節使用料及び賃借料2,128万5,000円のうち、移住交流フェアブース使用料44万円は、移住に関心のある20代から40代をターゲットとして直接町をPRするため、都内で行われる移住交流フェアにブースを出展するためのものでございます。

また、行政情報提供サービス利用料27万1,000円でございますけれども、国の予算編成、制度改正の動き及び他の地方自治体の動向などの情報を得るためのサービス利用料でございます。これまでは、秩父定住自立圏事業で実施をしておりましたが、令和2年度から各自治体において予算化をすることとなりましたので、新たに予算計上をさせていただくものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金3,305万7,000円のうち、定住促進事業住宅所得奨励補助金995万円は、引き続き定住人口の増加と地域の活性化を図ることを目的に、新たな住宅を取得する費用の一部を助成するものでございます。

50ページ、51ページを御覧ください。第6項統計調査費412万3,000円は、前年度比290万1,000円の増額となっております。

52ページ、53ページを御覧ください。第2目の人口統計調査費、予算額401万1,000円は、2020年国勢調査の実施に係る経費が主なものでございます。

第3目経済統計調査費、予算額9万9,000円は、製造業を営む事業者の分布状況や活動実態を調査する工業統計調査の実施に係るものが主なものでございます。

106ページ、107ページを御覧ください。第11款教育費、第7項保健体育費、第1目保健体育総務費、予算額462万7,000円のうち、東京2020オリンピック開催に当たり予算計上した経費についてご説明をいたします。

こちらの10節需用費117万4,000円の消耗品費82万7,000円のうち、75万円につきましては聖火リレー気運向上のためののぼり旗や懸垂幕などの広報物の作成や、雨天時の聖火リレーの実施を想定し、警備スタッフ及び聖火リレーを観覧する予定であります小中学生用のレインコートの購入に係る費用を計上してございます。

108ページ、109ページを御覧ください。こちらの被服費30万7,000円は、警備スタッフとして判別できるようにするため、ユニフォームを整備するなどの費用を計上してございます。

第13節使用料及び賃借料 1万1,000円は、聖火ランナーの控え場所の会場使用料を計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金263万4,000円のうち、聖火リレー実施時の警備員や資機材につきましては埼玉県で一括発注する方針が示されたことから、長瀨町に係る当該経費の県への負担金として62万6,000円を計上してございます。そして、東京2020オリンピックの競技観戦を通じ、次世代を担う子供たちに一生の財産として心に残るような機会を提供することを目的とした学校連携観戦チケットを埼玉県と折半で購入するための東京2020オリンピック小中学生観戦チケット費用負担金を10万7,000円計上し、競技会場までの交通費、聖火リレー応援会場に出向くための交通費の補助として30万3,000円を計上してございます。

続きまして、114ページ、115ページを御覧ください。第12款公債費、第1項公債費、第1目元金、予算額 3億688万3,000円、前年度比777万2,000円の減額、第2目利子、予算額1,471万2,000円、前年度比308万4,000円の減額となっておりますが、こちらは説明欄に記載してございますとおり、町債の元金及び利子を償還するものでございます。

以上で、令和2年度長瀨町一般会計当初予算の概要と企画財政課関係の事業の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） 引き続き課長、教育次長を指名いたします。

次に、総務課長お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、総務課で所管している令和2年度一般会計予算の主なものにつきまして説明いたします。

予算書の36、37ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は予算額 4億9,040万2,000円で、対前年比4,832万5,000円の減額となっております。主な内容でございますが、第1節報酬は、新規事業として障害者の雇用促進を図るため、新たにパートタイムの会計年度任用職員を1名雇用するものでございます。

第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費は、教育長及び教育委員会事務局の再任用職員の3名を含めた一般職員16名と特別会計一般職員4名を除いた町長、副町長の給与と再任用職員3名を含めた一般職員67名の給与でございます。

第10節需用費は、公用車の管理経費として燃料費や修繕費、第11節役務費は、行政文書の郵送料、次のページになりますが、38、39ページを御覧ください。職員健康診断や公用車の車検、点検費用の手数料や自動車保険料、第12節委託料は、例規システムの運用経費としてのデータ更新委託、職員採用試験等作文採点業務委託料などでございます。

第13節使用料及び賃借料でございますが、各種ソフトウェアの使用料や有料道路通行料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合の一般管理分の負担金や特別職、一般職、会計年度任用職員の退職手当負担金、行政事務を執行する上でのもろもろの経費でございます。

なお、議会議員や一般会計分の特別職、一般職の給与等につきましては、給与費明細書として法令に基づいた様式として、予算書の116ページから123ページにかけて記載してございます。また、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計につきましても各予算説明書の後ろに記載しておりますので、後ほど御覧く

ださい。

次に、42、43ページを御覧ください。第8目交通安全対策費は115万4,000円で、対前年比38万5,000円の減額となっております。主な内容ですが、交通指導員の被服費、委託料などの活動経費のほか、交通安全啓発活動に要する費用や交通関係団体に対する補助金などを計上しております。

第9目自治振興対策費は予算額482万5,000円で、対前年比248万7,000円の増額であります。第10節需用費の光熱水費は防犯灯の電気料、第12節委託料は平成23年度に防犯灯のLED化を実施しましたが、その後8年が経過し、球切れ、故障が発生しているため、新規事業として付け替えを行うものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、コミュニティ協議会への補助金や、次の44、45ページを御覧ください。行政区の地域振興対策事業に対する補助金を計上しております。

第10目諸費は746万3,000円で、対前年比13万1,000円の減額となっております。区長会事業として、第12節委託料は円滑な行政事務を推進するため各行政区の正副区長への業務委託料と、町民を対象とした無料法律相談の弁護士への法律相談委託料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金でございますが、防犯や人権同和対策に係る各種構成団体や協議会への補助金、負担金を計上しております。

次に、50、51ページを御覧ください。第5項選挙費、第1目選挙管理委員会費は45万4,000円で、対前年比20万8,000円の減額となっております。通常の選挙管理委員会の管理経費で、選挙管理委員の報酬や選挙関係の図書、法規追録代、選挙人名簿管理のための電算処理委託料や選挙システムソフトレンタル料でございます。

次に、少し飛んでいただきまして88、89ページを御覧ください。第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費1億4,159万8,000円で、対前年比224万4,000円の増額となっております。第18節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合の常備消防への負担金と、秩父消防署北分署の敷地に係る皆野町への負担金を計上しております。

次に、第2目非常備消防費1,845万3,000円で、対前年比315万6,000円の増額となっております。消防団の円滑な運営を図るための費用で、第1節報酬は消防団員への報酬、第7節報償費は退職団員への報償金や消防団特別点検時の記念品代、第8節旅費は消防防災活動等に対する消防団員への費用弁償、第10節需用費は団員へ支給する手袋などや消防、防災活動で使用する消耗品、消防車の燃料代、消防車や可搬ポンプの修理代などでございます。

第11節役務費は、消防車両の車検、点検代や保険料、第17節備品購入費は消防資機材の購入費用、及び令和3年5月に使用不可となる防災行政無線の移動系無線機に代わる通信機器としてデジタル簡易無線機を購入するものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、消防団員の公務災害補償等共済基金への負担金や構成団体への負担金のほか、消防団運営のための交付金を計上しております。

次に、第3目消防施設費は226万8,000円で、前年比85万3,000円の減額となっております。消防団詰所、消防コミュニティセンターや防火水槽など消防施設の維持管理を行うもので、第10節需用費は各詰め所などの光熱水費や修繕費で、次の90、91ページを御覧ください。第18節負担金、補助及び交付金は、消火栓の新設及び維持管理に係る経費を秩父広域市町村圏組合に支払う負担金を計上しております。

次に、第4目防災対策費は1,282万3,000円で、前年比685万6,000円の増額となっております。第1節報酬と第8節旅費は国、県の国民保護に関する基本方針計画が変更されたことにより、町の国民保護計画

も変更する必要があることから、国民保護協議会を開催するための委員報酬と費用弁償でございます。

第10節需用費は、段ボールベッドやアルファ米などの食料、乳児用液体ミルク、その他衛生用品などの災害備蓄品や防災行政無線機器の消耗品、電気料、施設修繕費などでございます。

第11節役務費の通信運搬費は、防災無線の専用回線使用料等でございます。

第12節の委託料は、町の防災行政無線設備保守点検委託料と平成27年度に作成したハザードマップが新たに土砂災害警戒区域指定避難所が追加され、また国、県より当町における浸水想定区域が令和2年度に公表されることから、最新情報を掲載したハザードマップを新規事業として作成するものでございます。

第13節使用料及び賃借料でございますが、防災無線の電波使用料や放送塔土地の借上料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、被災者生活再建支援法を補完するための制度である埼玉県・市町村被災者安心支援制度負担金と自主防災組織の活動や資機材整備に対する補助金、また県の地上系防災行政無線は再整備後17年以上が経過し、設備が老朽化していることから、今後の運用に支障を及ぼすことのないよう新たに県が全面的な再整備を実施する地上系防災行政無線施設再生備事業に係る負担金を計上しております。

以上が令和2年度当初予算の総務課の主なものについてでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） では、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長、お願いいたします。

税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） 続きまして、税務課関係につきましてご説明申し上げます。

当初予算書の12・13ページをお開きください。初めに、歳入の町税についてでございますが、第1款町税全体の予算額は8億1,940万7,000円で、対前年度比0.9%、721万5,000円の減額となっております。

次に、税目ごとの予算額と増減理由でございますが、第1項町民税、第1目個人につきましては3億2,617万5,000円で、対前年比1.2%、375万円の増額となっております。この要因につきましては、納税義務者数と個人事業主の事業所得が減少したものの、土地などの譲渡所得やサラリーマン等の給与所得の増加、さらには高齢化に伴い年金受給者が増加していることから、増額で見込んだものでございます。また、滞納繰越し分につきましてはここ数年の徴収実績により減額で見込ませていただきました。

次に、第2目法人でございますが、3,680万円で対前年度比8.2%、330万円の減額となっております。この要因につきましては、令和元年10月1日以降に開始する事業年度分から法人税割額の税率が9.7%から6%に引き下げられたことにより減額で見込んでおります。なお、この法人の当初予算額には新型コロナウイルスによる町内企業への影響額は見込んでおりませんので、さらなる減額幅の増大が懸念されます。

次に、第2項固定資産税、第1目固定資産税でございますが、3億8,862万6,000円で対前年度比1.9%、750万2,000円の減額となっております。この要因でございますが、令和2年度は評価替えの第3年度に当たり、価格の据え置き年度となっておりますが、土地につきましては依然として地価が下落しているた

め、標準宅地の時点修正を行ったことにより、対前年度比2.6%、357万5,000円の減額で見込んでおります。家屋につきましては、令和元年中の新築家屋の建築棟数が27棟あったことにより、対前年度比1.1%、196万9,000円の増額で見込んでおります。償却資産につきましては、太陽光発電設備への設備投資が縮小していることや減価償却分を考慮いたしまして、対前年度比2.6%、192万8,000円の減額で見込んでおります。また、滞納繰越し分につきましては、ここ数年の徴収実績により減額で見込ませていただきました。

次に、第2目国有資産等所在市町村交付金でございますが、前年度と同額の171万円を見込んでおります。

次に、第3項軽自動車税、第1目種別割でございますが、2,557万4,000円で対前年度比2.8%、69万3,000円の増額となっております。この種別割につきましては、税制改正により令和元年10月課税分から従来の軽自動車税が軽自動車税種別割に名称変更し、町が賦課徴収しているもので、近年バイク等の2輪の登録台数は減少しているものの、軽4輪の需要が伸びておりますことから、増額で見込ませていただきました。

次に、第2目環境性能割でございますが、122万2,000円で対前年度比223.3%、84万4,000円の増額となっております。この環境性能割につきましては、これまでの自動車取得税が消費税増税と同時に廃止され、その代わりに購入する車の燃費性能に応じて課せられる税金でございますが、当分の間は県が賦課徴収することとなっているため、県の試算に基づき増額で見込ませていただいたものでございます。

次に、第4項たばこ税、第1目たばこ税でございますが、3,930万円で対前年度比4.1%、170万円の減額となっております。この要因でございますが、令和2年10月からたばこ税の税率が1,000本当たり5,692円から6,122円に430円引き上げられますが、近年のたばこの販売本数は健康増進や毎年改定されるこうした増税の影響によりまして年々減少していることから、減額で見込んでおります。

次に、歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。46、47ページの下段を御覧ください。第2款総務費、第3項徴税費、第1目税務総務費の144万8,000円は、税務事務の管理的な事務をはじめ、会計年度任用職員の雇用や固定資産評価審査委員会の設置に伴う委員報酬、各種協議会等への負担金など、税務総務事業に係る経費でございます。

次に、48、49ページの上段を御覧ください。第2目賦課徴収費の3,112万5,000円は、町税の適正かつ公平な賦課徴収を行うための経費でございます。

第10節需用費の消耗品はカラープリンターのトナー代、印刷製本費は各種納付書や封筒の印刷代でございます。

第11節役務費の通信運搬費は、コンビニ収納システムに係るデータ取得用の電話代でございます。手数料につきましては、指定金融機関における口座振替やコンビニ収納に係る手数料でございます。

第12節委託料の電算処理業務委託料538万5,000円は、賦課徴収業務に必要不可欠な膨大な課税データの電算処理業務を埼玉県市町村情報システム共同化により、株式会社TKCに委託するものでございます。新規の航空写真撮影及び土地家屋現況図等修正業務委託料の1,552万1,000円につきましては、令和3年度に実施する固定資産の評価替えに向け、航空写真を活用して固定資産税の課税客体である土地や建物の現況を正確かつ効率的に把握し、地番図や家屋図の修正を行うための予算でございます。

第13節使用料及び賃借料は、納税環境の充実と事務の効率化を図るための各種税務情報システムのソフトウェア利用料をはじめ、地方納税システム利用料や国税連携による地方税の電子申告に係るサービス利用料等でございます。

以上で、税務課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 次に、町民課長にお願いいたします。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 続きまして、町民課関係の所管事業のうち主なものにつきまして、予算説明書に基づきご説明申し上げます。

予算説明書の48、49ページの下段を御覧ください。第2款総務費、第4項第1目戸籍住民基本台帳費1,373万1,000円でございますが、戸籍法、戸籍基本台帳法に基づく記載処理や住居管理、印鑑登録などを含む各種証明書発行及びマイナンバーカード発行などの業務のほか、これらの業務を行うために必要なOA機器の保守点検、保守委託料や借上料、ソフトウェアの使用料などに要する経費となっております。

次のページにかけまして、第12節委託料でございますが、各ネットワークシステムの保守委託料のほか、昨年と同様に地方公共団体情報システム機構に個人番号カードなどの作成業務を委託する費用でございます。

第13節使用料及び賃借料は、お示ししてありますとおり、各システムの機器の借上げやソフトウェア使用料となっております。

第18節負担金、補助及び交付金は、旅券発給業務委託を行っている秩父市バスポート発給業務等に係る負担金でございます。

次に、58ページ、59ページを御覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目社会保険費8,046万4,000円でございますが、経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とし、重度の障害のある方に対して医療費の一部負担金分を助成する重度心身障害者医療費支給事業、独り親家庭等の生活の安定と自立支援を目的に医療費の一部負担金を助成するひとり親家庭等医療費支給事業、国民健康保険事業の円滑な運営を図ることを目的に必要な経費を国保特別会計に繰り出しを行う国民健康保険事業となっております。

19節扶助費では、重度心身障害者、独り親家庭等における医療給付費の一部負担金として、第27節繰出金は国民健康保険特別会計への繰り出しで保険基盤安定繰出金、職員給与費を含みます事務費繰出金、出産育児一時金繰出金、財政安定化支援事業繰出金の繰り出しを行うものでございます。

次に、第4目老人保健費1億1,053万7,000円でございますが、後期高齢者医療事業を対象とした一般会計分の経費を支出するもので、18節負担金、補助及び交付金では埼玉県後期高齢者医療広域連合への共通経費や医療費の法定分の負担金で、第27節繰出金は事務費分や法令に基づき基盤安定負担金として後期高齢者医療特別会計に繰り出しを行うものでございます。

次に、62、63ページを御覧ください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童扶助費2,023万円でございますが、乳幼児及び児童生徒の保健の向上と経済的負担の軽減を図ることを目的に、医療費の一部負担金分を支給するこども医療費支給事業で、第19節扶助費では乳幼児から高校世代までの医療費の一部負担を行う負担金分となっております。

次に、第3項国民年金費、第1目国民年金総務費20万9,000円でございますが、国民年金制度の啓発及び各種届出の進達、年金相談への対応を目的とした費用となっております。

次に、64、65ページをお開きください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費256万7,000円でございますが、狂犬病予防注射や空き家対策に係る衛生一般事業、ごみの減量化、リサイクルの推進や不法投棄対策を進める廃棄物一般事業でございます。

第1節報酬は、空家等対策協議会委員の報酬でございます。令和元年度は、7節報償費に計上してございました。

第12節委託料の環境美化業務委託料は、河川や道路沿いの清掃、不法投棄廃棄物の撤去、春、秋のごみゼロ運動で回収されたごみの搬入などの業務を委託するための費用を計上いたしました。

次に、第2目環境衛生費1,275万6,000円でございますが、首都圏歩道の維持管理を行う首都圏自然歩道管理事業、秩父広域市町村圏組合の火葬業務、斎場費に係る業務などとなっております。

第12節委託料は、役場前に設置してございます急速充電施設の保守点検と首都圏自然歩道の管理委託料で、第18節負担金、補助及び交付金の秩父広域市町村圏組合斎場費負担金は火葬業務に係る費用を負担するものでございます。

1ページおめくりいただきまして、66、67ページの中段を御覧いただきたいと思います。第4節衛生費、第2項清掃費、第1目塵芥処理費5,030万5,000円でございますが、秩父広域市町村圏組合のごみの収集運搬処理業務に対します負担金となっております。

次に、第2目し尿処理費2億8,838万円でございますが、皆野・長瀬下水道組合が行っております下水道事業、し尿処理事業、浄化槽事業に係る経費で、第18節負担金、補助及び交付金でお示ししてある下水道し尿処理の運営に係る負担金と補助金出資金でございます。浄化槽市町村整備型は、公共下水道計画区域外に組合が浄化槽を設置、維持管理する事業の負担金でございます。合併処理浄化槽個人設置整備事業費補助金は、従来の個人設置型の浄化槽を設置する場合に町が助成する費用となっております。

第18節の皆野・長瀬下水道組合下水道費補助金と第12節の（新）皆野・長瀬下水道組合（下水道費）出資金でございますが、令和元年度まで一括して負担金に計上しておりましたが、事業の内容を精査し、令和2年度は補助金と出資金として予算計上しております。

次に、第4款衛生費、第3項上水道費、第1目上水道費8,958万1,000円でございますが、上水道事業に係る費用として秩父地域広域水道事業統合に基づく覚書で示された経費の町負担分や地方公営企業繰出基準に基づく地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費を計上いたしました。

第18節負担金、補助及び交付金では、簡易水道に関する不採算経費補助金や元利償還金に対する補助金となっております。

ページを1枚おめくりいただき、68、69ページの上段になりますが、第23節投資及び出資は旧宮沢地区簡易水道統合事業に対する水道償還元利出資金や生活基盤施設耐震化事業出資金は、秩父圏域の上水道の安定供給を図るため、繰り出し基準に基づき出資をするものでございます。

以上で、令和2年度一般会計予算の町民課関係の主な事業の説明を終わらせていただきます。

○議長（野口健二君） 次に、健康福祉課長、お願いいたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 続きまして、健康福祉課関係の主なものにつきましてご説明いたします。

予算説明書54、55ページを御覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費1億9,989万円でございますが、障害者自立支援給付費事業、障害児入所等給付事業、福祉関係計画策定事業、社会福祉協議会やシルバー人材センター、民生児童委員活動費補助、世代間交流支援センターや高齢者障がい者いきいきセンターの運営管理などに関する経費でございます。

第1節報酬は、福祉関係計画策定など健康福祉に関する事項を協議する健康福祉推進委員会委員15名分を計上しております。

第7節報償費は、成年後見人への謝金や100歳到達者記念品を計上しております。

第11節役務費は、障害者自立支援給付に係る審査支払手数料などを計上しております。

第12節委託料は、高齢者障がい者いきいきセンター指定管理委託料などのほか、施策を進める上で必要不可欠な高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定委託料900万円を計上しております。

第18節負担金、補助交付金は、次の56、57ページにかけてでございますが、障害者自立支援給付費事業、介護給付費訓練等給付費負担金、障害児通所給付費等負担金、自立支援医療費負担金、民生児童委員活動費等補助金、社会福祉協議会とシルバー人材センターの運営費補助金などを計上しております。

第19節扶助費は、在宅重度心身障害者手当、日常生活用具や補装具給付費を計上しております。

次に、56、57ページ中ほど、第2目老人福祉費983万5,000円でございますが、在宅高齢者に対する事業、老人保護措置事業や老人福祉施設運営に関する経費でございます。

第12節委託料は、老人保護措置委託料や緊急通報システム管理委託料などを計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、特別養護老人ホームながとろ苑の敷地借上料と緊急通報システム機器借上料を計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、老人クラブ連合会や単位老人クラブへの補助金などを計上しております。

次に、58、59ページ下部を御覧ください。第5目介護保険費1億863万円でございますが、介護保険特別会計への繰出金などに関する経費でございます。

第27節繰出金は、介護保険事業に要する町の法定負担分や事務費分で1億773万1,000円を計上しております。

次に、60、61ページを御覧ください。第2項児童福祉費、第1目児童福祉費3億3,780万1,000円でございますが、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、子育て支援事業、多世代ふれ愛ベース長瀬の運営管理や児童手当などに関する経費でございます。

第1節報酬は、パートタイム会計年度任用職員である放課後児童クラブ指導員や子育て支援員の報酬及び要保護児童対策地域協議会委員報酬などを計上しております。

第2節給料は、フルタイム会計年度任用職員分の給料を計上しております。

第3節職員手当等は、会計年度任用職員の期末手当等を計上しております。

第7節報償費は、子育て支援事業の臨床心理士や子育て支援事業の講師などの謝金を計上しております。

第10節需用費は、放課後児童クラブ室や多世代ふれ愛ベース長瀬の光熱水費及び施設修繕費などを計上しております。

第12節委託料は、保育所施設型給付費1億6,428万2,000円、認定こども園施設型給付費3,195万7,000円、放課後児童クラブ委託料722万7,000円などのほか、多世代ふれ愛ベース長瀬の設備保守点検、警備、土曜日の管理委託料等を計上しております。

次に、62、63ページにかけてでございますが、第13節使用料及び賃借料は子ども・子育て支援システムなどの利用料、AEDリース料や多世代ふれ愛ベース長瀬のコピー機借上料などのほか、新規事業として昨年6月に補正したシステム改修に伴うシステム保守料16万9,000円を計上しております。

第14節工事請負費は、新規事業として第一小学校放課後児童クラブ室拡張工事122万9,000円を計上しております。令和2年度の入所申込者が多く、待機者が発生する状況となったこと、また保育園園児数や昨年1月に実施した子育て支援に関するアンケート調査結果等から推計しますと、今後数年は入室希望者が多いと推測されることから、隣接する相談室部分をクラブ室とする拡張関連経費を計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、低年齢児や障害児等の受け入れ、1歳児保育に関する保育士加配を助成する安心・元気！保育サービス支援事業補助金、延長保育や一時預かり事業費補助金や子育て支援金などを計上しております。

第19節扶助費は、児童手当を計上しております。

次に、64、65ページ下部を御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健費1,855万8,000円でございますが、保健センターの維持管理、救急医療施設に関する秩父広域市町村圏組合負担金、ちちぶ医療協議会負担金などに関する経費でございます。

第10節需用費は、保健センターの光熱水費などを計上しております。

次に、66、67ページを御覧ください。第12節委託料は、保健センター維持管理のための保守点検や施設警備委託料などを計上しております。なお、健康増進計画・食育計画策定、健康管理システム改修の減により大きな減となっております。

第13節使用料及び賃借料は、保健センター土地借上料などを計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、救急医療施設に関する秩父広域市町村圏組合負担金、ちちぶ医療協議会への負担金などを計上しております。

次に、68、69ページを御覧ください。第4項公衆衛生費、第1目予防費3,277万7,000円でございますが、各種がん検診、人間ドック助成、妊婦健診、乳幼児健診、各種予防接種などのほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する経費でございます。

第1節報酬、第3節職員手当、第4節共済費及び第8節旅費については、令和2年度から実施する高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係るパートタイム会計年度任用職員の経費を計上しております。

第7節報償費は、事業実施に伴います医師、看護師などへの謝金を計上しております。

第10節需用費は、コバトン健康マイレージ事業歩数計70個などを計上しております。歩数計は国保分30個と合わせ、令和2年度は100個を計上しております。

次ページ、70、71ページにかけてでございますが、第12節委託料は各種がん検診、人間ドック、妊婦健診、各種予防接種に伴います医療機関等への委託料などのほか、昨年補正いたしました風疹の追加対策に係る検査と予防接種委託料を計上しております。なお、「ことばの相談」言語聴覚士委託料については、令和元年度までは報償費で計上していたものを委託料として計上し直したものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、結核予防に関する秩父広域市町村圏組合負担金、コバトン健康マイレージ事業負担金、人間ドックや予防接種など契約外期間で受診した場合の補助金、骨髄移植ドナー助成金、不妊不育症治療費補助金などのほか、新規事業として先天性難聴児の早期発見、早期支援を図る新生児聴覚検査費助成金12万5,000円を計上しております。

第19節扶助費は、未熟児療育医療費を計上しております。

次に、ちょっと飛びますが、102、103ページ中ほどを御覧ください。第10款教育費、第5項幼稚園費、第1目幼稚園費59万1,000円でございますが、昨年10月から開始された幼児教育、保育無償化に伴う幼稚園分に関する経費でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、昨年9月に補正いたしました子育て支援法の対象とならない寄居町の幼稚園在園者分の施設等利用給付費59万1,000円を計上しております。

以上で、健康福祉課関係の主要事業の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（野口健二君） 次に、産業観光課長、お願いいたします。

産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、産業観光課関係の当初予算の主なものにつきましてご説明申し上げます。

令和２年度当初予算書の72、73ページを御覧ください。第５款労働費、第１項労働諸費、第１目労働諸費11万5,000円でございますが、労働者の雇用の安定や拡大を図るための事業を行おうとするもので、関係機関や団体への負担金や補助金等でございます。

続きまして、74、75ページを御覧ください。第６款農林水産業費、第１項農業費、第１目農業委員会費428万5,000円でございますが、農業委員会の全般的な運営事業や農業者年金の加入促進、受託事業、ふるさと農園などの管理を行うものでございます。

次に、第２目農業総務費57万2,000円でございますが、関係団体への負担金や補助金などを支出するものでございます。

第３目農業振興費246万3,000円でございますが、74、75ページ下段から76、77ページを御覧ください。具体的には有害鳥獣害駆除委託料や生産団体規模拡大などへの助成、遊休農地解消対策事業、農業振興地域整備促進協議会委員報酬など、町の総合的な農業振興に関する経費でございます。

主なものとしたしましては、第12節委託料40万円でございますが、有害鳥獣害捕獲業務への長瀬町狩猟クラブへの委託料となっております。

第18節負担金、補助及び交付金165万円につきましては、関係機関や団体への負担金、補助金となっております。

第４目みどりの村管理費1,101万2,000円でございますが、みどりの村関連施設などへの維持管理や土地の借上料、花の里づくり実行委員会への補助金となっております。また、新規事業としたしましては、平成29年度から５回にわたりみどりの村流水プール活用検討会にて流水プールの活用内容を協議し、ご提案を受けた事業につきまして事業内容、費用など精査してまいりましたが、提案された事業につきましては実施しないこととなりましたので、土地賃貸借契約に基づき、プール施設などの敷地について借上げ前の状況に戻して土地所有者へ返還する必要があることから、流水プールなどの解体を行うための設計業務であるみどりの村野外運動施設等除却工事設計業務委託料464万8,000円を計上しているものでございます。

続きまして、第２項林業費、第１目林業総務費173万6,000円でございますが、森林緑化事業や園地四季の丘管理業務委託など、森林保全のための経費でございます。主なものとしたしましては、第13節使用料及び賃借料は園地四季の丘の共有地借上料、第14節工事請負費は埼玉県緑化推進委員会からの委託金による花木の植栽工事費でございます。

続きまして、78、79ページを御覧ください。第18節の負担金、補助及び交付金は、関係機関や各種団体への会費や補助金となっております。

次に、第２目林業振興費84万7,000円でございますが、松林の維持や景観の保護のため、松くい虫の予防剤の注入事業や秩父地域森林林業活性化協議会集約化分科会への負担金の支払いを行うものでございます。

第３目林道費90万3,000円でございますが、町が管理する林道の維持管理を行うものでございます。

第４目の森林環境整備基金241万9,000円でございますが、森林環境整備基金への積立金となり、金額がたまりましたら意向調査の結果に基づいた森林保全事業を行うものでございます。

続きまして、80ページ、81ページを御覧ください。第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費1,295万2,000円でございますが、町商工会への助成や事業者への利子補給を実施することで商工業の振興や消費者の生活向上を図ろうとするものでございます。新規事業といたしましては、第18節負担金、補助及び交付金の企業誘致奨励金416万6,000円は、新たに長瀬町で起業された会社と設備投資を行った企業へ施設奨励金、雇用促進奨励金、法人町民税額の合計額を計上してございます。また、町商工会が行う小規模事業指導に対する補助金、中小企業融資制度の資金の借入れに対する利子補給金、住宅リフォーム資金助成事業補助金を計上してございます。

第2目観光費2,463万9,000円でございますが、観光公衆トイレの管理、観光情報館指定管理委託料、観光振興を行う各種団体への助成などに係る経費でございます。新規事業といたしましては、第12節委託料の地域おこし協力隊員委託料220万円、14節工事請負費に武野上神社公衆トイレ除却工事代45万5,000円、岩畳観光階段補修工事代205万5,000円を計上してございます。

第10節需用費426万9,000円でございますが、花いっぱい運動を推進するための消耗品や花の苗代で、光熱水費は観光トイレなどで使用します電気料、上水道料となっております。

第12節委託料932万2,000円でございますが、観光用公衆トイレ清掃業務委託料、観光情報館指定管理委託料、桜管理業務委託料を計上してございます。

第13節使用料及び賃借料49万2,000円は、観光情報館や観光案内灯3基の敷地借上料となっております。

第18節負担金、補助及び交付金782万6,000円でございますが、町観光協会、船玉まつり実行委員会をはじめ、各種観光関係団体などへの負担金や補助金を計上してございます。

以上で、産業観光課関連の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 次に、建設課長をお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（若林 智君） 続きまして、建設課関係の所管事業のうち主なものにつきまして、予算説明書に基づきご説明申し上げます。

当初予算書の82、83ページを御覧ください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費698万9,000円でございますが、設計の積算システム等の保守業務や道路照明灯の維持管理、各種期成同盟会等への経費となっております。

第10節需用費272万円のうち光熱水費215万円は、道路照明灯138基分の電気料でございます。

第12節委託料145万4,000円は各種システムの保守業務委託料で、このうち新規事業といたしまして、現在使用しております測量計算CADシステムの更新を行うため、業務委託料22万円を計上いたしました。

第14節工事請負費171万1,000円は、前年に引き続きまして道路照明灯の老朽化対策及び電気料削減のため、現在の水銀灯5基について灯具のLED化交換工事を実施するものでございます。

次に、第2目道路維持費4,207万4,000円でございますが、道路維持補修、町道補修工事、交通安全施設整備工事、行政区からの要望に基づき行う原材料支給や町道未舗装部分の簡易舗装を行う生活関連道路整備事業など、町道を維持していくための経費を計上いたしました。

第12節委託料2,272万2,000円は、町道除雪作業、道路愛護保全管理業務、道路台帳補正業務等の委託料でございます。

次の84、85ページを御覧ください。委託料の新規事業といたしまして、路面性状調査業務委託料210万

3,000円でございますが、舗装の長寿命化修繕計画を作成するため、通行量の多い主要幹線道路の路面性状調査を行うため委託を行うものでございます。また、同じく新規事業として、橋梁定期点検業務委託料900万円でございますが、道路法の改正により5年に1回道路橋の定期点検が義務づけられ、令和2年度から2巡目の定期点検の実施時期となることから、管理橋105橋のうち38橋について維持補修に関する技術的観点に沿った点検を行うものでございます。

次に、第14節工事請負費1,562万5,000円は、道路の老朽化が進み、舗装等の傷みが激しい路線が多く、新設改良工事では対応し切れない箇所の補修工事や舗装の打ち替え工事を実施するものでございます。交通安全施設整備工事につきましては、危険箇所への道路反射鏡、グリーンベルト等の交通安全施設の設置工事でございます。また、橋梁長寿命化修繕計画により、道路橋梁の性能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態と判定された4橋のうち、部材の劣化や腐食が進んだ1橋、大字中野上唐沢地内、無名58号橋の修繕工事を行うものでございます。工事請負費の新規事業といたしまして、これまでの原材料支給では舗装工事を実施することが困難であった未舗装町道について、簡易舗装工事を実施することにより住民の利便性や町道の維持管理の向上を図ることを目的として、町道補修工事費210万円を計上いたしました。

次に、第3目道路新設改良費5,863万4,000円でございますが、町道の新設改良工事等を行うために必要な経費を計上いたしました。工事箇所につきましては、事前に配付させていただいておりますA3判の令和2年度建設課主要工事箇所を御覧いただきたいと思います。それでは、この地図にお示ししてございますのは、赤い文字が道路改良工事箇所、緑色が橋梁修繕工事箇所、青い文字が水路整備工事箇所でございます。まず、赤文字の道路改良工事箇所についてご説明いたします。図面右上の岩田6号線道路改良工事は昨年からの継続事業で、改良工事122メートル、分筆登記、用地買収を予定しております。次に、図面中央、本中117号線道路改良測量設計はかねてから雨水滞留による被害に見舞われているため、測量設計、詳細設計を予定しております。次に、図面右下、幹線1号線歩道整備工事は長瀬駅付近の小路沢に架かる橋を起点に町道長瀬32号線の入り口、旧次郎長寿司の角までですが、延長125メートル、幅員平均3メートルの歩道整備工事を予定しております。次に、図面中央下、長瀬23号線ほか2路線道路改良は狹隘道路の改良工事を実施するため、用地、物件調査再積算、用地買収、物件補償を予定しております。

それでは、予算書の85ページにお戻りいただき、第12節委託料1,362万円につきましては、先ほどご説明いたしました岩田6号線、本中117号線、長瀬23号線のほか2路線の路線測量、詳細設計、分筆登記、再積算業務委託料でございます。委託料の新規事業といたしまして、長瀬23号線ほか2路線の物件再積算業務委託料110万円は、平成26年度に物件調査を実施いたしましたが、物件の数量、単価が変更になっているため調査を再度実施し、再積算を業務委託するものでございます。

第14節工事請負費3,570万円につきましては、先ほどご説明いたしました2路線の工事費でございます。

第16節公有財産購入費、第21節補償、補填及び賠償金につきましても先ほどご説明いたしました改良工事に伴います土地購入費や物件の補償金でございます。

次に、第4目まちづくり推進費229万2,000円でございますが、建築確認進達業務、道路後退に基づく測量業務委託及び用地買収を行うために必要な経費、また町道に面している危険ブロック塀等の撤去費用の一部を助成する経費を計上いたしました。

第18節負担金、補助及び交付金50万7,000円のうち、新規事業といたしまして危険ブロック塀撤去費用補助金50万円につきましては、町道に面して立てられているブロック塀等が地震発生時等の倒壊を未然に

防止するため、令和４年度までの間撤去費用の一部を助成するものでございます。

次に、第２項河川費、第１目河川総務費１,６１０万３,０００円でございますが、河川の維持管理、水路の整備を行うために必要な経費を計上いたしました。申しわけないですが、先ほどの令和２年度建設課主要工事箇所をもう一度御覧いただきたいと思います。図面上部でございます大字岩田字樋ノ口地内、水路整備工事、延長７５メートルで、鉄筋コンクリートＵ字溝を敷設する予定でございます。次に、図面中央部にあります大字井戸地内、銅の入沢整備工事、延長２２メートル、護岸整備工事、用地買収を予定しております。

次に、８６、８７ページを御覧ください。第３項住宅費、第１目住宅管理費１,０５４万１,０００円でございますが、町が管理しております町内４か所の町営住宅の維持管理を行うために必要な経費を計上いたしました。

第１０節需用費３６９万６,０００円のうち施設修繕費３００万円につきましては、主に入居者が退去した空き部屋等の修繕費でございます。

次に、第４項公園費、第１目公園管理費２３５万４,０００円でございますが、長瀬地区公園、岩田地区公園、井戸地区公園、蓬萊島公園の維持管理を行うために必要な経費を計上いたしました。

第１２節委託料１４３万４,０００円につきましては、建設課で所管する各地区公園の除草作業及びトイレ清掃業務をそれぞれ業務委託により行うものでございます。

以上で、建設課関係のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 最後に、教育次長、お願いいたします。

教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 続きまして、教育委員会関係につきましてご説明申し上げます。

令和２年度当初予算書の９２、９３ページを御覧ください。第１０款教育費でございますが、全体で２億６,００４万８,０００円を計上いたしました。前年度と比べまして３１２万円の減となっております。

まず、第１項教育費、第１目教育委員会費５４万６,０００円でございますが、教育委員の報酬や旅費と分担金などでございます。

次に、第２目事務局費１億４,１３６万４,０００円は、教育委員会事務局の運営と学校教育の円滑な推進、学校施設の維持管理のために必要な経費を計上させていただきました。

主なものにつきまして、第１節の報酬でございますが、この報酬のうち名称に委員報酬とついているものにつきましては、特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例に基づく委員報酬でございます。それ以外の報酬は、令和２年度から会計年度任用職員制度が始まることにより、今年度まで賃金に計上してありました予算を、会計年度任用非常勤職員報酬として報酬に節を変更しまして計上しているものでございます。なお、委員報酬の新たなものとしたしましては、今年度設置しました学校運営協議会の委員報酬と令和２年度新たに設置する学校の在り方検討委員会の委員報酬でございます。また、会計年度非常勤職員報酬といたしましては、教員の人材育成や研修などを行う学校教育指導員１名、中学校へ配置しております中学校配置相談員１名、いわゆるさわやか相談員ですが、県からの助成金名称に合わせることにしたため、令和２年度から名称を変えております。また、各小中学校の通常学級において特別に配慮が必要な児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい指導と学習支援体制を図るため特別支援教育学校支援員６名、放課後子供教室指導員５名とコーディネーター１名、中学生学力アップ教室コーディネーター１名の報酬でございます。また、第３節の職員手当等にも新たに会計年度任用職員期末手当を計上しております。

第２節の給料から第４節の共済費までと第８節旅費の普通旅費については、教育長及び事務局職員１３名、

再任用職員3名の給与と旅費関係でございます。なお、第4節共済費の社会保険料につきましては、再任用職員3名及び会計年度任用職5名分の社会保険料を計上したものでございます。

第7節報償費でございますが、秩北建設組合長瀬支部へ小中学校施設修繕作業の謝金、また中学生学力アップ事業講師謝金でございます。

次に、94、95ページを御覧ください。第8節旅費といたしまして、費用弁償に会計年度任用職の通勤手当を計上しております。

第12節委託料は、学校職員の健康診査や中学校公務員の派遣、小中学校への英語講師の派遣、矢那瀬地区児童の登下校の安全対策としての送迎委託などでございます。新規といたしまして、検診器具滅菌業務委託料でございますが、耳鼻科、歯科検診等に使用する鏡や探針の滅菌消毒を委託するものでございます。今年度までは各学校にあるもので対応しておりましたが、全児童生徒分に足りないため、不足分を皆野町から借用しておりましたものを学校で煮沸消毒をして使用しておりましたが、検診日程の重複により借用が困難であるため、不足分を業者が足して滅菌消毒をするというものでございます。また、社会科副読本作成業務委託料でございますが、地域学習の充実を図るため、小学3年生と4年生が使用する社会科副読本を令和2年度から改訂される新学習指導要領に沿った内容で作成するための委託料でございます。なお、長瀬町では5年ごとに作成しているため、5年分をまとめて作成いたします。

第13節使用料及び賃借料は、児童生徒の情報活用能力を育てる学習に資するため小中学校にコンピューターを整備しているもので、5年リースを基本に継続して活用しているパソコン機器のソフトやリース料、各小中学校と中央公民館に1台ずつ配置しているAED4台分のリース料、また矢那瀬地区児童の送迎用車両のリース料などでございます。

第14節工事請負費138万1,000円ですが、中学校体育館の床の劣化による部分的な修繕、また中学校調理室の給水管の老朽化による改修工事を実施するものでございます。

また、第18節負担金、補助及び交付金につきましては加盟団体への負担金と、次の96、97ページを御覧ください。小・中学校修学旅行補助金、英検・数検検定料助成金や、町内の幼稚園、保育園3園への国際理解教育費補助金と中学生、高校生電車通学者通学費補助金、小中学校入学祝金支給事業でございます。なお、小中学校入学祝金支給事業は今年度予算までは第19節の扶助費として計上しておりましたが、補助金的性質のものであるということから第18節の補助金に節を変えまして、小学生1万円を50人、中学生3万円を52人の合計で206万円を計上しております。そのため、今年度と比較しまして扶助費が減額、補助金が増額しているものでございます。

第19節扶助費は、要保護・準要保護児童生徒就学援助費として給食費や新入学児童生徒学用品費、修学旅行費などを支給するものでございます。また、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品などの2分の1の額を援助する特別支援教育就学奨励費でございます。

次の第3目育英費224万円でございますが、経済的な理由により就学が困難な方に学資を貸与する育英奨学金と大学等の入学準備金の調達が困難な方に対して貸し付けを行うもので、育英奨学金は私立大学の場合月額3万円、年間36万円貸与するもので、私立大学の継続分が2名分、新規として私立大学2名分を見込みまして、144万円計上いたしました。また、入学準備金は入学時における一時金で、私立大学入学者の場合は40万円を貸与するもので、私立大学入学者2名分を見込みまして80万円を計上しております。

次に、第2項第一小学校費と第3項第二小学校費及び第4項中学校費につきましては、それぞれの学校の運営や維持のために必要な消耗品や光熱水費をはじめ、施設管理の業務委託や備品の購入費、各種加盟

団体への負担金等を計上したものでございます。

第2項の第一小学校費は、1,154万8,000円を計上いたしました。このうち第1目学校管理費の第10節需用費の施設修繕費、物品修繕費、合わせて55万円でございますが、緊急時対応の修繕費でございます。

次の98、99ページを御覧ください。第2目教育振興費の第17節備品購入費の図書購入費303万7,000円でございますが、例年学校図書室の児童用に購入している図書のほかに、令和2年度から小学校の学習指導要領が改訂されることに伴い、教師用指導書及びデジタル教科書等を購入するものでございます。

第3項の第二小学校費は、882万2,000円を計上しております。

第1目学校管理費の第10節需用費の施設修繕費65万3,000円でございますが、プール通路の防水シートが剥がれ、防水性がなくなっているため、シートを貼り付ける修繕です。物品修繕費につきましては、緊急時対応となっております。

次に、100ページ、101ページを御覧ください。第2目教育振興費の第17節備品購入費の図書購入費280万3,000円でございますが、第一小学校と同様に例年学校図書室の児童用に購入している図書のほかに、令和2年度から小学校の学習指導要領の改定に伴い、教師用指導書及びデジタル教科書等の購入をするものでございます。

第4項の中学校費は、1,079万円を計上しております。

第1目学校管理費の第10節需用費の施設修繕費、物品修繕費、合わせて50万円は緊急対応時の修繕でございます。

第11節の役務費の手数料ですが、校庭の植木が高木化したことによる高所での作業が必要になったことから、剪定と処分の手数料を計上したものでございます。

次に、102、103ページを御覧ください。第13節使用料及び賃借料の新規といたしまして器具借上料ですが、従来より体育祭で使用しておりました音響機器が老朽化により使用できなくなったため、借上料を計上したものでございます。

第2目教育振興費の第17節備品購入費の庁用器具購入費でございますが、音楽室の暗幕の老朽化による新調、機械器具購入費につきましては、体育館用のジェットヒーターの購入と廊下にウオータークーラーを設置するものです。これら3点は、いずれも教育振興基金を財源としまして購入するもので、令和2年度で基金を使い切る予定でございます。

次に、第6項社会教育費、第1目社会教育総務費139万円は、社会教育委員への報酬や人権教育、成人式祝賀会、家庭教育学級講演会の実施に伴う報償費や需用費など、第18節負担金、補助及び交付金につきましては文化団体連合会や人権教育推進協議会への補助金などを計上しております。

次に、第2目公民館費1,370万1,000円でございますが、104、105ページを御覧ください。中央公民館、勤労青少年ホーム、コミュニティセンター、それぞれの運営や施設の維持管理に必要な需用費や委託料、土地借上料などを計上しております。

なお、第12節委託料のうち施設管理業務委託料235万円は、平日午後5時15分から午後9時15分までと、土日祝日の午前8時30分から午後9時15分までの間、受付管理業務をシルバー人材センターにそれぞれ1名委託するものです。また、施設管理業務派遣委託料101万7,000円は平日の2日間、午前8時30分から午後5時15分までの間、受付、清掃業務をはじめ、職員からの指示業務をシルバー人材センターに1名委託するものでございます。

第14節工事請負費53万2,000円でございますが、中央公民館体育室の西側倉庫に雨漏りがありまして、

外壁の老朽化が原因であるため、その修理と塗装工事を施工するものでございます。

第17節備品購入費でございますが、体育館の冷暖房設備が老朽化し、設備の修繕ができない状態となったため、暖房用に大型ジェットヒーターを1台購入、除草用刈り払い機を1台購入するとともに、冷暖房設備の不具合により新たにコミュニティ集会室にエアコンを設置するものでございます。

次に、第3目文化財費452万2,000円でございますが、文化財保護審議会委員の報酬をはじめ、文化財保存事業や旧新井家住宅及び郷土資料館の維持管理のための経費と遺跡発掘調査などに必要な経費でございます。

次の106、107ページを御覧ください。第12節委託料の旧新井家住宅、郷土資料館管理業務委託料225万7,000円は、受付管理業務をシルバー人材センターに週6日、1名委託するものでございます。新規といたしまして、旧新井家住宅の板屋根部分の維持保全を図るため、屋根の清掃と消毒、防腐業務を委託するものでございます。

次の第4目青少年健全育成費45万2,000円は、青少年育成推進員4名への謝金と長瀬町民会議及び青少年育成会への補助金でございます。

次の第7項保健体育費、第1目保健体育総務費につきましては、聖火リレー及び東京2020オリンピックに関連するものにつきましては先ほど企画財政課長より一括して説明がございましたので、それ以外のものについてご説明いたします。

第1節の報酬でございますが、スポーツ推進審議会委員や令和2年度より名称を体育指導委員から変更いたしますスポーツ推進委員の報酬やスポーツ事業の開催に必要な経費と、108、109ページを御覧ください。第19節負担金、補助及び交付金は、体育協会へ120万円、スポーツ少年団へ35万5,000円の補助金と、新規として全国スポーツ推進委員研究大会が栃木県で開催されますので、参加するための会費となっております。

第2目体育施設費70万9,000円は、総合グラウンド、塚越グラウンドの維持管理を行うための経費でございます。

次に、第3目の学校給食費5,864万8,000円でございますが、第1節報酬、学校給食センター運営委員報酬につきましては、今年度まで報奨費として計上してきましたが、特別職委員の報酬及び費用弁償支給条例に位置づけた委員となったため、報酬として計上したものでございます。

また、新規といたしまして、第2節給料の会計年度任用技能労務職給でございますが、学校給食センター調理員の雇用形態が令和2年度から会計年度任用職員制度に移行するため、今年度までは賃金として計上しておりました予算を第2節の給料に11名分を計上するとともに、第3節職員手当等につきましては会計年度任用技能労務職への期末手当と今年度までは賃金に含めて計上しておりました通勤手当を計上したものでございます。

また、第4節共済費の社会保険料につきましては、加入要件に該当するパート勤務職員が増えることにより、今年度と比較して増加しております。

110、111ページを御覧ください。第10節需用費の賄材料費2,463万7,000円でございますが、これは保護者等の給食費を財源とする食材購入費ですが、令和2年度におきましても引き続き子育て支援として保護者の負担軽減を図るため、小学生4,100円の給食費に対して1,200円分を、中学生4,800円に対して1,500円分の補助を行い、総額542万1,000円を公費で負担するものでございます。

次の第12節委託料の新規事業といたしまして、給食センターの建物詳細調査の業務委託をするものでござ

ざいます。従来は壊れた箇所に対症療法的に修繕をしまいましたが、今後も児童生徒に安心、安全な給食を提供させるべく、給食センターの施設設備を長く存続させるため、現在の建物や設備などの老朽化、劣化度を詳細に把握し、必要な修繕箇所を特定するとともに、長寿命化を目的として計画的に維持保全をしていくためにはどの部分から改修、改善をしていったらよいのかを専門的に判断するための委託料でございます。

備品購入費の機械器具購入費238万4,000円は、食器を消毒し、保管する保管庫が老朽化により修繕部品の調達ができず、交換を迎える時期となったため、購入をするものでございます。

次の第4目町民プール管理費10万4,000円は、保健センター隣接の町民プールの管理棟部分の土地借上料でございます。

以上で、教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） これで各課長、教育次長の説明が終了しました。

質疑に入る前に、健康福祉課長から質疑に対する答弁の要求がありましたので。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） お時間いただきまして、先ほどの介護保険特別会計の補正予算のところ、大島議員から紙おむつの支給人数ということで、お答えできなかった件につきまして回答させていただきます。

現在5名でございます。また、その前の国保特会のときの歩数計の単価でございますが、金額は間違っていないのですが、2,462円というのは8%の消費税が込みの金額でございまして、2,280円が税抜き価格ということになっております。補正予算で10月以降に購入した部分につきましては、10%の消費税がかかりますので、2,508円というのが正しい数字でございました。訂正させていただきます。

以上です。

○議長（野口健二君） 暫時休憩にいたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、各課に質問をしていきたいと思います。

初めに、総務課からお願いいたします。デジタル簡易無線事業ほか無線機の予算がかなり多く使われております。この放送網、デジタル簡易無線はハンディー機の無線機で大丈夫なのだろうけれども、放送設備の放送が聞こえ方が悪いという話を結構住民の方がしますので、点検もしっかりしていただきたい。あと、大雨で停電になったときに放送局からの放送がなかったけれども、有事の場合困るという話もありましたので、この放送設備のお金が多額に出ていますので、ちょっとお聞きをしたいと思います。

2つ目に、ハザードマップ作成事業、これはハザードマップをつくる前に本当に一番地域を知っている住民の皆さんにいろいろな意見も聞きながら、しっかりしたハザードマップをつくったほうがいいと思い

ますけれども、何か業者に全て委託でつくるのか。そして、このハザードマップをつくるときに、本当に危険な急傾斜地の工事が必要なところなどを点検も総務課でしっかり見て、担当課に話していただければ安心、安全な町ができるかと思います。

また、交通安全啓発事業で住民より課長に私もバトンタッチをしましたけれども、最近ハイキングに行く方が土日道いっぱいに広がって、本当に無法状態で歩いている方が多い。そういうのを言っても、マナーの問題で片づけられちゃうのですかという返事を頂きました。本当に車で通るときに道いっぱいに広がって、ちょっとクラクション鳴らしたらトラブルになりそうな状況になったという悲鳴がありますから、ただマナーで片づけるのではなく、ちょっと研究してもらえれば交通安全の啓発事業になるかと思いますので、総務課はその3点お願いいたします。

続いて、企画財政課にお伺いをします。マスコットキャラクター作成事業、この町は風光明媚な町だから、こういうキャラクターに目をやってほしくないという質問を8番議員が直近でしたところ、こういう答弁でありました。その答弁は、どう解釈をこちらでしたらいいのか。財政に余裕がないのではないのですか。これをつくればランニングコストもかかるし、それへ入る人員も必要だし、私は一番最初に、平成20年ごろに、まだ秩父市にりゅうごんしかないときに長瀬もつくれと産業労働部長に言われて、持って帰り、この議会でも話をしたら、つくるという答弁で終わりました。その後つくらないので、次の方が聞いたら、今度は風光明媚な場でつくらないという答弁を書いた。そして、今度は四、五年前に予算を出して、反対意見が多かったらこのゆるキャラはつくらないから、この予算をお認めくださいで認めて通してしまっただけでつくらなかった。それが急にまた今度出てくる。どういう形というか、答弁が来るのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、地域おこし協力隊、これは地場産商品の開発だとか地域おこしだとか、こういうことは地元でできないのか。私はちょっと地域おこし協力隊にこれだけのお金を使って、国からお金に来るからいいではなくて、国から来るのも私たちの税金だから、もっとこの長瀬町は長瀬町らしい地域おこしをしたほうがいいということで、地域おこし協力隊、企画財政課長にもう一度聞きたいと思います。

続いて、税務課長にお伺いします。コンビニ収納事業、これの費用対効果、多分私前にも聞いて、これだけお金をかけてコンビニでこれだけお金が来るという答弁を想定しています。もう一度すみませんが、お願いいたします。

続いて、町民課長にお伺いをいたします。この町は、下水問題がかなりの重荷になっているということは私も勉強をして、昨日の一般質問でも話をしましたけれども、この下水処理事業、上水道事業、いろいろ費用負担出しておるので、1件当たりどのぐらいになるのか、ちょっとお聞きをいたします。

続いて、健康福祉課長にお伺いをいたします。社会福祉協議会補助事業、それからシルバー人材センター補助事業、この事業に税金が投入されていると。私もいろんな方からお話を聞くと、例えば社会福祉協議会であれば、送迎のやり方がちょっと不公平でやっている場合があるという指摘もされているので、ちょっと健康福祉課長のほうから社会福祉協議会のほうにこういう話があるということで伝えて、しっかりした公平な送迎活動をしていただければ住民の方も不服はないと思います。

それから、シルバー人材センターについて、やっぱり住民の方が早くに注文を出さないと用が足りないからということで、かなり前に注文すると注文取ったのを忘れてしまったということが何回か起こっているようです。これは、民間の企業でいったらとんでもない話であります。これ、私もビラ配りながらそういう方に何名か会いました。注文したのにもかかわらず、忘れてしまっていてということが起こっている

ようでございます。ちょっと緊張感を持って事業をやっていたきたいということです。

それから、3番目の多世代ふれ愛ベース運営事業については、これは町長に聞いた方がいいと思うのだけれども、町長の私たちにあれをつくる時に全員協議会で説明があったのは、子供の遊び場、雨の日に子供が遊ぶ場がないから、あれを、こういう建物をつくりたいんだという説明、覚えていると思うのです。これ議事録ないから、覚えていないと言われればもうそれまでなのですが、そういう説明があって、ふれ愛ベースをつくって行って、子供の遊ぶのに今運営がいいかどうか。これは、町長にお伺いをしたいと思います。

健康福祉課長は、もう一つ、放課後児童クラブの拡張工事の内容について、もう一度ちょっと説明してみてください。

続いて、産業観光課長にお伺いをいたします。有害鳥獣対策費で、これは南桜通りの竹林は定住自立圏の中の有害鳥獣で竹林を切ったと。きれいでよくなりました。私も一般質問で、何かいい事業でやったほうがいいと言ったけれども、この有害鳥獣対策費を使ってあの竹林を切ったという話をすると、住民の方が何という、もう皆さんそういうアクションを起こします。私も定住自立圏構想で秩父市役所から引間氏に対し有害鳥獣対策もっと幅広く、細かいこともできるように定住自立圏でやってくださいというお願いをしたり、今長瀬町が事業をやっているという答弁を頂いたので、あれ、間違いなく有害鳥獣なの。困っている方結構いるのです。自分のうちの庭までイノシシが来る。これ全部取るのは絶対無理だと思うのです、繁殖力からいって。そういう困っている人に何とかこの有害鳥獣対策費を有効に使っていただけるように、しっかりと対策を練っていただきたいということです。

それから、みどりの村管理事業の撤去の調査費ということで、今後どのぐらい除去するのにかかる予定なのか、ちょっと教えてみてください。

それから、企業誘致奨励金事業、これは今秩父市でやっている逆参勤交代、こういう事例もしっかり課長、勉強したほうがいいです。交流人口を増やすことは大事だけれども、関係人口を増やすのが簡単なのです、お金がかからないで。会社を企業誘致するといっても、東京のほうから、都会からこっちに工場を移すのにはもうよっぽど勇気が要ります。会社にこちらからインターネット設備があるところを、部屋を貸し出すぐらいな環境づくりをすれば、都内でも都会のほうから従業員が1名、休みがてら1週間長瀬で生活しながらテレワークをやってみるかといえはすごくいい効果が生まれていると。私もちちぶFMを聞いて、かなり勉強になったので、ちょっとこの企業誘致のところで課長にも知恵を絞ってもらいたいと思います。

それから、産業観光課もこの地域おこし協力隊、目標を決めて地域おこし協力隊にいろいろやってもらうのか。今まで長瀬もアユの薫製をやってみたり、いろんなお土産品開発をやりました。昨日一般質問で私は上野村の例も出しました。ただ、上野村がどうのこうのではないのでいいのです。ただ、ああいう小さな村であんなに大きな工場を持っていて、つくことはできるけれども、発売する場がない。そういうところをちょっといいコンビネーションを組んでやったら、地域おこし協力隊の方にこれだけお金払うんだったらもっと簡単にできるような気がするのです。横瀬で地域おこし協力隊の卒業式というか、3年間終わって事業報告をその方がやったのを私も聞きました。一生懸命やっているようです。そのぐらいこの長瀬にも地域おこし協力隊を、これだけお金を国のお金でも使ってやるのであれば、しっかりとやってもらうように、今までのように何をつくりましたといってもアユの薫製なんて本当に買いに行ったら、どこで売っているのだいという話です。それは町で絡んでない、商工会だといってもほかにもいろんなお土

産事業をやっているのだから、そういうのをちょっと勉強してみてください。

続いて、建設課長にお伺いをいたします。生活関連道路整備ということで、簡易舗装事業をやるのだという説明がありました。これは、優先順位というものでいろいろまたやっていかないと、全ての地域からわっと手を挙げたらとても間に合わないと思うのです。この優先順位の決め方もしっかりと公平に、区長会なり意見を言いに来て、意見聞いてもらわないで区長会が終わったという話も聞いていますので、しっかりとその優先順位は公平に順位をつけて、本当に困っているところに手を差し伸べてください。お願いしておきます。

続いて、教育委員会にお伺いをいたします。学習指導要領改訂関連事業ということで内容と、第一小と第二小が同じに作業するわけなのだけれども、共用できないものかどうか。私は、ちょっとそこを聞きたいのです。一小と二小で同じものを、先ほどの説明聞くとやるのは分かったのだけれども、そういう教材が共用できないのかどうかお聞きをしたいと思います。

それから、給食事業で食べ残し問題を、今度新1年生が入るわけですから、この給食の食べ残しをなるべく少なくするように、いろいろアレルギーの問題だとか、そういうのを考えていると思うので、いつもそうなのだけれども、新1年生の父兄から聞く話は給食の時間が、学校で決められている時間が短か過ぎるという話も聞くので、ちょっとそういうところの意見を校長なり学校側と話をしてみてください。食べたいのだけれども、時間がないから残してしまうという、毎年そういう話ですから、ぜひお願いをいたします。

それから、町長にもう一点、私これ残していたのだけれども、蓬莱島を再生するような話が出ていました。多分あの地区公園の中だとか、いろんなところからお金を持ってきて蓬莱島をやるのだと思うんだけど、町長、蓬莱島をやるのには、町長のお宅はあそこに白鳥荘があるときにヘルメットを預かっていますよね。あそこはもう水がつくのです。埼玉県があの白鳥荘を運営しているときからあそこは水が来るから、ご近所の皆さん、ヘルメットと手袋預けておくから、大雨になったら助けに来てくださいという、埼玉県がもうそれ引いている場所だから、あれを今せっかくきれいになって、コンクリがちょっと邪魔だけれども、あのコンクリがなかったらいい川原ではないですか。その蓬莱島再生について、町長にそこをお願いしたいと思います。

ついでに副町長にも意見を聞きたいと思います。ゆるキャラについて、副町長は執行部にいるときに、私が埼玉県庁からゆるキャラの話を持ってきたときにつくるという答弁書を多分書いたのを覚えていると思います。その後今度8番議員が質問したところ、風光明媚な場だから、そんなゆるキャラを見ないで風光明媚な場を見てもらいたいという答弁書も多分副町長が書いたんだと私は思っているの、違ったらごめんなさい。今財政が厳しい、厳しいという、町長があっちでこっちで財政が厳しいと言っているときにこのゆるキャラをつくるのに何か意見がないかどうか。

では、すみません、お願いいたします。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、関口議員の総務課についての質問にお答えいたします。

まず1点目、デジタル簡易無線整備事業ですけれども、480万9,000円、こちらは消防団に配備しております防災無線と連動しています移動系の無線が、こちらのほうの無線局がアナログ方式で、電波法で令和4年の11月にその周波数が停止になるということで今回計上させていただきました。令和4年なのですから、今受けている防災無線の許可免許が、5年間の免許が令和3年5月、来年の5月に切れるため、

令和4年なのですけれども、今年度購入したいというものでございます。30基購入しまして、今回は防災無線と連動させますと金額が5,000万かかります。そういったことから、消防団で使用するの一番どのような無線がいいかということで検討させていただいて、デジタル簡易無線ということに決まったわけで、今回そちらのほうを予算に上げさせてもらいました。

それと、防災無線のほうで停電時に流さなかったということですが、台風19号のときに中野上地区で150軒、11分間くらい停電になったのですけれども、そのときは11分でしたので、流す時間はありませんでした。今年に入りまして、1月でしたか、上長瀬で木が電線に引っかかって、ずっとこちら、役場のほうまでも停電になったのですけれども、そのときには放送を、1時間ほど復旧までかかりましたので、発生から30分ぐらいたってからですか、無線を流させてもらいました。防災無線も子局でそう長い時間は流せないのですけれども、バッテリーを持っていますので、1度か2度は放送できる、復旧までにはできるようになっております。

続きまして、ハザードマップ作成事業ですけれども、関口議員の言うように、地元の意見を聞くようにということですが、まず委託で行うわけですが、丸投げではなくて、もちろんこっちの意見も、あと地元の意見も聞きながら作成したいと思います。また、急傾斜地なのでも、こちらの急傾斜地の崩壊危険区域は県知事が指定するという事になっているかと思っております。県土整備のほうで調査等を行い、そちらのほうも新しく指定されたところもありますので、また県のほうのお話も聞きながらハザードマップのほうを作成していきたいと思っております。

最後に、交通安全啓発についてなのですが、関口議員言われるように、恐らく野上駅から落合目医者さんのほうに行く道に長瀬アルプスを歩く方の駅から下りて横になって歩いているということですが、やはりマナーの問題が一番だと思います。ですので、ずっとあそこに職員なり警察が巡回するわけにもいかないので、看板等を立てられましたら看板等を立てたり、そういったことで対応はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 関口議員のご質問にお答えをいたします。

まず、マスコットキャラクター作成事業につきましてですが、こちら過去の町からの議員の皆様に対する答弁につきましては私も把握をしております。また、職員のほうもそのようなやり取りをさせていただいていることは十二分に承知をさせていただいております。平成26年の第1回の定例会におきまして、先ほど関口議員がおっしゃられたような答弁をこちらがさせていただいているところでございますが、今回につきましてはそのような経緯も踏まえまして、マスコットキャラクターの作成に着手をさせていただきたいということで計上させていただいております。

といいますのは、マスコットキャラクターは今全国的には下火というか、なかなか当時と比べれば盛り上がり欠けているのは現実的にはあると思います。ですが、やはり各市町村、行政、県もそうですけれども、各イベントで何かを催すときには必ずと言っていいほど、この参画をお願いされるという状況もございます。そこで、そういったキャラクターが出ていくことで長瀬町の広報ができる、PRができる、その一助になるということです。そういった機会を逸することなく、そういったところでもマスコットキャラクターを活用して長瀬町をPRしてまいりたいということでございます。今各自治体は、いろいろな手法で自分たちのまちをPRをしているわけでございます。そのような中で、やはり長瀬町は既に風光明媚

な町、これはもう間違いないことをごさいます、決してそれを捨てるとか、PRしないとか、そういうことではなくて、それもしっかりと引き続きPRをさせていただきつつ、この広報の一つの手法としてマスコットキャラクターを導入させていただきたいということが今回の目的でございます。職員がいろんな事業に出ましても、先ほど申し上げましたとおり、イベント等で長瀬町がそういったキャラクターがいなくなると、来ているお子様たちのリアクションも薄いというところもありますし、実際に何かステッカーを作るとなると、そういったマスコットキャラクターが載せられないというようなところもあるというところも事務を進めていく中で感じたことから、これから町をPRする一つの手法としてマスコットキャラクターの作成が必要ではないかということで、町の職員からの提案もあったというところでごさいます。

ですので、今申し上げましたとおりでございますが、ランニングコストにつきましても十二分に考えてございます。財政が非常に厳しいという中で、ランニングコストにつきましても年間クリーニング代などでは3万円程度、そのほか様々なマスコットキャラクターを作成させていただいたときにデザイン等を皆様方に無償でやる場合にはそういったもので15万円程度、ですからそういったものをお願いすればランニングとしては約20万円ほど年間かかってくるわけでごさいます。クリーニング代の中には、多少の破損ならこの金額内で修繕をしていただけるような金額の中で3万円ということにかかってくるわけでごさいます。ですので、最低限クリーニング代をお願いするということになれば5万円前後、3万円の費用がかかってくるということになるかと思ひます。また、人員につきましても、埼玉県にもキャラクターがいるわけですが、基本的には職員が中に入ります。その中に入る人を委託するとか、そういったことはありませんので、人件費等はかかってこないと思ひます。ただし、仕事として入るわけですから、そういった意味では実働としての人件費はかかってくるだろうと思ひます。別途はかからないという形になるかと思ひます。

ですので、こちらにつきましても、今申し上げたとおり、ご回答を差し上げたいと思ひます。

地域おこし協力隊につきましても、地元の方でできないのかというご質問でございました。地域おこし協力隊につきましても、こちらの最大のポイントといたしましては住民票を移していただくということでございます。ですので、この長瀬町で地域おこし、地域の活性化に従事したい、力になりたいといった方が生活の拠点を移した上で最長3年間活躍していただくという形になるわけですが、そして、その場で例えば長瀬町を気に入っていただきまして、その後の定住に定着を図る、これが大きい要素でございます。現に今1名、地域おこし協力隊の方に活動していただいておりますけれども、地元の方のところに飛び込んでいって、非常に今コミュニケーションを取って、その方々がこういうことをやりたいのだけれどもということの相談とか連携をさせていただいて、取り組みをさせていただいているところでごさいます。ですので、決してやりたいようにやるということではなくて、あくまで長瀬町の地域振興のために活躍をしていただく方でごさいますので、そのような形で地域の住民の方、町民の方と連携をさせていただきながら、この地域おこし協力隊については活躍をしていただき、ひいては終了後長瀬町に定住していただくことを目指して、私たちとしてはこの地域おこし協力隊の事業を進めてまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○議長（野口健二君） 税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） それでは、コンビニ収納事業の費用対効果についてのご質問にお答えいたします。

初めに、コンビニ収納に係る費用でございますが、コンビニ収納システムレンタル料、こちらが165万

円、それからコンビニ収納の手数料、これは銀行に支払うお金なのですが、1件当たり57円で年間56万円、それからコンビニ収納電話回線使用料、これが年間で5万3,000円、合計いたしますと226万3,000円となります。収納額でございますが、これは30年決算額ということにさせていただきたいと思いますが、1億3万5,556円、ですのでこの収納額割る先ほどの費用の合計、226万3,000円で割りますと44倍の費用対効果があったということになります。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

町民課関係でございますが、下水道事業、それから上水道事業の1件当たりの金額というお問い合わせだったかと思いますが、上水道事業につきましては当初予算の概要にもございますが、8,958万1,000円、これに対しまして水道に加入されている方、契約件数、これは以前にお調べしたときに2,996件でございましたので、切りよく3,000で計算いたしまして、その場合に1件当たりですと2万9,860円ということになります。

下水道事業につきましては、ただいま契約件数ですか、件数がちょっと資料がございませんので、また計算してお答えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、健康福祉課関係のご質問にお答えいたします。

まず、社会福祉協議会、それからシルバー人材センターの補助事業の関係でのご質問だったかと思いますが、ご指摘のあった2点につきましては社会福祉協議会、シルバー人材センターにお伝えいたし、またその検討結果のほうを求めたいと考えております。

また、放課後児童クラブ、第一小学校の拡張につきましては、現在令和2年度の申し込みを行ったところ、非常に需要が高い状態が分かりました。例えば第一小学校の新1年生の53%が放課後児童クラブを希望し、それから第二小学校の放課後児童クラブでは新1年生の77%が放課後児童クラブを希望している状況でございます。また、特に第一小学校におきましては1から3年生の希望者の割合は48%ということで、かなりの率になっております。また、今後保育園の園児数を見ますと、今後数年は同じような状況が見込まれます。また、平成27年の国勢調査では長瀬町の25歳から44歳の女性の就業率は県内でも上位でありまして、特に10月から始まりました幼児教育、保育無償化の関係もありまして、引き続き小学校に行っても放課後児童クラブを利用したいという人が非常に多いという状況でございまして、今回拡張をすることとなりました。

工事の内容につきましては、第一小学校の放課後児童クラブを開設した際に相談室部分を学校側がつくったものなのですが、その部分、30平米を放課後児童クラブの教室といたします。工事につきましては、学校や放課後児童クラブに影響の少ない夏休みを工事期間中に行いまして、その期間は保健センターを仮施設として使用する予定でおります。また、定員に対しまして一時的に人数が増加するという事で非常に狭くなるということで、その辺危惧しておりましたが、埼玉県庁のほうに確認しましたら基準につきましてはおおむねという表現なので、受け入れて大丈夫だと、またその後工事をするということについても問題ないということを確認した上で、今年度申し込みのありました方全員を一小、二小とも入室を許可したところでございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員からの私に対するご質問にお答えさせていただきます。2点ございました。課は違いますけれども、一緒にご回答したいと思っております。

多世代ふれ愛ベースに関してでございますけれども、私も雨の日に遊び場がないという、そうしたお話が子育て世代のお母さん方からあったというお話をさせていただいたのはしっかり覚えております。そうしたもろもろの中で多世代ふれ愛ベースができたわけでございまして、名前のとおり小さなお子さんからお年寄りまでが使える施設として多世代ふれ愛ベースという名前をつけさせていただいたわけでございます。今現在子育て中のお母さん方にも大変好評でございまして、多くのお母さんたちにお越しいただいておりますし、また私たちぐらいの年代の皆さんも大分利用していただいているようでございまして、目的にかなった施設かなと思っているところでございます。

続きまして、蓬莱島でございますけれども、蓬莱島、旧白鳥荘があったところでございますけれども、たしかあの施設は昭和四十五、六年に開業した施設だったのではないかなと思うのですが、その中で、私が覚えておりますのに二、三回室内に水が入ったということで、地元の人たちにもしものときにお手伝いしてほしいということでヘルメットが配られたわけでございますけれども、私の記憶ですとヘルメットをかぶってお手伝いに行ったということはなかった気がいたします。そのような中で、県といたしましても護岸工事をされたわけでございまして、南側からお水が入ってこないようなことをやって、多分平成にはならない、昭和の時代だと思うのですが、護岸工事をやったということで、それ以降は白鳥荘に水が入ったということはなかったのではないかなと思っております。

その中で、今回あのようなことがあったわけでございますけれども、昨日も申し上げましたけれども、蓬莱島に関してはフェンスをこれからどうしようかということで、これが今後の課題になってくるわけでございますけれども、そのほかに関しましてはこれからもそうしたことが起きるであろうという可能性が非常に高くなったわけでございますので、今の景観を生かしつつ、ダムの土砂を入れていただいて景観を保とうというようなお話になっております。

いずれにいたしましても、それにつきましては、昨日も申し上げましたとおり、財産処分をしないとその工事が始まらないということで、県と協議を重ねておるところでございまして、県のほうから許可がありました時点で早速始めさせていただきたいと思っております。ということでございまして、河川敷のあの部分に関しましてはダムのほうで土砂を入れてやっていただけるということになっておりますので、なるべくお金をかけない方法でということでご考えているところでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、有害鳥獣害の対策についてでございますが、今年度南桜通りに面しました竹林の伐採を行ったことにつきましては議員のおっしゃるとおりでございまして、秩父地域鳥獣害対策協議会の事業で実施をさせていただきました。そのほかにもご質問の中にあつたのですが、庭にイノシシ等が出ている方への対策を考えてくれというようなお話だったかと思うのですが、現在うちのほうの課のほうで所管している事業としまして、イノシシ等が個人宅の畑なんかに出た場合なのですが、猟友会の会員の方ですとか町役場職員で現地確認をした後にわな等の設置などを進めてございます。また、家庭菜園なんかににつきましては電気柵の補助を行わせていただいております。今後につきましては、議員のご意見等

もあったとおり、関係する農林振興センターですとか猟友会の方々の意見などを聞きながら対応していければというふうに考えてございます。

2つ目のご質問のみどりの村の今後の費用についてというふうなことでございますが、プール本体ぐらゐの解体でおおよそ4,000万円ぐらいではないかというふうなことで過去のデータではございまして、その後に給水施設ですとかいろんな付随したものが出てきましたので、来年度予算で上げさせていただきまゝ設計のほうでその辺も見て、きちんとした費用を出していければというふうに考えております。よろしくお願ゐいたします。

3番目、企業誘致奨励金関係でございまして、こちらにつきましても、新規に町内に進出いただく企業にこういった対策の補助金を出すには一定の要件がございまして、なかなかちょっと難しいかなと思うのですが、新規事業の場合は敷地面積が1,000平方メートル以上で、かつ事業所の床面積が500平方メートル以上であること、また増設に当たっては増設した事業所の床面積が250平方メートル以上であると、そういったものがかかってきます。議員のご指摘のとおり、インターネット等を活用した企業につきましては、こういったこちらの奨励金の事業には該当しないのですが、ぜひお願ゐいただく企業がありましたら何とか誘致できればと考えてございます。

また、4つ目のご質問の地域おこし協力隊の活用、内容等についてでございまして、今現在考えておりますのは、新たなグルメやイベントなどの開発やPR動画などの作成、発信等、観光振興につながるような事業を実施していただけないかというふうに考えてございます。

以上でございまして。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、関口議員の生活関連道路の事業に関しましてなのですが、町建設課のほうで今考えておりますのは、未舗装で路面の凹凸が激しい道路の補修を簡易舗装により実施し、行政区からの要望に応えるためということが主な目的となっております。道路改良工事を行う場合は、4メートル以上ということが前提にありますので、舗装だけの要望にはお応えすることができてこなかったのですが、今回の簡易舗装工事を実施することにより、町としても維持管理の向上を図りたいと考えておりまして、事業を実施するものでございます。申請方法には今までの原材料支給と同じような形で、行政区の区長さんを通じまして申請をしていただく。それで、予算にも限りがございますので、全てお応えできるかどうかは分かりませんが、その後建設課のほうで場所のほうを確認させていただきまして、工事を実施するか否かのお返事はさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございまして。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 関口議員の質問にお答えいたします。

令和2年度からの学習指導要領の改訂に伴う第一小学校、第二小学校にて購入します教師用指導書及びデジタル教科書の購入について共用できないかということの質問だったかと思いますが、指導書につきましては公立小中学校は学習指導要領の内容に基づき授業の質を担保するというようになっておりまして、指導書につきましては教員に最低限必要な分を計上しております。指導書を各教員が持っているということで、地域、学校を問わず、同じ学年ならどの先生が授業を行っても要領に定められた授業を行うことができるということで、児童生徒の学力を保障することができるというメリットがございまして、それによりまして、各学校の教員に最低限必要な分を計上したものでございます。また、デジタル教科書につきま

てはライセンスがありまして、各学校ごとのライセンスということになりますので、ここは共用ができないということになっております。

それから、2つ目の質問ですが、小学校1年生、入学したとき給食の時間が少ないということで親御さんが心配されているというお話がありましたが、給食の開始の時期につきましては、配膳を高学年が行ったりすることで配膳時間を早く済ませまして、配膳が済み次第ほかの学年よりも早目に食べ始めるということをしております。ある程度慣れるまでの期間は時間を多目に取っているということですので、ご安心いただければと思います。お子さんを初めて入学させる親御さんにとっては心配なこともあるかと思いますが、今後も丁寧に対応していくよう学校長等を通じて依頼をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 副町長。

○副町長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のマスコットキャラクターにつきましてお答えをいたします。

マスコットキャラクターにつきましては、関口議員のおっしゃるとおり、私が当時地域整備観光課にいらしたときにゆるキャラの作成につきまして計画をしておりました。当時はつくるという予定で進んでおりましたが、最終的にはトップの判断でつくらないという方向になったものでございます。当時から今まで、私はゆるキャラにつきましてはつくりたいということですでと思っています。そして、現在の大澤町長になりまして、大澤町長もゆるキャラはつくりたいということで、前回私が企画財政課長のときに再度提案をさせていただきましたが、関口議員おっしゃるとおり執行は見合わせるということになりました。それで現在に至っておりますが、今でも町長も私もつくりたいという思いは変わっておりません。また、役場の若手職員の中でもゆるキャラは必要なのでつくったほうがよいという意見もございます。それで、今回再度提案をさせていただいたものでございます。マスコットキャラクターにつきましては、町をPRする方法の一つとしての手段でございます。長瀬町は特に観光によるところが大きく、キャンペーンや各種行事など、利用度、また露出度は高いと思っておりますので、必要ではあると今でも思っております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 一通り答弁いただきました。理解がちょっとというのをもう一度聞かせていただきます。

総務課長の防災無線の話、音が小さくてよく聞き取れなかったもので、停電をしたときに放送が聞こえなかったと住民の方から私も言われて、本当にでは何か有事の際は聞こえなかったらまずいですよねということで言うておきますということで話しているんだけど、ここで停電対策は備蓄の電池で1回か2回大丈夫というように聞こえたのだけでも、いま一度防災無線在り方、聞こえにくいということがあるので、そこをもうちょっと丁寧をお願いしたいと思います。

それから、企画財政課長にいま一度お伺いをいたします。私は、マスコットキャラクターは一番最初に提案をして、当時の産業労働部長と話をし、県庁で意見書を持ってくればすぐ埼玉県庁で指導してくれる。だから、関口議員の頼むよではなくて、町長の意見書を持ってすぐ来てくれよなということで別れていたの、必要だなというのは私はありました。けれども、今時間がたつにつれてゆるキャラ、今これからまたつくる必要はもうないのではないかと。秩父市内を考えてもポテくまくん、りゅうごんなんか全然見ないですよ。横瀬のブコーさん、これは林家たい平さんが考えたということをやっているけれども、私も見たことはありません。皆野のみ～なちゃんについてはよく見ます。よく見るというのは、トンネ

ルを通ると絵が描いてあるから見るだけで、実際のマスコットは見たことありません。長瀬は入り込み客数が300、どんどん入っていますよね。もうすごい人数です。だから、もうそんな観光PRにもわざわざ財政が厳しいといいながらゆるキャラをつくって、昨日の税務課と出納室が一緒になる話だって、企画財政課長、人数が足りないからなのに、ゆるキャラを出すときに職員が着ぐるみを着て行っちゃいましたなんて、余っている職員はいないわけなのだから、ちょっともうゆるキャラ、若い職員も必要だと考えるのは私も理解が一部できるのだけれども、財政の問題とかいろんな問題を考えたら、もう時間的に今頃ゆるキャラをこれからつくって売り出していこうという考えは私はもうやめたほうがいいということで、いま一度お伺いをします。

それと、地域おこし協力隊は、では最終的には移住をしてるのが目的で、あとは何か目標があるので、地域おこし協力隊の人が何かをするのに。今のお話を聞くと、最終的に住所を移すから長瀬に移住する、それが目的のように私は聞こえるので、いま一度地域おこし協力隊の件、お伺いをいたします。

それから、健康福祉課はさっきの答弁で連絡を社協とシルバー人材センター、しっかり話をして、改善ができるかできないかはまた聞いてお知らせください。

産業観光課長の有害鳥獣対策費、一般住民のうちにはわなを仕掛ける。あるいは、鉄砲、猟師の方に来てもらおう。南桜通りだけはこんなに竹がきれいに刈ってやるのは、私は有害鳥獣のためにやったのではなくて、観光目的で事業をやったのではないのかなという気がしているのです。いま一度お答えを下さい。民間にはわなを仕掛けるとかそのぐらいで済ませてしまって、あそこだけあんなにきれいにできるのだったら、みんなのうちもきれいにしてもらいたいということです。

それから、みどりの村の撤去作業はプールの部分だけで4,000万で、給水だのそういうのいろいろと出てきているので、これから調査してもっと費用がかかるということで、今は分からないらしいから、また後で私もこれを聞いていきたいと思うので、よく調べておいてください。

企業誘致の件は、奨励金400万出す予算が組んであるから、これをやれと言っているのではないのです。企業誘致をするのは、400万かけて呼んでてもらえばいいことです。だけれども、もっと簡単に企業を誘致して、工場なり事務所を長瀬に移すのが絶対大変だと思うのです。度胸要ります、引っ越してくるのは。だから、そうではなくて、今もうインターネットの時代なのだから、例えばどこか空き家を町が利用しながら部屋を使えるようにしてあげて、企業の人が1部屋1週間なら1週間、10日なら10日来ると、そういうのが簡単でいいですよというのがさっき言う逆参勤交代なのです。秩父市役所でそれをやっているから、課長は行って、もし1人で行くのが嫌だったら私ついていきます。私も一緒になって聞かせてもらおうから。勉強しましょう。もっと簡単に人が、交流人口ではなくて関係人口を増やすとどういうメリットがあるというのをきちんと説明してくれるから。ちちぶFMでやっていました。霞が関で1時間ちちぶFMが行って放送している。三菱何とかという研究所の人が秩父に来るらしいですよ。従業員が1週間なら1週間行ってこいと。自分はテレワークでやってもらって、あとは山へ登りたかったら山へ登れという指令で来るらしいけれども、そういう人がまた友達を連れて秩父に来ると。いい案だから勉強しましょう。これにはできませんよではなくて。

続いて、地域おこし協力隊も観光課長に聞くのは、目標を設定してどこまでいけば成功するのか。先ほど企画財政課長は、最終的には移住が目的らしいけれども、玉川課長に言わせるとそこはちょっと私理解ができなかったの、いま一度地域おこし協力隊の本当に必要性があるのかどうかお伺いをいたします。

教育委員会は今の答弁で結構です。建設課もいいでしょう。また後で問題が出れば質問をさせてもらい

ます。

今度は町長に再質問で聞きます。蓬莱島、あそこには水が来ないように白鳥荘が南側にどうのこうのという話をしましたが、町長、そんな事はないです。あれをやったからと云って。あの駐車場まで来るんだから。だから、それと土砂を埋める。それでは、昨日誰かの一般質問で、親鼻橋の下に土砂を捨てている。それ同じことをやるのではないですか。あそこは土木事務所が絡んで、皆野のダンプ屋は私と同業の方が1人張りつけて土砂を運んで埋めている。町長も同じことをやるのではないですか。皆野の町長が心配していると言ったけれども、もっと心配になってきます、あそこは。関口昌一県議員時代に、私たちは井戸の上郷区の若い人たちと勉強会で、あの蓬莱島をきれいにできないかということで、私は上陸作戦をずっとやっていましたから。だから、今何かボランティア団体ができた。その案内は私のところへ来ません。そんな状況です。年間3万円で私がずっとやってきて、きれいにツツジも咲くようになって、もうちょっと希望をすればお金かけて上のほうの枝を切ってくれば日が照って、ツツジがもっと咲くよねという話までいったら、工事して今はこのありさまで。だから、もうあそこはやらないであの川自然のままにして、化石でも何でも見えたほうがきれいでもいいから、できれば大沼、小沼に行くところのコンクリート、あれをぶっ壊して岩が出ているようにすればもっときれいです。そこで、町長、もう一度、これはやらないほうが良いと私は言うので、答弁をお願いいたします。

それから、ゆるキャラについても、町長、企画財政課長にも言ったので、町長もやめたほうが良いです。いったん取り下げたのだから、この前。つくらないから予算をお認めくださいと言ったのだから、もうやらないほうが財政のためにも私はあえて町長に助言をしたいと思います。財政が苦しい、苦しいとあっち行ってこっち行って言っているのだから、余計なお金は使わない。ランニングコストもあまりかからないと企画財政課長は言っているけれども、職員が入るのだからかわいそうです。ぜひそれを含めて答弁をお願いします。副町長については同じ考えで、私も同じ考えです。本当はつくったほうが良いということで、副町長が何だっけ、一番最初に私が話したときには、前町長のときに最終的にはつくると。ただ、インターネットで募集するから、関口議員もインターネットに公募してくださいねで、議会が終わったらそれっきりになってしまっていたので、同じ考えだと思います。だけれども、最後が違うのです。もう今さら私は欲しくないと。財政のためにもちょっと我慢して、今までできたのだから、やっていなくて。そういうことで、副町長の答弁はいいです。

はい、ではまたもう一度すみませんが、総務課長からお願いいたします。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、関口議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の停電時の防災無線についてですけれども、私先ほど一、二回と言ったのですけれども、ちょっと取り消していただきまして、防災無線は3日間、停電時はバッテリーがありますので3日間もちます。それと、災害時には防災無線のほかに安心・安全メールを流しております。ですので、そういった登録とかをしていただければと思っております。

続きまして、2点目の聞こえづらいということですが、これは現在岩田議員のほうからも個人的に相談がありまして、今時差放送を試験的にやらせてもらっています。というのは、一遍に流すとハウリングではないですが、両方から聞こえてきて聞こえづらいという場所がありますので、ただそれも試験的にやっているわけで、そちらのほうも今町民の方からも問い合わせがあって、時差で来るものから、また放送は違うのですかとかそういうのもありまして、今ちょうど検証してまして、現在のシス

テムですとどうしてもタイムラグができてしまいます。これを改修となると100万円以上かかるということで、今総務課のほうで検証している段階です。それと、ご案内しているのは防災無線が流れたなと思ったときに、その後2分ぐらい置いてもらって電話応答サービス、こちらは無料ですので、こちらに電話をかけていただければ防災無線の内容が聞けます。それと、本当に聞こえないのであれば戸別受信機がありまして、総務課のほうに連絡してもらえれば、職員が行って場所を見まして対応は考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 関口議員の再質問にお答えをいたします。

マスコットキャラクターにつきましては、つくる必要性がないのではないかというご質問についてでございます。そちらの点につきましては、この予算を計上させていただく際にも十二分に検討させていただいてございます。また、既に多くの観光客の方が長瀬町にはいらっしやっただいてございます。約300万人ほどいらっしやっただいているわけでございますが、これ以上PRする必要性はないのではないかという点も踏まえますと、やはりもう一步私は踏み出してもいいのではないかなというふうに思っています。現状に甘んじることなく、多くの方に長瀬町にお越しいただき、風光明媚な景色を見ていただく。これは非常に今後も重要なポイントだと思っています。ここに甘んじることなく、多くの方に来ていただくことがよろしいのではないかなという中で、こういったゆるキャラを活用して様々なイベント、町が主催をするのではなく、各自治体などが主催するイベントなどに出向いて行って町をPRする一つのツールとして活用ができればなと思っております。私も個人的に他県の職員と意見を交わす機会を何度か持っています。福井県でありますとか、青森県でありますとか。私の感覚ですと、長瀬町は非常に有名であるという認識がありましたが、意外にそのような方々に聞いてみると長瀬町を初めて聞きましたという方も地方にはいらっしやるわけでございます。全国的には埼玉県自体が観光地というイメージがもしかしらないということも相まって、そういう形で知られていないのかなという思いもしたところでございますが、こういったすぐくささいな事業になるかもしれませんが、こういったものを通じてより多くの方に埼玉県の長瀬町を知っていただくということをもってして、この事業をぜひ実施させていただければなと考えているところでございます。

以前にも関口議員がおっしゃられますとおり、議論となつてございました財政への負担につきましてでございますけれども、そちらにつきましても今さらお金を投じてまでやる必要があるのかということも踏まえますと、もちろん議論させていただく中で、作成につきましてはご説明を差し上げたとおり、寄附金を用いて作成に取りかからせていただきたいという財源の手当ても今回考えてございます。これは私が考えたということではなく、町、町長をはじめ、町職員もやはり税金ではなくてそういった今は寄附金を募集する仕組みがある。そこを今回初めてではございますけれども使って、ぜひこの事業を実施してこうということで、財源の手当ても考えさせていただいてございます。

ランニングコストにつきましては先ほど申し上げたとおりかかってくると、これは事実でございます。かからないとは申し上げられません。かかってまいりますけれども、非常に多額なお金という視点で申し上げますと、先ほど私が申し上げた金額でかかってまいりますということを踏まえますと、非常に大きい金額がかかるというわけではないのかなというふうに思っています。もちろん非常に使い込んで壊れてしまった場合は作り替えるということもありまして、そこでは大きい金額がかかると思います。実際に他の

自治体もそういった場合につきましては寄附金を募って、新しく縫いぐるみを作り直したという事例も確認をさせていただいてございます。そういった時々に応じてそのような手法を考え、やっていくことも非常に重要だと思っていますので、今回この事業を改めましてお願いをしたいというところでございます。

地域おこし協力隊につきましては、私が先ほど申し上げたとおり、最終的な目的といいますのが地域の活動を行っていただきながらその土地に定着をしていただくというのが地域おこし協力隊の事業の概要でございます。では、そこに定着していただくために何をやるのかというのは、先ほど産業観光課長のほうからは観光の振興ということでございましたが、私たちの企画財政課で今考えてございますのは、今既にいらっしゃる方はお土産品の開発をお願いしますということで募集をかけさせていただいてございまして、来年度につきましても先ほど申し上げましたように町を広く広報していただく方を1名と、逆にこの長瀬町でどういうことをやりたいかということで自由提案枠として1名の計2名を新たに募集させていただくということで考えています。目的をちゃんと設定をさせていただいて、募集をかけさせていただきます。ですので、自由提案枠につきましては逆に優秀な地域おこし協力隊員を募集させていただいて採用したい。ですから、中途半端な方がご応募をされて、もちろん面接試験等を実施するわけでございますけれども、そういった場合には採用しないという判断もございます。それは、今年度もそのような方針でやってまいりました。今回の方はしっかりと活動していただける方ということで、11月からお願いをしているわけでございます。ですので、いい方がいらっしゃらなければ執行残としてこの予算は残させていただくような形になっていくかと考えてございます。

私からは以上でございます。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、有害鳥獣対策の南桜通りの竹林について、観光目的ではなかったのかというご質問でございますが、こちらにつきましては先ほどお答えさせていただきました秩父地域鳥獣害対策協議会の事務局、これは農林振興センターのほうで行っておるわけなのですけれども、そちらの担当職員と現地を見ていただきまして、イノシシの出現跡があるということで、ここをまずやろうということで場所を決めたものでございまして、単なる観光目的で竹林を切ったということではございません。

2番目のご質問の企業誘致の補助金の関係の部分でご提案のありました逆参勤交代、こちらにつきましては私のほうも議員同様勉強させていただきまして、何とか研究していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

3つ目の地域おこし協力隊の目標は何かということでございますが、先ほどもお答えいたしましたのですけれども、今年度つくっております観光振興計画の中で課題として挙がってきております新たなグルメやイベントなどの開発、それから先ほど企画財政課長がおっしゃっていただいたのですけれども、長瀬をまだちょっとよく知らないというふうな方、地域が多いというふうなことも出てまいりましたので、PR動画の作成とか発信等、長瀬の観光振興につながることを中心となっていただける方を募集したいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

ゆるキャラの話が私のほうに参りましたので、私としても答弁をさせていただくわけでございますけれ

ども、ただいま企財課長がご答弁させていただいた内容と私も全く同じでございますので、それにちょっぴりつけ加えさせていただきますと、今さら要らないという関口議員のお話でございますけれども、小鹿野町さんは今年度つくりましたということだけお話をさせていただきます。

それから、蓬莱島の件でございますけれども、ヘルメットの話から入ってまいりましたので、旧蓬莱島、白鳥荘のお話をさせていただいたところでございます。駐車場に当時も、昔の駐車場は大分下がっていましたから、あそこが満杯になるほど水が来たということも私も承知をしております。その中で今回このようなことが起きましたので、河川敷でございますので、岩が露出して大変きれいになっております、今現在。それも生かしつつこれから、危険箇所がございますので、その危険箇所をしっかりと整備をしないと皆さんに歩いていただけないという、関口議員もよく分かっていらっしゃると思いますけれども、今の状況ではちょっと歩いていただけない状況でございますので、そのようなことをさせていただきたいと思っております。

皆野町と同じになってしまうのではないかとのお話でございますけれども、長瀬町の場合にはしっかりと許可を取って整備をさせていただきます。そのようなことでこれから許可がおり次第、しっかりとやらせていただきたいと思いますと思っております。

それから、また蓬莱島、関口議員が一生懸命以前やっていたようにでございますけれども、私の耳には関口議員が一人で一生懸命ボランティアでやったというお話は何っていないので、私がやったというのはちょっと違うかなという思いがいたしております。

以上です。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） いっぱいあるのですけれども、答えは10文字以内ぐらいで結構です。

今もずっと言っていましたマスコットキャラクターのことなのですけれども、ここに書いてある55万円のマスコットキャラクターデザイン業務等委託料というのがあるのですけれども、この委託料というのは専門家ではなくて、要するに町章をつくったのは、長瀬町の町章は一般応募しまして、デザインを少しやった人がつくった町章になっています。それから、小中学校の校章も何キヨシさんでしたっけね、野口清さんか。野口清さんがつくったのが校章になっています。こういう絵の中に突き上がってすごいのができたなと思ったのですけれども、よく考えれば皆さん天までどんどん、目先ではないのですけれども、目標ということで校章ができたと思います。ですので、マスコットキャラクターも聞きますと何人かのちょこちょこつつくってやっているというのが、自分だけとかグループ内のつくっているのがありますので、これはキャラクターデザイン業務等委託料ではなくて、それは一応町のほうで募集をして、それからまた業務委託料ということでしてほしいなと思います。

それから、次です。次には47ページの報酬、町税の税務課の税務署事務職員報酬56万9,000円ですけれども、これは出納室と税務課が合体することによって1名減になる予定だということで、その補充でこれはなっているのでしょうか。

それから、次に企画のほうの定住促進事業、住宅取得奨励補助金995万円なのですけれども、これは個人の人に来るときにこちらにお渡しするのでしょうか、これは何世帯を予定して995万円ということになっているのでしょうか。それを聞きたいと思います。

それから、福祉関係、55ページです。福祉関係計画策定業務委託料なのですけれども、これが900万円です。それをつくるのはすごくいいのですけれども、専門的知識を活用しない住民さんがいっぱいいるの

ですけれども、形だけつくっても効果はそんなに上がらないので、このところは一応考えたほうがいいと思います。

それから、社会福祉費の報償費の100歳は賞与金って書いてあるのですけれども、報償金も書いてあります。100歳になったら長瀬町は何をくれるのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

それから、63ページの工事請負費122万9,000円です。先ほども質問されましたけれども、第一小学校放課後児童クラブ室拡張工事、できるだけちっちゃい隅っこの部屋をするのではなくて、1つの教室を潰すぐらいの大きい部屋にしておくのがすごくベターだと思いますので、そのところは考えておいてください。

それから、65ページの委託料190万円、環境美化業務委託料です。190万円になっていますけれども、これはシルバーさんに頼むのでしょうか。去年の説明欄のところを見ますと301万6,000円で、これでも足りるのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

それから、今度は67ページです。合併処理浄化槽個人設置整備事業補助金が82万4,000円になっています。これは何世帯。1軒ですか。2軒ですか。それで、この合併処理浄化槽の事業補助金は何世帯が今補助金を頂いて作った世帯があるか。それをお聞きしたいと思います。

それから、77ページ、林業業務費の14の工事請負費50万円、花木植栽工事ですけれども、これはどこに植えたり何かするのでしょうか。それを聞きたいと思います。

それから、今度81ページの14の工事請負費251万円ですけれども、武野上神社公衆トイレ工事はこれはすごくありがたいことだと思っていますけれども、次に岩畳観光階段補修工事205万5,000円ですけれども、これは商店街から下りてくる階段なのですか、それとも消防道路のほうをするのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

それから、85ページです。まちづくり推進費の負担金、補助及び交付金50万円、危険ブロック塀撤去費用補助金ですけれども、これは民地にあるところのブロックを取ったり何かする補助金なのでしょうか。それとも、これをするのでしょうかけれども、補助金となっていますので、一部助成をするかと思うのですけれども、ここにかかった費用の何分の1とかという補助率があるのでしょうか。それを聞きたいと思います。

それから、93ページ、報酬の新しく学校運営協議会委員報酬13万1,000円、今後の学校のあり方検討委員報酬21万2,000円ですけれども、これは年に何回を予定しているのでしょうか。あまり会が少なくてもということで、委員さんになった方がそれができるまでずっとやるということは5年なり10年なりもその人がずっとやっているのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

それから、95ページです。社会科副読本作成業務委託料、5年ごとにやるということなのですから、これは何年生を対象の副読本を作るのでしょうか。それを聞きたいと思います。

それから、99ページです。備品購入費303万7,000円ですけれども、図書購入費に教師用の指導書とかデジタルとかありますけれども、図書購入費ということになりますと児童用の分については図書購入とは違う、デジタルと教師用を作ったので、そっちのほうのたとえ30万円でも図書購入費というのではないのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。一小だから、二小もそうですね。多分、一小も二小もだと思いますので、それを聞きたいと思います。

次に、公民館費の備品購入費7万3,000円、図書室分と言われましたけれども、7万3,000円、少しの金額だとか、公民館で図書室を持っているところにつきましてはすごく少ないのですけれども、7万3,000円

ということだったので、随分ちっぽけだなと、教養を広めるためのということなので、これはなぜなのか
と、その理由を聞きたいと思います。

それから、また107ページ、教育委員会には悪いのだけれども、委託料、旧新井家住宅のこの前のとき
に煙をまぶして、そうすると虫や何かもなくなるからということだということで、やってみたほうが良いと
いうことだったのですけれども、昨年度、令和元年度は煙をたいていぶしたことがありますか。それをお
聞きしたいと思います。やりましたかということです。

それから、109ページ、東京2020オリンピック小中学生観戦チケット費用負担金なのですけれども、こ
の金額が10万7,000円、これはチケットを取れた方に補助するのでしょうか。教育委員会で全部取ってや
るということはないので、この10万7,000円は全員ではなくチケットを取れた方かどうかということ
をお聞きしたいと思います。

それから次に、東京オリンピック小中学校交通費補助金、これは出向くためのということなのですけれ
ども、そのほうが30万3,000円ということになっていますけれども、これは小中学生の交通費補助金と
いうのはどこに行くための、だからそれをお聞きしたいと思います。

それから、111ページ、委託料です。学校給食センター建物詳細調査業務委託料627万円というのですけ
れども、学校給食センターはあそこ、こんなことを言っでは悪いけれども、ちっぽけなのです、各建物か
ら見ると。役場の庁舎とか、それから学校とかにすると小さなものですので、調査業務委託料が627万円
というのは少し多くないですか。そこのところをお聞きしたいと思います。

さっとして以上ですので、手短に的確な回答をお願いしたいと思います。

○議長（野口健二君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時45分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

◎東日本大震災の犠牲者に対する黙祷

○議長（野口健二君） それでは、議事に入る前に黙祷をお願いしたいと思います。

ご起立願います。1分間黙祷です。では、よろしくお願いします。

黙祷。

〔黙 祷〕

○議長（野口健二君） どうもありがとうございました。

—————

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 大島議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目が、予算書の41ページにございますマスコットキャラクターデザイン業務と委託料につきましてですが、こちらの事業を実施させていただく際には、まずデザインにつきましては全国による公募を行う予定でございます。行いまして、プラス夏ごろに行えればと今考えていて、できれば町の小中学生の子たちにも課題のような形で提出していただきというような形で実施をさせていただきたいと今考えてございます。ですので、ではこちらの費用は何かと申し上げますと、ご応募いただいたデザインをプロの方にきれいにさせていただくではないのですけれども、ポージングを取ってもらったりとか、きれいにさせていただくためのお金として55万円を計上してございます。ですので、デザイン案については全国から広く公募をさせていただきたいと考えてございます。

もう一点が、予算書の48ページにございました定住促進事業住宅取得奨励補助金、こちらは来年度14件で見込んだ積算をさせていただいて、995万円と予算を計上させていただいてございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） それでは、大島議員からのご質問にありました出納室と税務課がくつつく関係での予算なのかというご質問でございますが、これまで税務課には再任用の職員が配置されておりましたが、来年度から新たに会計年度任用職員制度というのが始まりまして、俗に言うパートタイムの職員を再任用職員の代わりに配置する予算でございます。既に2月中に募集をかけまして、1人の方が申し込まれております。あしたもし議会がなければ面接を行いまして、任用するかしないかを判断したいと考えております。

以上です。

○議長（野口健二君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

予算書65ページの12、委託料でございますが、環境美化業務委託料につきましてはこれまでシルバー人材センターへ委託しております。令和元年度の予算は301万6,000円でございますが、こちらにつきましては環境美化業務委託料のほかにP C B使用機器の処理業務委託料ですとか、運搬搬入業務委託料がございました。この2つの事業は今年度で完了いたしますので、令和2年度につきましてはこの分が減と、委託料につきましては減になっております。

それから、67ページの合併処理浄化槽の個人設置型でございますが、この82万4,000円につきましては5人槽2基ということでございます。設置につきましては、ここ何年かはゼロということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

計画策定委託料についてのご質問でございますが、全て法の規定に基づき実施するものでございます。今回は、3つの計画が同時期に策定、見直しということで、本来は3年、5年置きにつくるものですが、今回は3つの計画がたまたま当たってしまったということで高額になっております。また、限られた職員の中で自分たちで策定するというのも難しく、またその年だけ職員を増員するというのも今の組織ではなかなか難しいということから、専門家に策定を依頼し、策定を行うものでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

100歳で何をくれるかというのは、広報のほうにも毎回100歳のお宅に訪問したときの町長との写真を載せておりますが、花束と賀状でございます。来年は、今のところだと多い見込みでございまして、ちょっと多めに数字のほうを確保させていただいております。

あと、学童の工事のほうのもう少し大きく取ってもよかったのかというようなご質問があったかと思いますが、こちらにつきましては教育委員会と学校と調整させていただきまして、空いているところということで、必要に応じた広さということで隣の相談室を工事するという形で調整させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

令和2年度一般会計予算要求書77ページの花木植栽工事50万円の工事場所が決まっているかということでございますが、こちらにつきましてはゴルフ場緑化事業の委託金を受けまして事業を実施する予定ではございますが、場所につきましてはまだ決定してございません。

もう一つのご質問の81ページの工事請負費、岩畳観光階段補修工事205万5,000円の場所につきましては、商店街を通り抜けて真っすぐ下りる大きい階段でございます。岩畳に向かう下りる階段でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

まちづくり推進費の危険ブロック塀撤去費補助金なのですが、こちらは町道に面して立てられているブロック塀等です。民地に建てられているブロック塀等が倒れそうになっている撤去費を補助するということでございまして、これからまた4月号のホームページとか広報では周知のほうはさせていただきたいと思います。これでとりあえずブロック塀等の長さ1メートル当たり1万円に換算して、10万円を限度として助成をするものでございます。例えば7万円で撤去が済んだ場合には、7万円の助成ということになります。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 大島議員の質問にお答えいたします。

まず、97ページに載っています学校運営協議会、それから学校のあり方検討委員会につきまして、何回開催するのかということなのですけれども、学校運営協議会につきましては年3回を予定しています。あり方検討委員会につきましては、年6回を予定しております。

それから、95ページ、副読本の対象の学年はということなのですけれども、小学校3、4年生を対象として作成をいたします。

それから、99ページ、101ページの第一小学校費、第二小学校費の図書購入費のところにデジタル教科書などのほかに児童用の図書の購入費はあるのかというご質問ですが、それぞれ20万円ずつ例年と同額に予算のほうは計上させていただきました。

105ページの図書購入費、公民館のほうですけれども、7万3,000円は少ないのではないかとということなのですけれども、現在公民館の図書室なのですけれども、蔵書であふれておりまして、そこがかなり古い

本から状態がよくない本までかなり入っております。それで、そこに蔵書が入り切らないような状態でありますので、現在は図書室の整理を本年度から随時やっております。その辺が少し片づきましたら、もう少し蔵書を多く購入していければということで考えております。

それから、107ページの新井家の委託に関してということで、今年度は煙をたいて薫蒸のほうはしたのかということだったのですけれども、今年度は煙をたいてやるというのはしておりませんが、また来年度以降その辺は手間をかけてやっていけたらと考えております。

また、109ページのオリンピックの関係のチケット費用についてはどうなのかということなのですけれども、こちらは学校連携観戦チケットというものがございまして、オリンピックの組織委員会のほうから小中学生に向けての特別な割安なチケットを購入できるような制度をつくっております、そのチケットにつきまして1枚2,020円なのですけれども、それを埼玉県が2分の1、市町村が2分の1を負担するという形で小中学生を連れていけるというチケットがございます。その費用につきまして計上しているのですけれども、長瀬町の場合は小学校6年生、それから中学2年生を対象としてチケットを購入することになっております。

それから、交通費の補助金についてなのですけれども、これもこの学校連携観戦チケットを使って競技を観戦に行くときの交通費の補助と、あと長瀬町で聖火リレーが開催されますので、長瀬駅前で小中学生がその聖火のゴールを迎えるということを今のところ計画しております、組織委員会のほうで承認がされましたらその事業をするわけなのですけれども、そこに行くまでの第二小学校と長瀬中学校の生徒全員分の交通費ということで補助することに予定をしております。

それから、111ページの給食センターの詳細の委託なのですけれども、これにつきましてちょっと詳しく説明をさせていただければと思います。給食センターは、建築から39年近く経過しまして老朽化が進んでおり、毎年改修が必要な施設となっております。今年度企画財政課のほうで策定しております長瀬町公共施設長寿命化計画策定の中の建物の診断におきましては目視による調査が行われ、床シート、壁タイル、サッシゴムの劣化、外壁モルタル面にクラックが見られるなど、老朽化による劣化具合を指摘されております。給食センターは、長瀬町の小中学校に通う児童生徒に安心、安全でおいしい給食を安定して提供することを目的として、センター方式で給食を作り提供しております。これから先も同じように児童生徒に給食を安定供給していくためには、給食センターの長寿命化を図り、維持保全をしながら運営を継続していく必要があります。これまでの対症療法的な壊れてから直すという事後保全から、定期的な点検や劣化状況調査を実施し、機能や劣化を防ぐ計画的保全へ転換を図り、施設や設備の長寿命化を進めていくことが長寿命化計画の基本方針として定められました。給食センターを長く存続させるためには、現在の建物や衛生設備などの老朽化、劣化度を詳細に把握し、給食センターを運営していくために必要な修繕がどの部分であるのか、また計画的に維持保全をしていくためにはどの部分から改修、改善をしていったらよいのかを専門的に判断する必要がございます。したがって、ほかの自治体におきまして給食センターの改修業務の実績がある業者に委託するべく、令和2年度当初予算に必要経費を計上しております。なお、今回委託する業者には先ほど申し上げた点のみでなく、建て替えをした場合の費用などについても概算額を算出してもらう予定です。

この事業によりまして、今後は劣化状況に応じた計画的な維持保全を行い、長期的な視点での更新コストの平準化を図っていきたいと考えておりますが、給食センターの改修や建て替えで莫大なコストが必要となる可能性もあり、財政が厳しい状況にある中で予算を確保できるのかという課題も出ることが考えら

れます。そのような場合には、現在のセンター方式での給食の提供を継続するのか、委託方式による給食の提供にするかなど、給食の提供方法を検討することも考えております。しかしながら、老朽化が進行している給食センターをどのようにするのかを検討することは、将来にわたり小中学校の児童生徒に安心、安全な給食を提供していくためにも必要不可欠であることと考えておりますことから、当該事業を実施させていただきたいものです。ということで、ちょっと細かく説明をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） どっちでもよくなくて、でもちょっと一回聞きたい。さっきの学校給食センター建物、業務委託料。ただ文章で見て、それをペーパーに出すだけですね、627万円というのは。だけれども、あの部屋の建物からいくと、ちょっとこれは高いのかなと思っていますけれども、今次長がそう言ったので、それはそれで私が丸め込まれればいいんだから、それで質問を終わりにしますけど、余り高いと誰が見ても、ええ、これ業務委託料でただ見て、それ目視して、機械を持ってきてこんなにやったって、随分高いのではないかなと。普通だったら、627万円あれば外壁なんか全部、野上駅前のうちなんかは1,000万円でいろんなことが全部できたわけだから、どうだかなということを考えると、ええ、これは高いかなと思うので。

以上です。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、何点かあるので、お願いします。

まず、予算全体ということで考えて、例年予算額と決算額が1億5,000万円から2億円を、変わってくというのは当然かと思うのですが、決算額が高くなってくると。来年度というか、この予算は昨年度よりも若干高い予算見積もりになっているので、このままいくと決算した場合に34億円ぐらいになってしまうのではないかなと、決算時には。ということで、余りそうにならないように予算を組んでいるのかどうかということを、まず第1点。

それから、臨時財政対策債、このような特例的な赤字地方債に依存するということが続けば、地方自治体の財政運営を不安定にしかねないと言われています。地方自治体は、財政健全化に向けた地方債残高全体の計画を引き下げるように取り組む必要があるのではないかなという点で、来年度は1,500万円ぐらいですか、臨時財政対策債が少なくなっているようですが、これを無理に取る必要はないのではないかなということがまず質問です。

それから、今度は歳出ということで39から41ページにある、何回も出ましたが、マスコットキャラクター制作について。私は、これは要らないのではないかと。特に今現在でゆるキャラと、埼玉県の各地方自治体のゆるキャラというふうなことで検索すると、多分これ町役場当局もご存じとは思いますが、とろ君というので出てくるのです。今現在長瀬町にはゆるキャラはないはずなのだけれども、とろ君というデザインも載っています。それどういうことなのか。どうなっているのか。これからつくるといふものがもうネット上にちゃんと埼玉県の地方自治体のゆるキャラというので出ているのです、とろ君というのが。荒川の清流を模したどうのこうのということで出ている。何でこれが出ているのか。それで同じようなものをつくるとしたらおかしいのではないかな。財政健全化ということであれば、ゆるキャラは私は要らないと思います。もう答弁については結構です。つくりたいと予算計上されているのですから。でも、これは無駄を省くということでは、カットするべき予算だと思います。

それから、45ページの地域振興対策事業補助金というのがあります。128万3,000円で、昨年度比プラス78万3,000円になっていますが、これ例えば地区の公会堂の補修をしたいとか、そのような事業だと思います。これに関して、多分今年度も申請が出たと思うのです。その申請を出した人が、これ1つの事業の最高限度額が50万円であるというふうな答弁をしていると。50万円しか出せませんよというようなことで言われたと。これ本当にそうなのかどうか。財源が例えば宝くじ等の助成金、モーターボート競走連合会とか、そういうのだとしたら今までもっと高額に出しているのがありますよね。50万円というのを聞いたことないので、それに決め直したのかどうか。

それから、55ページです。社会福祉総務費、12節の委託料、避難行動要支援者名簿システム保守点検委託料39万6,000円。たかが39万6,000円という見方もあろうかと思いますが、委託してこれをつくっているのだということは、業者委託でつくっているのかと。これ委託しなくても、健康福祉課でできるのではないかなというふうなことで、そのことについて伺います。

それから、同じページで福祉関係計画策定業務委託料900万円です。これ、先ほども随分高額だというふうなことで出たと思うのですが、文言の整理とか手直しというのであれば旧計画を担当課で行って、印刷費だけ委託するというようなことでできるのではないかなと。900万円もかけなくて、これ無理なのかどうか、いや、それは無理なのだよといえそうですが、業者委託、結構計画だけで900万円というのは、いつまでもこれをやっていると、要するに予算を削減なんて絶対できないですよ。そのことについて。

あと、61ページ、児童福祉費の子育て支援員報酬というのは、多世代ふれ愛ベースの子育てにかかわる方の報酬なのかどうかということ。多分そうかなとは思いますが。

あと、同じ63ページに13節の使用料というのがあります。16万9,000円。これ施設等利用給付保守料と書いてあるのです。施設等利用給付保守料、ちょっとこれ内容が分かりませんので、何に16万9,000円かかっているのか。

それから、65ページ、衛生費のところ空き家対策協議会委員報酬3万3,000円しか出ていないのですが、これはこの事業で空き家が増えていくということへの対応が可能なのかどうか。対策を考えた計画等もこれで整備していくのかどうか。

あと、現在の空き家数、多分3万3,000円の予算ですとこれから増えるだろう空き家について、とても調べたりというのができないのではないかなと。ですから、この予算等についてはこれから増えるであろうと想定する空き家数等にもっと予算を計上して、しっかり将来的なものまで見越したほうがいいのではないのかという質問です。

あと、67ページ、これは私がちょっと聞いていなかったのか、予算説明のとき、上水道費のところの18節の負担金で、児童手当補助金21万3,000円というのがあるのです。上水道費のところの負担金で、何で児童手当補助金があるのか。21万3,000円です。

それと、71ページに不妊検査費というところで不育症検査費補助金、これが両方とも4万円から2万円に減額されているのです。不妊検査、それから不育症検査、こういうことは、上のは早期というのがついていたと思いますけれども、減らすべき予算ではないのではないかなと。不妊とか不育とか、こういうことについてなぜ減額したのかと。これこそ増やすべき予算ではないかというふうなことで質問します。

あとは産業観光課になりますが、75ページ、農業費の中で農業振興費が246万3,000円、農業費のうちの13.4%しかないのです。1,833万2,000円のうち農業振興費は246万3,000円、13.4%。えっ、これで農業振興って考えていけるのかなと。現状ではそうなのかもしれませんが、このところ何年もそういう状況です

ので、それについて質問します。

あと、これも77ページ、何回も出ましたが、みどりの村の管理費のところ、みどりの村施設除去、もう金額は出ています。先ほどの答弁で、設計業務委託料で解体が4,000万円くらいと、そのほかにかかるでしょうという答弁だったのですが、この除去に関する、要するに見積金額というのが出ているなら、総合的な事業が出ているのではないのかなと。まだこれによって出てくるという話だったのですが。例えば秩父市の別所の流水プール、あの担当の方に、ちょっと書類を今ここに持っていないのですけれども、あれ2億円かかりました、撤去に。あのプールを解体するのに。あの公園で全部公園としたので、全部で3億円かかっているのです。ということで考えると、みどりの村のあのプールを壊すということで、時代も違うでしょうけれども、総額が出ていないので、464万8,000円というのはちょっと不思議です。このことについて。本当に幾らぐらいかかるかというのが出ていないのかどうか。これすぐ出ると思うのです、業者さんなら概略というか、そういうことが。だから、この予算、除去の測量の460万もかかるというのが理解できません。

それから、商工費の中で花の植栽業務委託料というのがあるのですが、81ページのところです。これどこなのだろうな。商工費って分からないのですが、中学校前の花壇なのかな、どうかなというのがちょっと分からないので、この商工費のところの花の植栽業務委託料13万円です。

あと、以前も言ったことがあるのですが、桜の管理費委託料90万円。これ観光協会に委託していると思うのですが、桜の管理を年間本当に90万円かかっていく予算で、ずっとこここのところ100万円ということもあったのですが、実際問題として今のあの古い木を管理していくのにこれで足りているのか、足りていないのか、そここのところをお聞きしたいと思います。

あと、これなのですが、先ほどちょっと出たのですが、観光費の14節工事請負費で、武野上神社公衆トイレ除去工事というので45万5,000円出ているのです。私は、自分のところの神社ですから、トイレが新しくなるような話を聞いたのですが、神社のトイレを、これ町のトイレですか。町のトイレでないものを出すとすれば、憲法20条、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」と。何人も宗教上の云々とかいうことがあります。「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と、こういう文言があるのですが、これに抵触するのではないのですか。これいいのですか。だったら、お寺のトイレ改修とか、いや、うちのほうの神社の、これ反対ではないんだけれども、こういうことを全て長瀬町でやっていくということであるのかどうか、基本的な姿勢をお伺いします。

〔何事か言う人あり〕

○5番（村田徹也君） それを聞いているのです。余分なことは言わないで。

あとは、先ほど新井家住宅のほうで、大島議員の質問のところでちょっと、あれ、以前は火を燃せないの、あそこを煙でいぶすことはできないというふうな答弁があったと思うのですが、これ私の勘違いかな。間違ったら失礼します。先ほど来年度以降考えていきたいというふうな答弁があったので、えっ、ちょっと違うのかなと。これは大変私の間違いかもしれません。

それから、学校給食センターの建物、627万円かかるというのは高いのではないかという話が出ました。答弁の中でも、これはセンター方式でやっていくか、それとも委託でやっていくかというふうなことも考えなければいけないって。もう結論は目の前に出ていますよね。センター方式でやるか、それとも委託をするか、どちらかです。でも、建物が老朽化しているのだから、これをいじくってみて、これが幾らかか

るのだろうとかいう627万円ですか、これ無駄ではないですか。もう建て替えるしかない。さもなくば委託にするしかない。もうこの長瀬町の公共施設長寿命化計画という中で、目視でやったということなのだけれども、それでも大分老朽化しているところがあるのだから、ここにお金をかけないで、もう造るのなら造る、そのための予算を来年度計上するとか、そのほうが私はいいと思います。

それから、いろいろなところなのですが、土地の借上料、さっと計算してみると1,700万円ぐらいあります。消防とかそういうので小さいのもありますけれども、約1,700万円。これも言いましたが、見直しの時期があるとかでそんなふうなこともあろうかと思うのですが、例えば1,700万円を10年掛けると1億7,000万円です。もうこれ10年以上、中央公民館なんかできてから払っているのですから、中央公民館は303万9,000円来年度予算で立っているわけです。10年なら3,000万円ですよ。今のこの土地価格から考えると、明らかに購入したほうが安いと。それができないのなら、できないと決めつけしないで、交渉をしてそういうふうにしていくとか、交渉したのは我々ではないと町当局の方々は思われると思いますが、そこをどうにか解消して、今から購入してとか、そういう方向に持っていかないのかどうか。

あとは、146ページです。特定健康診査の委託料が453万9,000円が387万2,000円に、66万7,000円減額になっているのです。これ特定健診は……

〔「特別会計です」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） あっ、特別会計だ、これ。そうだ。これは、すみません、特別会計です。まことに申しわけありません。

あと、職員の、この予算書になるのですが、これは特別会計にも含まれてしまうので、申しわけないのですけども、ここでやります。来年度の特別職は、特別会計も含めて423人プラス48人プラス6人プラス18人というのが総数に出ていると。特別職です。それで、一般職は役場の一般職が74名、国民健康保険が3名、介護保険が1名、合計78名。再任用職員が6名。今年度は7名だったのが1人減ると。それから、会計年度のいわゆる出ている職員が、一般職で2、介護保険で2という数字で計算していくと職員数が出るわけなのですが、これは来年度の再任用の職員さん等を含めての全ての職員ということによろしいのですか。

あと1点だけ。蓬莱島公園のことが出ましたので、予算書には載っていないような気がするのですが、77ページの林業総務費で何か50万円植栽ということが出ていたので、もしかすると先ほどヤマツツジをとというのは、この予算なのかなということであれなのですけども、このことを聞くのではなくて、蓬莱島は自然に戻ってよかったなと私は考えます。ただ、瓦れきの散乱とネットの倒壊はいかななものかなと。ダムの土を運んで云々とか、多分あれは駐車場を下りていったところがこんなになっているから、あそこぐらいはちょっと直さなければかなということだと思うのですけども、もしやるとすればその程度、あとは今年度は無理だろうけれども、玉川課長には申しわけないのですけども、あのネットは張るなど、一番南のところはネットを張ってもだめですよと言ったのですけども、あそこネットを張りましたよね。あれがもう崩れてべたんこになっています。やはりあそこは無理なのだから、ただ撤去だけはしないとみっともないのではないかなということで、来年度ではなくても、お金をかけないで自然に戻すような公園にということを考えているのか。幾つかあったのですが、お願いします。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 村田議員の質問に順次お答えをいたします。

まず、予算総額のところで、1点目が決算乖離の問題でございます。例年1億円超えの決算乖離という

か、決算で繰越金を出させていたいただいているわけでございます。

予算編成においても、この予算を計上するに当たっては昨年度、その前ですから、今年度でいきますと令和2年度の編成に当たっては平成30年度の決算の状況などを各事業を見させていただきながら、予算も計上させていただいてございます。一概にそれ全てではないですけれども、そのような形で予算も適当に積むのではなく、過去の決算など、そしてその他のデータを用いながら予算計上をさせていただいてございます。結果として補正予算などで増額をさせていただきまして、お認めいただいて増額をさせていただくわけで、ただそこからもその金額を満額使うということではなくて、執行で節減できるところはしっかり節減をする。これは徹底をさせていただいてございます中で、例年1億円ぐらいの繰越金が発生をしている状況でございます。ですので、無駄遣いをしないというのは大前提でございますけれども、そのような指摘は決算のときのご説明の際にも頂いていますので、そういった形でちゃんと予算編成の際にも、そして執行の際にも徹底をさせていただいてございます。適当に予算は積んでおりませんということで申し上げさせていただければと思います。

また、2点目が臨時財政対策債に係るお話でございますけれども、議員おっしゃりますとおり、町債の残高というのは減らしていくということは、これは私たちもちろん考えているところでございます。これが前提でございます。ですので、来年度におきましてもしっかりと借金を返すということで、借金を返す以上にお金を借りないという予算の編成をさせていただいてございます。その結果、最初のご説明で申し上げましたとおり、1,400万円ほどでございますけれども、来年度もしっかりと町債残高を減らさせていただいてございます。ただ、内訳を見ますと、やはりこの臨時財政対策債が非常にウエートを占めている現実でございます。いわゆるコントロールできる、町がやる事業の借金は、今そこまで大きくしておらず、この臨時財政対策債が非常に大きいウエートを占めています。ただ、この臨時財政対策債は私たちも発行しない方がいいのですが、発行しないということはその分一般財源がなくなってしまうという状態でございます。本当は国のほうからちゃんと地方交付税として現金がちゃんと来ればいいのですけれども、その代替財源として臨時財政対策債という特別なことをやっているわけございまして、自治体によってはこの臨時財政対策債を発行しない自治体ももちろんございますが、今の長瀬町の現状を見ますとこの臨時財政対策債を発行しないということはなかなか難しいという判断のもと、こちらにつきましては発行させていただいて、財源を確保させていただいているということでご理解を頂きたいと思います。

また、私のほうからマスコットキャラクターにつきましては、とろ君については町の商工会のキャラクターであるという認識でございまして、どのような経緯で長瀬町のキャラクターですということでそのホームページに載ったかというのはちょっと分かりかねますが、少なくとも長瀬町が公式のキャラクターでございましてということでどこかにエントリーしたりですとか、登録したりとか、そういったところにホームページに載せましたということはないと認識をしております。以前も町のほうのチラシ等で活用させていただいたときにちょっとご意見を頂いたというケースもございますので、そのような形で今申し上げますさせていただきました。

また、ちょっと全体的なお話でありました土地借上料の話につきましては、各課にわたるものでございますので、ご指摘のとおり企画財政課からも予算編成において令和元年度当初予算、令和2年度当初予算においてもこの土地借上料の見直しにつきましては、各課にお願いをさせていただいてございます。その結果、各課も今の契約を見直していただくなりして、土地の借上料そのものを折衝させていただいて、下げさせていただいているところもございます。また、買った場合と賃貸借を継続した場合も比較、ちゃんと検討

した上で、どの方法が町として望ましいかという課題も出させていただいた上で、各課のほうから検討した結果の予算として今回計上してございます。本当に微々たる額でございますけれども、令和元年度当初予算と比較をいたしますと、私の試算ですと40万円程度は減額が見直しの結果できているのではと試算してございます。こちらの点につきましては、引き続き契約の更新など折を見まして交渉などをしていただきまして、土地借上料の圧縮ではないですけれども、ところは改善を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

私からは以上でございます。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えさせていただきます。

予算書の45ページの地域振興対策事業補助金でございますが、こちらのほうは行政区に対して地域環境整備に係る事業に対して補助金を出しているものでございます。新年度、令和2年度4月1日から施行になりますけれども、まず要綱の見直しを行いまして、近年やはり集会所の修繕、そういったものがどうしても多額なものが出てきます。そういった関係で、村田議員もおっしゃっていましたが、要綱の見直しを行いまして、大規模改修の場合は事業費の2分の1、限度額50万円。補助基準として20万円以上。また、顕著な工事につきましては、改修、修繕につきましては2分の1で限度額10万。基準なのですけれども、10万円以上20万円以下の改修に補助するものでございます。また、そのほか備品購入とかごみステーションの修繕とかも細かい項目で分けまして見直しを行いました。その結果、村田議員言うように、昨年度より78万3,000円今年度予算が多いということですが、こちらのほうはもう昨年度から2行政区から床がもう緩んで、ふかふかしていて床の改修を行いたい、それと水洗、浄化槽化をしたいということで2行政区ありまして、1行政区限度額の50万、もう一行政区が2分の1の補助で28万3,000円、合わせて78万3,000円の補助をするものでございます。そのほか50万円につきましては、今までどおりのそういった先ほど言いました顕著な工事とか備品購入、ごみステーションボックスのペンキ塗りとか、そういったものに50万円のほうは申請があった場合に充てたいと思っております。

それともう一点、職員の数なのですが、令和2年度の一般職員の数ですが、村田議員おっしゃるとおり74名が一般職の職員、プラス特別会計で国保3人、介護1名、合わせて4名の合計78名が一般職員でございます。そのほか再任用職員が6名、それと会計年度任用職員のフルタイムが2人、短期が50名、合わせて52名になります。

以上です。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、避難行動要支援者名簿の保守委託料のご質問だったかと思いますが、これは平成30年度から総務課のほうから健康福祉課に引き継ぎました避難行動要支援者関係事務に要しますシステムの運用に関する費用です。ですから、名簿を作るための委託ではございません。あくまでも保守でございます。

次に、計画策定900万円につきましては、大島議員のときにもお答えしましたとおり、法律で義務づけられて策定しなければならない、また限られた職員、福祉担当は5名しかおりませんし、その中でこれだけの事務量を増やすというのは限られた職員では難しく、年度ごとに職員を増やせるかといえばそれも難しいということから、委託をしないと計画策定ができないだろうということで委託をするというものでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから次に、61ページの支援員の関係だったかと思いますが、こちらにつきましては子育て支援員のパートタイムが2名と、あと給料のところがフルタイムの職員1名分の人件費でございます。

それから、63ページの子育てのための保守ということですが、当初の説明の中でもいたしましたとおり、昨年度補正で行いましたシステム改修に要する費用を昨年補正で上げたのですが、その関係の保守料という形でございます。

次に、不妊検査の関係のお話だったかと思いますが、不妊検査につきましては早期不妊検査費、それから不育症検査費、早期不妊治療費、それと不妊治療費という4つの仕組みがありますが、早期不妊検査、不育症検査、早期不妊治療、これらにつきましてはこの制度ができて以降、実績が1件もございません。不妊検査については実績があるのですが、こちらについてはないということで、実績に基づいて今回件数を出させていただいたという形でございます。仮に実績は見込んだものでございますが、必要に応じて当然補正等を行いますので、昨日受けてきましたからきょう払ってくださいというものでもございませんので、必ず相談がありますので、それに基づいた形で必要に応じ補正対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口健二君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

予算書の65ページの空き家等対策協議会委員報酬3万3,000円でございますが、こちらの内訳につきまして、令和2年度は3人、3回分を見込んでおります。ただし、会議時間が4時間を超えないものということでこちらのほうでは見込んでおりますので、2分の1の金額ということで3万3,000円ということを見込ませていただきました。また、令和元年度につきましては同じように、科目が違いますが、見込ませていただいております。

それから、町が把握しております空き家の件数でございます。こちらにつきましては、現在空き家115件、特定空き家6件を町としては把握している件数でございます。今後の空き家の調査等についてでございますが、前回、平成27年4月に行政区長さんを通しまして空き家の調査を実施しておるわけですが、その後年数も経過しておりますので、来年度空き家の実態調査を実施したいと考えております。調査方法につきましては、前回同様に地元のことをよくご存じの区長さん、区長会へ協力をお願いするような形で実施できればというふうに考えております。また、調査につきまして実態調査のデータを取りまとめまして、職員が現地確認を行い、空き家の判定等を行う際に空き家対策協議会を開催しまして、委員さんに判断等をお願いしたいというふうに考えております。

それから、上水道費のこちらの予算書でいきますと67ページですが、児童手当補助金、こちらにつきましては平成31年度の予算書にも同様に要求させていただいておりますので、そのときは26万1,000円ございました。法定内ということでこちらは見込ませていただいておりますのでございます。よろしくお願いいたします。

〔何事か言う人あり〕

○町民課長（福嶋俊晴君） 上水、職員4名分になります。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、予算要求書75ページ、農業振興事業の農業振興費246万3,000円でこのままでいいのかということでございますが、例年大体こんな感じになってはいるのですけれども、農地を耕す農家の方等に新たな補

助金等を支援等でできればということこの部分で上げさせていただいておりますが、なかなか申し出がないような状況でございまして、このままの部分でいくとちょっとなかなか増やすのは難しいのかなと思っております。また、この中に有害鳥獣害事業というふうな関係のものも入れさせていただいておりますので、こういったことに関しましてはほかの事業、先ほど関口議員のご質問にもお答えさせていただきました秩父地域鳥獣害対策協議会の事業と里山平地林等、いろんなほかの事業を活用しながら推進していければと考えております。よろしくお願いいたします。

2番目のみどりの村の設計委託料の部分で、高過ぎるのではないかとということでございますが、こちらにつきましては提案された事業ができなくなって、その部分で建物を壊してお返しするというふうな方向性が出ましたので、解体事業についての委託料を上げさせていただいたものでございます。なぜこういった委託が必要なのかということでございますけれども、建物の解体作業の場合につきましては建築の専門知識があり、関係法令等に精通している専門業者による積算が求められまして、その建物に応じた解体業務の設計を組む必要があるということがございます。これによって導き出された金額で入札ですとか工事の資格判定とかをさせていただくことや、解体部材によって再生の資源化を行う必要があるかどうか、それからPCBを含んでいればそういった部分の特別な処理をしないと放棄できないとかいろんなものがありまして、専門業者による委託を考えて計上させていただいているものでございます。

それから、81ページ、花の植栽事業でございますが、こちらにつきましては町が管理しております場所の植栽でございます。場所につきましては、国道140号線の宝登山神社に行く、斜めに行く三角地のところで考えてございます。よろしくお願いいたします。

それから、同じく桜の管理費の90万円の状況ということでございますが、桜の管理委託料90万円の内訳でございますけれども、見ていただいている桜につきましては上長瀬駅から高砂橋交差点までの桜並木、年6回程度、野土山、年3回程度、通り抜けの桜、年3回程度、町道井戸25号線、年3回程度、そのほかといたしまして暴風雨通過時の枝折れとか緊急時の対応が随時で通年行っていただくのと、上記以外の部分の苦情や緊急時の対応というようなことでお願いしているものでございます。

それから、武野上神社の公衆トイレの除却工事で、こちらのトイレは神社のものかということだったかと思うのですが、こちらにつきましては町の管理ということで、町の管理のトイレを壊すということでございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 村田議員の質問にお答えいたします。

新井家の住宅の薫煙の関係なのですけれども、できないのではなかったかというご質問ですけれども、人がついていないといけないということで、そこに薫煙している間そこに人がずっとついているという状態であればできるということです。今年度につきましては、そうした人的配慮ができませんでしたので、できませんでした。

それから、給食センターの建物詳細調査の関係なのですけれども、老朽化しているので給食センターを建て替えるか、または給食を委託するのがよりよいのではないかとご意見なのですけれども、建て替えた場合なのですけれども、近隣ですと横瀬町と小鹿野町のほうで平成20年度代に建て替えをしております、横瀬町で大体提供食数が660食ということで3億5,000万円、それから小鹿野町のほうで1,000食提供するのに6億1,000万円程度の費用がかかっております。町といたしましても平成29年度に委託につい

でも検討したのですけれども、費用がかなりかかってしまうということから、センター方式でしばらくはやっていこうということで現在に至っております。先ほども申し上げましたが、施設の長寿命化を図るということでやっていこうということで、この建物診断の調査を委託したいというものでございます。これですが、通常の耐震診断もしまして、今回の調査ではさらに建物と設備の劣化調査に重点を置いて、細かい部分についても調査する予定でございます。まずは通常の耐震診断を行いまして、その後にコンクリートのコア抜き検査なども行います。また、それに加えてエックス線の装置を利用しまして、調理室をはじめとしてトイレや衛生設備なども含めた配水管や給排水設備も加えた劣化状況を撮影し、腐食やさびの状況も確認をします。そこで、その結果を踏まえまして長寿命化を図るのか、または委託をするのか、それか思い切って建て替えをするのか、そういったことを判断する材料としてぜひこの業務をさせていただければと考えて計上したものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 村田議員の蓬莱島の今後ということについてのご質問ですけれども、昨日、それから先ほど来町長のほうが申し上げているとおり、財産処分ができないととりあえず何も進まないということで新年度予算のほうには計上はしておりません。この後国とか県とかの判断が下りた段階で、どのような修繕、それから整備がもう一度必要かということを検討させていただきまして、手をつけて整備を進めるような手順で今のところは考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、あまりしつこくやってもしょうがないので、企画財政課につきましては予算をいいかげんに組んでいるとは思いません。ただ、今ちょうど蓬莱島も出たのですけれども、補正で例えば蓬莱島直すので6,000万円かかりますよとか、そういうことが出てくるとまたこういう予算建てでいくと臨財債とかそういうところに入ってきてしまうので、あえてそういう質問をしたところですよ。理解していないわけではありませんが、公債費も徐々に減らしていくと。やはり公債費につきましては、全体的に考えて、これ臨財債だから、もう国がやがて交付金でよこすのだというふうなのではないので、これ2001年に始まったわけです。もう27年には終了というわけだったのだけれども延ばしたと。要するに国も交付金がそれだけ出せないからと。当然地方自治体も苦しいから、差し当たっては借りておいてというようなことになるのだけれども、税収が減ってくれば今度はそれが交付金もまた当然人口も減ってくる、少なくなってしまうのです。そうすると、町として機能していくのは難しくなっていくから、やはり将来負担率とかそういうことを考えて、ここはなるべく少なくしていくと。極力そういう予算がいいのではないかなというふうなことです。

あとゆるキャラにつきましては、私が調べたのは、たまたま今回ゆるキャラが出ていましたので、埼玉県地方自治体マスコット何とかと調べたかどうか、ちょっと覚えていないのですけれども、それで調べたら各細かいところが出てきて、出ていないところもあったような気がしました。長瀬町の欄のところでもとろ君とかいうのでいろいろ2つばかり出て書いてあるので、これはやっぱりおかしいのではないかなと。だから、それが商工会とかそういうものではなくて地方自治体ということで調べたから、当然地方自治体から出ているのであろうと想定して質問したわけです。やはりこれが今下火になりつつあるところであり、先ほども言いましたが、どこで減額をしていくのかと、町の予算。不必要とは言わないのですけれども、予算を見ていて、こういうのでも切っていくかという予算を少なくしていくということが難しいと思うのです。

一番簡単なのは人件費だと思うのです。一番多いのは人件費です。それを今回も減らしたということも目に見えるわけです。ですけれども、ではゆるキャラをと、これ本当に必要なのかなと。長瀬町の町民が、副町長、町長も必要なのだと思っています、私はと。それはいいです、そういう思いで。個人として思っているのか、それとも役職として思っているのか分かりませんが、では住民は必要と思っているのかどうか。子供たちは、きっとああいうのがあったら、あっ、とろ君だとかいうのでいいと思います。では、それが活躍する場がどれだけあるかと。東京のブースに出展すると。それは、年に1回か2回ですよ。船玉まつりがありますよね。町としての祭りとかないですよ。商工会でやっているのはありますけど。町としての行事というのは多分ないです。だから、それでは例えば敬老会のときちょっと何か置いておこうとか、そういうような形だと思うのです、今のところ。そうすると、やはりそれは必要ないのではないかなと、切っていただきたいと思います。

あと、福祉計画については、やはり今の職員では無理だというふうな、職員数がとても仕事量からいって無理だろうと、これもはかり知れるような気がしますが、比べてみますとできてきたのがどんなに変わっているか。たったこれしか変わらないのが、900万円出して計画策定をしたのかどうかと。やはりそうしたら決算のときに、でもこれはどうなのですかというふうなことでまた言いたいと思います。

あと不妊治療とか不妊の関係は、知らない人が多いのではないかなという気がします。広報にでも出して、もう少し大きめにPRしたりとかいうことで、そういう努力が必要なのではないかなと思います。

空き家につきましては、来年度等に区長さんを通じてやってみたいと。そうすると、増えているとか減っているとか、将来の推計も出ると思いますのでいいと思います。

あと産業観光課関係では、今の農業の現状ではしょうがないだろうというところがあります。みどりの村については、多分この検討委員会でも検討で新しい事業をしないと、没になったからあそこは全部返すのだという話だったので、これ撤去しなければしょうがないと、お金かかるのはしょうがないというのですが、見積額がこれでやったら分かるのだということなのですが、先ほど言いましたけれども、秩父のあのプールは2億円かかったのですよということで、当然これやったら4,000万でという話がありますけれども、それでできたら安くできてよかったなと。4,000万ではない、プラスでできればいいのですが、相当額見込まれるので、この費用で本当にうまく出て安くできればいいのだけれども、それ以上聞いてもちょっと課長は答えようがないと思います。

あと桜の管理については、今何か所か言っていたいたのですが、それだけで90万円かかるような気がしないのです。だから、上長瀬から高砂橋まで桜を幾らかこういうふうにやったりすると。それから、野土山と3か所ぐらいやってもらいましたが、それで90万円かかると。例えば1人1日1万円として90回動いていて90万円ですよ。だから、この額なんかももっと減らせるのではないかなと。もう一回。

あと給食センターについては、これちょっと納得できないと。もう分かっているのだから今決めろ、即決はしていただくのは無理だと思うけれども、センター方式でやるか、もうどっちかなのだから。それで、建て替えるのなら3億5,000万円ぐらいかかるかもしれない。これは、もう町としてもそれはある程度教育委員会ではなくて、町としての考えというのがそこに出てくるのではないですか、予算組むときで。センター方式でやっていくのなら、もう子供たちの安全、安心なおいしい給食のためには3億5,000万円かかってもしょうがないだろうと。そうではなくて、ちょぼらちょぼらいじって、3年もたったら建て替えますというのでは、これが無駄な金になるのではないですかということで、もう少し将来的に見通せていないのかなと。

あと蓬莱島については、今建設課長のほうからお話ありましたけれども、補正でどれだけ出てくるかということで、私は週に1度は行って歩いていますが、大分わかりますよね、あれ撤去だけでも。人力で難しいところも相当あるんで。ただ、極力ああいうものは、今現在倒れているようなものとか、そういうことはやらなければならないだろうと。ただ、あんまりいじって、あそこの駐車場から下りていったところがあまりひどいとか、その程度だと思うのですが、そういう見通しはまだ立っていないわけ。とにかく財産何ですか、をやらないと、全然見通し立たない。ただ、見通しだけは立つような気がするのですが、そこについても答えられたらお願いします。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 村田議員の再質問にお答えをいたします。

臨時財政対策債の部分につきましては、先ほどの答弁さしあげたとおりで、なかなか今の現状の長瀬町で発行をしないということは現実的には難しいと捉えています。それは、今の当初予算の編成においても臨時財政対策債を発行しないという選択肢はなかなか難しいと思います。その空いた財源分をではどこで補填しようかとなってまいりますと、財政調整基金などの取り崩しをして、借金、臨時財政対策債を発行しないという選択肢がすぐぱっと思いつくわけでございます。やはりそういうことではなくて、全体の町債と公債費のバランスを考えながら臨時財政対策債は現時点では発行していく。もちろん発行しないことが一番です。ですので、その状況を見まして発行額を減らすなどの判断はその時々でさせていただくと思います。前提として絶対発行しますよということではなくて、その時々町の財政の状況を見ながら、臨財債については対応を考えてまいりたいと思います。ただ、現状ではかなり難しいということでございます。

マスコットキャラクターにつきましては、先ほど来皆様方のご質問に対してお答えを差し上げているとおりでございますので、重複になりますので差し控えたいとは思いますが、こちらのキャラクターの作成をきっかけに、町民の方にもよりこの町に愛着を持ってもらえるような、そのキャラクターが一助となれば、そういった思いもでございます。それだけでは大変難しいとは思いますが、その一助となるようなキャラクターのほうの策定をぜひ進めさせていただきたいと考えています。

また、先ほどのホームページの掲載の件につきましては、私たちもちょっと承知をしていないところでございまして、そこの経緯はお調べして、どのような経緯だったかはちょっとお調べしておきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

不妊の関係でございますが、知らない人が多いのではないかということでございましたが、対象者が若い方ということで、町のフェイスブック等で発信をしているほか、広報等でも引き続き周知していくよう、去年の10月にはフェイスブック出しました。これからも引き続き周知をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

桜管理事業が高いのではないかとということだったと思いますが、こちらにつきましては職員が勤務している平時以外の休日等の対応につきましても含んでおりまして、そういった意味でいきますと職員がいな

いときの対応ができるということで、単純に平日だけ回ればいいということではなくて委託をさせていただいているものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 村田議員の再質問というか……

○5番（村田徹也君） いいですか。三、四年たったら、はい、建て替えですよというところにお金をかけておいてというのではない。これをやったことによって建て替えではなければ駄目だということが出てくるかどうか、そこがやってみないと分からないということですか。それが聞きたいのです。

○教育次長（内田千栄子君） 再質問にお答えしたいと思います。

給食の提供までには何時間という制約がございまして、委託について検討した場合、現在近隣のところで委託を受けてくれるような、給食提供までに時間の制約を守れるような業者が近くにいないということで、ちょっと委託については今のところ厳しいかなという感じです。建て替えにつきましても、町の厳しい財政状況を踏まえますと、村田議員のおっしゃるように3から5年ぐらいですぐ建て替えになってしまうということもなかなか厳しいということが考えられます。そういうことを踏まえまして、そうしますと現在給食センターもいろんなところが老朽化がきておりまして、例えばそこで働く調理員が暑い環境の中にいるということで冷房設備をつけたいということでありまして、施設そのものの躯体の状況をよく診断してみないと、それを付け替えることも適正なのかどうかということもよく分からない状況であります。本当に壊れたところを一つ一つその都度直していくというような状況だったのですが、この診断をすることによりまして、そういったところを躯体の状況が大丈夫であるとか、あとは施設を順番に直していくということを目星をつけられると思いますので、この事業をやっていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

蓬萊島の整備方法なのですが、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、ダムのほうで土砂を頂ける、これは無料なのですが、無料で運んできていただける、それも整地までしていただけるということです。入り口に関しましてはその土砂を使いたいというふうに考えております。それから、橋のほうは今2つとも使えないような状況なのですが、こちらに関しまして昔のこともちょっと鑑みまして、今度は1か所でいいかなというふうに考えております。それは上流になるか下流になるかということは、まだこれからちょっと検討していかなくてはいけないかなというふうには考えているのですが、それから、あとフェンスに関しましては、あのままではやはり議員がおっしゃるとおりみっともないですし、危険だということもございまして、その辺のことももう一度、使えるものは使える、また新しく部材を用意するということになりますとまたちょっとお金がかかってしまうのですが、その辺もちょっと今考えている状況でございまして、来年度の当初か補正で対応になるかなというふうには考えているのですが、今のところ建設課のほうとしてはそういう考えでおります。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、蓬萊島だけ1点。今回答を頂いたのですが、橋は造っても多分流れると思うのです。橋桁まで流れている。今橋の手前に斜めに、要するに町道が通っているわけですね、あそこは。通学路があったのだから。あそこが沼の横がずっとあそこ通学路だった。多分あれ町道なのです。

ただ石が凸凹しているけれども、橋を造らなくてもあそこをちょっと石でもそつと動かせばそんなに水につからないで通れるから、そういう余分な金は、また流れるかもしれないような予算は立ててほしくないなということを要望しておきますので。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

9 番、新井利朗君。

○9 番（新井利朗君） 三、四点お伺いいたします。

予算書の43ページで、自治振興対策費の中に新事業として防犯灯付替業務委託料というのがありました。23年にいわゆるLED化をしたものが球切れしてきているとかいうようなこともあって替えたいということですが、どのぐらい球切れしているのかなということと、実際のところ照度感知機能というのですか、いわゆるついたり消えたりするための感知機能が今まで悪かったというのか、日中、特に朝方8時、9時まで夏場でもついている。真っ昼間はちょっと私まだ確認していないのですが、結構つきっ放しの状態になっているようなLEDといいますか、防犯灯を結構見かけました。そういうふうなことで、結局球の切れたところというのは実際のところ何か所ぐらいあったのかというふうなことで要因です。LEDは虫を寄せつけないというふうに言われているのですが、やはり見ると明らかに何となしクモが巣を張って待ち構えるのでしょうか、少しクモの巣がついたり、ほこりがついたりしたりするような状況の中であります。そういうのが結局照度感知機能をよろしくなくしているのかということもあるのですが、その辺のところをチェックしながら、しっかりとした機能のあるものをつけていただきたいなと思うのです。その辺のところをお聞きしたいのです。

それから、同じく43ページで、企財課長にお聞きいたしますけれども、庁舎空調設備更新工事管理業務委託料がありますが、これらの監督する業者の事務所等の決め方というのはどういうふうな形でやるのでしょうか。

それから、あとその下にあります工事請負費9,889万円、大変大きな金額であります。この辺のことにつきまして一括して、先ほどちょっとご案内いただいて、こちらが多くなっているのかなということで、長く働いてもらったなという思いと同時にもう一基は頑張っしてほしいなというふうなことを思いながら見させていただいたのですが、内訳といいますかというようなことについて見積もりの内容、工事の内容、それから指名について等お聞きしたいと思います。

それから、もう一点、85ページで土木費の中で一番下のほうに工事請負費1,450万円とありまして、水路整備2か所というふうな状態で上がっております。これにつきましては、昨年の6月議会で7番議員が大変熱心に質問なされていました。そういう中でようやく実現するのかなというのと同時に、あのときに排水路ののり面がもう崩れかかっておりというふうなことで、大変せつぱ詰まったような状態で発言されておりました。そういうふうなことであったのですが、この間10月の12日に台風19号が来た、そのときの水路、ちょうど私も町内見回っていた中で、午後の3時ごろでしたけれども、多分ここかなというふうなところに差しかったときにふと思い出して見させてもらったのです。武甲運動具製作所か何かの北側になるのでしょうか。そこのところに水路というか水が出ていましたので、それを見てちょっとカメラというか、写真におさめたのですが、実際のところ台風の来ているさなかのときであっても30センチ口径ぐらいの水路、枠で水は流せるのかなという思いであったのですが、先ほど説明いただいた中に鉄筋コンクリートのU字溝を使うというふうなことでありました。そういうふうなことをすると大変費用のかか

るものになってしまうと思うのです。途中上のほうがどういうふうになっているかよく分からないのですが、そういうふうなことでのり面が崩れかかっているというふうなことで表現があったものですから、これは大変なことだなというふうな思いと同時に、今まであの台風の経過した後も大丈夫だったのかなと、もっとも崩れてしまったのかなというふうなことも心配をしながら聞かせてもらいます。ですから、去年6月の議会で大分難しいような、町でやるのは難しいような話でしたけれども、今回予算化になってきました。そういうふうなところから、そういうふうなことで途中の経過といいますか、成り行きといいますか、そういうようなことについてお話ししたいかと思います。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、新井議員の質問にお答えさせていただきます。

予算書43ページの防犯灯付け替え工事でございますけれども、こちらのほうは23年度に防犯灯870基を付け替えたわけですが、その後8年が経過しまして、新井議員おっしゃるとおりもちろん消えている箇所、それと自動点滅器、消灯の故障というか、ずっとつきっ放しの箇所があります。今回やはり8年経過していますので、いつ全部870基が一気にだめになるというのも考えられるということで、計画的に付け替えをやるということで、来年度、新年度100基を予定しております。球切れについては、今のところ行政区のほうから上がってきて、今年度も実際もう4か所交換しているのですが、まだ来ていまして、数のほうは10基程度は来ています。そのほか、先ほど一番言うように点滅器が故障していまして、それと虫がやっぱり、おっしゃるとおり来ないのですが、照明自体汚れてきているというのもありまして、その辺も含めて今回使えるものというのですか、そういった汚れ等も含めまして交換工事を行いたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 新井議員のご質問にお答えをいたします。

庁舎空調設備更新工事に関するご質問につきましてでございますけれども、こちらの工事は内容は先ほどご説明申し上げたとおりでございますが、まず1基既に機器が故障をして使用不可能となっております。これは、そもそも竣工時から2台チラーと呼ばれるものを設置して稼働してまいりましたが、竣工から24年ほど経過した結果、昨年の7月に1台が壊れてしまっていて使用不可能となり、現在は1台で稼働している状況でございます。その1台が壊れてしまいますと、こちらの庁舎の全ての空調が使えなくなるということになります。ですので、9月議会におきまして補正予算にて設計業務の委託料の補正予算を計上し、皆様方にお認めいただいて、設計業者に発注を、指名競争入札で設計業者のほうにこちらの改修設計の業務を委託したわけでございます。そちらで、職員ではできないので、専門家の方に設計業務を委託し、この空調の設備更新工事の設計をお願いした。その中で、今回この当初予算の金額を計上させていただいておるわけでございます。

ですので、大きく分けますとそのチラーユニットと呼ばれるものを交換する工事、実際に現状物がありますから、今のものを撤去する工事、それに伴う処分費も入ってございます。付帯工事も入ってございます。あと、中央監視装置ということで、そういったもので管理をしているわけでございますけれども、そちらも新しい機器になるということで、そういったソフトウェアの変更も含んでございます。そういったものと、今回機器を入れ替えることによりましてチラーユニットを4台設置させていただきますが、これは決して過大のものではなくて、現在の熱量を算定し、それに見合うチラーユニットを4台設置させてい

ただ工事として今設計を頂いてございます。実際の稼働は3台させていただきます。それで今の現行の機能を保つことができると。なぜ3台かといいますと、万が一1台壊れても稼働するように4台を設置するわけで、ローテーションのように回すわけです。現行のものも2台のうち1台を順繰りで稼働していたわけでございます、負荷をかけないように。それは負荷を分散させるためでございます。そういったものを実施させていただくと。非蓄熱式に変わりますので、それに伴って既存の電気容量が足りなくなるということから、キュービクルの改修も併せて実施をさせていただくということでトータルの金額を今この9,889万円と計上させていただいているわけでございます。もちろん非常に高額なお金がかかりますので、この点において既存の配管ですとか、そういったものは引き続き利用できるものは活用するという前提で工事費のほうは積算をして設計をしていただいているわけでございます。様々な手法がある中で、いろいろな業者に私たちもヒアリングをさせていただきましたが、この方式がメリットも大きいということで、今のものを今申し上げた手法で替えていく、更新をしていくということで計上をさせていただいております。

ですので、まず詳細な内訳につきましては、これは入札で執行いたしますので、金額については申し上げられません。それは、ご理解を頂きたいと思います。予定価格自体は、お認めいただいて入札を執行する際には公表させていただきますが、内訳については非公開になっていますので、この場でもお答えのほうはできないということで、その点ご理解いただきたいと思います。実際入札につきましては、指名競争入札のほうで実施をさせていただきたいと考えてございます。なお、まず予算をお認めいただき、指名競争入札で実施をさせていただくのですが、こちらはもう予定価格が5,000万円以上を上回ってまいりますので、工事の契約については議会の皆様にお諮りする議決案件になってまいります。ですので、速やかに予算をお認めいただき次第、この入札を実施させていただきたいと考えています。その後こちらの管理業務委託料、178万6,000円でございますけれども、こちら恐らく指名競争入札のほうで実施をさせていただいて、実際の工事監理をしていただく設計業者さんのほうを選定をしていくということで考えてございます。最速で9月の補正をお認めいただいて手続を踏ませていただいて、最低でもこの工事の契約からは恐らく6か月はかかると思います。ですから、実際に工事が終了するのは今年の12月ごろになる可能性は非常に高いというわけでございます。ですので、こちらでお認めいただきましたら速やかに今のようなスケジュールで私たちのほうは進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

場所につきましては、議員が見ていただいた場所のところになります。イスエードさんと武甲運動具さんの間に今土側溝といって側溝は入っていないのですけれども、その流れているところを道路から工場間に橋が架かっているのですけれども、そこまでは側溝が来ておりまして、それにつながのような形で約75メートルの工事をいたしまして、そこで側溝を入れさせていただきます。去年の台風のときに特にのり面が崩れたということとかはなかったのですけれども、大分水量が激しく流れておりまして、これではまた二次災害等が起こる可能性があるということで予算のほうを要求させていただきまして、来年度の予算のほうに要求をさせていただいている次第でございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後4時21分

再開 午後4時35分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。



◎会議時間の延長

○議長（野口健二君） ここで、会議時間を延長いたします。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 1点、各課の中に委託料という言葉、大変ありますね。これを委託料というのは、執行部のほうでは委託して任せたと、これを見直すというような気持ちがあったらばお答えを頂きたいと思うのです。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 染野議員のご質問にお答えをいたします。

委託料につきましては、見直す考えがあるかということに対しては、もちろん見直す考えはございます。ですが、職員では難しい業務、例えば私たちの課でも、企画財政課で申し上げますと、機械の点検ですとか消防用の設備の点検の業務などは委託をさせていただいております。というのは、職員では見れないので、専門の知識を持った業者さんに委託をさせていただいております。ですので、何から何まで委託をするのだということではなくて、必要なもの、町の仕事なのですけれども、職員ではなかなかできないものを委託させていただくという形で考えております。ですので、何から何まで委託ということではなくて、必要に応じてこれは委託する必要がある業務かという視点は町のほうもしっかり持った上で、予算にも必要なものは委託料として計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（野口健二君） 染野光谷君。

○10番（染野光谷君） そうですか。それでは、町長、副町長もおります、現在。だから、そういう町長、副町長の中とか、大変だなというので町長がこぼしているという話は聞いています。だから、こぼしているんだから、一回見直して、これからよしという町長、だって職員でできないのなら町長しかできないやね。町長もできない。この委託料というあれを減らしてくれというあれはできないですか。だから、そういう気持ちがあるならばお願いをしたいというのが10番の議員の染野なのです。そんなわけで検討してください。副町長、せっかくの機会だから。めったにご指名はしないのだから。お願いします。

○議長（野口健二君） 副町長。

○副町長（齊藤英夫君） それでは、染野議員の委託料については減らせないのかということでございますが、先ほども企画財政課長が申し上げましたとおり、資格がないとできない検査等がかなりございます。先ほども言いましたように、消防の点検とかエレベーターの点検とか、ちゃんとした専門業者でないとできないというものがまずは委託料でなっております。職員が資格を持っていない、すると法定の点検ですので、法律に触れてしまうということがございますので、それは資格を持っている業者に委託をするということになります。ただ、そういう法定以外の委託料につきましては、企画財政課長も申しましたとおり、減額できるものについては極力減額をしていくという対応で予算も組んでおりますので、全て減額をしないということではなく、できないものはできない、減額ができるものについては極力減額をしていくという方向で予算を調整しております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 私も1つだけ質問させていただきます。

長瀬の町道路線の廃止及び変更についてなのですが。

〔「19号は後」と言う人あり〕

○3番（野原隆男君） 後ですか。すみません。

○議長（野口健二君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） それでは、聞き漏らしたこともありますが、まずは分かりやすいように当初予算の概要から淡々とお答えを頂ければと思います。

7ページ、つい先ほども質問がありましたが、庁舎施設整備事業、こちらについては何社の見積もりを出した結果この金額になったのか。また、リースではない金額と思われませんが、この空調設備を更新することで何年間の保証があるのか。最近では、公共施設の空調設備整備を進めるに当たり、初期投資を抑え、費用を平準化できるリース方式を取り入れる自治体が増えているそうですが、リース方式の検討はしなかったのでしょうか。

次に、8ページ、固定資産評価事業の航空写真、1,552万1,000円と、これ3年に1回でしたでしょうか、多額の予算がかかりますが、国交省が行った固定資産税調査用空中写真撮影の実態に関する調査業務では、空中写真撮影の実施がない自治体が3割程度、画像、寸法も保管方法等もまちまちということですので、撮影方法の規定もなさそうです。また、経費削減のために単独ではなく、近隣の市町村と共同撮影をしているところもあるようですし、ドローンを使った空中写真で済むのであれば200万円程度、もしくはもっと安価で撮影ができる可能性もございますが、そういった検討はしているのでしょうか。

9ページ、ひとり親家庭等医療費支給事業では約800万円増額となっておりますが、どのくらい独り親家庭が増えたのでしょうか。

12ページ、企業誘致奨励交付事業ですが、先ほど少し説明がありましたが、既存の事業者の規模、事業拡大に対しても支援があるということで、企業誘致が難しい長瀬町で税収を増やしていくためにはよい事業だと思われそうですが、支援内容について詳細をご説明いただけますでしょうか。

13ページ、交通安全施設整備事業の内容に昨年もグリーンベルト整備が含まれておりますが、町内で整備したところ、また整備予定の場所はあるのでしょうか。

予算書、歳入から23ページ、一番下の介護保険費負担金202万9,000円ですが、昨年より7倍程度の増額となっておりますが、こちらについてご説明をお願いします。

25ページ、2の児童福祉費県補助金の下から2番目は認定こども園、これ「園」が抜けているのは間違いでよいのか、ちょっと確認になります。

27ページ、真ん中より下の基金利子ですが、財政調整基金利子が昨年2万円が今回12万円と6倍にもなっています。基金はそれほど増えていないと思いますが、こちらの理由をお聞かせください。

41ページ、こちら先ほどから出ていますマスコットキャラクターの件についてですが、先ほど課長や副町長からもイベントの参加やより多くの方にPRという話が出ておりました。また、村田議員の質疑にも出ておりましたが、長瀬町には町公式ではありませんが、商工会青年部で申請し、知事より任命された埼玉県のゆる玉応援団のキャラクターがおり、今でも商工会と観光協会のメンバーなどで秩父鉄道、東武鉄道、県主催のイベント、おもてなし観光公社のイベントなどに参加の実績もありますので、新たに多額の費用をかけるのではなく、例えばですが、そういったものをうまく活用することでも対応は可能なのではないのでしょうか。

43ページ、13、使用料及び賃借料の中央監視システムリース料178万6,000円ですが、リースなのに昨年度より43万円増額になっている理由をお聞かせください。

その下の18、負担金、補助及び交付金、競争入札参加資格申請共同受付負担金が、昨年度4万6,000円が今回45万9,000円と約10倍になった理由をお聞かせください。

47ページ、18、負担金、補助及び交付金の秩父鉄道整備促進協議会特別負担金が106万6,000円から259万1,000円と1.5倍程度になった理由を伺います。

57ページ、シルバー補助金ですが、利用者の方から個々の能力に差があるので、研修などを行っているのかという話がありましたが、補助金を出している立場からそういった指導などはしているのでしょうか。

最後が77ページ、18、負担金、補助及び交付金の新規事業の遊休農地活用促進費補助金5万円は昨年度の農地活用促進事業費補助金1万円を改めたものだと思いますが、5万円の予算でどのような遊休農地活用の促進を行うのかお聞かせください。

以上です。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 岩田議員のご質問にお答えをいたします。

すみません。まず、庁舎施設整備事業でございますけれども、こちら見積もりは何社ぐらいからというご質問がありましたが、先ほど新井議員のご質問の際にお答えしたとおり、こちらは実際に設計の業者さんにこの委託契約、補正予算をお認めいただいたので、設計の委託をさせていただいて、設計会社さんが空調設備更新工事を実際に実施する設計書を出していただいております。そちらのほうで出された金額がこの予算で、設計業者さんからもその機器の調達に当たっては見積もりを3社ほどから取っていただいております。その中で設計士さんのほうで適切な機器の金額を算出いたしまして、先ほど申し上げたような様々な工事費を合計いたしますとこの予算額を計上させていただいているわけでございます。ですので、空調機器だけの工事費用という機器だけのお金ということではなくて、工事をするに当たって必要となる様々な経費も計上させていただいた上で今回の金額になっているわけでございます。実際には機械設備工事費、電気設備工事、共通費として通常あります共通仮設費、現場管理費、一般管理費というものを合計いたしましてこの数字を予算として計上させていただきました。実際には、もう少し低い金額、予定価格を設定させていただいて、先ほど申し上げたとおり入札のほうを執行させていただきたいと考えてございます。

リース方式の検討はされたかというご質問もいただいておりますけれども、こちらは設計業者に委託をする前に私たちも機器メーカーの方とのヒアリングをさせていただいております。そのヒアリングの中では、リースにつきましては、これは様々な場合がありますけれども、学校などで導入しているところも多いということもおっしゃっていましたが、やはりリースの場合は割高で、その業者さんからは割高であるのでリース会社が得をするというコメントもいただいております。ですので、今回はリースの調達ではなく、私たちのほうでこの手法といいますかを取らせていただいたということでございます。

庁舎施設整備事業は以上でございまして、何年間の保証というのは、私のほうでどのようなものかちょっと分からないので、後ほどお答えさせてください。今適当なことが申し上げられないのでお答えさせてください。

マスコットキャラクターの作成事業につきましては、先ほど村田議員のご質問の際にもお答えをさせていただいたのですが、新たにそういうものをつくらなくても現状商工会などで活用されていますところを君を活用したらいいのではないかとということもございましたが、以前に町のほうも活用させていただければなというところで、広報などで使わせていただいたところ、公式ではないということでご意見を頂いたという実態といいますかがございます。ですので、今回は町として公式のキャラクターを策定させていただきたいというものでございます。町の公式キャラクターを策定させていただいた暁には、そういったところのほうともコラボをさせていただきながら、一緒にPRとして活用をさせていただければなと町としては考えているところでございます。

続きまして、予算書の43ページの中央監視システムリース料が昨年度より増えている理由でございますが、これは令和元年10月にシステム利用の長期継続契約が終了しておりますが、今ご議論させていただいております空調設備の更新工事に合わせて、こちらの中央監視システムを更新したいと考えています。こちら長期継続契約5年でございまして、非常に年数がたっておりますことから、業者からはいつ壊れるか分からないので、更新をしたほうがいいということ言われていて、今再リースをしているところでございます。この更新工事に合わせて再リースをさせていただいているところで、来年度は新たにこの更新工事と併せまして、この中央監視システムのものも更新をさせていただきたいことから、約40万円ほど増額をさせていただいているところでございます。

続きまして、こちらの競争入札参加資格申請共同受付負担金の増の理由でございますけれども、こちらは、2年に1回入札参加者の名簿更新を行っております。これは2年に1回でございまして、来年度がその年度に当たるということで、その受け付け負担金が増額をしているということでございます。ですから、2年に1回このような金額が増えるということでご理解を頂きたいと思っております。

続きまして、48ページの秩父鉄道整備促進協議会特別負担金の増理由でございますけれども、こちらは秩父鉄道のほうが令和元年度からの鉄道の整備計画を策定をしたところでございます。秩父鉄道のほうも設備更新を後ろ倒しにしておったのですが、様々なものが老朽化をしております、もうこれ以上後ろ倒しはできないという状況になってございます。今までも秩父鉄道の沿線各自治体は、このような形で通常負担金と特別負担金を支出していたわけでございますけれども、来年度からは非常に高額なお金がかかるということで、各沿線市町のほうから補助金のほうの見直しをしまして、秩父鉄道の要請により、こちらは各沿線市町の合意のもと、来年度秩父鉄道への設備更新に協力すべく259万1,000円の、約150万円の増額をさせていただくものでございます。秩父市ですとか熊谷市は非常に大きい金額が来年度この特別負担金が増えているわけでございます。長瀬町にとってもこの150万円は非常に大きいのでございますが、

秩父鉄道は交通の足となるものでございますので、金額を増額させていただいて負担金を計上させていただきました。

私からは以上でございます。

○議長（野口健二君） 税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） それでは、岩田議員の質問にお答えいたします。

今回の航空写真撮影において、ドローンの使用を検討したかのご質問でございますが、ある業者に確認いたしましたところ、安全面や画質面でまだ信頼性に欠けるというような回答がございましたので、今回は今までどおりの手法で実施することを考えております。ただ、これまでは随意契約で実施していましたが、この1,552万1,000円のうちの約550万円が航空写真の撮影費になっておりますので、この部分だけでも入札をいたしまして、できる限り委託料を削減するようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

独り親家庭の件数でございますが、令和2年1月末現在におきまして53世帯の118人、それから1年前の平成31年の1月31日現在では51世帯125人となっております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

25ページ、認定こどもの後に「園」が抜けているのではないかとのご指摘ございましたが、「園」が漏れているようでございます。大変失礼いたしました。

また、シルバー人材センターの補助の関係の研修の実施の有無というようなご質問だったかと思いますが、研修につきましては実施しておりますが、引き続き各種研修ができないかどうかの要請をしてみたいと思いますし、その結果につきましてもまたご報告さしあげるような形で取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

まず、長瀨町企業誘致条例の細かい内容についてということでございますが、こちらにつきましては長瀨町における適正な企業立地を推進するために必要な優遇措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び町民福祉の増進に資するというところでございまして、去年の3月に認定いただきました条例に基づくものでございます。主なものでございますが、対象となる事業でございますが、優遇措置の対象は日本標準産業分類に定める産業のうち、大分類Aの農業、林業、大分類Eの製造業、大分類Gの情報通信業、大分類Hの運輸業、郵便業、大分類Iの卸売業、小売業、大分類Mの宿泊業、飲食サービス業でございます。

奨励金の内訳、内容につきましては、5種類の奨励金がありますが、まず1つ目の施設奨励金ですが、等価固定資産税に対して課されて固定資産税に相当する額を事業開始後、最初に課税される年度から起算して3年間交付するというものでございます。2つ目が雇用促進奨励金でございます。こちらにつきまし

ては、指定企業が事業所において新規雇用した者のうち、要件に該当する者の人数に対しまして10万円を乗じて300万円を限度に1回交付するというものでございます。3つ目としまして、法人町民税奨励金でございます。この奨励金は、指定企業が事業開始の日の属する年度の翌年度に係る本町が課税する法人町民税に相当する額として、100万円を限度に1回限り交付するものでございます。4つ目が水道加入金相当額奨励金でございます。この奨励金は、指定企業が事業の用に供するために設置し、納付を行った水道加入金に相当する額として、300万円を限度に交付するものでございます。5つ目としまして、埋蔵文化財調査奨励金でございます。この奨励金は、指定企業が事業所の用に供するために取得した土地において、埋蔵文化財調査に要した経費の2分の1に相当する額として、500万円を限度に1回限り交付するものでございます。この5種類の奨励金の内容につきましては、商工会からの要望に先行して企業誘致をしている近隣の自治体を参考にしたものでございます。

指定要件につきましては、事業者の敷地が1,000平方メートル以上で、かつ事業所の床面積が500平方メートル以上であること、また増設に当たっては増設した事業所の延べ床面積が250平方メートル以上であること。2つ目の要件として、新設、移設または増設した事業所の等価固定資産税の取得費の合計が5,000万円以上あること。3つ目の要件として、事業所の事業開始に伴い、常時雇用する従業員に町内に居住する者の1人以上の新規雇用があること。この3つを満たした者に対して補助金を出すということになってございますので、よろしくお願いいたします。

それから、あと2つ目の遊休農地活用促進費補助金は何をするかということであったと思いますが、こちらにつきましては、桑の抜根を行いまして、桑畑から普通畑にするときの補助金と考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

グリーンベルトの設置箇所なのですが、幹線26号線、いわゆるたけのこ保育園の横を通っている道路でございまして、昨年、おとしと引き続いて線を引いているのですが、昨年の終わっているところから国道のほうに向かって2年度のほうは引く予定でございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 会計管理者。

○会計管理者（村田武彦君） それでは、先ほど岩田議員から質問がありました利息の関係についてご説明させていただきます。

いろんな基金があるわけなのですが、この基金につきましては指定金融機関が埼玉りそなでありますけれども、各金融機関に分散預金をしています。いろんなリスク等もありますし、実際に借りている借入金ですか、各銀行から借りているお金もありますので、そういったバランスを考えながら運用しております。その中で、今非常に金利は低いのですが、銀行とそのときに金利交渉をして、うまくいく場合も時にあるので、これ毎回いくとは限らないのですが、タイミングでそういった交渉がうまくまとまった結果、こういった状況が生まれてきていると。ただ、銀行の金利はもうどんどん前よりも下がる傾向にはありそうです。ちょっとつかんだ情報ですと、今よりもまだ下がりそうな状況です。

以上です。

○議長（野口健二君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 3点だけ、簡単に本当にお答えいただければいいのですが、さっきのまず庁

舎の空調の関係、こちらリースについて細かいことは省きますけれども、リースがない方法で設置した場合でも半額以下でもできるのではないかという見方もございます。財政が厳しい状況の中で、これだけ多額の予算ですので、少し厳しいことを言いますが、ほかの議員からも質疑が出ている中の話も踏まえて、今回の工事費用が一番安価であり、数ある中で最適な空調設備の方法であると断言ができるのでしょうか。

また、キャラクターのほうです。こちらについても先ほどから一般財源を使わない、ガバメントクラウドファンディングやふるさと納税を活用するからといっても、それは大事な寄附金でありますし、それこそもっと大きな事業をやりたくてもできない、この町はこういった未来を考えているので寄附してほしいというときに活用するものだと思いますが、このキャラクター制作に400万円以上予算をかけることが町民に喜ばれる、町民のためになる事業だと言えますでしょうか。

最後に、さっきのドローンの関係です。見積もりというか、話はしてみたとかという話が出ていたかなと思いますけれども、今日々進化する中で画素数も相当いいものになっていて、測量、設計、インフラ管理までができるようになってきているということなのですけれども、それができるのに、やっぱり固定資産の評価のための画素数には足りないのかというのを再度確認させていただいて、以上で質疑を終わりたいと思います。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 岩田議員の再質問にお答えをいたします。

1点目でございますが、この工事が長瀬町にとって最適な事業であると断言できるかということでございます。こちらは、私たちの職員ではできないということで、設計の事業者さんに委託料をお支払いをして、現在の長瀬町の空調を入れ替えた場合に、適切な工事は何かということで設計を出させていただいてございます。ですので、私たちといたしましては、この設計書に基づきまして工事のほうを執行させていただきたいということで考えてございます。ですので、こちらが私たちとして正しいということで予算を計上させていただいてございます。なお、こちらにつきましては、予定価格のほうはもう少し減額をさせていただきたいというふうには考えてございます。8,000万円台で予定価格を設定させていただきたいと思いますが、8,000万円でも多額な金額でございます。このようなときのために、財源も公共施設整備基金を今回充当させていただくと。このような大きい金額が動くときに、公共施設整備基金を充当させていただくというために貯蓄をしているわけでございますので、そのような財源対策を含めてご理解を頂きたいと思います。

マスコットキャラクターも同様でございます。町民のためになるかということでございますが、こちらは先ほど来申し上げてますとおり、直接的には非常に難しいかもしれませんが、この町に多くの方がお越しいただくためのPRの一助として、そうすることで長瀬町がより活性化をしていくことが望ましいわけでございます。それは、町として考えていることでございますので、こちらのマスコットキャラクターを作成させていただいて、PRツールとしてふんだんに活用させていただきたいと考えてございます。なお、ガバメントクラウドファンディングもこの事業だけしかやりませんということではなくて、この事業に取りかからさせていただいて、その他の事業におきまして、このような財政状況でございますので、ガバメントクラウドファンディングを活用した事業についても今後も展開していきたい、そのように検討をさせていただきたいと思ってございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） 岩田議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど安全面や画質の面でというお話をさせていただきましたが、岩田議員がおっしゃるとおり、画質につきましては日進月歩、進歩しておりますので、クリアできるかもしれません。ただ、安全面につきましては、やはりセスナに比べますとドローンというのは墜落の可能性が高いというふうに私は認識しております。その点につきまして、今までのセスナのほうがより安全であり、費用対効果も上がるというふうに考えまして、今回は従来どおりの手法を選択させていただきました。

以上でございます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

討論はありますか。

7 番、関口雅敬君。

○7 番（関口雅敬君） 私は、昨日から財政が厳しいという話でお話をさせていただきました。昨日からの質問の答弁とは全く予想外で、中身は無駄が多く、必要なところに手が届いておらず、納得ができません。町の立て直しをするために、執行部も汗をかいて知恵を使い、将来にいい町にしてつなげるよう、今回のこの予算に反対をしたいと思います。

○議長（野口健二君） 次に、賛成討論をお願いします。

4 番、岩田務君。

○4 番（岩田 務君） 私は、賛成の立場で討論いたします。

その理由としましては、毎度のことでございますが、令和2年度の予算書等を私なりにじっくりと見させていただき、分からないことなどは質疑をいたしました。予算の性質別の歳出で見ますと、人件費、物件費、維持補修費、扶助費など、人口が減少する中では、特に増えてほしくない部分ではある経常的経費は軒並み減少となっております。また、心配される財政事情につきましては、町の借金と言える地方債では、令和2年度起債額2億9,200万円から公債費3億2,159万5,000円を差し引きしますと、約3,000万円借りるお金より返すお金が多く、現在高見込額では29億1,312万1,000円で、昨年度よりも約1,488万円減る予定のようです。しかしながら、基金からの繰入金と積立金の関係もあるので、財政指標などには今後影響が出てくるものと思われます。

今回の予算では、庁舎空調整備事業費が約1億円という費用になっており、当局としても予定外のことでもあったとは思いますが。この庁舎は、職員が仕事をする拠点であるとともに住民の方々も訪れる場所でもありますので、エアコンなしというわけにはいかないと思いますが、質疑などでも出ておりましたように、ほかの業者にも相談することやリースで事業を行うこと、またプロポーザルでよりよい提案をしていただくことも必要だと思いますので、予算が通ったとしてもその部分は再考いただければと存じます。全体的な新規の事業を見ても、町独自の斬新な事業やこれはいいなというものはいつもとより少ないかと感じられますが、今回は空調故障で予想外の出費があったことを考えますと仕方がなかったのかなと思う部分もございます。そのような中では、今回の予算編成におきましては、住民の方々に直接かかわる介護、医療、福祉、子育て、環境、生活関連の事業といった視点で見ますと、全体的にバランスの取れた予算と言えます。また、税収アップに向けた効果が期待できる農林水産業費、商工費、土木費は昨年度より増加しておりますので、ぜひともこの限られた経費の中でもそれぞれの事業を想定以上に効果のある事業になる

ように努めていただければと思います。

最後になりますが、組み替え動議または付帯決議という手段もございしますが、今回はその方法を取らない代わりに、先ほどから反対の話が出ているマスコットキャラについての再考、また凍結、また空調についてはほかの方法の検討やほかの業者の見積もりを取り、再検討することをお約束していただけることを信じまして、賛成の立場での討論とさせていただきます。ぜひ皆さんご賛同いただけますようお願いいたします。

○議長（野口健二君） ほかに討論はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） ここ数年、秩父郡内の町と比較して総務費比率が非常に高くなっていると。ちなみに、30年度、横瀬町17.9%、皆野町14.8%、小鹿野町12.5%、長瀬町は昨年度25.3%、今年は25.2%、0.1%下がりました。その中でも人件費比率は総務費の20.7%で、やはり実際のお金は少なくなったとしても他町より高いと。それから、公債費比率は小鹿野町よりは低いのですが、他町よりは高くなっている等を考え、今年度の予算組みを考えてみると経常収支、実質公債費比率、財政力指数、将来負担比率等、余り改善されていかないのではないかと思います。特に予定事業が例年の踏襲的なものが見受けられ、過去の慣例にとらわれない手法を余り見受けることができません。これでは、将来を見据えて町の状況をおもんぱかった予算立てにはなっていないと判断し、反対の意を表します。

○議長（野口健二君） ほかに討論ありますか。

9番、新井利朗君。賛成ですか。

○9番（新井利朗君） はい。この一般会計予算は、長瀬町の進展と町民全員の生活全般を守る一般会計予算でありますので、賛成いたします。

○議長（野口健二君） これをもちまして討論を終結いたします。

これより議案第15号 令和2年度長瀬町一般会計予算を採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野口健二君） 賛成多数です。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。



◎延会について

○議長（野口健二君） お諮りいたします。

本日の議会はこれで延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。



◎次会日程の報告

○議長（野口健二君） 次会の日程をご報告いたします。

明日12日は、午前9時から本会議を開きますので、定刻までに議場に参集してくださるようお願い申し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷して配付しますので、ご了承願います。



◎延会の宣告

○議長（野口健二君） 以上をもちまして、本日の会議は終了しました。

大変ありがとうございました。

延会 午後5時19分

令和２年第１回長瀬町議会定例会 第３日

令和２年３月１２日（木曜日）

議 事 日 程 （第３号）

１、開 議

１、議案等の説明のため出席した者の紹介

１、議事日程の報告

１、議案第１６号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第１７号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第１８号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第１９号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第２０号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第２１号の説明、質疑、討論、採決

１、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査の件

１、閉会について

１、町長挨拶

１、閉 会

午前9時開議

出席議員（10名）

1番	板	谷	定	美	君	2番	井	上	悟	史	君
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田		務	君
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠美子	君	
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	齊	藤	英	夫	君
教育長	野	口			清	君	会計 管理 者	村	田	武	彦	君
総務課長	福	島	賢	一	君		企画財政 課長	内	山	雅	人	君
税務課長	相	馬	孝	好	君		町民課長	福	嶋	俊	晴	君
健康福祉 課長	中	畝	康	雄	君		産業観光 課長	玉	川		真	君
建設課長	若	林		智	君		教育次長	内	田	千栄子	君	

事務局職員出席者

事務局長	野	口		晃		書記	石	川	正	木
------	---	---	--	---	--	----	---	---	---	---

◎開議の宣告

(午前 9 時)

○議長（野口健二君） 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（野口健二君） 本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長（野口健二君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、ご了承いただくとともに、ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

上着の着脱は、ご自由に願います。

それでは、日程に従って議事に入ります。

企画財政課長から質疑に対する答弁の要求がございますので、許可いたします。企画財政課長、健康福祉課長、町民課長の順にお願いいたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 昨日一般会計の当初予算の中で、岩田議員からご質問を頂きました庁舎施設の空調設備更新工事の中で、その機器の保証期間につきましてご質問を頂きましたが、こちらにつきましては、このような設備機器につきましては、一般的には1年間の保証があり、その2年目以降は保守契約を締結するという運びになるということでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 昨日の一般質問、岩田議員からの一般質問にありました答弁の修正をお願いしたいと思います。

予算書25ページの認定こども園に係る施設型給付費補助金170万円に、園が入っていないのではないかというご指摘がありまして、私は園が入っているほうが正しいですと申し上げましたが、昨年までの園が入った表記が誤りでありまして、今回園を除いたものが正しいということで、修正しておわび申し上げます。

以上です。

○議長（野口健二君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、昨日の一般会計におきまして、関口議員からご質問を頂いておりま

した下水道事業、それからし尿処理事業の1件当たりの金額についてお答えができませんでしたので、本日ここで答えさせていただきたいと思います。

下水道事業につきましては、こちらの当初予算の概要のほうにもございますが、予算のほうが2億4,052万5,000円、水洗化人口が3,906人ということで、割り返しますと1人当たり約6万1,500円ということになります。し尿処理事業につきましては、予算のほう4,504万円、それに対しまして利用者人口が539人、1人当たりいたしますと割り返しますと約8万3,500円ということになります。

以上でございます。



◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第1、議案第16号 令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長をお願いします。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第16号 令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計予算「歳入歳出予算」「一時借入金」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ7億6,477万円となり、前年度予算と比較し7,933万4,000円、9.4%の減となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、議案第16号 令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

平成30年4月より国民健康保険の財政運営の責任主体が市町村から県に移行されました。現在のところ大きな問題もなく、順調に事業の運営がなされているところでございます。

初めに、被保険者等の状況についてご説明いたします。令和2年2月末現在、世帯数が1,136世帯、対前年比マイナス23世帯、保険者数は1,854人、対前年比マイナス50人となっており、これらの方々に保険業務を行おうとするものでございます。

それでは、令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計予算書の126ページを御覧ください。

第1条にございますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,477万円とするものでございます。令和元年度と比較いたしますと、額にして7,933万4,000円の減額、割合にしまして9.4%の減となっております。

主な内容につきましては、予算説明書に基づきご説明させていただきます。131、132ページを御覧ください。

初めに、歳入予算についてご説明させていただきます。

第1款第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税でございますが、1億2,443万6,000円

で積算いたしました。

第1節医療給付費分は、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額により算出した合計金額でございます。

第2節後期高齢者支援金分は、後期高齢者医療制度の財源として埼玉県に納付する後期高齢者支援金に充てるもので、所得割額と均等割額により算出した合計額となっております。

第3節介護納付金は介護納付金に充てるもので、所得割額、均等割額により算出した合計額でございます。

第4節から第6節までは、第1節から第3節までの滞納繰越分を計上いたしました。

次に、第2目退職被保険者等国民健康保険税でございますが、5万円で積算いたしました。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を第1目一般被保険者と同様に積算いたしました。

なお、令和2年度において令和元年度同様、税率等の変更はございません。

次に、1枚おめくりいただき、133、134ページを御覧ください。第6款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金でございますが、5億7,877万円を積算いたしました。

第1節普通交付金は、市町村が行う保険給付の実績に応じて交付されるもので、第2節特別交付金は、糖尿病等の重症化予防事業や保険税収納率向上等に対し交付されるものでございます。

第2節健康マイレージ事業県補助金は、健康寿命の伸長と医療費の削減のための事業として交付されるもので、28万9,000円を積算いたしました。

次に、135、136ページを御覧ください。第8款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金5,919万8,000円でございますが、第1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）と第2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は法定負担分を、第3節事務費繰入金は国保担当職員の給与費を含みます事務費として、第4節出産育児一時金繰入金、第5節財政安定化支援事業繰入金は、それぞれ法定負担分の繰入れを行うものでございます。

以上が歳入の主なものでございます。

続きまして、歳出でございますが、139、140ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の2,674万3,000円でございますが、主な事業としては国民健康保険事業を運営するための職員の人件費、埼玉県国保団体連合会に支払う手数料や負担金、レセプト点検業務委託料等、国保を運営するための事務経費が主なものとなっております。

第2項の徴税費は、国民健康保険税の収納に要する諸費用でございます。

次に、1枚おめくりいただき、141、142ページを御覧ください。第2款保険給付費の5億5,712万2,000円でございますが、予算全体の約72.8%を占めております。

第1項療養諸費4億8,425万円は、一般被保険者や退職被保険者の医療費や療養費として一定割合を保険医療機関等に支払うもので、第2項高額療養費6,850万8,000円は、一般被保険者や退職被保険者が同一の月内に病院、薬局等で受けた診療に係る一部負担金等が限度額を超えた場合に支給する高額療養費となっております。

次に、1枚おめくりいただき、143、144ページを御覧ください。第4項出産育児諸費336万2,000円は、被保険者の出産に対し、その世帯主に出産育児一時金42万円を支給するものでございます。

第5項葬祭費100万円は、被保険者が亡くなられた場合、その葬祭を行った方に対し5万円を支給するものでございます。

次に、第3款国民健康保険事業費納付金の1億6,011万円でございますが、市町村が支払う保険給付費等の全額を県が市町村に交付するための財源として県が市町村から徴収するもので、次ページの上段にかけての各項目を納付金として県へ納付するものでございます。

次に、145、146ページの中段を御覧ください。第5款第1項保健事業費66万9,000円でございますが、健康寿命の伸長と医療費の削減を目的にした健康マイレージに関連した費用が主なものとなっております。

第2項特定健康診査等事業費945万2,000円は、第12節委託料にありますとおり、被保険者に義務づけられている40歳から74歳までの被保険者の方を対象とした特定健診、特定保健指導等に係る費用が主なものとなっております。

次に、1枚おめくりいただき、147、148ページを御覧ください。第6款第1項基金積立金、第1目国民健康保険財政調整基金積立金576万5,000円でございますが、国民健康保険事業の運営を健全に行うため、必要な額を積み立てるものでございます。

以上で、議案第16号 令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、今ご説明いただいた146ページのところで、特定健診の診査の委託料ということで387万2,000円です。昨年度を見ると453万9,000円ということで大分、66万7,000円少なくなっているのです。受診率を上げるというふうなことで取り組んでいると思うのですけれども、今年度実績は出ていないと思うのですけれども、多分今年度より令和2年度が少なくなっているということは、想定を受診率が下がると想定しているのか、それとも40から74歳の人口が減ると想定しているのか。前は受診率を上げたほうが補助金等も多くなるというようなことだったのですけれども、もし今現在30年度の実績、パーセントでも結構ですから、どのくらいの受診率になっているかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

特定健康診査の実施につきましては、健康福祉課所管でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。今年度国民健康保険の特定健康診査の委託料が下がっているということでございますが、人間ドックを含めました委託料全体では、平成30年度の決算額よりは79万4,000円を多く確保しているところでございます。予算編成におきましては、こちらなるべく多い額を獲得するという形でやりたいわけですが、財政上実績に基づいた計上とするというふうな方針でございますので、前年度決算額を上回る要求額とさせていただきます。なお、今年度の特定健康診査の実績につきましてはまだ出ておりませんが、昨年度は39.3%でございました。これには人間ドックの数字を含んでおります。

また、受診者の向上ということで、平成27年度からは負担金を取らないで特定健康診査のほうの実施を始めました。また、近年では未受診者への勧奨を行いまして、受診をしてほしいという呼びかけを行っているところでございます。また、予算の中でもあります診療情報提供事業というようなものもできておりまして、お医者さんに通常かかっていると特定健診はあまり受けないと、病院で検査してもらっているか

らというような形のものが、医療機関のほうから本人の同意を得て提供していただけるというような事業も始まっておりますが、なかなか進んでいない状況でございます。なお、人間ドックにつきましては委託料、補助金を合わせまして、前年度よりは12万5,000円、5人分ですが、多い額を予算計上することはさせていただいております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 多分人間ドックを含んで39.3%ということは、これを含まないと36%ぐらいなのかと想定するわけなのですが、あまり上がっていないような気がするのですけれども、今課長も言われたように、なかなか受診率が上がらないというふうなお話だったのですけれども、やはりこれをもう少し予算的に30年度の実績を下回らないような予算でというふうなことだったのですが、努力としてももう少し受診を上げるような取り組みをしていただいたほうがいいのではないかと。そういうことによって、お医者さんにかかるとか、そういうことが少なくなっていくと思いますので、重病化しないようにと。あと、保健指導については、どこにかかっているのですか。この特定健診で栄養士さんですか、保健指導はやりますよね。それがちょっとこの項目にはないような気がしたのですけれども、どこかに含まれているのかどうか、その点について伺います。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

受診率を上げる取り組みにつきましては、先ほどこっと申し述べるのを忘れましたが、今65歳以上の国保の被保険者につきましては、はつらつポイント事業という形で、それ以外のいろんな事業に出ると30ポイントを集めるとというような事業も併せてやっておりますので、引き続き受診率を上げる取り組みをしていきたいと思っております。また、受診率を上げることによって糖尿病性腎症、いわゆる透析にならないような取り組みも今1市4町、秩父方式という形で取り組んでおりますので、引き続きこの辺につきましては取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

なお、特定保健指導の管理栄養士さんの費用につきましては、そこの報償金のところに入っていまして、数字だけなのでちょっと分かりにくいと思いますが、その中で24万円ほど、保健指導のための管理栄養士の謝金を確保しているところでございます。そのほかは保健師のほうが対応しておりますので、特に費用としては上がっておりません。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号 令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認め、よって議案第16号は原案どおり可決されました。



◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第2、議案第17号 令和2年度長瀬町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第17号 令和2年度長瀬町介護保険特別会計予算「歳入歳出予算」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものでございます。

総額は歳入歳出予算それぞれ7億1,787万8,000円となり、前年度予算と比較し324万4,000円、0.4%の減となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第17号 令和2年度長瀬町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

町長提案理由にありまして、予算書158ページにございます第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,787万8,000円とするものでございます。前年度当初予算7億2,112万2,000円と比較しますと324万4,000円、0.4%の減となっております。

次に、予算説明書により主なものにつきましてご説明させていただきます。

初めに、歳入でございますが、163、164ページを御覧ください。第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料でございますが、特別徴収、普通徴収及び滞納繰越分を合わせて1億5,734万4,000円を見込んでおります。

次に、第2款国庫支出金1億6,069万8,000円でございますが、この款に係る歳入は介護給付費等の財源として法定割合分に応じて交付される国庫負担金や調整交付金でございます。

次に、第3款支払基金交付金1億8,464万2,000円でございますが、保険給付費等の財源として社会保険診療報酬支払基金から法定割合分に応じて交付されるものでございます。

次に、第4款県支出金1億565万3,000円でございますが、介護給付費等の財源として法定割合分に応じて県から交付されるものでございます。

次に、165、166ページを御覧ください。第6款繰入金、第1項一般会計繰入金1億773万1,000円でございますが、保険給付費や地域資源事業費の財源として法定割合分を、また認定調査などの事務費等として一般会計から繰り入れるものでございます。また、第2項基金繰入金でございますが、介護給付費支払基金よりの繰入れを見込んでいないことから、科目設定として1,000円を計上しているところでございます。

続きまして、歳出でございますが、169、170ページを御覧ください。第1款総務費1,154万4,000円でございますが、第1項総務管理費は、介護保険システムソフトウェア利用料などの一般事業に係る費用でございます。第2項徴収費は、保険料賦課徴収のための費用でございます。第3項介護認定審査会費は、介護認定調査に係る認定調査員の報酬や期末手当、介護認定審査会運営のための負担金などでございます。

次に、171、172ページを御覧ください。第2款保険給付費6億6,279万円でございますが、第1項介護サービス等諸費は、要介護者の方が介護サービスを受けた場合に係る費用で、居宅の要介護者が自宅を中心に利用するサービス、住み慣れた地域での生活を継続するための地域密着型サービス、特別養護老人ホームや老人保健施設等での施設サービス、手すりの取り付けなどの住宅改修の費用でございます。

次に、第2項介護予防サービス等諸費は173、174ページにまたがっておりますが、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスで、要支援者の方が要介護予防サービスを受けた場合に係る費用で、在宅要支援者の指定介護予防サービスや認知症対応型介護サービス等の費用でございます。

次に、第4項高額介護サービス等費、第5項高額医療合算介護サービス等費は、要介護者の負担軽減を図るため、各サービスで自己負担が一定の上限を超えた場合に支給するものでございます。

次に、第6項特定入所者介護サービス等費については、施設サービスを利用する要介護者の入居負担の軽減を図るため、市町村民税非課税等の低所得者の食費、居住費について設定される負担限度額との差額に係る費用でございます。

次に、175、176ページを御覧ください。第4款地域支援事業費3,662万7,000円でございますが、高齢者が地域で自立した生活を送るためのサービスを受けた場合に係る費用で、第1項介護予防・生活支援サービス事業費は、生活機能の低下が見られる方に介護予防や生活支援の訪問、通所サービスを提供する費用でございます。

次に、第2項一般介護予防事業費でございますが、比較的心身ともに健康で自立した生活を送ることができている人の介護予防に係る費用でございます。

次に、第3項包括的支援事業・任意事業費でございますが、177から180ページにまたがっておりますが、要支援者のケアマネジメントやサービス支援、各種相談業務を行う地域包括支援センターの運営費用、地域ケア会議推進事業、紙おむつ支給事業、成年後見制度利用支援事業、生活支援体制整備事業に係る費用でございます。なお、昨年度に試験的に実施した独り暮らし高齢者などに対する配食サービスを本格的に実施いたします。

次に、第5款基金積立金371万3,000円でございますが、介護保険事業に要する費用の不足額に充てるための介護保険給付費支払基金へ積み立てる費用でございます。

以上で、議案第17号 令和2年度長瀬町介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 地域支援事業についてなのですが、支出のほうでは180ページのところで、節で生活支援体制整備事業委託料、今年度は380万円と、昨年度は350万円だったというふうなことがここに予算化されていますが、歳入のほうを見てみると、163ページのところで3款と4款に分かれています、歳入のほう地域支援事業ということで。これ額が合わないといいますが、ちょうど380万円にならないのですが、総合事業と総合事業以外とかいうのを振り分けているのか、それとも支払基金の交付金のほうの569万円からそちらへ行っているのか。ちょっとここだけでは分からないので、説明できればそのところをお願いしたいと思います。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

生活支援体制整備事業につきましては、国庫交付金が法定割合としては38.5%、それと総合事業、県の交付金が19.25%、それから一般会計の地域支援事業の繰入金で19.25%とあります。それが入っていると
ころでございます。残りの分につきましては、町の負担という形になります。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、もう一回だけすみません。380万円というのを国と県と町のほうからと振り分けてこの額を出したというふうなことです。だから、これは380万円この事業に必要なというふうなことで、そちらの予算から振り分けて持ってきたということによろしいわけですね。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員の再質問にお答えします。

先ほどの予算の説明の中でも法定割合分という言葉が出ていたと思うのですが、居宅の給付であるとか、生活支援体制とか、施設給付だとか、いろいろ細かく分かれておりまして、生活支援体制の部分につきましては、23%が保険料、皆さんが支払う65歳以上の保険料から来るという形に法定で決まっています。それ以外の居宅事業等については2号被保険者といって40歳からお金が取られていると思うのですが、その部分が社会保険診療報酬支払基金から入ってくるのですが、この部分につきましては2号からの保険料、いわゆる基金からの入ってくるお金がなくて、国が38.5%を持つというふうに定められております。保険料が23%、それと県が先ほど言った19.5%、町が19.5%ということで、この部分については保険料と公費の割合が23対77ということで、それ以外の事業については50%、50%という保険料と公費の割合があるのですが、この部分につきましては保険料負担が23、それ以外が77という形で法定割合に応じて積算しているといった形になっています。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号 令和2年度長瀬町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。



◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第3、議案第18号 令和2年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を議題とい

たします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第18号 令和2年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算「歳入歳出予算」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ1億1,042万6,000円となり、前年度予算と比較し346万3,000円、3.2%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、議案第18号 令和2年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

この制度は、埼玉県内の全市町村で構成する埼玉県後期高齢者医療広域連合が主体となり運営されております。町では、その財源となる保険料の徴収や保険証の引き渡し、制度の啓発等を行うものでございます。令和2年2月末現在の保険者数は1,402人で、昨年同時期と比較し55人の増となっております。

それでは、予算書の191ページを御覧ください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,042万6,000円とするものでございます。この額は、令和元年度当初予算1億696万3,000円と比較しまして346万3,000円の増額、割合にいたしまして3.2%の増となっております。

主な内容につきましては、予算説明書に基づきご説明させていただきます。

196、197ページを御覧ください。初めに、歳入予算についてでございますが、第1款第1項第1目後期高齢者医療保険でございますが、8,491万2,000円を積算いたしました。この保険料につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき、所得に対する所得割額と被保険者の均等割額の合算額で、年金からの特別徴収保険料は6,007万4,000円、普通徴収保険料は2,473万4,000円で積算しております。

保険料につきましては、法律により広域連合がおおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるよう保険料率を改定しておりますが、令和2年度が改定の年に当たります。改定における基本的な考え方でございますが、保険者数の増加や1人当たりの医療費の上昇に加え、後期高齢者負担率の引上げなどの影響により保険料が上昇していく見込みの中、消費税率の引上げなどもあり、高齢者の生活が厳しくなることが予想されます。さらに、均等割軽減特例が段階的に廃止され、所得者の保険料負担が増加していく中で二重の負担とならないよう配慮するため、均等割額を現行の水準に維持するよう保険料率が設定されております。保険料は、保険料増加抑制策として剰余金152億円を活用することや均等割軽減の拡充、賦課限度額の引上げなどの配慮がなされております。これによりまして、令和2年度、3年度の保険料率でございますが、均等割額が4万1,700円で平成30年度、令和元年度から据え置き、所得割額が7.96ポイントで平成30年度、令和元年度と比較いたしまして0.1ポイントの増、軽減後の1人当たりの保険料額は7万6,481円で平成30年度、令和元年度と比較いたしまして2,463円の増となる予定でございます。

次に、第3款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金でございますが、保険料徴収等に係る経費に充てる事務費繰入金、低所得者の保険料の軽減分の補填財源として繰り入れる保険基盤安定繰入金として2,447万4,000円を積算いたしました。

次に、第4款第1項第1目繰越金でございますが、令和元年度からの繰越金として80万円を積算しております。

続きまして、歳出でございますが、200、201ページを御覧ください。第1款総務費の78万4,000円でございますが、後期高齢者医療事業を円滑に運営するための保険料の徴収、保険者証の交付、被保険者からの給付に係る申請受け付けなどの事務費用に要する費用に充てるものでございます。

次に、第2款後期高齢者医療広域連合納付金1億843万7,000円でございますが、これは被保険者から頂きました保険料と一般会計から繰り入れた保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するものでございます。

次に、第3款諸支出金の保険料還付金20万5,000円でございますが、所得の変更や被保険者の死亡などにより生じた保険料の還付に充てるものでございます。

以上で、議案第18号 令和2年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） これは、もうこういう予算でということは今よく分かりましたけれども、説明の中でお聞きすると後期高齢者医療保険料というのが平均でというのはですか、約2,000円ぐらいは昨年度と比べて上がったということですよ。これがだんだんと軽減のあれがなくなっていくということだと考えると、まだまだこれから今後上がっていくという見通しというか、そういうことになるのかということ。あと、それに対して町としてそれをなるべく増額させないような一般会計の繰入れであるとか、そんなふうなことで抑制をしていくような方策というのはできるのかどうかと。課長でそこまで答えられるのか分からないのですけれども、見通しもどんどん高齢化が進んでいって高くなっていくということは生活する人にとっては大変なのかなという気持ちがありますので、ちょっとお答えをお願いします。

○議長（野口健二君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

保険料につきましては、広域連合のほうからお示しがされておりますが、段階的に軽減率がなくなっていくというような形になっておりますので、今後の見込み、今現在の予定としましては軽減がなくなることによって上がることが予想されます。

それから、繰入金につきましては後期高齢者連合が主体となり運営しているものですので、その辺はちょっと厳しいのかなというふうな、私の考えではそういうふう考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号 令和2年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認め、よって、議案第18号は原案どおり可決されました。



◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第4、議案第19号 長瀬町道路線の廃止及び変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第19号 長瀬町道路線の廃止及び変更についての提案理由を申し上げます。

長瀬町大字矢那瀬地区及び岩田地区の路線を廃止及び変更したいため、道路法第10条第3項に基づき、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、建設課長の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、議案第19号 長瀬町道路線の廃止及び変更についてご説明いたします。

提案理由につきましては、町長が申し上げましたとおりでございます。

まず、廃止する路線につきまして2路線でございます。議案を1枚おめくりいただき、位置図を御覧ください。岩田9号線は、岩田中郷コミュニティ集会所の県道長瀬玉淀自然公園線を挟んだ反対側、大字岩田字中野539番地1先から高橋沢に通る町道で、大字岩田字中野535番地1先までの延長123メートルでございます。

次に、岩田10号線は大字岩田540番地1先から大字岩田字中野542番地1先までの岩田中郷コミュニティ集会所裏を通る町道で、延長は40.68メートルでございます。

いずれの町道も、現在では町道として利用されていない状態の道路となっております。

次に、変更する路線でございますが、矢那瀬6号線でございます。2枚おめくりいただきまして、位置図をお願いいたします。こちらは道路改良工事が終了し、位置図のとおり町道の起点部が大字矢那瀬字北久保941番地1から字北久保932番地1へ変更となり、町道の延長が102.16メートルから85.5メートルと変更になりました。場所につきましては、旧南食堂前の町道となっております。

以上、今回この3路線の廃止及び変更を行うものでございます。

以上で、議案第19号のご説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 前の南食堂の前といって、あそこ町道というのは別に出ていなかったような状態なのですが、あそこは駐車場としてあれているのですか。どこか土地、この辺土地がどんなあれになっているのか、ちょっとあれなのですけど。それで、ここの持ち主は南食堂さんの持ち主、両側あるわけなのです。ここを極端にやると、通る人が今度は逆にあれなのですが、このままずっと残っていったら、町道じゃなくなると、何かするときは町道はそのまま残る。ちょっとお聞きしたいのですけど。ここ変更

で、そうすると町道ではなくなるわけですか。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、野原議員のご質問にお答えいたします。

矢那瀬6号線の起点が変更になるということなのですが、今までの町道が多分利用できなくなってしまうかというようなご質問かと思うのですが、町道として管理する部分の起点部が変更になるということとでございまして、公図上はまだ道路というものが残っておりますので、通ってはいけない、通らないでくださいということではございません。今までどおり通っていただいても結構です。ただ、町が町道として管理する部分としては起点部が変わるということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号 長瀬町道路線の廃止及び変更についてを採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認め、よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第5、議案第20号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第20号 長瀬町公平委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町公平委員会委員である外池秀彦氏の任期が令和2年3月31日で満了となります。ついては、外池氏を引き続き委員として選任することについて議会の同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりこの案を提出するものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認め、よって、議案第20号は原案どおり同意されました。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第6、議案第21号 長瀬町固定資産評価審査委員会補欠委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第21号 長瀬町固定資産評価審査委員会補欠委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町固定資産評価審査委員会委員である福島博氏の任期が令和元年12月24日付で満了したことに伴い、地方税法第423条第4項の規定により、引き続き補欠委員として選任したので、同条第5項の規定により、議会の承認を得るため、この案を提出するものでございます。

福島氏は、現在宮沢区にお住まいで、株式会社東洋精工を経営されております。また、平成30年5月より長瀬町商工会副会長に就任され、商工業者の代表としてもご活躍されております。温厚な性格で、幅広い見識を有する方であるため、引き続き補欠委員として選任させていただきました。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号 長瀬町固定資産評価審査委員会補欠委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案どおり承認することに異議ありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 異議なしと認め、よって議案第21号は原案どおり承認されました。

◇

◎経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（野口健二君） 日程第7、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第72条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認め、よって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◇

◎字句の整理

○議長（野口健二君） ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。

◇

◎閉会について

○議長（野口健二君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認め、よって本定例会は本日で閉会することになりました。

◇

◎町長挨拶

○議長（野口健二君） 閉会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、新規条例案などの21件の重要案件につきまして慎重なご審議を頂き、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。誠にありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいりたいと存じます。

なお、今後の予定でございますが、小中学校の卒業式につきましては新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、国や県の方針を踏まえまして、教職員、卒業生とその保護者のみで行う予定です。中学校は3月13日の金曜日、小学校は25日の水曜日に行われます。入学式についてですが、今後の感染症流行の状況を踏まえ、実施方法を検討していく予定です。入学式は中学校が4月8日の水曜日、小学校が9日の木曜日でございます。新型コロナウイルスの発生状況によりましては、各種行事の実施方法が変更になる場合がございますが、関係者の皆様にはご理解、ご協力をお願いいたします。

新年度も当面する事業、課題などに対し、議員の皆様のご指導、ご協力を頂き、引き続き町政の円滑な運営へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様のますますのご活躍とご健康、そして新型コロナウイルスが一日も早く終息し、人々が平安な生活に戻れますことを心からお祈りいたしまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（野口健二君） 閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

今定例会は、令和2年度当初予算をはじめ、条例の制定、改正等、町政当面の諸問題、案を審議いたしましたが、議員各位のご精励により付議された全ての議事が終了し、閉会できますことに感謝を申し上げます。

また、町長をはじめ執行部各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に協力され、ご苦勞に対し深く敬意を表します。

なお、各議案の執行に当たりましては、適正な運用をもちまして、町政発展のため一層の努力をいたしますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、令和2年第1回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 6月 5日

議 長 野 口 健 二

署 名 議 員 岩 田 務

署 名 議 員 村 田 徹 也

署 名 議 員 関 口 雅 敬